

令和9年度環境省重点施策集

令和8年8月
環境省



1 循環経済（サーキュラーエコノミー）

（単位：百万円）

1.1 再生資源供給サプライチェーンの強靱化

予算項目名	要 求 額	R8当初	R7補正	該当ページ
経済安全保障の確保に貢献する金属資源等の再資源化に対する投資促進支援（※太陽光パネル、リチウムイオン電池等の再資源化設備補助を含む）				1
再生材供給サプライチェーン構築支援事業	11,000	6,000	0	-
先進的な資源循環投資促進事業【GX】	20,080	20,000	0	-
循環資源の安定供給のための高効率・高度化設備導入等促進事業【エネ特】	10,297	7,297	3,000	-
脱炭素型循環経済システム構築促進事業【エネ特】 （うち、（4）再資源化事業等の高度化による脱炭素効果算定事業を除く）	7,400	4,603	100	-
再資源化事業推進のための金融的手法の導入（新規）				9
資源循環連携事業における利子補給事業	500	0	0	-
資源循環分野に対する融資促進のための債務保証事業	10,000	0	0	-
ナフサ輸入代替を促進する国内再生プラスチックの長期安定供給体制構築支援（新規）				12
ナフサ輸入代替を促進する国内再生プラスチックの長期安定供給体制構築支援	事項要求	0	0	-
自動車等向け高品質再生プラスチック市場の構築支援				13
プラスチック資源循環等推進事業費（うち、未利用廃プラスチックの再資源化開拓支援事業）	450	0	0	-
高品質な再生プラスチック市場の構築支援事業	1,000	0	500	-

1 循環経済（サーキュラーエコノミー）

（単位：百万円）

1.1 再生資源供給サプライチェーンの強靱化

予算項目名	要 求 額	R8当初	R7補正	該当ページ
国内資源循環促進のための金属スクラップの回収拡大・高品質化に向けた調査・実証				16
資源循環拠点・ネットワーク及び情報開示・金融基盤形成促進事業 （うち、①重要鉱物をはじめとした金属資源の確保（回収・高品質化）に向けた調査・検討事業）	150	20の内数	376の内数	-
脱炭素型循環経済システム構築促進事業【エネ特】 （うち、（３）製造業・資源循環産業の連携及び高度リサイクルを通じた高品質再生材供給実証事業）	1,700	1,000	0	-
不適正スクラップヤード対策、廃棄物等輸出入の適正化				20
廃棄物等輸出入適正化推進費	263	153	90	-
産業廃棄物等処理対策等推進費 （うち、スクラップヤード業に対する許可制度の円滑な施行のための整備事業）	455	0	97	-
リチウムイオン電池等の分別回収・再資源化等総合対策				23
リチウムイオン電池等処理困難物適正処理及び再資源化促進に向けた検討業務	1,494	83	1,282	-
地域の資源循環促進支援事業	715の内数	104の内数	364の内数	-

1 循環経済（サーキュラーエコノミー）

（単位：百万円）

1.1 再生資源供給サプライチェーンの強靱化

予算項目名	要 求 額	R8当初	R7補正	該当ページ
太陽光パネルの再資源化促進のための環境整備				26
脱炭素型循環経済システム構築促進事業【エネ特】 （うち、（２）国内資源循環体制構築に向けた再エネ関連製品及びベース素材の全体最適化実証事業）	1,100の内数	1,000の内数	100の内数	-
脱炭素型循環経済システム構築促進事業【エネ特】 （うち、（３）製造業・資源循環産業の連携及び高度リサイクルを通じた高品質再生材供給実証事業）	1,700の内数	1,000の内数		-
リサイクルシステム統合強化による循環資源利用高度化促進事業 （うち、太陽光発電設備等リサイクル推進関連事業費）	158	112	0	-
再資源化事業等高度化推進事業	257	241	0	31
脱炭素型循環経済システム構築促進事業【エネ特】 （うち、（４）再資源化事業等の高度化による脱炭素効果算定事業）	300	0	0	32
再資源化事業高度化のための人材育成・確保事業	167	19	128	34
地域共生型廃棄物発電等導入促進事業【エネ特】	1,665	1,696	0	35

1 循環経済（サーキュラーエコノミー）

（単位：百万円）

1.2 日本をハブとする国際資源循環ネットワークの構築

予算項目名	要 求 額	R8当初	R7補正	該当ページ
同志国と連携したe-scrap等の国際資源循環の構築				36
日本をハブとする国際資源循環ネットワーク構築事業	749	100	0	-
国際資源循環促進事業（うち、①我が国の循環産業の国際展開・循環インフラ輸出の促進）	263	263	100	-

1 循環経済（サーキュラーエコノミー）

（単位：百万円）

1.3 地域循環資源の徹底活用による地域活性化

予算項目名	要 求 額	R8当初	R7補正	該当ページ
資源循環に取り組む自治体の底上げ・地域の資源性廃棄物（SAF原料等）を活用した資源循環ビジネスの支援				39
地域の資源循環促進支援事業（再掲）	715の内数	104の内数	364の内数	-
地域資源の徹底活用に向けた資源循環加速化事業	1,000	0	800	-
リユースの促進、食品ロス削減、サステナブル・ファッション、使用済紙おむつ・プラスチック等の資源循環等への支援				42
使用済み製品等のリユース及びサステナブル・ファッション促進事業	260	82	278	-
食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R推進事業費	300	150	150	-
リサイクルシステム統合強化による循環資源利用高度化促進事業（うち、太陽光発電設備等リサイクル推進関連事業費は再掲）	386	310	0	-
プラスチック資源循環等推進事業費（うち、未利用廃プラスチックの再資源化開拓支援事業除く）	486	434	98	-
一般廃棄物処理施設等の循環型社会形成等に資するインフラ整備支援				47
循環型社会形成推進交付金（うち、廃棄物処理施設分）	93,908 + 事項要求	28,562	65,346	-
大規模災害に備えた廃棄物処理体制の検討・拠点整備事業（うち、廃棄物処理施設分）	49,159 + 事項要求	595	48,564	-
廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業（うち、廃棄物処理施設整備分）【エネ特】	30,600	24,600	6,000	-
循環資源の安定供給のための高効率・高度化設備導入等促進事業【エネ特】（再掲）	10,297	7,297	3,000	4

1 循環経済（サーキュラーエコノミー）

（単位：百万円）

1.4 資源循環分野の国際ルール形成

予算項目名	要 求 額	R8当初	R7補正	該当ページ
企業の情報開示スキーム（グローバル循環プロトコル（GCP））の活用及び国際標準化の推進				51
資源循環拠点・ネットワーク及び情報開示・金融基盤形成促進事業 （うち、②GCPに基づく情報開示スキームの開発及び開示情報に基づく投資促進支援）	200	20の内数	376の内数	-
国際資源循環促進事業 （うち、②国際循環政策に係る合意形成を通じた国際資源循環・廃棄物管理の推進及び我が国循環政策の強化）	266	266	0	-

1.5 循環経済を国民運動に

横浜グリーンエキスポを契機とした循環経済に関する社会的機運醸成（新規）				54
横浜グリーンエキスポを契機とした循環経済に関する社会的機運醸成事業	350	0	0	-
資源循環自治体フォーラム、循環経済パートナーシップ（J4CE）等を活用した情報発信や企業・自治体等の連携促進				55
地域の資源循環促進支援事業 （うち、① 資源循環自治体フォーラム等を通じた資源循環のビジネス創出支援）	715の内数	104の内数	364の内数	-
国際資源循環促進事業 （うち、②国際循環政策に係る合意形成を通じた国際資源循環・廃棄物管理の推進及び我が国循環政策の強化）	266の内数	266の内数	0	-

2-1 気候変動対策（緩和）

（単位：百万円）

2-1.1 脱炭素投資の拡大に向けた支援・環境整備

予算項目名	要 求 額	R8当初	R7補正	該当ページ
データセンター等デジタル基盤の脱炭素化の支援				58
データセンター等デジタル基盤の脱炭素化支援事業【エネ特】	4,600	1,278	2,000	-
住宅・建築物の脱炭素化（ZEH・ZEB等の普及）				59
住宅の脱炭素化促進事業【エネ特】	12,500	8,000	1,000	-
脱炭素志向型住宅の導入支援事業【GX】	50,000	0	75,000	-
断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業【GX】	98,000	0	112,500	-
建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業【エネ特】	11,500	6,700	4,800	-
業務用建築物の脱炭素改修加速化事業【GX】	6,700	4,000	0	-
うち、建築物のライフサイクルカーボンの算定・削減促進				66
建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業【エネ特】 （うち、低炭素型建材活用新築ZEB支援事業、躯体活用型ZEB化改修支援事業、躯体活用型ZEB化改修調査支援事業、ライフサイクルカーボン削減型の新築ZEB支援事業）	5,749	2,484	814	-

2-1 気候変動対策（緩和）

（単位：百万円）

2-1.1 脱炭素投資の拡大に向けた支援・環境整備

予算項目名	要 求 額	R8当初	R7補正	該当ページ
商用車・船舶・物流等のモビリティの脱炭素化				72
商用車等の電動化促進事業【GX】	30,000	0	30,000	-
ゼロエミッション船等の建造促進事業【GX】	24,810	14,910	1,000	-
ゼロエミッション船等の導入支援事業【GX】	2,700	1,200	0	-
総合モビリティ脱炭素化促進事業【エネ特】	5,220	3,425	0	-
うち、商用車等の電動化促進				72
商用車等の電動化促進事業【GX】	30,000	0	30,000	-
ゼロエミッション船等の建造促進・導入支援				73
ゼロエミッション船等の建造促進事業【GX】	24,810	14,910	1,000	-
ゼロエミッション船等の導入支援事業【GX】	2,700	1,200	0	-
Scope3削減のための企業間連携を含む省CO2設備投資支援				84
scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業【GX】	3,700	1,500	0	-
脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業（SHIFT事業）【エネ特】	7,682	5,786	3,500	-
うち、Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進				84
Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業【GX】	3,700	1,500	0	

2-1 気候変動対策（緩和）

（単位：百万円）

2-1.1 脱炭素投資の拡大に向けた支援・環境整備

予算項目名	要 求 額	R8当初	R7補正	該当ページ
中小企業を含むバリューチェーン全体の脱炭素経営支援				86
中小企業を含むバリューチェーン全体の脱炭素経営高度化事業【エネ特】	1,651	1,651	0	-
「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）の推進				91
「デコ活」による脱炭素社会実装事業【一部エネ特】	2,269	1,759	510	-
フロン冷媒の転換・循環利用（冷媒サーキュラーエコノミー）による脱炭素化と冷媒の確保の同時実現				92
冷媒の脱フロン及びフロン排出削減推進事業	3,000	0	0	-
コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン脱炭素化推進事業【エネ特】	7,000	7,000	0	-
ブルーカーボン等の吸収源対策に係るクレジットの創出・利活用支援、算定方法の確立等				93
森林等の吸収源対策に関する国内基盤整備事業費	49	47	0	-
ブルーカーボン等によるクレジットの創出・利活用に係る早期社会実装に向けた実証事業	500	100	400	-

2-1 気候変動対策（緩和）

（単位：百万円）

2-1.2 地域共生・地域裨益型再エネの導入促進

予算項目名	要 求 額	R8当初	R7補正	該当ページ
我が国が優位性を有するペロブスカイト太陽電池の需要創出				95
ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデル創出に向けた導入支援事業【GX】	28,000	7,000	0	-
民間裨益型自営線マイクログリッド等事業への支援				96
特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】	8,000	7,000	0	-
脱炭素先行地域等の実現に向けた支援				96
地域脱炭素移行・再エネ推進交付金【エネ特】	73,021	20,018	33,500	-
GX戦略地域制度における産業団地等の脱炭素化の推進				97
GX戦略地域制度における産業団地等の脱炭素化推進事業【GX】	3,000	500	0	
地域主導の脱炭素の取組加速化に向けた「防災・レジリエンス強化」「国内資源活用」「地域経済活性化」モデルの促進（新規）				98
地域資源を活用したレジリエントなエネルギー循環・経済成長促進事業【エネ特】	1,000	0	0	-
洋上風力発電の導入に伴う洋上の環境情報の調査事業等【エネ特】	1,069	929	0	99
地域における再エネ等由来水素利活用促進事業【エネ特】	3,288	3,117	0	100
地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業【エネ特】	1,850	630	700	101
地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業【一部エネ特】	6,137	2,000	4,000	105

2-1 気候変動対策（緩和）

（単位：百万円）

2-1.3 アジア太平洋地域等の二一ズを踏まえた環境技術・ビジネスの海外展開支援

予算項目名	要 求 額	R8当初	R7補正	該当ページ
アジア太平洋地域等でのクレジット発行拡大に向けた民間JCM等の推進				106
クレジット発行拡大に向けた民間JCM等推進事業（「二国間クレジット制度の構築等事業」、「二国間クレジット制度（JCM）によるエネ起CO2以外を主とした温室効果ガス削減推進事業」、「脱炭素移行に向けた二国間クレジット制度（JCM）推進事業」を統合させた上で名称変更）	810	29	550	-
脱炭素移行に向けた二国間クレジット制度（JCM）促進事業【エネ特】	12,924	13,874	0	-
アジア等における脱炭素移行のための政策策定・案件形成支援				114
アジア等国際的な脱炭素移行支援のための基盤整備事業【エネ特】	1,395	1,395	0	-
GOSATを活用した気候変動対策の推進				121
GOSATシリーズによる地球環境観測事業	265	135	0	-
温室効果ガス観測技術衛星等による排出量検証に向けた技術高度化事業【エネ特】	2,311	2,201	0	-
国立研究開発法人国立環境研究所運営費交付金（うち、衛星関連事業経費）	1,978	1,700	0	-

2-2 気候変動対策（適応）

（単位：百万円）

2-2.1 気候変動適応の社会実装の推進

予算項目名	要 求 額	R8当初	R7補正	該当ページ
地域課題に応じた総合的な気候変動適応策を実証する先進地域の創出（新規）				123
気候変動適応先進地域創出のための適応実証事業	1,000	0	0	-
科学的知見の充実化等の次期気候変動適応計画に基づく分野横断的取組の推進				124
気候変動影響評価・適応推進事業	498	490	56	-
気候変動適応策・緩和策の連携による地域レジリエンス強化の促進（地域主導の脱炭素の取組加速化に向けた「防災・レジリエンス強化」「国内資源活用」「地域経済活性化」モデルの促進の一部）【再掲】				98
地域資源を活用したレジリエントなエネルギー循環・経済成長促進事業【エネ特】（再掲）	1,000	0	0	-
地域の防災拠点や避難施設となる公共施設等の脱炭素化・レジリエンス強化【再掲】				105
地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業【一部エネ特】（再掲）	6,137	2,000	4,000	-
水辺・里海の保全・活用の推進による地域活性化				125
良好な水環境の創出と健全な水循環推進費	260	60	200	-
気候変動適応策推進の基盤となる沿岸生態系の変化を把握する海域環境モニタリングの拡充				126
閉鎖性海域・湖沼環境対策等推進費（うち、（１）閉鎖性海域の環境対策）	241	143	0	-

2-2 気候変動対策（適応）

（単位：百万円）

2-2.1 気候変動適応の社会実装の推進

予算項目名	要 求 額	R8当初	R7補正	該当ページ
自然共生サイト・OECM・生物多様性保全等の推進を通じた地域活性化				127
OECMを活用した健全な生態系の回復及び連結促進事業	304	288	0	-
独立行政法人環境再生保全機構運営費交付金（うち、地域生物多様性増進活動促進業務）	309	297	0	-
ネイチャーポジティブ地域づくり推進事業	35	16	0	-

2-2.2 国内外の適応ビジネスの推進とサプライチェーンの強靱化

日本企業の供給網のレジリエンス向上に向けた早期警戒システム等の適応技術導入パッケージの海外展開や国際ルール形成に向けた検討（新規）				130
早期警戒システムを基軸とした適応技術導入パッケージの海外展開実証事業	1,000	0	0	-
適応に資する製品・サービスの効果の見える化等の環境整備（科学的知見の充実化等の次期気候変動適応計画に基づく分野横断的取組の推進）【再掲】				124
気候変動影響評価・適応推進事業（再掲）	498の内数	490の内数	0	-

2-2 気候変動対策（適応）

（単位：百万円）

2-2.3 熱中症対策の推進

予算項目名	要 求 額	R8当初	R7補正	該当ページ
熱中症予防のための調査検討、普及啓発				131
熱中症対策推進事業	1,200	143	130	-
熱中症対策の推進に必要な情報収集や自治体支援				132
独立行政法人環境再生保全機構運営費交付金（うち、熱中症対策推進事業）	314	306	0	-
地域課題に応じた総合的な気候変動適応策を実証する先進地域の創出【再掲】				123
気候変動適応先進地域創出のための適応実証事業（再掲）	1,000	0	0	-
熱中症対策にも資する防災・レジリエンス強化の取組支援（地域主導の脱炭素の取組加速化に向けた「防災・レジリエンス強化」「国内資源活用」「地域経済活性化」モデルの促進の一部）【再掲】				98
地域資源を活用したレジリエントなエネルギー循環・経済成長促進事業【エネ特】（再掲）	1,000	0	0	-

3 自然再興（ネイチャーポジティブ）

（単位：百万円）

3.1 ネイチャーポジティブな社会の形成

予算項目名	要 求 額	R8当初	R7補正	該当ページ
生物多様性保全等のための国際協力・ルール形成の推進				133
ネイチャーポジティブ（N P）の実現に向けた生物多様性保全等のための国際協力・ルール先導推進費	1,410	136	0	-
うち、ネイチャーポジティブ移行型サプライチェーンの構築（新規）				134
ネイチャーポジティブ（N P）の実現に向けた生物多様性保全等のための国際協力・ルール先導推進費（うち、ネイチャーポジティブ移行型サプライチェーン構築事業）	1,101	0	0	-
自然共生サイト・OECM・生物多様性保全等の推進を通じた地域活性化【再掲】				127
OECMを活用した健全な生態系の回復及び連結促進事業（再掲）	304	288	0	-
独立行政法人環境再生保全機構運営費交付金（うち、地域生物多様性増進活動促進業務）（再掲）	309	297	0	-
ネイチャーポジティブ地域づくり推進事業（再掲）	35	16	0	-
ネイチャーテック実装促進を含む生物多様性保全等に係る基盤的取組の推進				135
生物多様性保全等のための基盤的事業費	152	102	0	-

3 自然再興（ネイチャーポジティブ）

（単位：百万円）

3.1 ネイチャーポジティブな社会の形成

予算項目名	要 求 額	R8当初	R7補正	該当ページ
希少種保護対策及び生息地の保全、積極的な保護増殖の推進				137
希少種保護対策費	933	764	49	-
うち、能登地域等におけるトキの定着支援				139
希少種保護対策費 能登地域等におけるトキ定着支援	75	50	49	-
水辺・里海の保全・活用の推進による地域活性化【再掲】				125
良好な水環境の創出と健全な水循環推進費（再掲）	260	60	200	-
ブルーカーボン等の吸収源対策に係るクレジットの創出・利活用支援、算定方法の確立等【再掲】				93
森林等の吸収源対策に関する国内基盤整備事業費（再掲）	49	47	0	-
ブルーカーボン等によるクレジットの創出・利活用に係る早期社会実装に向けた実証事業（再掲）	500	100	400	-
地域における栄養塩類管理等を通じた「豊かな海づくり」の推進				140
豊かさを実感できる海の再生事業	149	141	0	-
閉鎖性海域・湖沼環境対策等推進費（うち、（１）閉鎖性海域の環境対策）（再掲）	241	143	0	-

3 自然再興（ネイチャーポジティブ）

（単位：百万円）

3.1 ネイチャーポジティブな社会の形成

予算項目名	要 求 額	R8当初	R7補正	該当ページ
ネイチャーポジティブ推進・地域課題解決に貢献する化学物質管理の推進				142
PRTR制度運用・データ活用事業の一部	233の内数	207の内数	0	-
化学物質国際対応政策強化事業費の一部	115の内数	96の内数	0	-
化学物質環境実態調査費の一部	375の内数	331の内数	0	-
包括的な化学物質管理政策検討推進費の一部	218の内数	187の内数	0	-
化学物質の環境リスク初期評価推進費の一部	106の内数	92の内数	0	-
生物多様性保全等のためのモニタリング等事業費	584	529	33	143

3 自然再興（ネイチャーポジティブ）

（単位：百万円）

3.2 国立公園等の魅力向上の加速化

予算項目名	要 求 額	R8当初	R7補正	該当ページ
国立公園の保護管理の充実と満喫プロジェクト等利用推進				144
国立公園等利用等推進事業費	206	170	15	-
国立公園等管理等事業費	1,053	746	289	-
旅客税財源事業	※観光庁要求	10,366	0	-
鳥獣保護管理対策費のうち、Ⅱ 国立公園等シカ管理対策事業費	652	396	0	-
うち、自然観光資源を活用した持続可能な観光地域づくりに向けたエコツーリズムの推進				145
国立公園等利用等推進事業費 （うち自然観光資源を活用した持続可能な観光地域づくりに向けたエコツーリズムの推進）	50	24	0	-
国民公園の魅力向上に向けた施設運営の充実等				146
国民公園等魅力向上推進事業	127	109	0	-
国立公園等の施設整備等				147
自然公園等事業費	15,192	7,783	4,454	-
国立公園等施設利用環境整備事業	1,943	491	786	-

3 自然再興（ネイチャーポジティブ）

（単位：百万円）

3.2 国立公園等の魅力向上の加速化

予算項目名	要 求 額	R8当初	R7補正	該当ページ
世界自然遺産地域の保全管理対策の強化				148
世界自然遺産等保全対策費	519	484	0	-
世界遺産保全管理拠点施設等整備費	53	53	258	-
旅客税財源事業	※観光庁要求	545	0	-

4 環境政策の国際展開

(単位：百万円)

4.1 国際ルール形成・国際標準化の推進

予算項目名	要 求 額	R8当初	R7補正	該当ページ
企業の情報開示スキーム（グローバル循環プロトコル（GCP））の活用及び国際標準化の推進【再掲】				51
資源循環拠点・ネットワーク及び情報開示・金融基盤形成促進事業（再掲） （うち、②GCPに基づく情報開示スキームの開発及び開示情報に基づく投資促進支援）	200	20の内数	376の内数	-
国際資源循環促進事業（再掲） （うち、②国際循環政策に係る合意形成を通じた国際資源循環・廃棄物管理の推進及び我が国循環政策の強化）	266	266	0	-
プラスチック汚染対策条約策定に向けた交渉・ルール形成の推進				150
海洋プラスチックごみ総合対策費（うち海岸漂着物等地域対策推進事業を除く）	714	691	0	-
生物多様性保全等のための国際協力・ルール形成の推進【再掲】				133
ネイチャーポジティブ（N P）の実現に向けた生物多様性保全等のための国際協力・ルール先導推進費（再掲）	1,410	136	0	-
化学物質管理に係る国際ルール形成の推進				152
国際的な化学物質管理強化のための拠出金等	175	164	0	-
化学物質国際対応政策強化事業費	115	96	0	-
適応技術の国際ルール形成に向けた検討（日本企業の供給網のレジリエンス向上に向けた早期警戒システム等の適応技術導入パッケージの海外展開や国際ルール形成に向けた検討の一部）【再掲】				130
早期警戒システムを基軸とした適応技術導入パッケージの海外展開実証事業（再掲）	1,000 の内数	0	0	-
環境インフラの導入等を通じた途上国・新興国協力の推進（環境国際協力・インフラ戦略推進費）	448	483	0	154

4 環境政策の国際展開

(単位：百万円)

4.2 経済安全保障の確保への対応

予算項目名	要 求 額	R8当初	R7補正	該当ページ
同志国と連携したe-scrap等の国際資源循環の構築【再掲】				36
日本をハブとする国際資源循環ネットワーク構築事業（再掲）	749	100	0	-
国際資源循環促進事業（うち、①我が国の循環産業の国際展開・循環インフラ輸出の促進）（再掲）	263	263	100	-

4 環境政策の国際展開

(単位：百万円)

4.3 グローバルサウスとの更なる連携を通じた新たなビジネス機会の創出

予算項目名	要 求 額	R8当初	R7補正	該当ページ
アジア太平洋地域等でのクレジット発行拡大に向けた民間JCM等の推進【再掲】				106
クレジット発行拡大に向けた民間JCM等推進事業（再掲） （「二国間クレジット制度の構築等事業」、「二国間クレジット制度（JCM）によるエネ起CO2以外を主とした温室効果ガス削減推進事業」、「脱炭素移行に向けた二国間クレジット制度（JCM）推進事業」を統合させた上で名称変更）	810	29	550	-
脱炭素移行に向けた二国間クレジット制度（JCM）促進事業【エネ特】（再掲）	12,924	13,874	0	-
アジア等における脱炭素移行のための政策策定・案件形成支援【再掲】				114
アジア等国際的な脱炭素移行支援のための基盤整備事業【エネ特】（再掲）	1,395	1,395	0	-
GOSATを活用した気候変動対策の推進【再掲】				121
GOSATシリーズによる地球環境観測事業（再掲）	265	135	0	-
温室効果ガス観測技術衛星等による排出量検証に向けた技術高度化事業【エネ特】（再掲）	2,311	2,201	0	-
国立研究開発法人国立環境研究所運営費交付金（うち、衛星関連事業経費）（再掲）	1,978	1,700	0	-
日本企業の供給網のレジリエンス向上に向けた早期警戒システム等の適応技術導入パッケージの海外展開や国際ルール形成に向けた検討【再掲】				130
早期警戒システムを基軸とした適応技術導入パッケージの海外展開実証事業（再掲）	1,000	0	0	-
水環境に関する国際協力推進費	109	115	0	155
大気環境に関する国際協力推進費	146	181	0	156

5 科学技術・イノベーション、金融等の分野横断的な取組 (単位：百万円)

5.1 環境スタートアップの支援

予算項目名	要 求 額	R8当初	R7補正	該当ページ
環境分野のディープテック・スタートアップの事業化に向けた研究技術開発支援等の更なる充実				157
イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業	20,700	59	700	-
脱炭素化支援機構（JICN）の創業・事業化初期段階への投資拡大等による切れ目のない資金供給等の支援の実施【財投】				158

5 科学技術・イノベーション、金融等の分野横断的な取組 (単位：百万円)

5.2 新技術の研究開発・実証と社会実証の推進

予算項目名	要 求 額	R8当初	R7補正	該当ページ
AI等を活用した環境研究の高度化・オープンデータ化・実用化の推進（国立研究開発法人国立環境研究所運営費交付金の一部）				159
国立研究開発法人国立環境研究所運営費交付金 （うち、持続可能な経済成長を支える自然資本DX拠点整備（環境研究共創拠点））	14,382の 内数	12,070の 内数	191の内数	-
国立環境研究所・新研究本館の戦略的整備による研究基盤強化				160
国立環境研究所施設整備費補助金のうち新研究本館整備事業	2,906	2,500	0	-
海洋ドローン等を活用した海洋環境モニタリングの高度化・データ基盤の強化（新規）				161
海洋環境に係る条約対応及び調査検討事業費（うち、2.（2）海洋ドローンを活用した海洋環境モニタリング）	80	0	0	-
人工光合成を始めとしたCCUS社会実装・基盤の構築				162
人工光合成を始めとしたCCUS社会実装・基盤構築事業【エネ特】	2,550	2,580	0	-
環境研究総合推進費による研究開発実証と社会実装の推進				163
独立行政法人環境再生保全機構運営費のうち環境保全研究・技術開発勘定	5,784	5,639	0	-

5 科学技術・イノベーション、金融等の分野横断的な取組 (単位：百万円)

5.2 新技術の研究開発・実証と社会実証の推進

予算項目名	要 求 額	R8当初	R7補正	該当ページ
地域資源循環を通じた脱炭素化に向けた革新的触媒技術の開発実証				164
地域資源循環を通じた脱炭素化に向けた革新的触媒技術の開発・実証事業【エネ特】	1,900	1,900	0	-
グリーン技術の産業見本市としての横浜グリーンエキスポの推進				165
横浜グリーンエキスポにおけるグリーン技術等の情報発信	140	40	50	-
ネイチャーテック実装促進を含む生物多様性保全等に係る基盤的取組の推進【再掲】				135
生物多様性保全等のための基盤的事業費（再掲）	152	102	0	-
地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業【エネ特】	4,980	4,980	0	166

5 科学技術・イノベーション、金融等の分野横断的な取組 (単位：百万円)

5.3 グリーンファイナンスの更なる発展

予算項目名	要 求 額	R8当初	R7補正	該当ページ
ESG地域金融・非財務情報開示の促進、グリーンボンド等ガイドラインの整備、多様な主体との連携等による環境金融の普及・拡大				167
金融のグリーン化推進事業	68	68	0	-
グリーンファイナンスの普及・拡大促進事業【エネ特】	670	670	0	-
環境経営・環境報告の普及、サステナビリティ課題の統合的解決の促進				169
企業経営のグリーン化推進事業	20	20	0	-
サステナビリティ課題の統合的達成を実現する企業経営促進事業	28	26	0	-
再資源化事業推進のための金融的手法の導入【再掲】				9
資源循環連携事業における利子補給事業（再掲）	500	0	0	-
資源循環分野に対する融資促進のための債務保証事業（再掲）	10,000	0	0	-

5 科学技術・イノベーション、金融等の分野横断的な取組 (単位：百万円)

5.4 ローカルSDGsの推進

予算項目名	要 求 額	R8当初	R7補正	該当ページ
地域における主体的・協働的なローカルSDGs事業推進体制の創出・拡大（地域循環共生圏創造事業費）				171
地域循環共生圏創造事業費	458	385	0	-
自然共生サイト・OECM・生物多様性保全等の推進を通じた地域活性化【再掲】				127
OECMを活用した健全な生態系の回復及び連結促進事業（再掲）	304	288	0	-
独立行政法人環境再生保全機構運営費交付金（うち、地域生物多様性増進活動促進業務）（再掲）	309	297	0	-
ネイチャーポジティブ地域づくり推進事業（再掲）	35	16	0	-
水辺・里海の保全・活用の推進による地域活性化【再掲】				125
良好な水環境の創出と健全な水循環推進費（再掲）	260	60	200	-
ネイチャーポジティブ推進・地域課題解決に貢献する化学物質管理の推進【再掲】				142
PRTR制度運用・データ活用事業の一部（再掲）	233の内数	207の内数	0	-
化学物質国際対応政策強化事業費の一部（再掲）	115の内数	96の内数	0	-
化学物質環境実態調査費の一部（再掲）	375の内数	331の内数	0	-
包括的な化学物質管理政策検討推進費の一部（再掲）	218の内数	187の内数	0	-
化学物質の環境リスク初期評価推進費の一部（再掲）	106の内数	92の内数	0	-

6 安全・安心

(単位：百万円)

6.1 公害健康被害対策等

予算項目名	要 求 額	R8当初	R7補正	該当ページ
水俣病被害者特措法等に基づく被害者への医療費・手当の支給、水俣病発生地域の医療・福祉対策、地域振興等の推進				172
水俣病総合対策関係経費	11,140	10,318	227	-
水俣病に関する総合的研究	291	224	0	-
石綿による健康被害の迅速な救済、石綿の飛散防止対策に係る取組の推進				173
石綿健康被害対策の推進	917	774	0	-
石綿飛散防止総合対策費	81	68	0	-

6 安全・安心

(単位：百万円)

6.2 野生生物の適切な保護管理と外来種対策の強化

予算項目名	要 求 額	R8当初	R7補正	該当ページ
クマ・シカ・イノシシの適切な個体数削減・管理				175
指定管理鳥獣対策事業費	11,000	250	4,863	-
鳥獣保護管理対策費	1,952	711	611	-
旅客税財源事業	※観光庁要求	6,000	0	-
うち、クマ対策（クマ被害対策ロードマップ）	8,296	6,147	3,409	-
クビアカツヤカミキリ、キョン、ヒアリ類等外来生物の防除等の推進				176
外来生物対策費	6,715	633	600	-
旅客税財源事業	※観光庁要求	600	0	-

6.3 化学物質管理等

予算項目名	要 求 額	R8当初	R7補正	該当ページ
子どもの健康や成長に影響を与える環境要因を明らかにする調査の実施（エコチル調査）				177
子どもの健康と環境に関する全国調査に係る企画調査等業務	103	94	0	-
国立研究開発法人国立環境研究所運営費交付金（うち、子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）分）	6,063	5,021	1,000	-
スギ雄花花芽（着花量）調査、花粉実測調査等の花粉飛散対策				178
環境中の多様な因子による健康影響に関する基礎調査費	21	21	70	-
PFASの汚染拡大防止と健康影響防止のための科学的知見の収集・発信と手法開発				179
PFAS対策推進費	1,085	189	944	-
泡消火薬剤等のPFAS使用製品適正管理等促進事業	53	50	0	-
PRTR制度運用・データ活用事業のうち、PRTR制度運用の知見を活用した有機フッ素化合物（PFAS）に関する取組強化	32	29	0	-

6.3 化学物質管理等

予算項目名	要 求 額	R8当初	R7補正	該当ページ
健康リスクに応じた的確な管理等による土壌汚染対策の推進				182
土壌汚染対策費	290	260	0	-
ネイチャーポジティブ推進・地域課題解決に貢献する化学物質管理の推進【再掲】				142
PRTR制度運用・データ活用事業の一部（再掲）	233の内数	207の内数	0	-
化学物質国際対応政策強化事業費の一部（再掲）	115の内数	96の内数	0	-
化学物質環境実態調査費の一部（再掲）	375の内数	331の内数	0	-
包括的な化学物質管理政策検討推進費の一部（再掲）	218の内数	187の内数	0	-
化学物質の環境リスク初期評価推進費の一部（再掲）	106の内数	92の内数	0	-
化学物質の人へのばく露総合調査事業費	215	204	0	183
国際的な動向を踏まえた化学産業への支援（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行経費の一部）	660の内数	612の内数	0	184
水道水質・衛生管理の対策強化に係る調査検討費	153	152	0	185
農薬環境影響評価対策費	247	200	0	186

6.4 熱中症対策の推進

予算項目名	要 求 額	R8当初	R7補正	該当ページ
熱中症予防のための調査検討、普及啓発【再掲】				131
熱中症対策推進事業（再掲）	1,200	143	130	-
熱中症対策の推進に必要な情報収集や自治体支援【再掲】				132
環境再生保全機構運営費交付金（うち、熱中症対策推進事業）（再掲）	314	306	0	-
地域課題に応じた総合的な気候変動適応策を実証する先進地域の創出【再掲】				123
気候変動適応先進地域創出のための適応実証事業（再掲）	1,000	0	0	-
熱中症対策にも資する防災・レジリエンス強化の取組支援（地域主導の脱炭素の取組加速化に向けた「防災・レジリエンス強化」「国内資源活用」「地域経済活性化」モデルの促進の一部）【再掲】				98
地域資源を活用したレジリエントなエネルギー循環・経済成長促進事業【エネ特】（再掲）	1,000	0	0	-

6.5 国土強靱化の推進等

予算項目名	要 求 額	R8当初	R7補正	該当ページ
一般廃棄物処理施設等の循環型社会形成等に資するインフラ整備支援【再掲】				47
循環型社会形成推進交付金（うち、廃棄物処理施設分）（再掲）	93,908 + 事項要求	28,562	65,346	-
大規模災害に備えた廃棄物処理体制の検討・拠点整備事業（うち、廃棄物処理施設整備交付金）（再掲）	49,159 + 事項要求	595	48,564	-
廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業（うち、廃棄物処理施設整備分）【エネ特】（再掲）	30,600	24,600	6,000	-
浄化槽の整備				187
循環型社会形成推進交付金（うち、浄化槽分）	9,013	8,513	500	-
浄化槽対策推進費のうち廃棄物処理施設整備交付金	100	100	0	-
先進的省エネ型浄化槽（中・大型槽）推進事業【エネ特】（旧：浄化槽システムの脱炭素化支援推進事業）	1,600	1,800	0	-
海洋ごみの回収・処理・発生抑制の推進				190
海洋プラスチックごみ総合対策費（うち、海岸漂着物等地域対策推進事業）	4,835	170	3,800	-
大規模災害に備えた廃棄物処理体制の構築及び大規模災害発生時の復旧支援				191
大規模災害に備えた廃棄物処理体制の検討・拠点整備事業（うち、廃棄物処理施設整備交付金を除く）	2,366	331	1,102	-
能登半島地震・豪雨等における家屋解体・災害廃棄物の処理等支援（災害等廃棄物処理事業費補助金等）	240 + 事項要求	240	56,545	-

6.5 国土強靱化の推進等

予算項目名	要 求 額	R8当初	R7補正	該当ページ
国立公園等の施設整備等【再掲】				147
自然公園等事業費（再掲）	15,192	7,783	4,454	-
国立公園等施設利用環境整備事業（再掲）	1,943	491	786	-
地域の防災拠点や避難施設となる公共施設等の脱炭素化・レジリエンス強化【再掲】				106
地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業【一部エネ特】（再掲）	6,137	2,000	4,000	-
PCB廃棄物の適正処理の推進				196
PCB廃棄物適正処理対策推進費	4,827	217	3,850	-
不法投棄等未然防止・事案対策費	337	92	0	197

6.6 動物の愛護と適正飼養の推進

予算項目名	要 求 額	R8当初	R7補正	該当ページ
動物愛護管理推進のための動物収容施設整備補助等				198
動物の愛護及び管理事業	872	449	80	-

7 東日本大震災からの復興・創生等

(単位：百万円)

7.1 環境再生に向けた取組

予算項目名	要 求 額	R8当初	R7補正	該当ページ
特定復興再生拠点区域の整備に必要な除染等の実施				199
特定復興再生拠点区域整備事業【復興特】	6,044	7,242	0	-
特定帰還居住区域の整備に必要な除染等の実施				200
特定帰還居住区域整備事業【復興特】	84,132	48,812	0	-
除去土壌等の適正管理及び仮置場の原状回復等の実施				201
除去土壌等適正管理・原状回復等事業【復興特】	12,762	15,418	0	-
放射性物質汚染廃棄物の処理等				202
放射性物質汚染廃棄物処理事業【復興特】	31,695	27,720	0	-

7.2 福島県内除去土壌等の県外最終処分に向けた取組

中間貯蔵施設の整備・管理運営及び県外最終処分に向けた除去土壌等の減容技術開発・復興再生利用・理解醸成の推進				203
中間貯蔵関連事業【復興特】	105,170	99,145	0	-

7 東日本大震災からの復興・創生等

(単位：百万円)

7.3 地域の強みを創造・再発見する未来志向の取組

予算項目名	要 求 額	R8当初	R7補正	該当ページ
福島での脱炭素社会と復興まちづくりの同時実現に向けた設備等導入及び事業創出の支援				204
「脱炭素×復興まちづくり」推進加速化事業【エネ特】	500	500	0	-

7.4 情報発信・リスクコミュニケーションの推進

ALPS処理水放出に係る海域環境モニタリングの着実な実施、HP等を通じたモニタリング結果の国内外への分かりやすい発信				205
東日本大震災被災地における環境モニタリング調査【復興特】	830	804	0	-
放射線の健康影響等に係る健康不安対策及び情報発信				207
放射線健康管理・健康不安対策事業費	970	915	0	-

経済安全保障の確保に貢献する金属資源等の再資源化に対する投資促進支援



環境省

【令和9年度要求額 48,777百万円（37,900百万円）】



再資源化に係る関連施設や循環資源の回収量拡大に向けた物流関連施設への投資促進や実証事業を行います。

1. 事業目的

我が国製造業はサプライチェーン途絶リスクにさらされており、国内外での循環資源の回収拡大と再資源化を通じた製造業への供給強化（動静脈連携）による再生材供給サプライチェーンの強靱化は、経済安全保障に直結。そのため、本事業による投資促進支援を通じて、再生材供給サプライチェーンの各機能を全国で強化していく。

2. 事業内容

資源循環産業から製造業に安定的な質・量の再生材（レアメタル・レアアースをはじめとした重要な金属資源等）を供給するためのサプライチェーン上の各種拠点（保管、解体・選別、再生材製造等）に係る設備の集約化・高度化を行うための関連インフラ導入や実証事業の支援を行う。

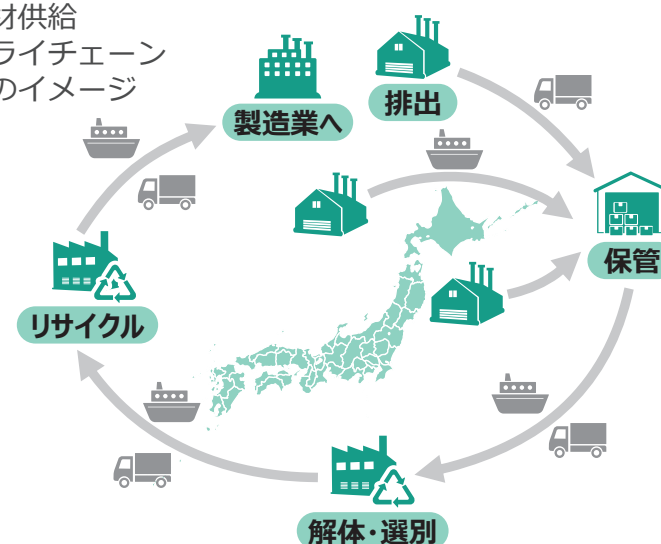
- ① 再生材供給サプライチェーン構築支援事業
- ② 先進的な資源循環投資促進事業（経済産業省連携事業）
- ③ 循環資源の安定供給のための高効率・高度化設備導入等促進事業
- ④ 脱炭素型循環経済システム構築促進事業（一部）

3. 事業スキーム

- | | |
|------------|-------------------------------|
| ■ 事業形態 | 間接補助事業（補助率 1 / 3, 1 / 2）・委託事業 |
| ■ 委託先・補助対象 | 民間事業者・団体、大学、研究機関等 |
| ■ 実施期間 | 令和5年度～ |

4. 事業イメージ

再生材供給
サプライチェーン
構築のイメージ



大型破碎設備



保管設備



再生材製造設備

お問合せ先： 環境省環境再生・資源循環局資源循環課 電話：03-6206-1871 資源循環ビジネス推進室 電話：03-6206-1875
容器包装・プラスチック資源循環室 電話：03-5501-3153 資源循環制度推進室 電話：03-6205-4946

再生材供給サプライチェーン構築支援事業



【令和9年度要求額 11,000百万円（6,000百万円）】

再資源化に係る関連施設や循環資源の回収量拡大に向けた物流関連施設への投資促進や実証事業を行います。

1. 事業目的

我が国の製造業はサプライチェーン途絶リスクにさらされており、国内外での循環資源の回収拡大と再資源化を通じた製造業への供給強化（動静脈連携）による再生材供給サプライチェーンの強靱化は、経済安全保障に直結。そのため、資源循環産業から製造業に安定的な質・量の再生材（レアメタル・レアアースをはじめとした重要な金属資源やプラスチック等）を供給するにあたって必要となるサプライチェーンに関連したインフラ設備の導入や実証事業の支援を行う。

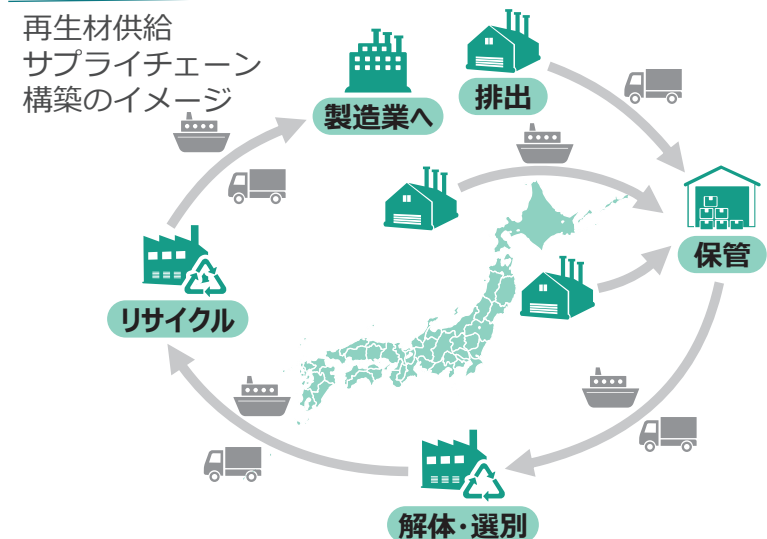
2. 事業内容

- 1. 安定的な質・量の再生材を供給するための関連インフラ設備への補助事業**
資源循環産業から製造業に安定的な質・量の再生材を供給するためのサプライチェーン上の拠点となる関連インフラ設備（例.保管設備・荷揚げ設備・分析設備等）や、既存設備への再生材を高品質化する設備（例.脱臭、脱墨、脱塩素等）の導入支援を実施する。
- 2. 安定的な質・量の再生材を供給するための実証事業**
資源循環産業から製造業に安定的な質・量の再生材を供給するための実証事業（例.レアアース・レアメタルを含んだ使用済製品の回収実証や再生材の品質評価に係る実証等）を実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率1/3, 1/2）・委託事業
- 委託先・補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和8年度～

4. 事業イメージ



大型破砕設備



保管設備



荷揚げ設備

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 資源循環ビジネス推進室 電話：03-6206-1875
資源循環課容器包装・プラスチック資源循環室 電話：03-5501-3153

先進的な資源循環投資促進事業（経済産業省連携事業）



【令和9年度要求額 20,080百万円（20,000百万円）】
※3年間で総額18,300百万円の国庫債務負担



先進的な資源循環技術・設備の実証・導入支援により、グローバルで通用する資源循環投資を実現します。

1. 事業目的

本事業では、①CO2排出削減が困難な産業（Hard-to-Abate産業）における排出削減に大きく貢献する資源循環設備や、②革新的GX製品の生産に不可欠な高品質再生品を供給するリサイクル設備への投資により、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行と資源循環分野の脱炭素化の両立を推進するとともに、我が国産業のGX実現を支えることを目的とする。

2. 事業内容

① CO2排出削減が困難な産業の排出削減貢献事業

本事業では、先進的な資源循環技術・設備に対する実証・導入支援を行い、リサイクルを実施することで、一足飛びに脱炭素が困難な産業（Hard-to-Abate産業）に再生素材を供給し、そのGX移行やCO2排出削減に貢献する。具体的には、サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップへの参画等を通じて、製造業と資源循環産業が連携した資源循環を成立すべく、廃プラスチックや金属などの大規模で高度な分離回収設備や再資源化設備等に対する実証・導入支援を実施する。

② 革新的GX製品向け高品質再生品供給事業

GX移行に必要な革新的な製品（蓄電池など。以下「GX製品」という。）の原材料を供給する資源循環の取組に対して支援を行うことで、国内資源の確保による安定的な生産活動に貢献する。また、再生材使用という付加価値をGX製品に付与することで、製造業の国際的な競争力の確保につなげる。具体的には、サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップへの参画等を通じた、製造業と資源循環産業が連携した国内での資源循環の拡大に向けて、廃リチウムイオン電池（Lib）や廃スクラップ等からの金属資源等のリサイクルに必要な実証や設備導入を支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（補助率1/3, 1/2）
- 補助対象：民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間：令和6年度～

4. 補助対象、支援対象の例、事業イメージetc.

① CO2排出削減が困難な産業（Hard-to-Abate産業）の排出削減に貢献する設備の例

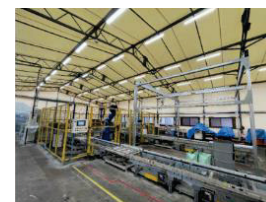


プラ選別・減容成形設備



金属高度選別設備

② 革新的GX製品の生産に不可欠な高品質再生品供給設備の例



リチウム蓄電池回収設備・再生材精製設備

お問合せ先：環境省環境再生・資源循環局資源循環課 電話：03-6206-1871
容器包装・プラスチック資源循環室 電話：03-5501-3153

資源循環ビジネス推進室 電話：03-6206-1875
資源循環制度推進室 電話：03-6205-4946

循環資源の安定供給のための高効率・高度化設備導入等促進事業



【令和9年度要求額 10,297百万円（7,297百万円）】



脱炭素型のリサイクル設備・再生可能資源由来素材の製造設備等の導入支援を行います。

1. 事業目的

今後、大量廃棄が見込まれる太陽光パネルのリサイクルや、金属資源等の再資源化、再生可能資源由来素材・高品質な再生プラスチックの製造等に向けて、省CO2型で高度な再資源化設備等の導入を支援することにより、国内の資源循環体制を構築し、脱炭素社会と循環経済への移行を推進する。

2. 事業内容

① 省CO2型プラスチック資源循環設備への補助

- ・効率的・安定的なリサイクルのため、プラスチック資源循環の取組全体（メーカー・リテラー・ユーザー・リサイクラー）を通してリサイクル設備等の導入を支援する。
- ・再生プラスチック集約拠点への供給に向けたリサイクル設備等の導入を支援する。
- ・再生可能資源由来素材の製造設備の導入を支援する。
- ・プラスチック使用量削減に資するリユースに必要な設備の導入を支援する。
- ・紙おむつ等の複合素材のリサイクル設備の導入を支援する。

② 太陽光パネルや金属資源等の省CO2型資源循環高度化設備への補助

今後大量排出が見込まれている太陽光パネルやベースメタルやレアメタルなどの金属資源等について、リサイクルに係るCO2排出を削減しつつ、高度な再資源化を行う設備の導入を支援する。



金属破砕・選別設備

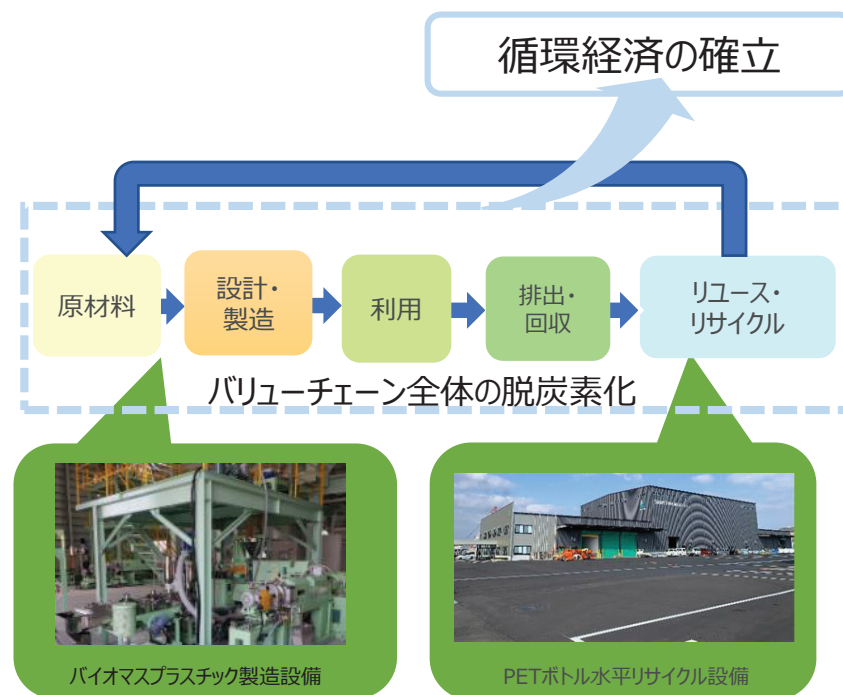


太陽光パネルリサイクル設備

3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（補助率1/3, 1/2）
- 補助対象：民間事業者・団体等
- 実施期間：令和9年度～令和13年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境再生・資源循環局 資源循環課 ①容器包装・プラスチック資源循環室 電話：03-5501-3153、資源循環制度推進室 電話：03-6205-4946
②資源循環ビジネス推進室 電話：03-6206-1875

脱炭素型循環経済システム構築促進事業



【令和9年度要求額 7,700百万円（4,603百万円）】

うち 7,400百万円（4,603百万円）



脱炭素化に資する資源を徹底活用する技術の社会実装に向けた実証事業等を行います。

1. 事業目的

廃棄物・資源循環分野の脱炭素化を進めるために重点的に取り組むべき使用済み製品・素材について、省CO₂型リサイクルプロセスの社会実証等に取り組み、循環経済（サーキュラーエコノミー）アプローチを通じた2050年ネットゼロの実現に貢献する。

2. 事業内容

- 活用可能性があり循環経済への寄与が期待されるものの、これまで脱炭素の観点から十分に活用されてこなかった資源を対象として、化石由来プラスチックの代替となるバイオプラスチック等の再生可能資源への転換、複合素材プラスチック及び廃油等の再資源化、高品質な産業向け再生プラスチックの集約拠点の構築に係るリサイクル技術の社会実装に向けた技術実証等を行う。
- 今後大量排出が見込まれる太陽光パネルやリチウム蓄電池等の再エネ関連製品（金属やガラス等のベース素材を含む）について、これら資源の徹底活用に向けて、循環経済アプローチを通じた2050年ネットゼロの実現に貢献する技術の社会実装に向けた実証を行う。
- 製造業・資源循環産業の連携による再生材の質・量両面でのすり合わせに向けて、高品質な鉄スクラップ製造に係る実証や、太陽光パネルリサイクルの大規模集約化・高度化に係る実証を行う。
- 廃棄物の状況や目的とする再生材の品質により、様々な再資源化の方法があり、その廃棄物の種類ごと、再資源化の方法ごとにエネルギー起源CO₂の削減効果等が大きく異なるため、様々な再資源化事業について、事業者から実データを収集し、それぞれの実績に基づく削減効果を算出するとともに、その試算方法や結果を参考事例集として公表する。

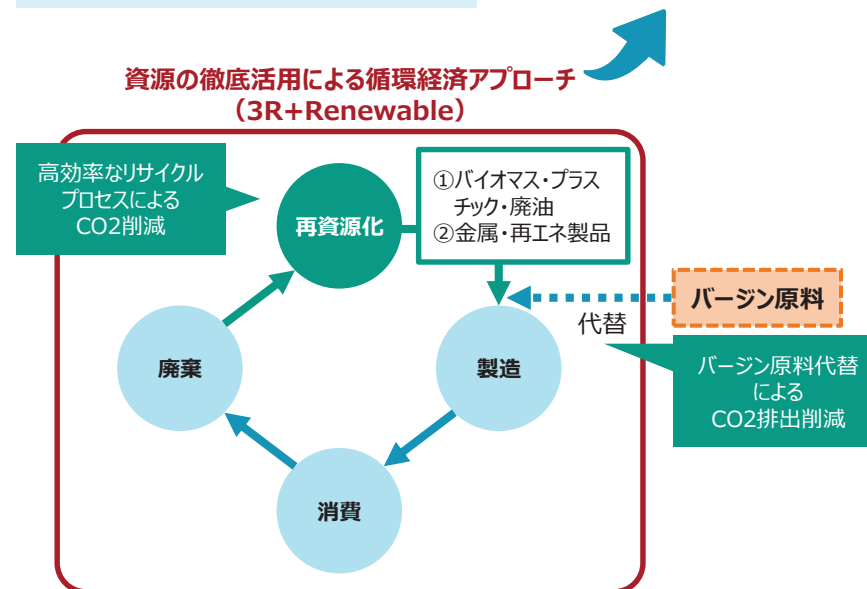
3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業、間接補助事業（補助率1/3、1/2）
- 補助対象：民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間：（1）令和9年度～令和13年度、（2）令和5年度～令和9年度、（3）令和8年度～令和10年度、（4）令和9年度

4. 事業イメージ

- ・ 経済安全保障を踏まえた国内資源循環の促進
- ・ 再エネ関連製品普及に伴うリサイクルプロセスの省CO₂化

脱炭素社会・循環経済への移行に貢献



お問合せ先：

環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 電話：03-6205-4903

資源循環ビジネス推進室 電話：03-6206-1875

水・大気環境局 海洋環境課 海洋プラスチック汚染対策室 電話：03-6205-4934

容器包装・プラスチック資源循環室 電話：03-5501-3153

資源循環制度推進室 電話：03-6205-4946

脱炭素型循環経済システム構築促進事業のうち、
(1) プラスチック等の資源循環実装化支援事業（一部農林水産省連携事業）



プラスチック等の化石由来資源から代替素材への転換、リサイクル困難素材等のリサイクルプロセス構築の支援により省CO2化を加速します。

1. 事業目的

- ・ 廃棄物・資源循環分野からの温室効果ガスの排出量の多くを廃プラスチックや廃油の焼却・原燃料利用に伴うCO2が占めている。2050年ネットゼロを実現するためには、化石由来資源が使われているプラスチック製品やプラスチックの使用量の削減、航空燃料等のバイオマス由来等代替素材への転換、複合素材プラスチックや廃油等のリサイクル困難素材のリサイクル、安定供給体制の構築に向けた再プラ集約拠点の実装が不可欠。
- ・ このため、廃プラスチックや廃油等のリサイクルプロセス全体でのエネルギー起源CO2の削減・社会実装化を支援し、脱炭素型資源循環システムの構築を図る。

2. 事業内容

① 再プラ集約拠点の社会実装化実証事業

自動車・家電・容器包装等の高品質な産業向けの再生プラスチック集約拠点に関するリサイクル技術に関する課題を解決するとともに、資源循環プロセスの省CO2化を強力に支援する。

② リサイクル困難素材等のリサイクルプロセス構築・省CO2化実証事業

複合素材プラスチック（紙おむつ、衣類等含む）、廃油等のリサイクル困難素材等のリサイクル技術の課題を解決するとともに、リサイクルプロセスの省CO2化を強力に支援する。

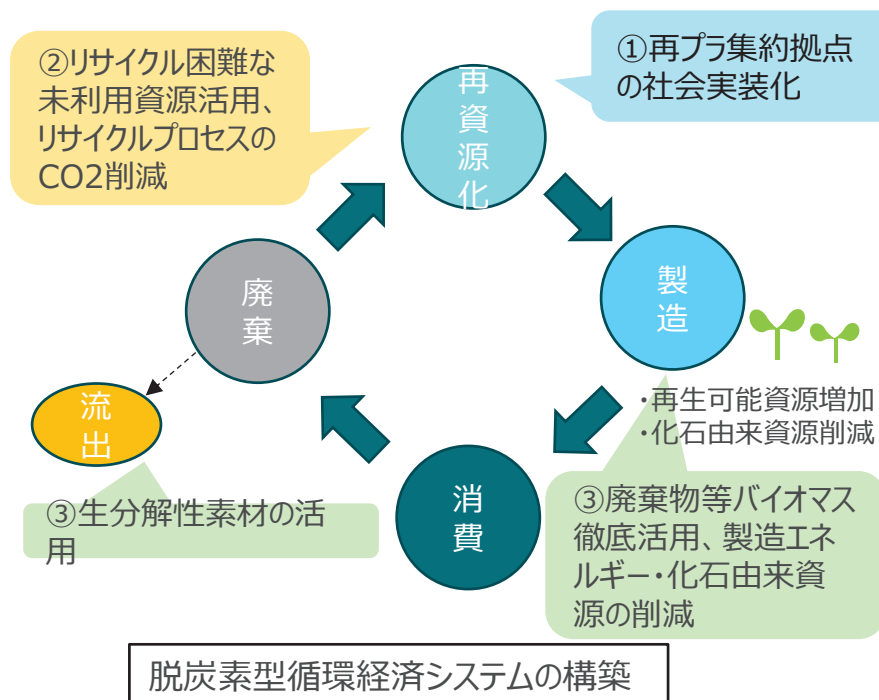
③ 化石由来資源からバイオプラスチック等への転換・社会実装化実証事業

従来化石由来資源が使われているプラスチック製品・容器包装、海洋流出が懸念されるマイクロビーズや、航空燃料等について、これらを代替する再生可能資源（バイオマス・生分解性プラスチック、紙、CNF、SAF及びその原料等）に転換するための省CO2型生産インフラの技術実証を強力に支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業、間接補助事業（補助率1/3、1/2）
- 委託先・補助対象：民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間：令和9年度～令和13年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 電話：03-6205-4903
資源循環制度推進室 電話：03-6205-4946

容器包装・プラスチック資源循環室 電話：03-5501-3153
水・大気環境局 海洋環境課 海洋プラスチック汚染対策室 電話：03-6205-4934

脱炭素型循環経済システム構築促進事業のうち、 (2) 国内資源循環体制構築に向けた再エネ関連製品及びベース素材の全体最適化実証事業



カーボンニュートラル、国内資源循環に向けたリサイクルの全体最適化のための動静脈連携スキーム構築実証を行います。

1. 事業目的

- ① 今後大量排出が見込まれる太陽光パネル由来のガラスについて、動静脈連携による水平リサイクル技術の更なる進展
- ② 使用済製品等からの鉄・非鉄金属・レアメタル等の金属資源等をリサイクル（解体、選別、再生材製造等）する技術やスキームの構築

2. 事業内容

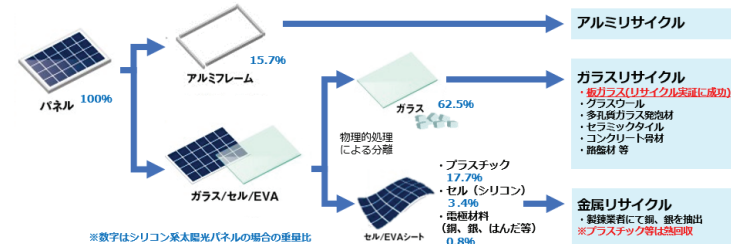
- 今後排出量の増加が見込まれている太陽光パネルについては、リサイクルに伴うCO2排出量を抑制しつつ、国内のリサイクル体制を構築する必要がある。特に、太陽光パネルの重量の約6割を占めているガラスは、製造に必要な質のカレット（板ガラスの原料）の供給が実現できておらず、動静脈連携を通じたガラスの水平リサイクル技術の更なる進展が重要である。
- また、循環経済工程表においては、2030年度までに金属のリサイクル原料の処理量倍増という目標を掲げており、金属資源等のさらなる国内循環に向けて、高効率・高度な再資源化技術の開発・実証が必要である。
- そのため、本事業では、リサイクルに伴うCO2排出量を抑制しつつ、太陽光パネルを始めとする使用済製品等からの鉄・非鉄金属・レアメタル等の金属資源等をリサイクル（解体、選別、再生材製造等）する技術やスキームの構築の実証を行う。

3. 事業スキーム

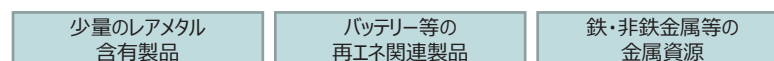
- 事業形態：委託事業、間接補助事業（補助率1/3, 1/2）
- 委託先・補助対象：民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間：令和5年度～令和9年度

4. 事業イメージ

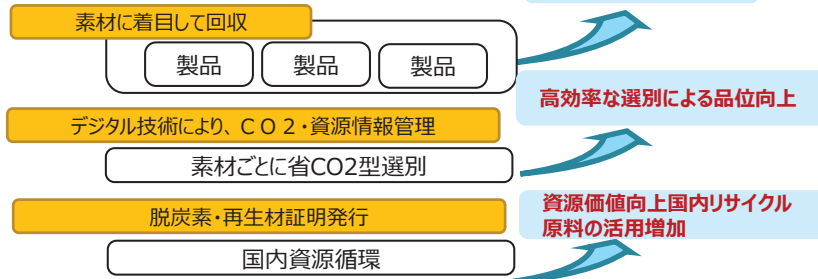
事業目的① 太陽光パネルのリサイクルフロー



事業目的②



実証例



お問合せ先：環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 資源循環ビジネス推進室 電話：03-6206-1875

脱炭素型循環経済システム構築促進事業のうち、 (3) 製造業・資源循環産業の連携及び高度リサイクルを通じた高品質再生材供給実証事業



再生材供給のサプライチェーン強靱化を通じた再生材の高品質化・供給量の安定化を目指します。

1. 事業目的

小規模分散化している国内の資源循環産業においては、製造業・資源循環産業の間で質・量両面での再生材の需給の調整が進んでいないこと、不適正ヤードからの海外流出ルートが存在など公正な競争条件が未整備なことなどから、大規模・集約化へのインセンティブが十分に働いていない。そのため本事業では、これらの課題に対し、①高品質な再生材供給に向けた動静脈連携、②太陽光パネルリサイクルの大規模集約化・高度化に向けた取組に係る実証・調査をするものである。

2. 事業内容

1. 高品質な再生材供給に向けた動静脈連携の実証

資源循環産業において、製造業が使いこなせる質・量の再生材を供給するため、資源循環産業と製造業の動静脈間で、供給される再生材の質・量やそのほか再生材に求める要件などのすり合わせが必要である。そのため、鉄鋼業・鉄スクラップ業の連携を通じて、建築物からの鉄材の精緻解体や鉄含有スクラップの高度選別とリサイクル原料の評価について実証を行う。

2. 太陽光パネルリサイクルの大規模集約化・高度化に向けた実証

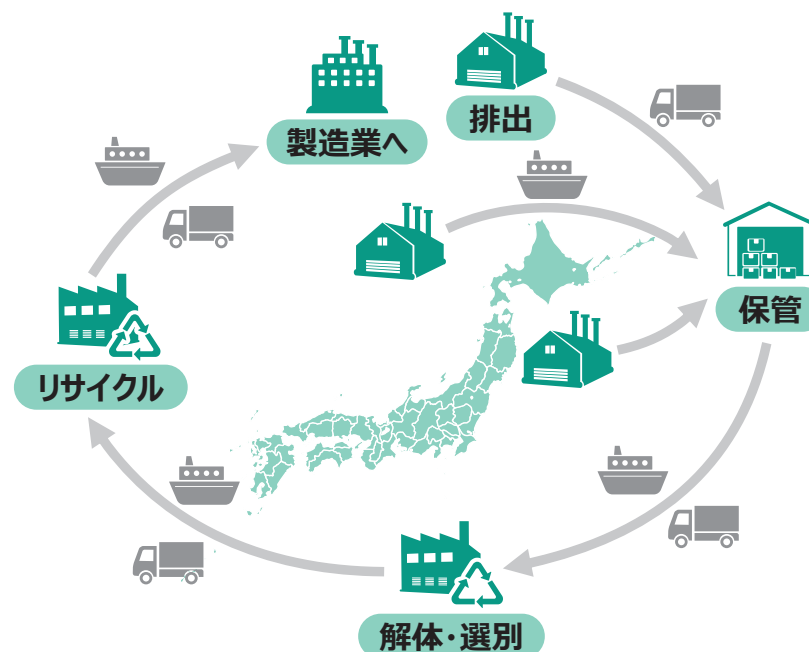
- 太陽光パネルは2030年代後半以降に大量廃棄が見込まれており、その再資源化を推進することが必要である。現段階から再資源化を推進するための重要な要素として、資源循環産業から製造業への素材供給のサプライチェーンにおいて、再資源化工程のみならず収集運搬工程を含めて資源循環ネットワークの効率化を図っていくことが重要である。
- 太陽光発電設備は件数としては小規模なものが圧倒的に多く、また、大規模設備からも現状はメンテナンス等により、少量の太陽光パネルが散発的かつ散在的に排出されることから、例えば集約拠点を設けて一括運搬することにより収集運搬の効率化を図ることができる。そして、効率的・広域的な収集運搬を行うことにより、効果的に再資源化が可能な再資源化施設に太陽光パネルが集約され、再資源化施設の稼働率改善や大規模集約化が可能となる。
- このため、収集運搬費用や再資源化費用の低減を図りつつ、太陽光パネルの再資源化施設の大規模集約化を見据えた効率的な収集運搬のための実証・調査を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 委託先：令和8年度～令和10年度
- 実施期間：民間事業者・団体

4. 事業イメージ

資源循環ネットワークの形成及び
再生材製造拠点の戦略的構築のイメージ



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 資源循環ビジネス推進室 電話：03-6206-1875

再資源化事業推進のための金融的手法の導入



【令和9年度要求額 10,500百万円（新規）】

再生資源供給に資する設備への民間融資を拡大し、再生資源供給サプライチェーンの強靱化を促進します。

1. 事業目的

再生資源供給に資する設備導入等に対する民間融資の拡大に向けて、民間金融機関が行う資源循環分野に対する融資への利子補給や債務保証を行うことで、資源循環分野に対する投融資を促進する。

2. 事業内容

1. 資源循環連携事業における利子補給事業

企業の再生資源供給能力の向上を目的とした設備投資等に対し、金融機関が行う融資の利子の一部を補助し、資源循環分野に対する資金供給の拡大を図る。

2. 資源循環分野に対する融資促進のための債務保証事業

民間金融の知見・規律を利用した民間金融機関の融資の促進により製造業等に再生材の供給を行う資源循環分野への設備投資を後押しし、事業者自らの自立や成長につなげるため、補助金を基金に拠出し、その基金を利用し、民間金融機関の融資に対する債務保証を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業／直接補助事業
- 補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 令和9年度～

4. 事業イメージ

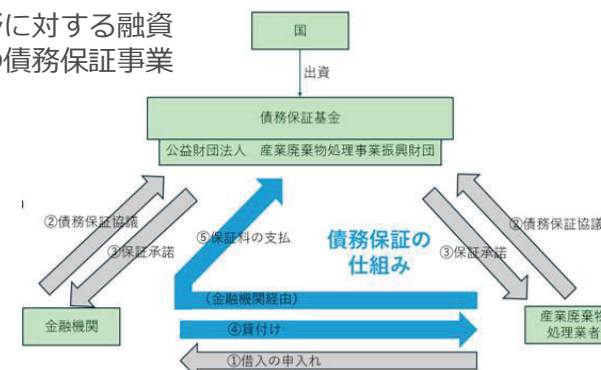
再生資源供給能力の向上を目的とした設備投資等を行う資源循環事業者への融資に対する利子補給（年利1.0%を上限）

資源循環連携事業における利子補給事業のイメージ



新規設備導入・既存設備補修
高度化法認定事業者の拡大促進

資源循環分野に対する融資促進のための債務保証事業のイメージ



お問合せ先： 環境省 環境・再生資源循環局 資源循環課 資源循環ビジネス推進室 電話：03-6206-1875
環境省 環境・再生資源循環局 資源循環課 電話：03-6205-4903

資源循環連携事業における利子補給事業



【令和9年度要求額 500百万円（新規）】

再生資源供給に資する設備を融資する金融機関を支援し、中小企業等における資源循環投資を促進します。

1. 事業目的

中小企業等による再生資源供給能力の向上を目的とした設備投資等を対象とした融資について、その利子の一部を補助し、資源循環分野に対する資金供給の拡大を図ることで、資源循環事業者における投資・再生資源供給の拡大を促す。

2. 事業内容

1. 地方公共団体の委託を受けて、一般廃棄物の再資源化を行う事業者への支援
地方公共団体からの委託を受けて一般廃棄物処理を再資源化する事業者が、金融機関からの融資を受ける場合に、当該融資利率のうち1.0%（年利）を限度に利子補給を行う。

2. 製造業等が求める質と量の再生材を供給する事業者への支援
製造業等が求める質と量の再生材を供給する事業者が、金融機関からの融資を受ける場合に、当該融資利率のうち1.0%（年利）を限度に利子補給を行う。

※再資源化事業等高度化法の認定を受けた事業を行う事業者またはスタートアップ企業に該当する事業者に対する融資については、利子補給率を加算する。

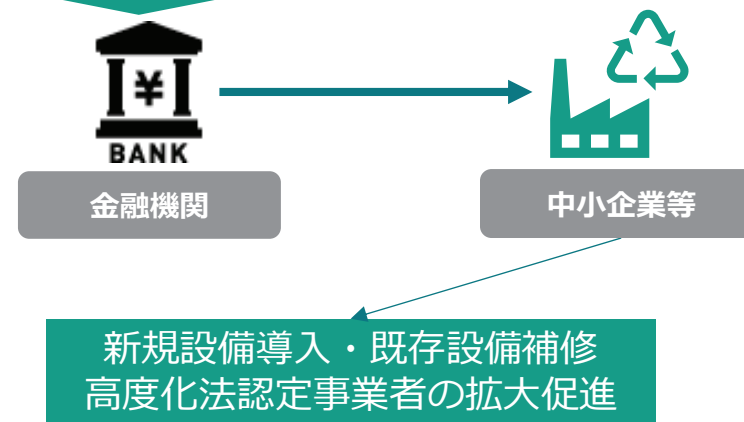
※設備資金、運転資金どちらも対象とする。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（利子補給利率：年利1.0%を限度）
- 補助対象 金融機関
- 実施期間 令和9年度～

4. 事業イメージ

再生資源供給能力の向上を目的とした設備投資等を行う資源循環事業者への融資に対する利子補給（年利1.0%を上限）



新規設備導入・既存設備補修
高度化法認定事業者の拡大促進

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 資源循環ビジネス推進室 電話：03-6206-1875

資源循環分野に対する融資促進のための債務保証事業



【令和9年度要求額 10,000百万円（新規）】

資源循環分野の設備投資に対して、民間金融の知見・規律を利用した融資促進のため債務保証を行います。

1. 事業目的

高度リサイクルを可能とする資源循環分野設備等への投資について、計画段階では製造業からの調達確約ケースが少ない等により投資回収までのリードタイムも長く、民間金融機関の融資が受けにくい状況であり、再生材の原料となる循環資源が経済合理性により、リサイクルよりも海外へ流出、焼却・埋立てされるケースも存在する。そのため、民間金融の知見・規律を利用し、民間金融機関の融資の促進により事業者自らが自立や成長につなげるよう債務保証を利用した民間の融資を国として後押しする。

2. 事業内容

民間金融の知見・規律を利用した民間金融機関の融資の促進により資源循環分野への設備投資を後押し、事業者自らの自立や成長につなげるため、補助金を基金に拠出し、その基金を利用し、民間金融機関の融資に対する債務保証を行う。

執行：基金を造成し、事業者借入金に対する債務保証を行う

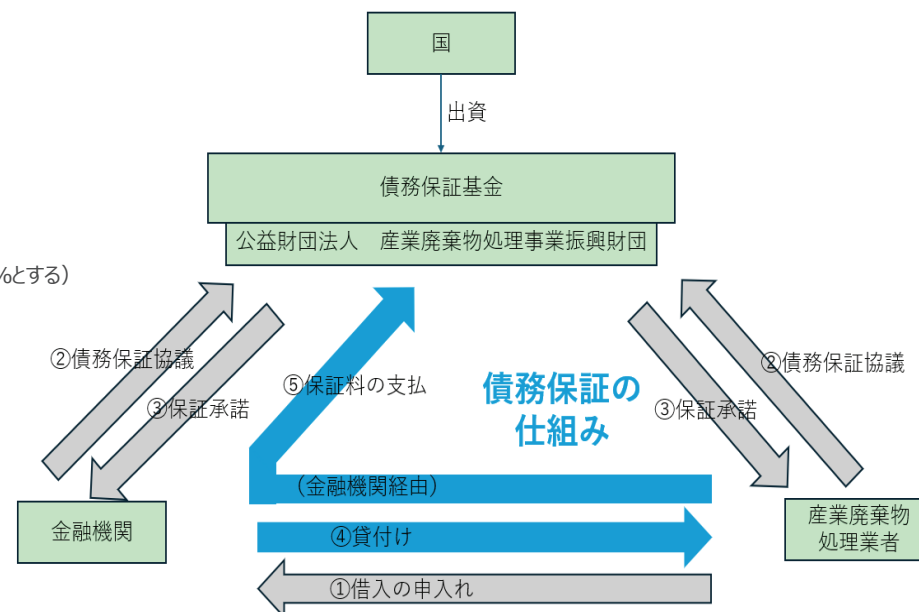
対象：製造業等に再生材の供給を行う資源循環に限る

※最終処分場や焼却施設等の再生材の供給を行わない事業は、従前どおり保証上限を5億円かつ上限率50%とする

保証：上限額50億円、上限率50%

保証期間：最長10年

4. 事業イメージ



3. 事業スキーム

■ 事業形態 直接補助事業（基金）

■ 請負先・補助対象 公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団

■ 実施期間 令和9年度～

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 電話：03-6205-4903



製造業が求める高品質な再生材の長期安定供給体制の構築を支援し、経済安全保障に貢献します。

1. 事業目的

再生プラスチックの利用拡大は、化石資源への依存低減や調達先の多様化を通じて、サプライチェーンの強靱化と経済安全保障の確保に貢献する。世界的な再生材の獲得競争が始まりつつある一方で、プラスチック廃棄物の効率的な集約ができておらず、再生材利用が十分に進んでいない。本事業では、高品質な再生材を安定供給する大規模集約型拠点の立ち上げを支援するとともに、市場形成初期の諸課題の解決を通じ、再生プラスチックの長期安定供給体制の確立を促進し、ナフサの輸入代替を図る。

2. 事業内容

- 大量生産と品質確保を効率的に両立するため、大規模集約型拠点（再プラ集約拠点）に対し、支援する。
- 再プラ集約拠点の立ち上げ初期フェーズにおいて、市場形成を阻害する各種課題（原料調達リスク、品質管理リスク、在庫管理リスク、需要の不確実性）の解決を通じて、長期的かつ安定的な供給体制の構築を支援する。

【支援要件】

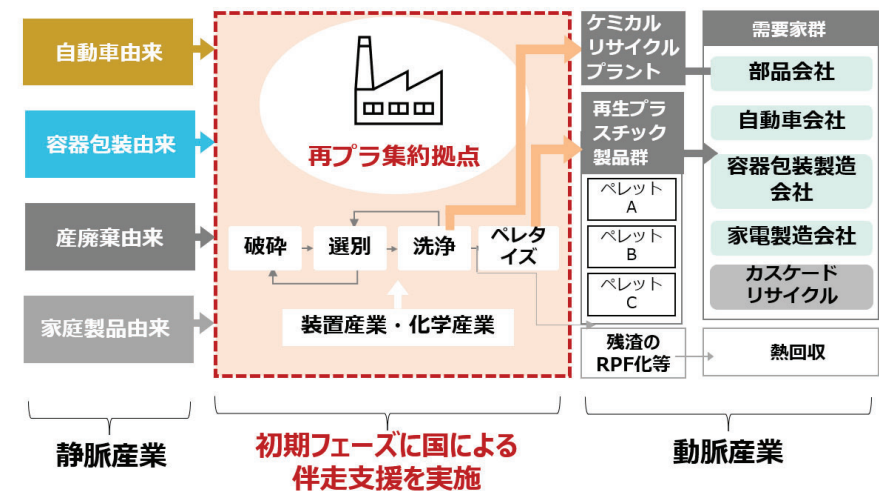
以下要件を満たす再生材供給事業者に対して支援を行う。

- ➡一定規模の再生プラスチック生産量を供給すること
- ➡一定の品質基準を満たす再生プラスチックを供給すること（自動車、容器包装等への利用を想定）

3. 事業スキーム

- 事業形態 未定
- 対象 民間事業者・団体
- 実施期間 令和9年度～

4. 事業イメージ



自動車等向け高品質再生プラスチック市場の構築支援



【令和9年度要求額 1,450百万円（新規）】

循環経済への移行に向け、サプライチェーンの強靱化を通じて、国内の再生プラスチック市場を構築します。

1. 事業目的

各国において製品製造への再生材の活用が活発化する中、国際競争に負けない高品質な再生材供給体制を構築することは、循環経済の移行を国家戦略として掲げている我が国にとって重要である。再生プラスチック市場創出に向けて、未利用の廃プラスチックの再資源化開拓支援、高品質な再生プラスチックの供給促進を通じて、再生プラスチック集約拠点の構築に係る課題にサプライチェーン全体で対応する。

2. 事業内容

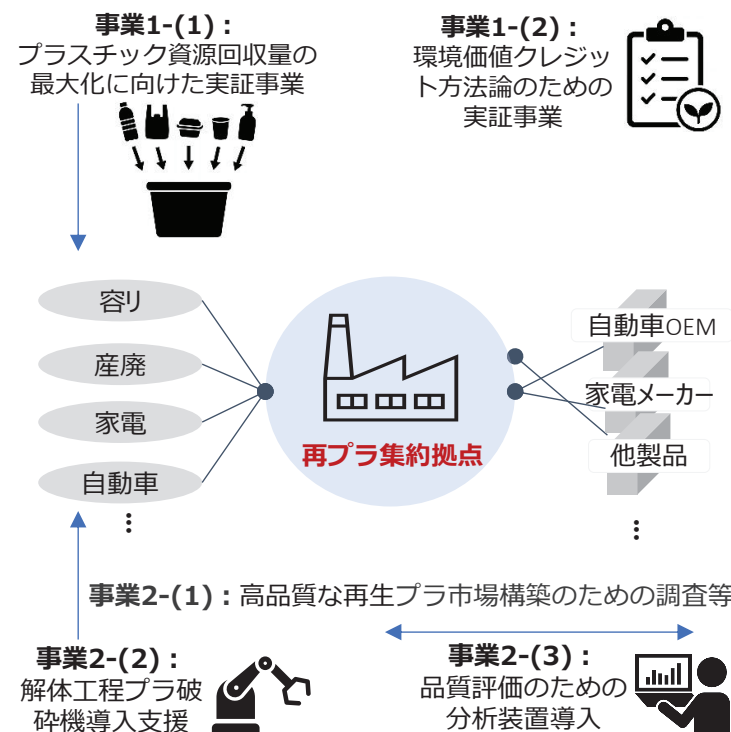
1. 未利用廃プラスチックの再資源化開拓支援事業

- (1) プラスチック資源回収量の最大化に向けた実証事業
 - ① 家庭系・事業系プラスチックの回収量拡大と高品質再生材の安定供給体制構築
 - ② 再生プラスチック集約拠点に供給する高品質再生材の供給基盤構築
- (2) 再生プラ・バイオプラの環境価値のクレジット方法論を確立する実証事業

2. 高品質な再生プラスチック市場の構築支援事業

- (1) 高品質な再生プラスチック市場の構築のための産官学連携調査等
- (2) 廃自動車からのプラスチック回収量拡大・輸送効率向上のための破碎設備導入支援事業
- (3) 高品質な再生プラの供給促進のための物性・懸念化学物質等の分析装置・物性把握促進導入支援事業

4. 事業イメージ



3. 事業スキーム

■ 事業形態	請負事業/間接補助事業
■ 請負先・補助対象	民間事業者・団体
■ 実施期間	令和9年度～

お問合せ先： 環境省環境再生・資源循環局資源循環課 資源循環制度推進室 電話：03-6205-4946 容器包装・プラスチック資源循環室 電話：03-5501-3153

プラスチック資源循環等推進事業費（うち未利用廃プラスチックの再資源化開拓支援事業）



【令和9年度要求額 450百万円（新規）】

循環経済への移行に向け、焼却・海外流出等の未利用廃プラスチックの回収量を最大化し、国内の再生プラ市場を拡大します。

1. 事業目的

- ・再生プラスチック集約拠点構想と連携し、特定エリアにおける家庭系・事業系の未利用廃プラスチックの回収量最大化に向けた調査や実証検証、その他政策支援
- ・バイオプラ（自治体ごみ袋等）、再生プラ（マテリアル・ケミカル）のクレジットの方法論の実証

2. 事業内容

1. プラスチック資源回収量の最大化に向けた実証事業

- ・家庭系：過去の実証事業の成果を踏まえ、容器包装廃棄物及びプラスチック使用製品廃棄物の一括回収を拡大するとともに、衣装ケース等の粗大ごみのプラスチックの回収イベントや戸別回収の実装に向けた実証を実施する。
- ・事業系：小売・物流・製造事業者との連携による廃プラスチックの供給量確保、簡易選別機等の導入による品質向上、データ基盤整備によるDPP対応トレーサビリティ確立に向けた実証を実施する。
- ・集約拠点に供給可能な高品質再生材の基盤を構築し、量・品質・データ条件を満たす供給体制を確立する。

2. 再生プラ・バイオプラの環境価値のクレジット方法論を確立する実証事業

算定・認証・トレーサビリティを含むクレジット化手法の確立を図るとともに、資源循環に係る経済的インセンティブ創出に向けた実証を実施する。

3. 事業スキーム

■ 事業形態	請負事業
■ 請負先・補助対象	民間事業者・団体
■ 実施期間	令和9年度～

4. 事業イメージ

事業1：プラスチック資源回収量の最大化に向けた実証事業



お問合せ先： 環境省環境再生・資源循環局 資源循環課 容器包装・プラスチック資源循環室 電話：03-5501-3153

高品質な再生プラスチック市場の構築支援事業（経済産業省連携事業）



【令和9年度要求額 1,000百万円（新規）】

循環経済への移行に向け、サプライチェーンの強靱化を通じて、国内の再生プラスチック市場を構築します。

1. 事業目的

各国において製品製造への再生材の活用が活発化する中、国際競争に負けない高品質な再生材供給体制を構築することは、循環経済の移行を国家戦略として掲げている我が国にとって重要である。本事業では、再生プラスチック市場創出に向けて、再生プラスチック集約拠点の構築に係る課題に対応する。

2. 事業内容

1. 高品質な再生プラスチック市場の構築のための産官学連携調査等

- ①高品質な再生プラスチック市場構築のための調査
- ②高品質な再生プラスチック認証スキームの構築

2. 廃自動車からのプラスチック回収促進事業

- ③プラスチック回収量拡大・輸送効率向上のための破碎設備導入支援

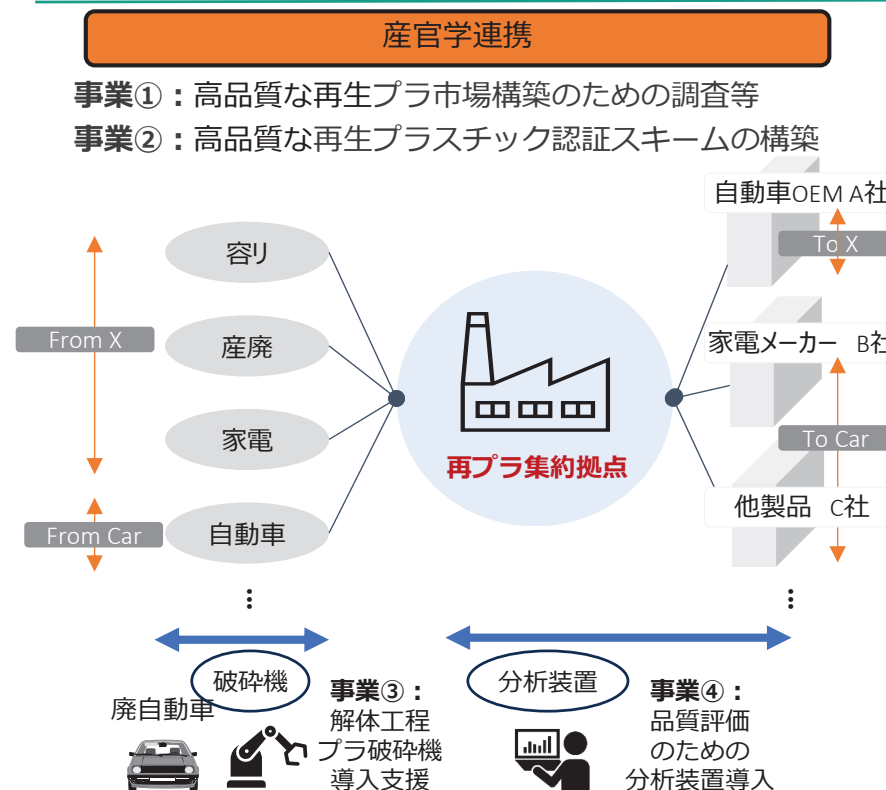
3. 高品質な再生材の供給促進事業

- ④再生プラの品質保証のための物性・懸念化学物質等の分析装置・物性把握促進支援導入支援

3. 事業スキーム

■事業形態	請負事業/間接補助事業
■請負先・補助対象	民間事業者・団体
■実施期間	令和9年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省環境再生・資源循環局 資源循環課 資源循環制度推進室 電話：03-6205-4946

国内資源循環促進のための金属スクラップの回収拡大・高品質化に向けた調査・実証



【令和9年度要求額 1,850百万円（1,020百万円の内数）】

再生資源の安定供給に向けて、金属スクラップの回収拡大・高品質化を目指します。

1. 事業目的

小規模分散化している国内の資源循環産業においては、動静脈物流の分断や、量・質両面での再生材の需給調整が進んでいないことなどから、大規模・集約化へのインセンティブが十分に働いていない。本事業は、国内資源循環の促進を目的として、金属スクラップの回収拡大や高品質化に向けた調査や実証を行うものである。

2. 事業内容

①重要鉱物をはじめとした金属資源の確保（回収・高品質化）に向けた調査・検討事業

重要鉱物を含む金属資源のサプライチェーン強靱化に向けて、再生資源の回収量拡大や高品質化が重要である。そこで、回収量拡大に向けた物流網の整備や資源管理政策の調査・検討を行う。また、製造業が求める質の再生材を供給するため、マテリアルフロー分析を基にしたサプライチェーン構築に向けた検討等を行う。

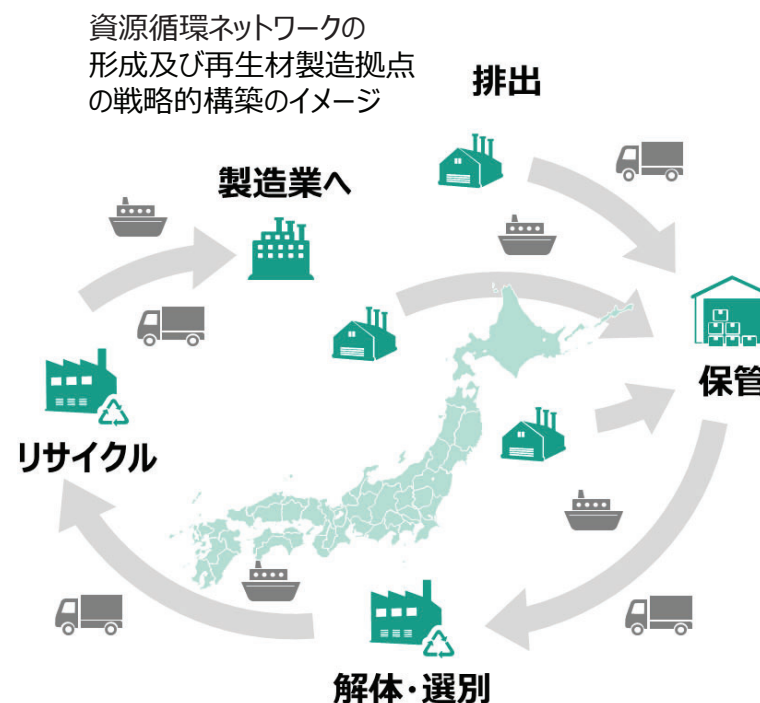
②製造業・資源循環産業の連携及び高度リサイクルを通じた高品質再生材供給実証事業

- ・ **高品質再生材製造実証**：製造業・資源循環産業の協業による、すり合わせを通じた、精緻解体や高度選別などの技術的な実証を行う。（Ex.鉄スクラップ）
- ・ **設備の大規模・集約化実証**：再生材製造施設の大規模・集約化を通じ、製造業へまとまった量の素材を確保するための実証を行う。（Ex.太陽光パネル）

3. 事業スキーム

- | | |
|--------|-----------|
| ■ 事業形態 | 請負事業・委託事業 |
| ■ 請負先 | 民間事業者・団体 |
| ■ 実施期間 | 令和8年度～ |

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 資源循環ビジネス推進室 電話：03-6206-1875

資源循環拠点・ネットワーク及び情報開示・金融基盤形成促進事業



【令和9年度要求額 350百万円（20百万円）】
うち 150百万円（20百万円の内数）

再資源化拠点等の構築及びネットワーク形成や情報開示スキームの活用により、再生資源サプライチェーンの強靱化を目指します。

1. 事業目的

本事業では、資源循環拠点構築・ネットワーク形成に向けた重要鉱物を含む金属資源確保に関する調査・検討や、資源循環分野における日本企業の競争力強化に向けたGCPに基づく情報開示スキームの開発及び資源循環分野への投資促進に向けた支援を実施する。

2. 事業内容

1.重要鉱物をはじめとした金属資源の確保（回収・高品質化）に向けた調査・検討事業

重要鉱物を含む金属資源のサプライチェーン強靱化に向けて、再生資源の回収量拡大や高品質化が重要である。そこで、回収量拡大に向けた物流網の整備や資源管理政策の調査・検討を行う。また、製造業が求める質の再生材を供給するため、マテリアルフロー分析を基にしたサプライチェーン構築に向けた検討等を行う。

2.GCPに基づく情報開示スキームの開発及び開示情報に基づく投資促進支援

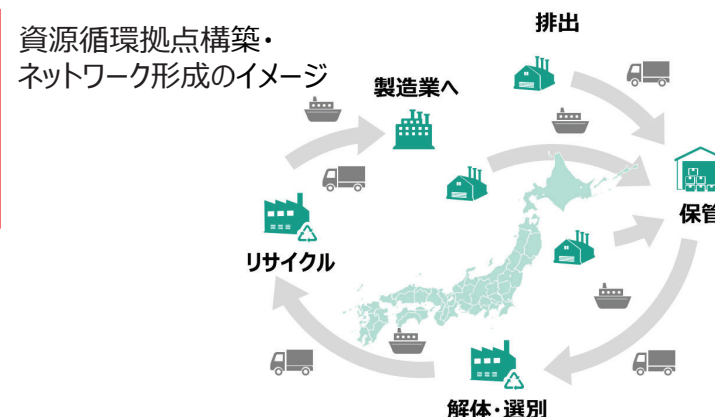
WBCSD（持続可能な開発のための世界経済人会議）等が開発する資源循環分野の国際的な情報開示枠組みであるグローバル循環プロトコル（GCP、環境省が開発に貢献し2025年11月COP30で公表）の改善に向けて、我が国の知見等をインプットし、日本企業の意向を反映した循環経済の国際ルール形成を目指す。

また、GCPに則した開示情報や資源循環分野の投融資ガイダンスを活用した投融資に関するモデル支援を行い、投融資ガイダンスの改善やファイナンス事例の創出を促す。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和8年度～

4. 事業イメージ



資源循環分野の情報開示スキームの開発 (GCP開発貢献)



国内の金融基盤形成に向けた取組

投融資ガイダンスに
基づくモデル支援

ガイダンスの高度化
投融資事例の創出

お問合せ先：

環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 資源循環ビジネス推進室 電話：03-6206-1875

環境省 環境再生・資源循環局 総務課 循環型社会推進室 電話：03-5521-8336

脱炭素型循環経済システム構築促進事業



【令和9年度要求額 7,700百万円（4,603百万円）】
うち 1,700百万円（1,000百万円）



脱炭素化に資する資源を徹底活用する技術の社会実装に向けた実証事業等を行います。

1. 事業目的

廃棄物・資源循環分野の脱炭素化を進めるために重点的に取り組むべき使用済み製品・素材について、省CO2型リサイクルプロセスの社会実証等に取り組み、循環経済（サーキュラーエコノミー）アプローチを通じた2050年ネットゼロの実現に貢献する。

2. 事業内容

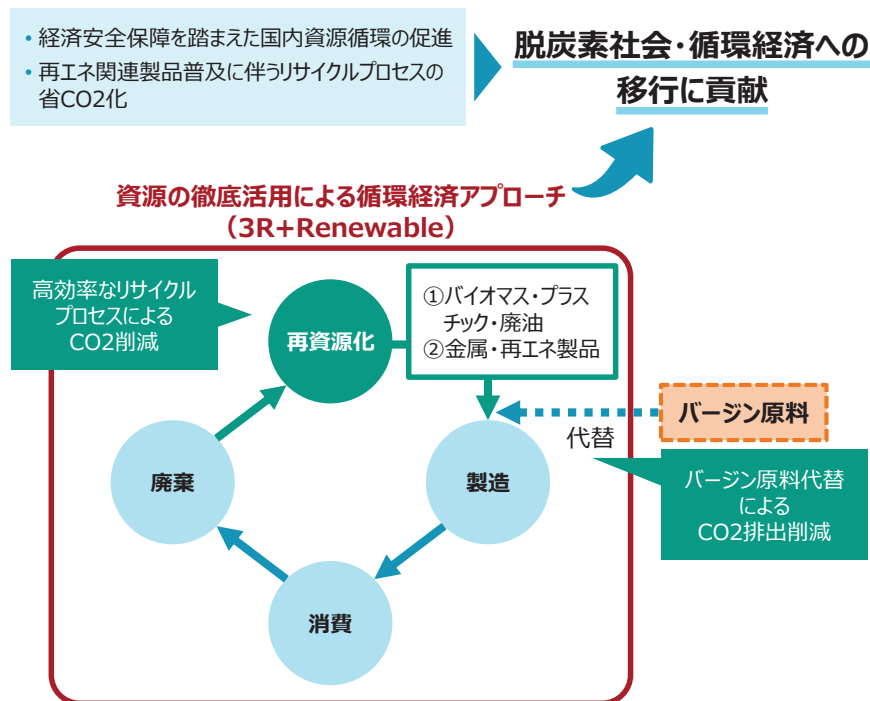
- 活用可能性があり循環経済への寄与が期待されるものの、これまで脱炭素の観点から十分に活用されてこなかった資源を対象として、化石由来プラスチックの代替となるバイオプラスチック等の再生可能資源への転換、複合素材プラスチック及び廃油等の再資源化、高品質な産業向け再生プラスチックの集約拠点の構築に係るリサイクル技術の社会実装に向けた技術実証等を行う。
- 今後大量排出が見込まれる太陽光パネルやリチウム蓄電池等の再エネ関連製品（金属やガラス等のベース素材を含む）について、これら資源の徹底活用に向けて、循環経済アプローチを通じた2050年ネットゼロの実現に貢献する技術の社会実装に向けた実証を行う。
- 製造業・資源循環産業の連携による再生材の質・量両面でのすり合わせに向けて、高品質な鉄スクラップ製造に係る実証や、太陽光パネルリサイクルの大規模集約化・高度化に係る実証を行う。
- 廃棄物の状況や目的とする再生材の品質により、様々な再資源化の方法があり、その廃棄物の種類ごと、再資源化の方法ごとにエネルギー起源CO2の削減効果等が大きく異なるため、様々な再資源化事業について、事業者から実データを収集し、それぞれの実績に基づく削減効果を算出するとともに、その試算方法や結果を参考事例集として公表する。

3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業、間接補助事業（補助率1/3, 1/2）
- 委託先・補助対象：民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間：（1）令和9年度～令和13年度、（2）令和5年度～令和9年度、（3）令和8年度～令和10年度、（4）令和9年度

お問い合わせ先：環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 電話：03-6205-4903 容器包装・プラスチック資源循環室 電話：03-5501-3153
資源循環ビジネス推進室 電話：03-6206-1875 資源循環制度推進室 電話：03-6205-4946
水・大気環境局 海洋環境課 海洋プラスチック汚染対策室 電話：03-6205-4934

4. 事業イメージ



脱炭素型循環経済システム構築促進事業のうち、 (3) 製造業・資源循環産業の連携及び高度リサイクルを通じた高品質再生材供給実証事業



再生材供給のサプライチェーン強靱化を通じた再生材の高品質化・供給量の安定化を目指します。

1. 事業目的

小規模分散化している国内の資源循環産業においては、製造業・資源循環産業の間で質・量両面での再生材の需給の調整が進んでいないこと、不適正ヤードからの海外流出ルートが存在など公正な競争条件が未整備なことなどから、大規模・集約化へのインセンティブが十分に働いていない。そのため本事業では、これらの課題に対し、①高品質な再生材供給に向けた動静脈連携、②太陽光パネルリサイクルの大規模集約化・高度化に向けた取組に係る実証・調査をするものである。

2. 事業内容

1. 高品質な再生材供給に向けた動静脈連携の実証

資源循環産業において、製造業が使いこなせる質・量の再生材を供給するため、資源循環産業と製造業の動静脈間で、供給される再生材の質・量やそのほか再生材に求める要件などのすり合わせが必要である。そのため、鉄鋼業・鉄スクラップ業の連携を通じて、建築物からの鉄材の精緻解体や鉄含有スクラップの高度選別とリサイクル原料の評価について実証を行う。

2. 太陽光パネルリサイクルの大規模集約化・高度化に向けた実証

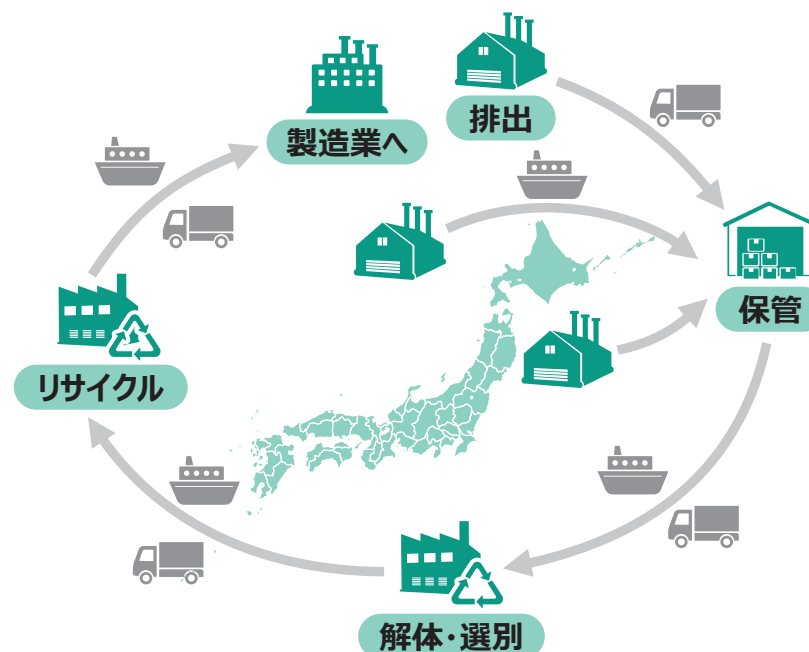
- 太陽光パネルは2030年代後半以降に大量廃棄が見込まれており、その再資源化を推進することが必要である。現段階から再資源化を推進するための重要な要素として、資源循環産業から製造業への素材供給のサプライチェーンにおいて、再資源化工程のみならず収集運搬工程を含めて資源循環ネットワークの効率化を図っていくことが重要である。
- 太陽光発電設備は件数としては小規模なものが圧倒的に多く、また、大規模設備からも現状はメンテナンス等により、少量の太陽光パネルが散発的かつ散在的に排出されることから、例えば集約拠点を設けて一括運搬することにより収集運搬の効率化を図ることができる。そして、効率的・広域的な収集運搬を行うことにより、効果的に再資源化が可能な再資源化施設に太陽光パネルが集約され、再資源化施設の稼働率改善や大規模集約化が可能となる。
- このため、収集運搬費用や再資源化費用の低減を図りつつ、太陽光パネルの再資源化施設の大規模集約化を見据えた効率的な収集運搬のための実証・調査を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 委託先：民間事業者・団体
- 実施期間：令和8年度～令和10年度

4. 事業イメージ

資源循環ネットワークの形成及び
再生材製造拠点の戦略的構築のイメージ



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 資源循環ビジネス推進室 電話：03-6206-1875

不適正スクラップヤード対策、廃棄物等輸出入の適正化



【令和9年度要求額

718百万円（153百万円）】

環境省

スクラップヤード事業に対する許可制度、廃棄物等の適正な輸出入の実現等により再生資源供給の強靱化に貢献します。

1. 事業目的

- ① スクラップヤード業の許可制度の導入・開始に向けて、自治体や事業者が円滑に制度を運用するための方策を検証し、普及啓発等を行うことで、自治体における体制整備に資することを目的とする。
- ② 関係機関と連携した水際対策強化、バーゼル法の厳格な運用、改正廃棄物処理法に基づく輸出確認の基準検討等を通じて、不適正な輸出を未然に防止することで廃棄物等輸出入の適正化を図る。

2. 事業内容

① 不適正スクラップヤード対策

関連条例の運用状況や指導効果、改善事例等を検証し、制度開始に向けた課題を整理する。その上で、自治体・事業者が円滑に制度を運用するための方策や制度導入後の影響を検証する。加えて、自治体での活用を想定した普及啓発資料の作成により、制度周知を推進する。

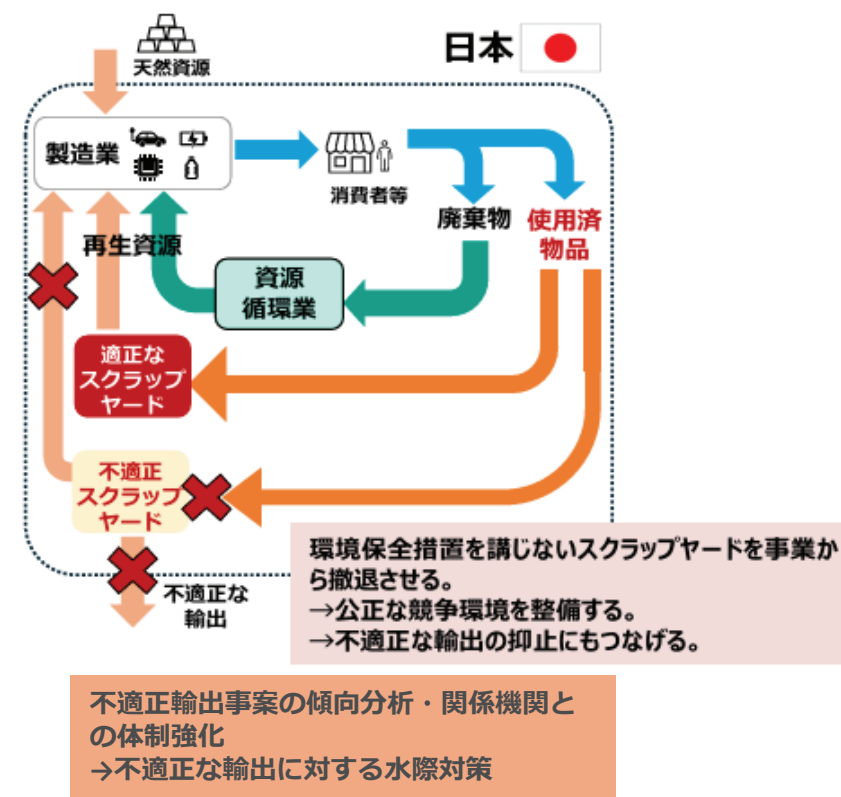
② 廃棄物等輸出入適正化推進費

不適正輸出事案の傾向分析、金属資源を含むスクラップに係るバーゼル法対象物の範囲・該非判断基準の検討・見直しを行い、不適正な輸出に対する関係機関と連携した水際対策の強化及びバーゼル法の厳格な運用を実現する。また、地方環境局、税関、経済産業省等の関係機関とのより強固な体制を構築し、廃棄物等輸出入の適正化を図る。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①請負事業、②請負事業、拠出金等
- 請負先 民間事業者等（請負）、条約事務局、研究機関等
- 実施期間 平成2年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制担当参事官室 03-6206-1767

廃棄物等輸出入適正化推進費



環境省

【令和9年度要求額

263百万円（153百万円）】

循環経済行動計画に基づく水際対策及びバーゼル法の運用強化等を行い、我が国の廃棄物等の適正な輸出入を実現します。

1. 事業目的

金属資源等の国内資源循環促進等のため、「循環経済行動計画」に基づく海外流出抑制策と関係機関との水際対策、バーゼル法の厳格な運用、改正廃棄物処理法に基づく輸出確認の基準検討等を通じて、不適正な輸出の未然防止及び摘発体制構築の実現を実施する。有害廃棄物等の越境移動に係る手続を定めたバーゼル条約に係る国際会議対応及び国内の適正な施行を行い、我が国に関係する廃棄物等の適正な輸出入を実現する。

2. 事業内容

1. バーゼル条約に係る国際対応及び国内における適正な施行

令和8年4月に会議決定した循環経済行動計画に基づき、不適正輸出事案の傾向分析、金属資源を含むスクラップに係るバーゼル法対象物の範囲・該非判断基準の検討・見直しを行い、不適正な輸出に対する水際対策の強化及びバーゼル法の厳格な運用を実現する。また、改正廃棄物処理法における特定使用済物品の輸出確認の基準を検討する。さらに、第18回バーゼル条約締約国会議(COP18)等に出席し、我が国にとって不利益が生じないよう交渉を行う。

2. 地方環境局における税関との連携

改正廃棄物処理法の輸出確認規定の新設・上述の水際対策、バーゼル法運用強化を踏まえ、より現場に近い地方環境局におけるより不適正な輸出を水際で防ぐより強固な体制を構築する。

3. 有害廃棄物等の環境上適正な管理事業等拠出金

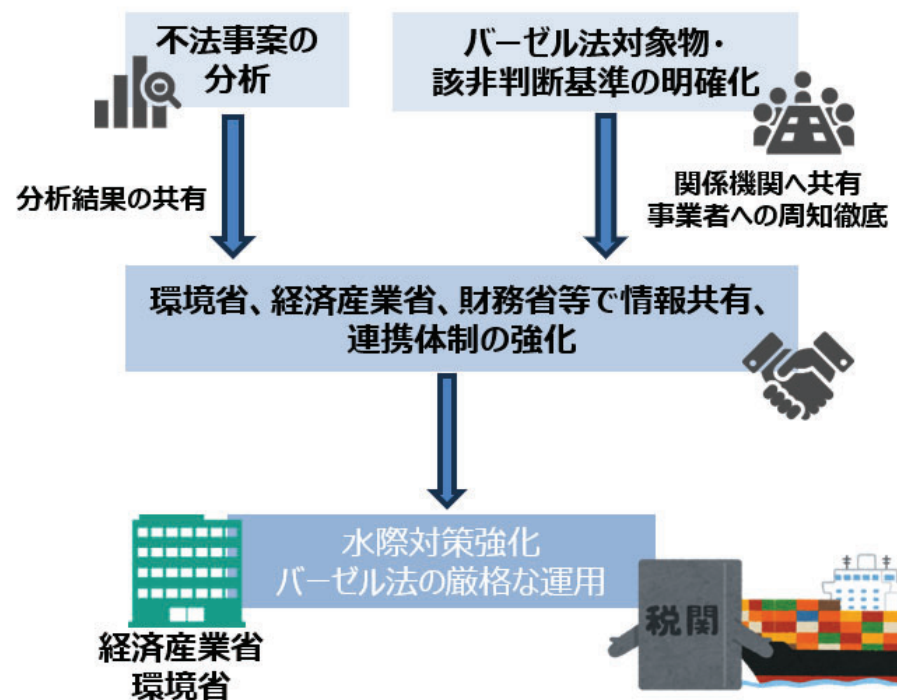
我が国のプレゼンスを確保するため、バーゼル条約事務局への拠出金について、我が国において重要性の高い案件に重点的に拠出する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業 拠出金 等
- 拠出先 民間事業者 条約事務局 研究機関 等
- 実施期間 平成8年度～

4. 事業イメージ

【バーゼル法の厳格な運用イメージ】



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制担当参事官室 03-5501-3157

産業廃棄物等処理対策等推進費のうちスクラップヤード業に対する許可制度の円滑な施行のための整備事業



【令和9年度要求額 455百万円（新規）】



スクラップヤード業に対する許可制度の施行に向けて、実態調査や普及啓発事業、システム構築等を行います。

1. 事業目的

- ① スクラップヤード業の許可制度の導入・開始に向けて、自治体・事業者による円滑な制度運用に資する方策等を検討し、普及啓発等を行うことで、自治体における体制整備を推進する。
- ② 衛星画像によりスクラップヤードの位置情報を収集・分析し、自治体が活用できるデータを提供する。
- ③ 許可事業者情報を検索できる登録システムを構築する。

2. 事業内容

- ① 自治体における体制整備の推進（実態調査・普及啓発事業）
関連条例の運用状況や指導効果、改善事例等を検証し、制度開始に向けた課題を整理する。その上で、自治体・事業者が円滑に制度を運用するための方策や制度導入後の影響を検証する。加えて、自治体での活用を想定した普及啓発資料の作成により、制度周知を推進する。
- ② 衛星画像によるスクラップヤードの位置情報の分析
衛星画像のデータを収集・分析し、GIS（地理情報システム）等を用いて、自治体が活用できる情報として提供する。
- ③ スクラップヤード業者登録システムの構築
スクラップヤード業者の事業者情報、許可情報、行政処分の情報等を登録事項とするシステムを構築する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和9年度～

4. 事業イメージ

①自治体における体制整備の推進

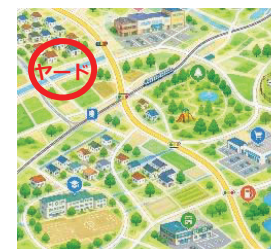


スクラップヤードの実態調査



普及啓発資料による制度周知

②ヤードの位置情報の分析



スクラップヤードの位置を把握

③登録システムの構築



スクラップヤード業者の登録情報を閲覧できるシステム

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制担当参事官室 電話：03-6206-1767

リチウムイオン電池等の分別回収・再資源化等総合対策



【令和9年度要求額 2,209百万円の内数（187百万円の内数）】

リチウムイオン電池等の廃棄時の火災事故を防止するため、分別回収・再資源化等の総合的な対策を実施します

1. 事業目的

近年、廃棄物処理施設等でリチウムイオン電池等に起因する火災事故等が頻繁に発生（令和6年度：23,068件(市町村)）。こうした中、リチウムイオン電池等の分別回収・再資源化等を推進することにより適正な処理ルートへの排出を促進し、火災事故防止と資源循環の両立する総合的な対策を実施する。

2. 事業内容

リチウムイオン電池等の分別回収・再資源化等を推進するため、ボトルネックとなっている分別回収や再資源化における課題解消のための事業を実施する。

①リチウムイオン電池等処理困難物適正処理及び再資源化促進に向けた検討業務

リチウムイオン電池の未回収市町村に対する処理体制構築支援、膨張変形したリチウムイオン電池等の適正処理の自治体での運用の実態に関する調査、幅広い世代・ライフスタイルの市民等に対する関係団体と連携した周知業務、廃棄物処理施設等における火災防止等設備導入促進事業を実施。

②地域の資源循環促進支援事業

全国7地域で開催する「資源循環自治体フォーラム」等を通じて、国・自治体・企業・スタートアップ等の関係主体が連携・交流する機会を創出し、普及啓発や資源循環のビジネス創出支援を実施

4. 事業イメージ

<ワンボイスでの呼びかけ>

リチウムイオン電池の「3つのC」

賢く選ぶ Cool choice	丁寧に使う Careful use	正しく捨てるそして資源循環 Correct disposal with better recycling
①購入前に、販売事業者の連絡先や製品情報、リコール情報を確認する ②PSEマークやリサイクルマークが表示されているか確認する ③非純正品については取り付けようとしている製品のホームページに注意喚起が掲載されていないか確認する ④購入時に廃棄の方法を確認する	①強い衝撃や圧力を加えない ②高温になる場所では使用・保管しない ③安全な場所で目の届く所で充電する ④異常を感じたら使用を中止する ⑤発火した時はまず安全を確認し、消火器や大量の水で消火する ⑥リコール情報を確認する ⑦公共交通機関では、持ち込みをルールを守るとともに、留意事項を確認する	①リチウムイオン電池使用の有無を確認する ②廃棄する前には電池を使い切る ③廃棄方法（メーカー回収や地方公共団体の回収区分）を確認する ④リサイクルされる廃棄方法を選択する

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、間接補助事業
- 請負先 民間事業者・団体等
- 実施期間 ①令和5年度～令和9年度（予定）②令和7年度～令和9年度

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 電話：03-5501-3154、資源循環課 電話：03-6206-1874

リチウムイオン電池等処理困難物適正処理及び再資源化促進に向けた検討業務



【令和9年度要求額 1,494百万円（83百万円）】

リチウムイオン電池等を適正に処理し資源循環できる体制を構築します。

1. 事業目的

- ① 近年、廃棄物処理施設等においてリチウムイオン電池等に起因する火災事故等が頻繁に発生（令和6年度：23,068件（市町村））している。このため、自治体、製造・販売事業者等が連携したリチウムイオン電池等の処理体制の構築を推進するとともに、周知啓発等を行うことにより、廃棄物処理施設等における火災事故防止を目指す。
- ② リチウムイオン電池に含まれるレアメタルの資源循環を推進する。

2. 事業内容

①リチウムイオン電池の処理体制構築に向けた検討業務

リチウムイオン電池の未回収市町村に対して、都道府県の主導や複数市町村の連携によって回収するための体制を構築する。さらに、製造事業者やECサイト事業者含めた販売事業者と連携したリチウムイオン電池の回収を強化するための検討を行う。

②リチウムイオン電池等の適正処理に関する調査業務

膨張変形したリチウムイオン電池等の適正処理の自治体での運用の実態に関する調査、リチウムイオン電池等の排出経路の更なる精緻化のための調査、リチウムイオン電池の廃棄時・処理時の火災に伴う被害損額低減策を検討するための調査の実施。

③幅広い世代・ライフスタイルの市民等に対する関係団体と連携した周知業務

リチウムイオン電池の危険性や廃棄方法を知らない未接触層へのアプローチを含め効果的な啓発方法を検討し、関係団体との連携も活用し正しい廃棄方法等の周知を行う。

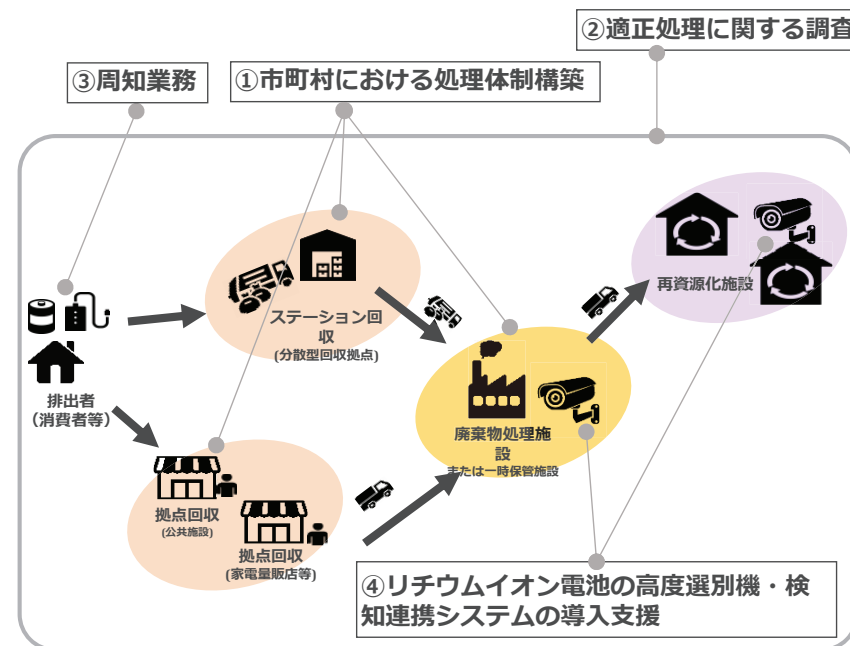
④廃棄物処理施設等における火災防止等設備導入促進事業

民間企業が有する廃棄物処理施設等において、混入リチウムイオン電池等を選別できるX線やAI等を搭載した高度選別設備等の導入及び選別機にて除去できなかった物による発火に対応したシステムの導入を支援し、予期せぬ火災事故への強靭化を整える。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①②③請負、④間接補助 補助率 1 / 2 又は 1 / 3
- 請負先・補助体制 民間事業者・団体
- 実施期間 令和5年度～令和9年度（予定）

4. 事業イメージ



お問合せ先： ①②③環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 電話:03-5501-3154
④ 資源循環課 電話:03-6205-4903



【令和9年度要求額 715百万円の内数（104百万円の内数）】

地域の循環資源を活かした持続可能な経済・社会の形成に向け、資源循環に係る自治体の取組をビジョンから事業化までを包括的に支援し、地域発の循環型ビジネスの創出と全国展開を促進します。

1. 事業目的

地域の特性を活かした新たな資源循環による地域経済の活性化の流れを生み出すため、全国7地域で「資源循環自治体フォーラム」を開催し、平時は地方環境局による支援やデジタル環境の活用を通じて、関係主体の連携・交流を促進することにより、地域の資源循環の基盤強化と事業創出に向けた機運を醸成する。さらに、地域での事業化を志向する自治体に対し、先進事例に取り組むマイスターによる資源循環に関する現状評価やポテンシャル診断を行い、ビジョンの作成やモデル実証事業の支援を行うとともに、創出されたビジネスの実装に向け、自治体、地元企業、地域住民が連携した体制構築と継続的なフォローアップを実施する。あわせて、こうした取組を先導する中核人材の育成を推進し、全国的な循環経済への移行を促進する。

2. 事業内容

① 資源循環自治体フォーラム等を通じた資源循環のビジネス創出支援

各地域の資源循環の取組情報を発信する「資源循環自治体フォーラム」の全国7地域での開催、地方環境局による支援やデジタル環境の活用を通じて、国・自治体・企業・スタートアップ等の関係主体が連携・交流する機会を創出し、地域の課題に即した意見交換、事業者紹介、マッチング、事業化支援等を実施する。

また、資源循環の先行事例に取り組む現場において、実践的に学ぶ人材育成プロジェクトを実施する。

② 自治体資源循環診断、ビジョンの作成及びフォローアップ支援

アンケートやデータから、再生可能資源の実態や推進体制等を把握し、資源循環に関するポテンシャル等を診断する。診断結果を基に、地域の特性に応じた有望分野や施策を特定して、地域へのメリットを提示し、地域課題解決に資源循環を取り入れたビジョンを作成する。

作成後は、新規実証事業化に向けた継続的なフォローアップを行う。

③ 循環型ビジネスモデル実証事業の実施及びフォローアップ支援

地域の廃棄物の資源化を目的として、全国7地域で4類型（地域経済型・地域コミュニティ型・地域資源活用型・廃棄物処理コスト削減型）の実証事業を実施する。実証後は事業の持続的な運営を見据え、モデルの定着・拡大に向けたフォローアップを行う。

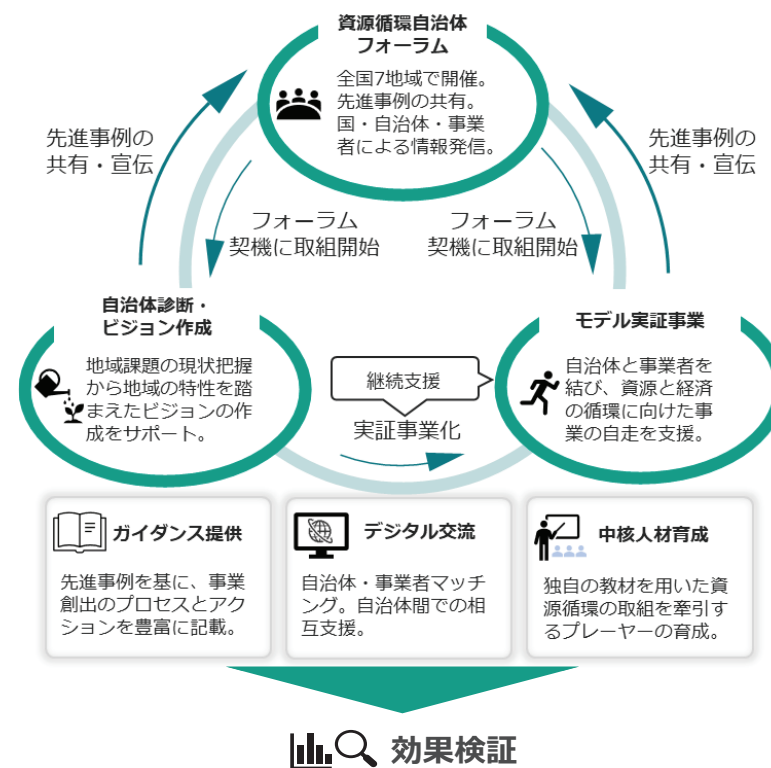
④ 事業全体の検証を実施

ビジョン作成や実証事業実施の支援及びそのフォローアップで得られた知見を踏まえて、本事業の効果を検証し、地域における資源循環の取組の底上げや循環経済への移行を進めるうえでの課題及び解決策を分析することで、今後必要な支援策を検討する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和7年度～令和9年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 電話：03-6206-1874

太陽光パネルの再資源化促進のための環境整備



【令和9年度要求額 2,958百万円の内数（2,112百万円の内数）】

太陽光パネルのリサイクルを促進するための環境整備を進めます。

1. 事業目的

- ①(※) 太陽光パネル等の再エネ関連製品をリサイクルする体制を確保し、脱炭素社会と循環経済への移行を推進する。
- ② 太陽光パネル等の未利用資源のリサイクルの高度化・効率化のために必要な調査を行うことにより、資源の有効利用の最大化と施策展開の効率化を図る。

2. 事業内容

- ① 脱炭素型循環経済システム構築促進事業
太陽光パネルを含む再エネ関連製品やそのベース素材をリユース又はリサイクルする技術・スキーム構築の実証や、太陽光パネルの重量の約6割を占めるガラスの動静脈連携を通じた水平リサイクル技術の更なる進展を目的とした実証、太陽光パネルのリサイクル施設の大規模集約化を見据えた効率的な収集運搬のための実証・調査等を行う。
- ② リサイクルシステム統合強化による循環資源利用高度化促進事業
太陽光発電設備等の大量廃棄に備え、リサイクル法施行を含めた各種対策に必要な調査・検討を行う。

(以下事業を別途計上)

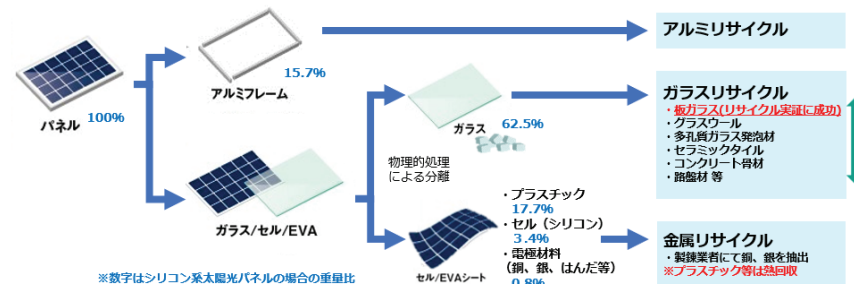
- ※循環資源の安定供給のための高効率・高度化設備導入等促進事業
国内資源循環体制構築に向けて、太陽光パネル等の再エネ関連製品の再資源化を行うリサイクル設備等の導入を支援する。
- ※再生材供給サプライチェーン構築支援事業
循環資源の回収量拡大に向けた物流関連施設等の導入を支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、委託事業、間接補助事業（補助率 1 / 3, 1 / 2）
- 請負先・委託先・補助対象 民間事業者・団体、研究機関
- 実施期間 平成19年度～令和9年度（予定）

4. 事業イメージ

太陽光パネルのリサイクルフロー



太陽光パネルリサイクル設備

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 資源循環制度推進室 電話：03-6910-2813
資源循環ビジネス推進室 電話：03-6206-1875

脱炭素型循環経済システム構築促進事業



【令和9年度要求額 7,700百万円（4,603百万円）】

うち 2,800百万円の内数（2,000百万円の内数）



脱炭素化に資する資源を徹底活用する技術の社会実装に向けた実証事業等を行います。

1. 事業目的

廃棄物・資源循環分野の脱炭素化を進めるために重点的に取り組むべき使用済み製品・素材について、省CO2型リサイクルプロセスの社会実証等に取り組み、循環経済（サーキュラーエコノミー）アプローチを通じた2050年ネットゼロの実現に貢献する。

2. 事業内容

- 活用可能性があり循環経済への寄与が期待されるものの、これまで脱炭素の観点から十分に活用されてこなかった資源を対象として、化石由来プラスチックの代替となるバイオプラスチック等の再生可能資源への転換、複合素材プラスチック及び廃油等の再資源化、高品質な産業向け再生プラスチックの集約拠点の構築に係るリサイクル技術の社会実装に向けた技術実証等を行う。
- 今後大量排出が見込まれる太陽光パネルやリチウム蓄電池等の再エネ関連製品（金属やガラス等のベース素材を含む）について、これら資源の徹底活用に向けて、循環経済アプローチを通じた2050年ネットゼロの実現に貢献する技術の社会実装に向けた実証を行う。
- 製造業・資源循環産業の連携による再生材の質・量両面でのすり合わせに向けて、高品質な鉄スクラップ製造に係る実証や、太陽光パネルリサイクルの大規模集約化・高度化に係る実証を行う。
- 廃棄物の状況や目的とする再生材の品質により、様々な再資源化の方法があり、その廃棄物の種類ごと、再資源化の方法ごとにエネルギー起源CO2の削減効果等が大きく異なるため、様々な再資源化事業について、事業者から実データを収集し、それぞれの実績に基づく削減効果を算出するとともに、その試算方法や結果を参考事例集として公表する。

3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業、間接補助事業（補助率1/3, 1/2）
- 委託先・補助対象：民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間：（1）令和9年度～令和13年度、（2）令和5年度～令和9年度、（3）令和8年度～令和10年度、（4）令和9年度

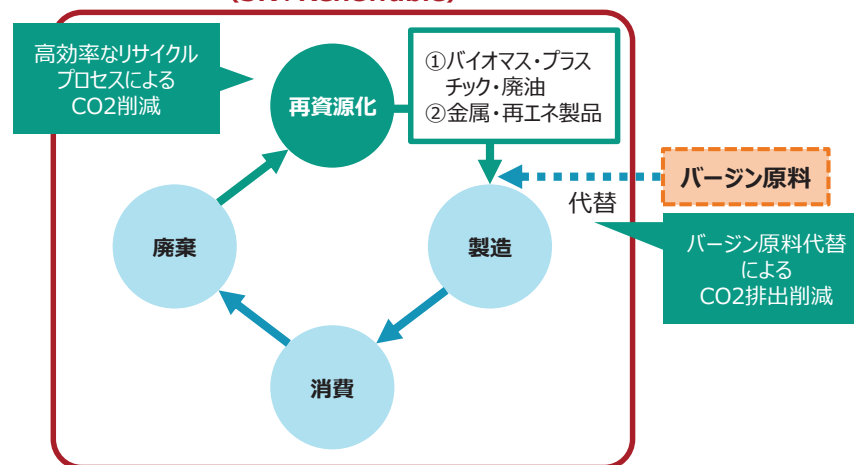
お問い合わせ先：環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 電話：03-6205-4903 容器包装・プラスチック資源循環室 電話：03-5501-3153
資源循環ビジネス推進室 電話：03-6206-1875 資源循環制度推進室 電話：03-6205-4946
水・大気環境局 海洋環境課 海洋プラスチック汚染対策室 電話：03-6205-4934

4. 事業イメージ

- ・ 経済安全保障を踏まえた国内資源循環の促進
- ・ 再エネ関連製品普及に伴うリサイクルプロセスの省CO2化

脱炭素社会・循環経済への
移行に貢献

資源の徹底活用による循環経済アプローチ
(3R+Renewable)



脱炭素型循環経済システム構築促進事業のうち、 (2) 国内資源循環体制構築に向けた再エネ関連製品及びベース素材の全体最適化実証事業



カーボンニュートラル、国内資源循環に向けたリサイクルの全体最適化のための動静脈連携スキーム構築実証を行います。

1. 事業目的

- ① 今後大量排出が見込まれる太陽光パネル由来のガラスについて、動静脈連携による水平リサイクル技術の更なる進展
- ② 使用済製品等からの鉄・非鉄金属・レアメタル等の金属資源等をリサイクル（解体、選別、再生材製造等）する技術やスキームの構築

2. 事業内容

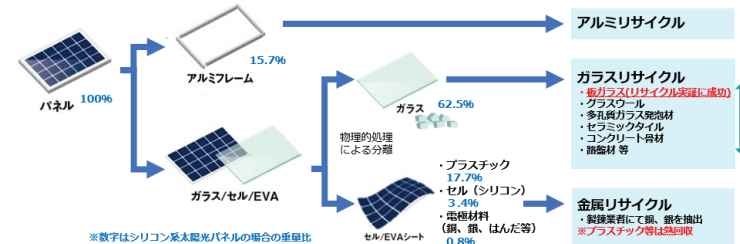
- 今後排出量の増加が見込まれている太陽光パネルについては、リサイクルに伴うCO2排出量を抑制しつつ、国内のリサイクル体制を構築する必要がある。特に、太陽光パネルの重量の約6割を占めているガラスは、製造に必要な質のカレット（板ガラスの原料）の供給が実現できておらず、動静脈連携を通じたガラスの水平リサイクル技術の更なる進展が重要である。
- また、循環経済工程表においては、2030年度までに金属のリサイクル原料の処理量倍増という目標を掲げており、金属資源等のさらなる国内循環に向けて、高効率・高度な再資源化技術の開発・実証が必要である。
- そのため、本事業では、リサイクルに伴うCO2排出量を抑制しつつ、太陽光パネルを始めとする使用済製品等からの鉄・非鉄金属・レアメタル等の金属資源等をリサイクル（解体、選別、再生材製造等）する技術やスキームの構築の実証を行う。

3. 事業スキーム

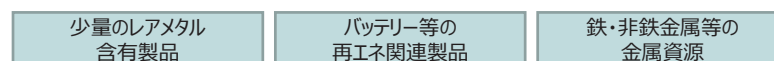
- 事業形態：委託事業、間接補助事業（補助率1/3, 1/2）
- 委託先・補助対象：民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間：令和5年度～令和9年度

4. 事業イメージ

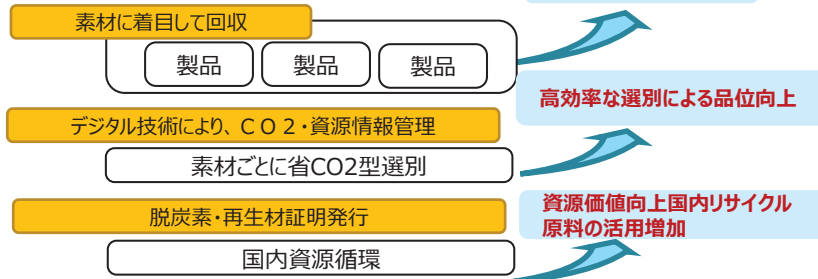
事業目的① 太陽光パネルのリサイクルフロー



事業目的②



実証例



お問合せ先：環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 資源循環ビジネス推進室 電話：03-6206-1875

脱炭素型循環経済システム構築促進事業のうち、 (3) 製造業・資源循環産業の連携及び高度リサイクルを通じた高品質再生材供給実証事業



再生材供給のサプライチェーン強靱化を通じた再生材の高品質化・供給量の安定化を目指します。

1. 事業目的

小規模分散化している国内の資源循環産業においては、製造業・資源循環産業の間で質・量両面での再生材の需給の調整が進んでいないこと、不適正ヤードからの海外流出ルートが存在など公正な競争条件が未整備なことなどから、大規模・集約化へのインセンティブが十分に働いていない。そのため本事業では、これらの課題に対し、①高品質な再生材供給に向けた動静脈連携、②太陽光パネルリサイクルの大規模集約化・高度化に向けた取組に係る実証・調査をするものである。

2. 事業内容

1. 高品質な再生材供給に向けた動静脈連携の実証

資源循環産業において、製造業が使いこなせる質・量の再生材を供給するため、資源循環産業と製造業の動静脈間で、供給される再生材の質・量やそのほか再生材に求める要件などのすり合わせが必要である。そのため、鉄鋼業・鉄スクラップ業の連携を通じて、建築物からの鉄材の精緻解体や鉄含有スクラップの高度選別とリサイクル原料の評価について実証を行う。

2. 太陽光パネルリサイクルの大規模集約化・高度化に向けた実証

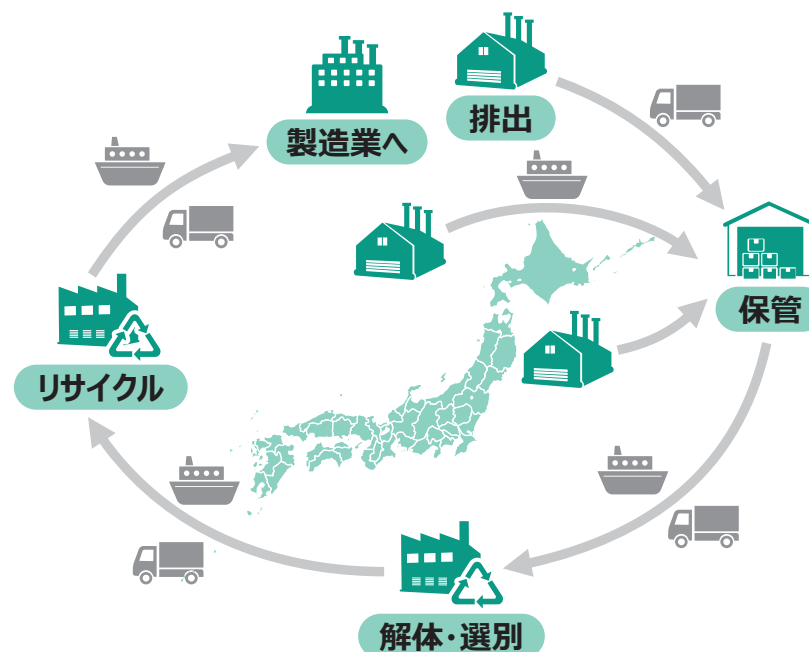
- 太陽光パネルは2030年代後半以降に大量廃棄が見込まれており、その再資源化を推進することが必要である。現段階から再資源化を推進するための重要な要素として、資源循環産業から製造業への素材供給のサプライチェーンにおいて、再資源化工程のみならず収集運搬工程を含めて資源循環ネットワークの効率化を図っていくことが重要である。
- 太陽光発電設備は件数としては小規模なものが圧倒的に多く、また、大規模設備からも現状はメンテナンス等により、少量の太陽光パネルが散発的かつ散在的に排出されることから、例えば集約拠点を設けて一括運搬することにより収集運搬の効率化を図ることができる。そして、効率的・広域的な収集運搬を行うことにより、効果的に再資源化が可能な再資源化施設に太陽光パネルが集約され、再資源化施設の稼働率改善や大規模集約化が可能となる。
- このため、収集運搬費用や再資源化費用の低減を図りつつ、太陽光パネルの再資源化施設の大規模集約化を見据えた効率的な収集運搬のための実証・調査を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 委託先：民間事業者・団体
- 実施期間：令和8年度～令和10年度

4. 事業イメージ

資源循環ネットワークの形成及び
再生材製造拠点の戦略的構築のイメージ



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 資源循環ビジネス推進室 電話：03-6206-1875

リサイクルシステム統合強化による循環資源利用高度化促進事業



【令和9年度要求額 386百万円（310百万円）】

うち 158百万円（112百万円）

「都市鉱山」を始め我が国の未利用資源の有効利用の最大化と施策展開の効率化を図ります。

1. 事業目的

各種リサイクル制度（家電・建設・自動車・小型家電・太陽光パネル等）の特性を活かしつつ、横断的に効率化・高付加価値化できる部分は共通の取組を進めることにより、「都市鉱山」を始めとする我が国の未利用資源の有効利用の最大化と施策展開の効率化を図る。

2. 事業内容

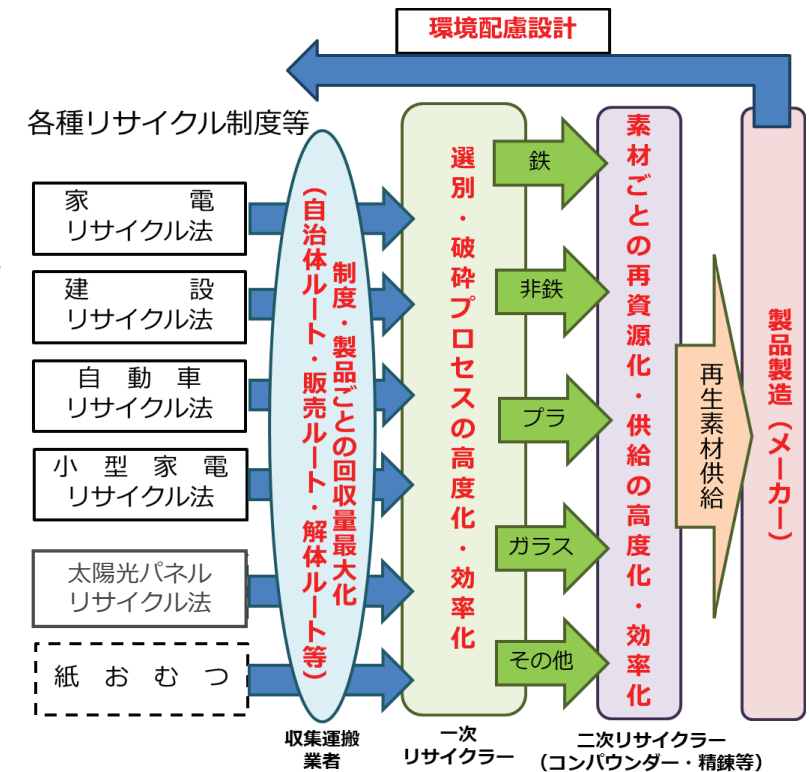
○各種リサイクル制度の特性を活かした取組及びリサイクルプロセスの横断的高度化・効率化

- ・家電／小型家電等、自治体／小売／建設現場における回収量最大化とルート開拓、違法な廃棄物回収業者対策
- ・建設資材廃棄物の再資源化等の推進・質向上等に向けた調査・検討
- ・自動車リサイクルにおけるCN対応3Rの推進・質向上等に向けた調査・検討
- ・**太陽光パネルリサイクル法の施行に向けた必要な調査・検討**
- ・紙おむつリサイクルの普及に向けた自治体への伴走支援、調査・検討
- ・個別製品に着目した資源循環促進に向けた調査・検討

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成19年度～令和9年度（予定）

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 資源循環制度推進室 電話：03-6205-4946 資源循環課 電話：03-6205-4947



再資源化事業等高度化法に基づき、再生材の質と量を確保し、経済成長、地方創生、経済安全保障につなげます。

1. 事業目的

資源循環を進めていくため、再資源化事業等高度化法に基づき、製造側が必要とする質と量の再生材が確実に供給されるようにするとともに、資源循環産業の発展を目指す。

2. 事業内容

■ 高度再資源化事業計画等における認定審査等業務

- ① 高度再資源化事業計画等に係る認定審査業務
再資源化事業等高度化法に基づく認定の審査について、技術的・専門的な見地における評価の審査補助を実施する。
- ② 廃棄物処分業者等における施行状況調査
再資源化事業等高度化法では、廃棄物処分業者が目指すべき再資源化の高度化に向けた判断の基準を定めており、全国の廃棄物処分業者に対して、当該規定の取組状況等を把握する施行状況調査を行う。

■ 再資源化情報報告・公表システム維持管理等業務

- ① 再資源化情報報告・公表システムの維持管理等業務
再資源化事業等高度化法に基づく報告・公表のためのシステムの維持管理を実施するほか、再資源化に係る情報共有化について、国内外ルールの動向調査等を継続して実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 委託先 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和6年度～

4. 事業イメージ

- 令和6年3月15日に「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案」について閣議決定し、第213回国会で成立。
- 本法においては、**脱炭素化と再生資源の質と量の確保**等の資源循環の取組を一体的に促進するため、**基本方針の策定、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況の報告及び公表**、再資源化事業等の高度化に係る**認定制度の創設**等の措置を講ずる。

基本方針の策定

- ・ 再資源化事業等の高度化を促進するため、国として基本的な方向性を示し、一体的に取組を進めていく必要があることから、環境大臣は、**基本方針を策定し公表**するものとする。

再資源化の促進（底上げ）

- ・ 再資源化事業等の高度化の促進に関する**判断基準の策定・公表**
- ・ 特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況の**報告・公表**



再資源化の高度化に向けた**全体の底上げ**

再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）

- ・ 再資源化事業等の高度化に係る**国が一括して認定を行う制度を創設**し、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、**廃棄物処理法の廃棄物処分の許可等の各種許可の手續の特例**を設ける。

※認定の類型（イメージ）

＜①事業形態の高度化＞

- 製造側が必要とする質・量の再生材を確保するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業を促進**



例：ペットボトルの水平リサイクル

＜②分離・回収技術の高度化＞

- **分離・回収技術の高度化に係る施設設置を促進**



例：ガラスと金属の完全リサイクル

＜③再資源化工程の高度化＞

- 温室効果ガス削減効果を高めるための**高効率な設備導入等**を促進



例：AIを活用した高効率な設備導入

脱炭素型循環経済システム構築促進事業



【令和9年度要求額 7,700百万円（4,603百万円）】
うち 300百万円（新規）



脱炭素化に資する資源を徹底活用する技術の社会実装に向けた実証事業等を行います。

1. 事業目的

廃棄物・資源循環分野の脱炭素化を進めるために重点的に取り組むべき使用済み製品・素材について、省CO2型リサイクルプロセスの社会実証等に取り組み、循環経済（サーキュラーエコノミー）アプローチを通じた2050年ネットゼロの実現に貢献する。

2. 事業内容

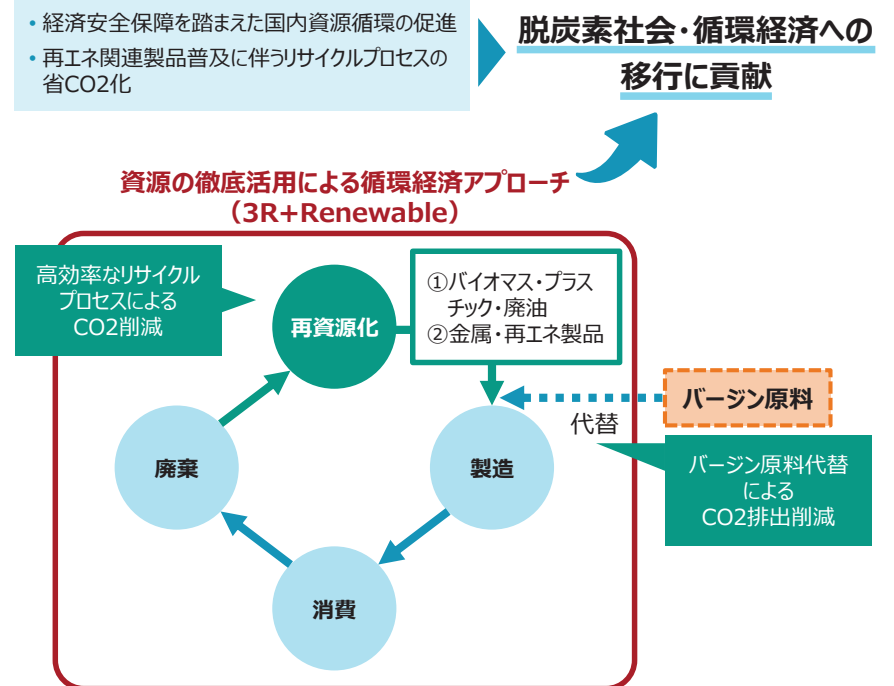
- 活用可能性があり循環経済への寄与が期待されるものの、これまで脱炭素の観点から十分に活用されてこなかった資源を対象として、化石由来プラスチックの代替となるバイオプラスチック等の再生可能資源への転換、複合素材プラスチック及び廃油等の再資源化、高品質な産業向け再生プラスチックの集約拠点の構築に係るリサイクル技術の社会実装に向けた技術実証等を行う。
- 今後大量排出が見込まれる太陽光パネルやリチウム蓄電池等の再エネ関連製品（金属やガラス等のベース素材を含む）について、これら資源の徹底活用に向けて、循環経済アプローチを通じた2050年ネットゼロの実現に貢献する技術の社会実装に向けた実証を行う。
- 製造業・資源循環産業の連携による再生材の質・量両面でのすり合わせに向けて、高品質な鉄スクラップ製造に係る実証や、太陽光パネルリサイクルの大規模集約化・高度化に係る実証を行う。
- 廃棄物の状況や目的とする再生材の品質により、様々な再資源化の方法があり、その廃棄物の種類ごと、再資源化の方法ごとにエネルギー起源CO2の削減効果等が大きく異なるため、様々な再資源化事業について、事業者から実データを収集し、それぞれの実績に基づく削減効果を算出するとともに、その試算方法や結果を参考事例集として公表する。

3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業、間接補助事業（補助率1/3, 1/2）
- 委託先・補助対象：民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間：(1)令和9年度～令和13年度、(2)令和5年度～令和9年度、(3)令和8年度～令和10年度、(4)令和9年度

お問い合わせ先：環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 電話：03-6205-4903 容器包装・プラスチック資源循環室 電話：03-5501-3153
資源循環ビジネス推進室 電話：03-6206-1875 資源循環制度推進室 電話：03-6205-4946
水・大気環境局 海洋環境課 海洋プラスチック汚染対策室 電話：03-6205-4934

4. 事業イメージ



脱炭素型循環経済システム構築促進事業のうち、 (4) 再資源化事業等の高度化による脱炭素効果算定事業



再資源化事業等の高度化による脱炭素化の効果算定を行い、脱炭素型循環経済システムの構築につなげます。

1. 事業目的

- ① 再資源化事業等の高度化による脱炭素化の効果算定
- ② 結果を集計することにより、廃棄物の種類や再資源化の方法ごとの温室効果ガス排出量を把握
- ③ 結果の公表により、類似事業の実施の検討を促進

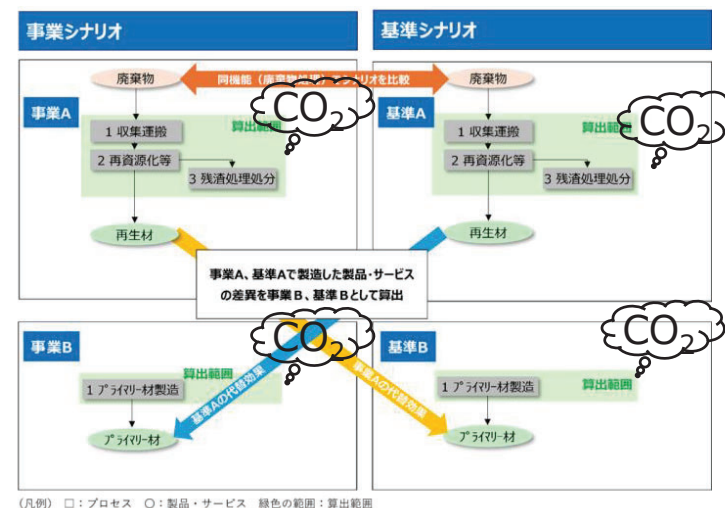
2. 事業内容

- 再資源化事業では、廃棄物から効率的に再生材を取り出し、製造業等にその再生材を供給することから、再資源化事業に伴うエネルギー消費量だけではなく、プライマリー材の削減に伴う製造プロセスへの脱炭素効果が見込まれる。
- 他方で、様々な再資源化事業等の創出が始まっている、それらによるエネルギー起源CO2の削減効果を定量的に算出するための統計や参考情報が不足しており、データベースを国として整備し公表することが重要。
- 廃棄物は金属やプラスチックをはじめ多くの種類があるほか、廃棄物の状況や目的とする再生材の品質により、様々な再資源化の方法があり、その廃棄物の種類ごと、再資源化の方法ごとにエネルギー起源CO2の削減効果等は大きく異なる。
- そのため、様々な再資源化事業について、100件程度の事業者から実データを収集し、それぞれの実績に基づく削減効果を算出するとともに、その試算方法や結果を参考事例集として公表する。それらが再資源化事業におけるCO2削減効果のデータベースとなることで、将来的に、再資源化事業者自らでCO2削減効果等の算出ができるようになる環境整備に貢献する。

3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 委託先：民間事業者・団体
- 実施期間：令和9年度

4. 事業イメージ



- 事業シナリオに合わせた基準シナリオを設定する。
 - 各プロセスごとに発生する温室効果ガス排出量にかかるデータを収集し、排出量を算定する。
- ⇒算定した結果のとりまとめ、公表をする。

お問合せ先：環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 電話：03-6206-1679

再資源化事業高度化のための人材育成・確保事業



【令和9年度要求額 167百万円（19百万円）】



高度な再資源化を担う廃棄物処理業者及び業界振興に資する事業を支援します。

1. 事業目的

- ① 廃棄物処理事業者が再資源化事業等高度化法で定める再資源化の判断基準を達成するための支援を行う。
- ② 日本標準産業分類と国際標準産業分類における廃棄物処理業分野の区分に関する調査を行う。
- ③ 資源循環分野を育成就労制度・特定技能制度の対象として、外国人の高度人材確保支援を行う。

2. 事業内容

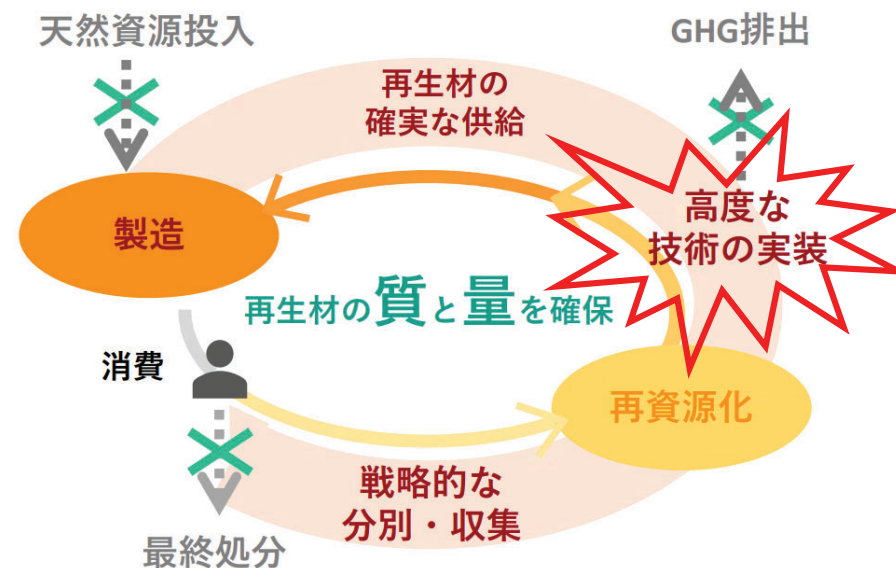
資源循環分野の産業競争力強化を目指し、製造側が必要とする質と量の再生材の確実な供給に向け、人材育成や人手不足対策等による業界全体の底上げを行い再資源化事業等の高度化を進めるため、以下の事業を行う。

- (1) 特定技能・育成就労制度対応経費
特定技能・育成就労に関する協議会の運営、試験の適正性確保、制度の効果的な活用に向けた情報収集・分析
- (2) 再資源化判断基準達成に向けた支援経費
再資源化関連ハンドブックやツールの編集・配布、実務者の技能研修の実施等
- (3) 労務費等の価格転嫁に関する調査
廃棄物処理業者間や他業種との取引における経費等の転嫁率の調査と分析
- (4) 資源循環・廃棄物処理業の産業分類区分に関する調査
総務省統計、国連統計の区分の考え方や整理法の実態調査、並びに将来の廃棄物処理業の産業分類における検討

3. 事業スキーム

- 事業形態 (1)～(4) 請負事業
- 交付対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和8年度～令和12年度

4. 事業イメージ



外国人材による人手不足対策



高度な技術を支える人材育成

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 電話：03-6205-4903

地域共生型廃棄物発電等導入促進事業



【令和9年度要求額 1,665百万円（1,696百万円）】 環境省

地域の廃棄物を地域エネルギーとして利活用することで、地域の脱炭素化及び地域貢献を推進します。

1. 事業目的

再生利用が困難な廃棄物について、廃棄物発電や廃棄物由来の燃料製造等によりエネルギーを創出・利活用する事業を推進することにより、地域内でのエネルギーの地産地消を促進するとともに、温室効果ガス排出量の削減や地域の防災力向上にも寄与することを目指す。

2. 事業内容

本事業は、地域から排出される再生利用が困難な廃棄物を有効資源として捉え、その熱回収や燃料化等を通じて新たなエネルギーを創出・活用する取組を推進する。

従来、焼却や最終処分に頼らざるを得なかった廃棄物についても、高度な再資源化技術を導入することにより、地域エネルギーとして資源循環型社会の構築に資することを目指す。

あわせて、災害廃棄物の受入体制の整備や、地元自治体との協力関係を強化し、災害発生時においても迅速かつ円滑に対応できる体制づくりを進める。

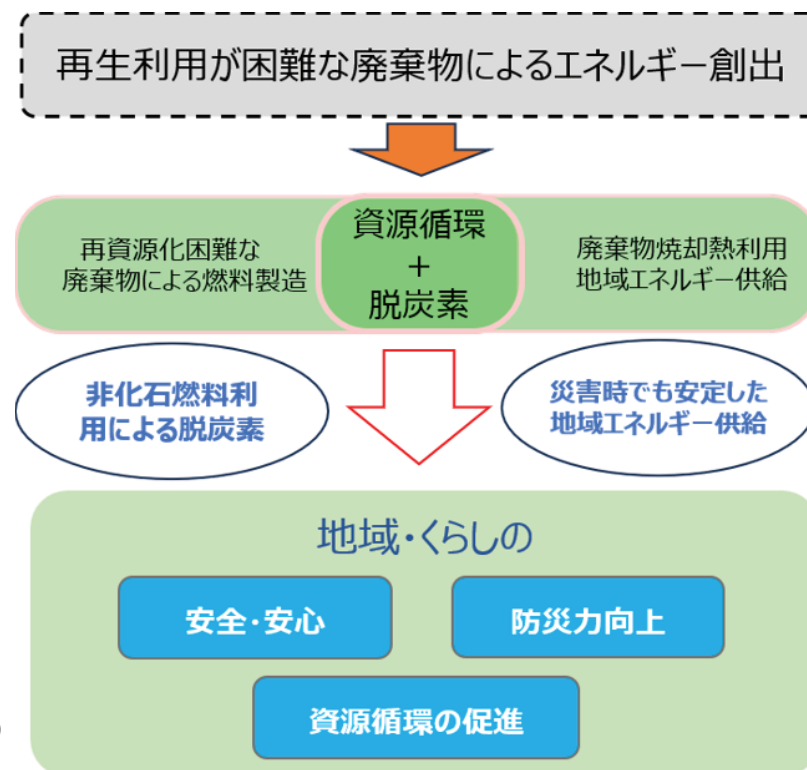
地域で生まれるエネルギーの地域利用を促進するべく、本事業では、地域貢献等の要件を満たすことを条件として、廃熱を高効率で熱回収する設備（熱や電気等を施設外でも確実に利用すること）及び廃棄物から燃料を製造する設備（燃料が地域内産業で確実に使用されること）の導入に要する費用の一部を補助する。

※設備補助は高効率や高度化事業に資する改修・更新の場合も対象とする。

3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業 補助率1/3（上限設定あり※）
- 補助対象：民間事業者・団体
 - ※熱回収事業：1.5億円（発電能力2MW以上は3億円、5MW以上は5億円）
 - ※燃料製造事業：5千万円（高度化設備導入の場合は2億円）
- 実施期間：令和7年度～令和11年度

4. 補助対象、支援対象の例、事業イメージ



お問合せ先： 環境省環境再生・資源循環局 資源循環課 電話：03-6205-4903 廃棄物適正処理推進課 電話：03-5521-9273

同志国と連携したe-scrap等の国際資源循環の構築



【令和9年度要求額 1,012百万円（363百万円）】

国際資源循環ネットワークを構築し、重要鉱物サプライチェーン強靱化と循環産業国際展開を実現する。

1. 事業目的

ASEAN等途上国において、制度・技術・人材育成・プロジェクト形成等の協力を通じた循環産業の国際展開、及び当該国における適正な廃棄物管理及び資源循環を促進するとともに、我が国の知見や経験を活かしてクアッド、日米、日EU、日ASEAN等の二国間及び多国間の同志国連携と資源循環の国際的なルール形成を進め、電子スクラップ(e-scrap)等リサイクルを通じた我が国重要鉱物サプライチェーン強靱化に向け、日本をハブとする再生資源の循環ネットワークを構築する。

2. 事業内容

①日本をハブとする国際資源循環ネットワーク構築事業

クアッド、日米、日EU、日ASEAN等の二国間及び多国間の同志国連携を促進し、相手国において電気・電子機器廃棄物(e-waste)等の回収、適正解体を進め、e-scrapリサイクルを推進することで重要鉱物等を確保し、日本が再生資源の循環ハブとなりサプライチェーンの強靱化を目指す。この際、回収、解体されたスクラップ等に係る輸入等手続きの合理化を図る新たなルールの検討及び形成を行うことにより、我が国の優れた製錬・再資源化技術を最大限活用した国際資源循環ネットワークを構築する。

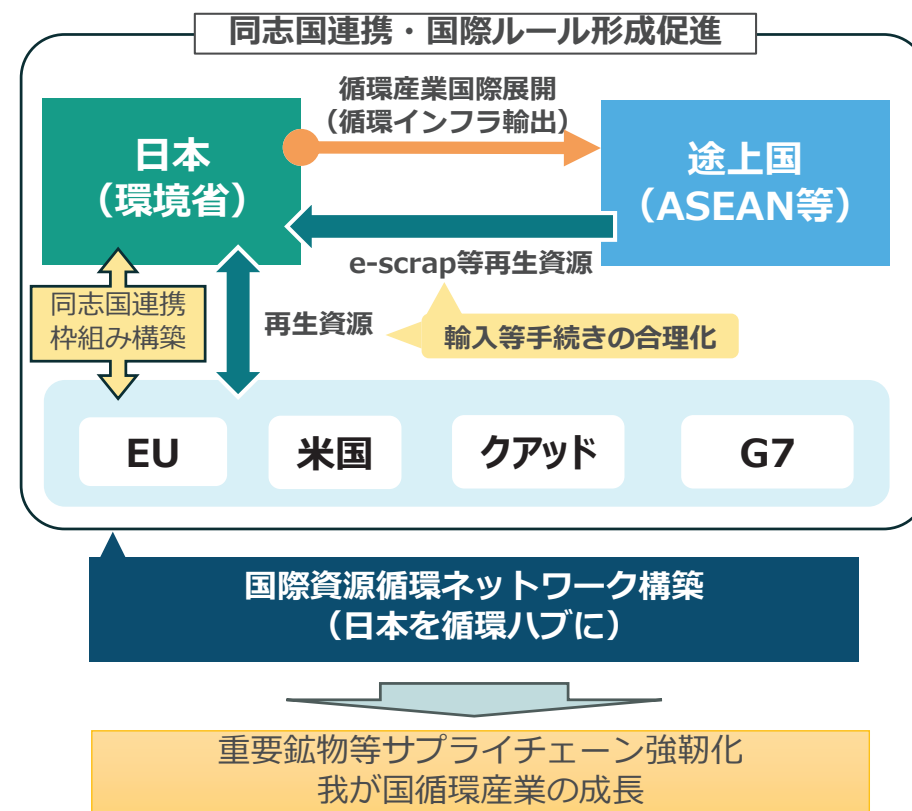
②国際資源循環促進事業

不適切な廃棄物処理が課題となっているASEAN等途上国において、当該国における適正な廃棄物管理強化のための制度・技術・人材育成のパッケージ展開、プロジェクト形成等により、我が国の循環インフラ輸出を推進するとともに、我が国の知見や経験を国際的なルール形成に反映することを通じ、我が国循環産業の国際展開に資する国際的な循環経済移行を促進する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①：請負事業 ②：請負事業及び拠出金
- 請負先 ①民間事業者・団体等
- 実施期間 平成21年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 総務課 循環型社会推進室（03-5521-8336）、廃棄物規制担当参事官室（03-5501-3157）

日本をハブとする国際資源循環ネットワーク構築事業



【令和9年度要求額 749百万円（100百万円）】環境省



同志国連携により、官民一体でe-scrap等の国際資源循環ネットワークを構築し、重要鉱物等の確保を目指します。

1. 事業目的

日米、クアッド、日ASEAN等の二国間及び多数国間の連携を促進し、相手国においてe-waste及びELV等の回収、適正解体、及びリサイクルを推進するとともに、回収、解体されたスクラップ等の輸出手続きの合理化により我が国の優れた再資源化技術を最大限活用した国際資源循環ネットワークを構築する。日本が同志国内での再生資源の循環ハブとなりサプライチェーンの強靱化を目指す。

2. 事業内容

1. 国際資源循環ネットワーク構築のための官民連携プラットフォーム構築事業

日本をハブとした国際資源循環ネットワークの構築に向け、民間企業、関係団体、金融機関、関係省庁等からなる官民連携プラットフォーム（戦略委員会、課題別WG）を設置し、その下で、官民一体となって、国家戦略である重要鉱物サプライチェーンのリサイクルを通じた強靱化に戦略的に取り組む体制を構築し、全体戦略設定、課題抽出・整理、提言、事業提案等を実施する。

2. 国際金属資源循環事業

ASEAN・インド等において、廃電子基板や廃蓄電池（e-waste）及びEVバッテリーを含むELV等を回収・解体後、日本の環境上・技術上優位性のある製錬施設等で重要鉱物等を再資源化し、バリューチェーンで再利用する国際金属資源循環を構築するため、対象国において適正回収・解体・リサイクルに関する制度構築・能力開発及び日本企業との協働促進等を行う。また、戦略委員会等で提案された事業について、具体的な事業性検証を行い、現地での回収ネットワークの構築や収集拠点の整備等のプロジェクト形成を推進支援する。

3. 同志国間循環促進ルール形成を通じた国際資源循環推進事業

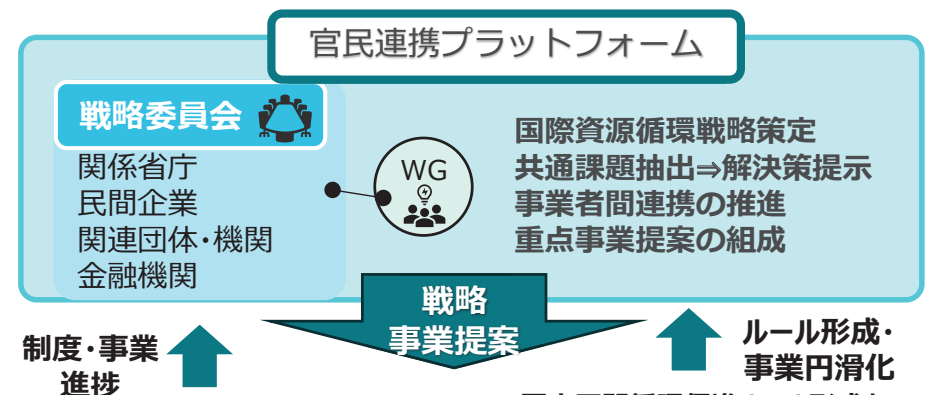
二国間・多国間の既存の同志国間連携の枠組みを活用し、同志国間での輸出手続きのさらなる合理化を図る新たなルールの検討及び形成を行う。また、その一助となるバーゼル条約における事前通告・同意回答手続き（PIC手続）の電子化に向けた連携可能性国の調査等、電子化の工程管理や連携拡大の検討を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 1・2・3：請負事業
- 請負先 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和9年度～

4. 事業イメージ

1. 国際資源循環ネットワーク構築のための官民連携プラットフォーム構築事業



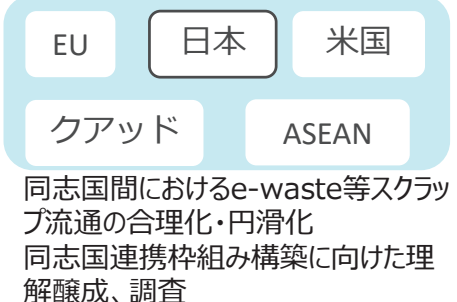
2. 国際金属資源循環事業

対象国：ASEAN・インド等

- ・法制度整備支援
- ・人材育成・人脈形成
- ・民間企業の協働促進

- ・事業可能性調査

3. 同志国間循環促進ルール形成を通じた国際資源循環の推進



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 総務課 循環型社会推進室（03-5521-8336）、廃棄物規制担当参事官室（03-5501-3157）

国際資源循環促進事業



【令和9年度要求額
うち

529百万円（529百万円）
263百万円（263百万円）



制度・技術・人材育成等の協力を通じ、我が国循環産業の国際展開と我が国に資する循環経済移行を促進します。

1. 事業目的

不適切な廃棄物処理が課題となっているASEAN等途上国において、当該国における適正な廃棄物管理の強化のための制度・技術・人材育成・プロジェクト形成等をパッケージで支援し、我が国の循環インフラ輸出を推進する。併せて、我が国の知見や経験を国際的なルールメイキングに反映することを通じ、我が国循環産業の国際展開に資する国際的な循環経済移行を促進する。

2. 事業内容

1. 我が国の循環産業の国際展開・循環インフラ輸出の促進

ASEAN等インド太平洋地域の途上国等に対し、我が国の優れた廃棄物処理・リサイクル等に係る制度・技術・経験をベースに、制度・技術・人材育成等をパッケージでプロジェクト形成を支援し、適切な廃棄物管理や循環インフラ整備につなげ、我が国循環産業の国際展開を推進する。

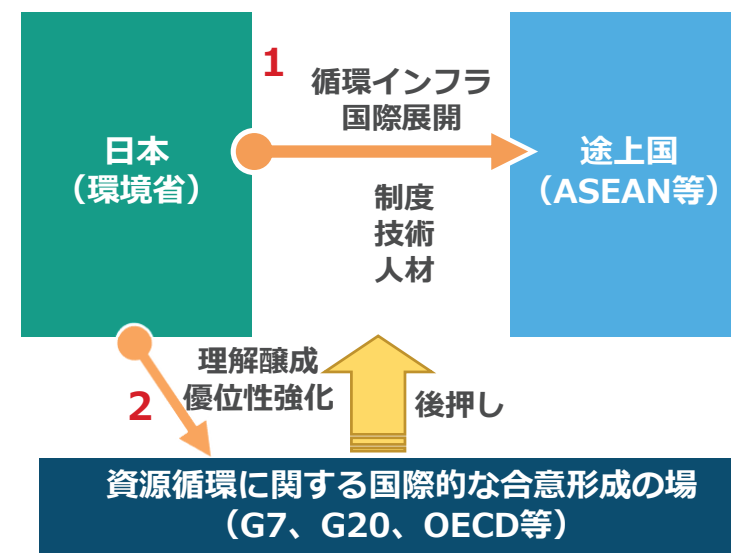
2. 国際循環政策に係る合意形成を通じた国際資源循環・廃棄物管理の推進及び我が国循環政策の強化

G7、G20、OECD等において、国際的な循環政策に関する交渉や合意形成、ルールメイキングをリードし、我が国の知見の共有及び国益の確保を図る。また我が国が主導する国際的なプラットフォーム（WBCSD、J4CE等）を活用し、循環産業の国際展開・インフラ輸出につなげる。

3. 事業スキーム

- 事業形態 1：請負事業 2：請負事業及び拠出金
- 請負先／拠出先 民間事業者・団体／国際機関等
- 実施期間 平成21年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 総務課 循環型社会推進室 電話：03-5521-8336

資源循環に取り組む自治体の底上げ・地域の資源性廃棄物（SAF原料等）を活用した資源循環ビジネスの支援



【令和9年度要求額 1,715万円の内数（104百万円の内数）】

地域の循環資源を活かした持続可能な経済・社会の形成に向け、資源循環に係る自治体取組のビジョンから事業化までの包括的な支援と再資源化困難物の循環利用を支援し、地域発の循環型ビジネスの創出と全国展開を促進します。

1. 事業目的

全国7地域で開催する「資源循環自治体フォーラム」等を通じて、関係主体の連携・交流の促進を図り、地域の資源循環の基盤強化と事業創出に向けた機運を醸成する。地域での事業化を志向する自治体には、先進事例に取り組むマイスターが資源循環に関する現状評価やポテンシャル診断を行い、地域特性に応じたビジョンの作成、モデル実証事業の実施、創出されたビジネスの実装に向けたフォローアップを通じて伴走支援を行うとともに、中核人材の育成も図る。
また、地域資源の活用を促進するため、地域で排出され、焼却・埋立てされている複合素材（金属・木材・プラスチック等）、廃油、建設廃棄物、SAF原料などの資源性廃棄物について、回収・選別・再資源化のための技術実証や設備投資を支援し、全国的な循環経済への移行を促進する。

2. 事業内容

<地域の資源循環促進支援事業>

① 資源循環自治体フォーラム等を通じた資源循環のビジネス創出支援

「資源循環自治体フォーラム」全国7地域での開催と、平時においては地方環境事務所による支援やデジタル環境の活用を通じて、国・自治体・企業・スタートアップ等の関係主体が連携・交流する機会を創出し、地域の課題に即した意見交換、事業者紹介、マッチング、事業化支援等を実施する。

② 自治体資源循環診断、ビジョンの作成及びフォローアップ支援

アンケートやデータから再生可能資源の実態や推進体制等を把握し、資源循環のポテンシャル等を診断。診断結果から地域特性に応じた有望分野・施策を特定、地域メリットを提示し、地域課題解決に資源循環を取り入れたビジョンを作成。作成後は新規実証事業化に向けたフォローアップを行う。

③ 循環型ビジネスモデル実証事業の実施及びフォローアップ支援

地域の廃棄物の資源化を目的として、全国7地域で4類型（地域経済型・地域コミュニティ型・地域資源活用型・廃棄物処理コスト削減型）の実証事業を実施。実証後は、事業の持続的な運営を見据え、モデルの定着・拡大に向けた、フォローアップを行う。

<地域資源の徹底活用に向けた資源循環加速化事業>

④ 地域資源の活用に向けた調査・モデル実証事業

廃家具等の複合系、建設廃棄物等の土石系、カーオイル等の化石系、SAF原料等のバイオマス系等の再資源化が著しく困難な物について、地域特性に応じた資源循環ルート構築を目指し、技術導入や再資源化に係る技術的可能性や事業性の調査、試行的な販売実証等を支援する。

⑤ 地域資源の活用に向けた再資源化のための技術実証・設備導入支援

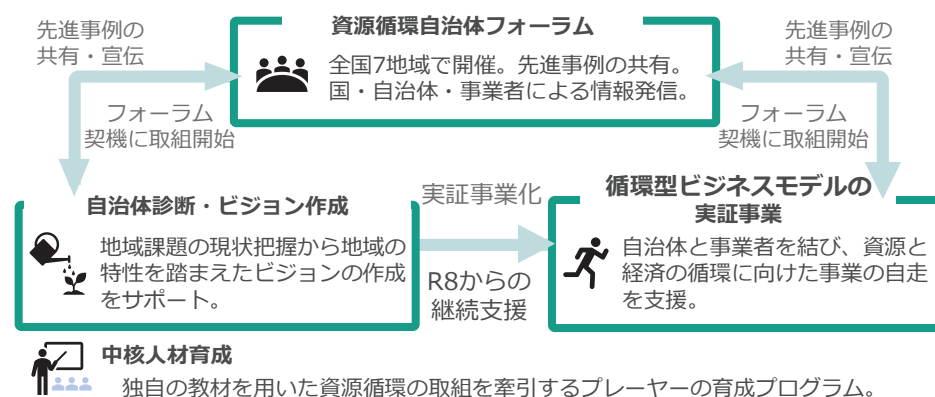
焼却・埋立てされる再資源化が著しく困難な物について、製造・小売業とリサイクル事業者等の連携により再資源化を図り、再生材を地域に一定量供給する重点分野の取組に対し、技術実証や選別・再資源化設備の導入を支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①②③請負事業、④⑤請負事業、間接補助事業（補助率1/3、1/2）
- 請負先・補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 ①②③令和7年度～令和9年度、④⑤令和9年度～

4. 事業イメージ

<地域の資源循環促進支援事業>



<地域資源の徹底活用に向けた資源循環加速化事業>

重点分野の再資源化困難物

複合系・土石系・化石系・バイオマス系



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 電話：①②③ 03-6206-1874、④⑤03-6206-1871

地域の資源循環促進支援事業



【令和9年度要求額 715百万円の内数（104百万円の内数）】

地域の循環資源を活かした持続可能な経済・社会の形成に向け、資源循環に係る自治体の取組をビジョンから事業化までを包括的に支援し、地域発の循環型ビジネスの創出と全国展開を促進します。

1. 事業目的

地域の特性を活かした新たな資源循環による地域経済の活性化の流れを生み出すため、全国7地域で「資源循環自治体フォーラム」を開催し、平時は地方環境局による支援やデジタル環境の活用を通じて、関係主体の連携・交流を促進することにより、地域の資源循環の基盤強化と事業創出に向けた機運を醸成する。さらに、地域での事業化を志向する自治体に対し、先進事例に取り組むマイスターによる資源循環に関する現状評価やポテンシャル診断を行い、ビジョンの作成やモデル実証事業の支援を行うとともに、創出されたビジネスの実装に向け、自治体、地元企業、地域住民が連携した体制構築と継続的なフォローアップを実施する。あわせて、こうした取組を先導する中核人材の育成を推進し、全国的な循環経済への移行を促進する。

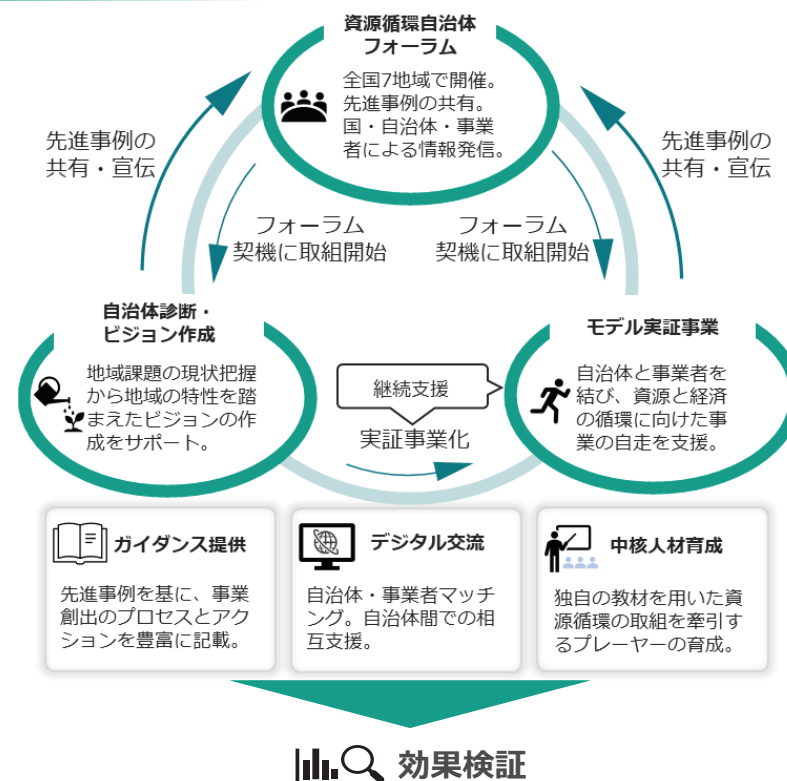
2. 事業内容

- 資源循環自治体フォーラム等を通じた資源循環のビジネス創出支援**
各地域の資源循環の取組情報を発信する「資源循環自治体フォーラム」の全国7地域での開催、地方環境局による支援やデジタル環境の活用を通じて、国・自治体・企業・スタートアップ等の関係主体が連携・交流する機会を創出し、地域の課題に即した意見交換、事業者紹介、マッチング、事業化支援等を実施する。
また、資源循環の先行事例に取り組む現場において、実践的に学ぶ人材育成プロジェクトを実施する。
- 自治体資源循環診断、ビジョンの作成及びフォローアップ支援**
アンケートやデータから、再生可能資源の実態や推進体制等を把握し、資源循環に関するポテンシャル等を診断する。診断結果を基に、地域の特性に応じた有望分野や施策を特定して、地域へのメリットを提示し、地域課題解決に資源循環を取り入れたビジョンを作成する。作成後は、新規実証事業化に向けた継続的なフォローアップを行う。
- 循環型ビジネスモデル実証事業の実施及びフォローアップ支援**
地域の廃棄物の資源化を目的として、全国7地域で4類型（地域経済型・地域コミュニティ型・地域資源活用型・廃棄物処理コスト削減型）の実証事業を実施する。実証後は事業の持続的な運営を見据え、モデルの定着・拡大に向けたフォローアップを行う。
- 事業全体の検証を実施**
ビジョン作成や実証事業実施の支援及びそのフォローアップで得られた知見を踏まえて、本事業の効果を検証し、地域における資源循環の取組の底上げや循環経済への移行を進めるうえでの課題及び解決策を分析することで、今後必要な支援策を検討する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和7年度～令和9年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 電話：03-6206-1874

地域資源の徹底活用に向けた資源循環加速化事業



【令和9年度要求額 1,000百万円（0百万円）】

地域資源を活用した再生材の地域への供給を強化することで、新たな付加価値創出・地域経済活性化を図ります。

1. 事業目的

地域資源の活用を促進するため、地域で排出され、焼却・埋立てされている複合材（金属・木材・プラスチック等）、建設廃棄物、廃油、SAF原料などの再資源化が著しく困難な資源性廃棄物について、回収・選別・再資源化の取組を支援し、地域循環経済への移行と地域経済の活性化を図る。

2. 事業内容

（1）地域資源の活用に向けた調査・モデル実証事業

複合材や焼却灰、建設廃棄物、バイオマスなどの再資源化が著しく困難な資源性廃棄物について、地域特性に応じた資源循環ルートの構築を目指し、実施可能性調査やモデル実証を支援する。重点分野として、①廃家具等の複合系、②建設廃棄物等の土石系、③カーオイル等の化石系、④SAF原料等のバイオマス系を想定し、技術導入や再資源化に係る技術面での実施可能性や事業性の調査分析、試行的な販売実証等を支援し、地域連携を促進する。

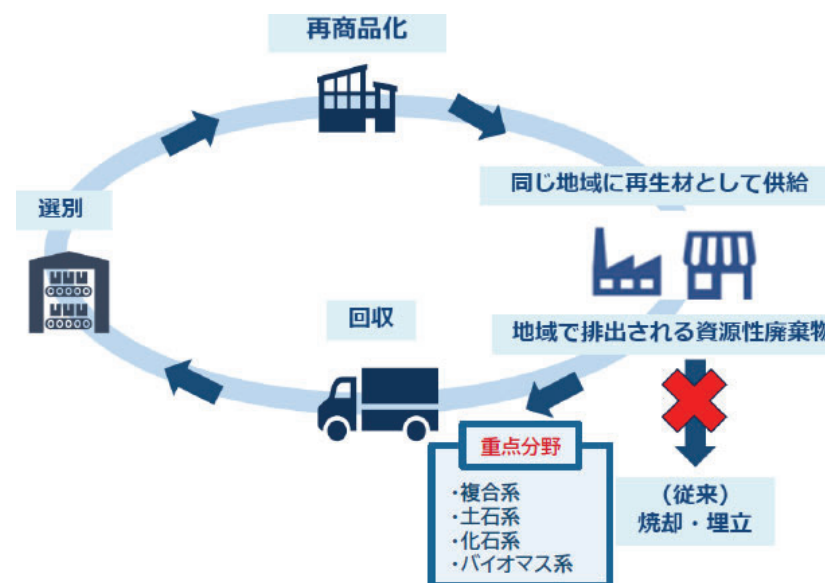
（2）地域資源の活用に向けた再資源化のための技術実証・設備導入支援

焼却・埋立てされている再資源化が著しく困難な資源性廃棄物について、製造業や小売業とリサイクル事業者等の連携により再資源化を図り、再生材を地域内に一定量供給する重点分野の取組に対し、技術実証や選別・再資源化設備等の導入を支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、間接補助事業（補助率1/3、1/2）
- 請負先・補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和9年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境再生・資源循環局 資源循環課 03-6206-1871



【令和9年度要求額 1,432百万円 (976百万円)】 環境省

リユースの促進、食品ロス削減、サステナブル・ファッション、使用済紙おむつ、プラスチック等の資源循環等による循環型社会の実現に向けた支援を行います。

1. 事業目的

- ①循環型ファッションや廃棄前段階において消費者が利用しやすくなるようなリユース等の取組の促進を図る。
- ②食品廃棄物等の発生抑制と食品循環資源の再生利用等の地域実装を支援する。
- ③各種リサイクル制度の特性を活かしつつ、「都市鉱山」等の我が国の未利用資源の有効活用の最大化と施策展開の効率化を図る。
- ④プラスチックの資源循環を総合的に推進する。

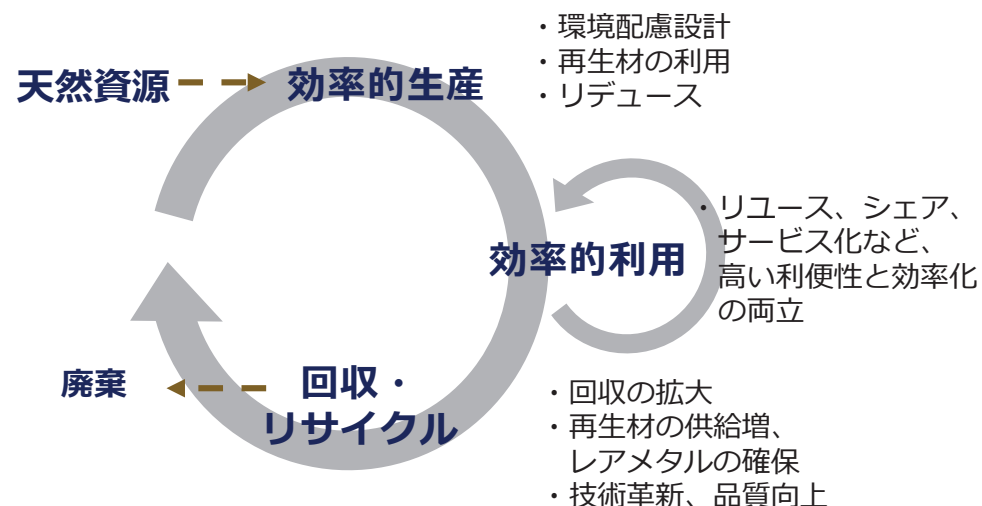
2. 事業内容

- ①使用済み製品等のリユース及びサステナブル・ファッション促進事業
 - ・物価高騰対策にも資する資源循環促進事業
 - ・自治体や自事業者等によるモデル事業の実施
 - ・自治体及び事業者の連携方策を始めとしたリユース促進方策の検討
 - ・循環型ファッションの推進方策に関する調査検討
- ②食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R推進事業費
 - ・地域力を活かした食品ロス削減等の対策強化、消費者等の行動変容の促進
 - ・食品リサイクル法に基づく安全・安心な3Rの推進
- ③リサイクルシステム統合強化による循環資源利用高度化促進事業
 - ・各種リサイクル制度の特徴を生かした取組及びリサイクルプロセスの横断的高度化・効率化
- ④プラスチック資源循環等推進事業
 - ・プラスチック資源循環の促進に係る先進的社会的実装支援事業
 - ・プラスチック資源循環に係る調査・検討及び関係法規等の課題検討・見直し
 - ・容器包装リサイクル推進事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成13年度～

4. 事業イメージ



使用済み製品等のリユース及びサステナブル・ファッション促進事業



【令和9年度要求額 260百万円（82百万円）】

適正なリユースの促進や衣類の排出ルートが多様化に向け、自治体や事業者が連携した取組を支援します。

1. 事業目的

- ① ② ③ リユース促進に関するロードマップ（令和7年度策定）を踏まえ、リユースに取り組む事業者・自治体等の支援や適正なリユース促進に向けた方策検討等を通じて、新たなビジネスモデル創出や適正なリユース市場の環境整備等に取り組む。
- ④ サステナブルファッションの推進に向けたアクションプランに基づき、衣類回収の仕組みづくりや、サステナブルファッションの推進に向けた普及啓発等に取り組む。

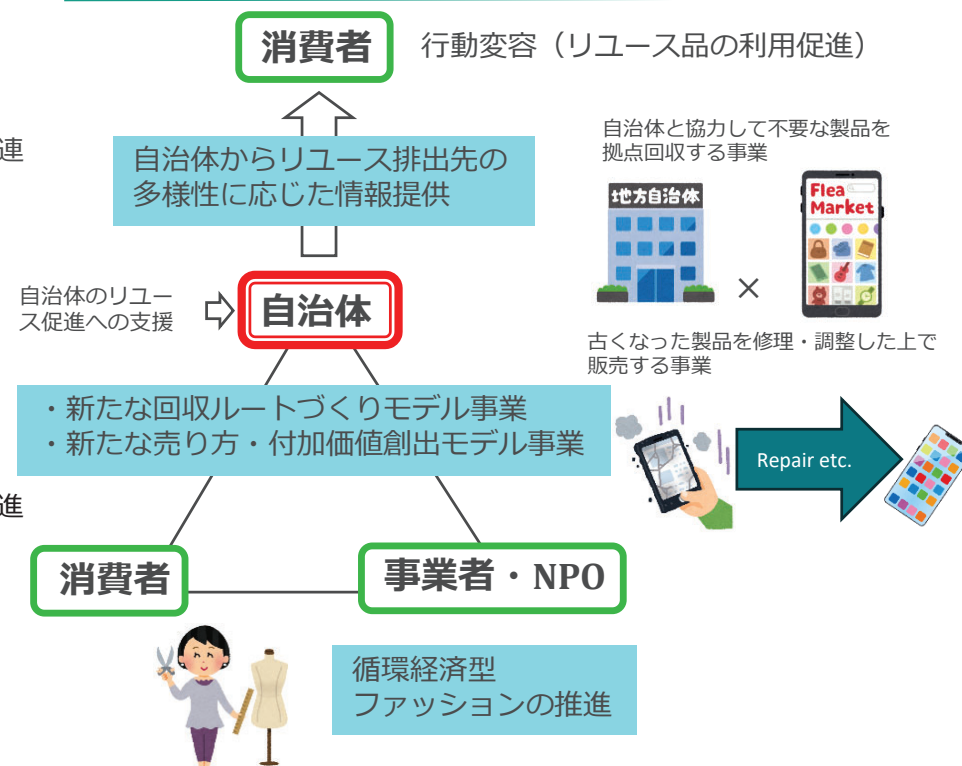
2. 事業内容

- ①. 物価高騰対策にも資する資源循環促進事業
 - ・自治体が行うリユース等の促進に関する取組について支援を行う。
- ②. 自治体や事業者等によるモデル事業の実施
 - ・新たな売り方や付加価値をつけるような形で、リユースのビジネスや、リユースに関連した製品の長期使用を促進する取組をモデル事業として支援
 - ・衣類については、事業性を確保し回収後の資源活用も見据えた取組をモデル事業として支援
- ③. 自治体及び事業者の連携方策を始めとしたリユース促進方策の検討
 - ・優良リユース事業者を後押しする支援策の調査検討
 - ・自治体及び事業者が連携したリユースに関する取組の調査及び情報発信
 - ・消費者によるリユース取組の強化に向けた情報発信事業の実施等
- ④. 循環型ファッションの推進方策に関する調査検討
 - ・自治体等のための回収システムの構築、マッピングによる衣類回収拠点の見える化促進
 - ・生活者の行動変容の促進のための官民キャンペーンによる情報発信・横展開

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成13年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課

電話：03-6205-4947

環境省

リサイクルシステム統合強化による循環資源利用高度化促進事業



【令和9年度要求額 386百万円（310百万円）】

「都市鉱山」を始め我が国の未利用資源の有効利用の最大化と施策展開の効率化を図ります。

1. 事業目的

各種リサイクル制度（家電・建設・自動車・小型家電・太陽光パネル等）の特性を活かしつつ、横断的に効率化・高付加価値化できる部分は共通の取組を進めることにより、「都市鉱山」を始めとする我が国の未利用資源の有効利用の最大化と施策展開の効率化を図る。

2. 事業内容

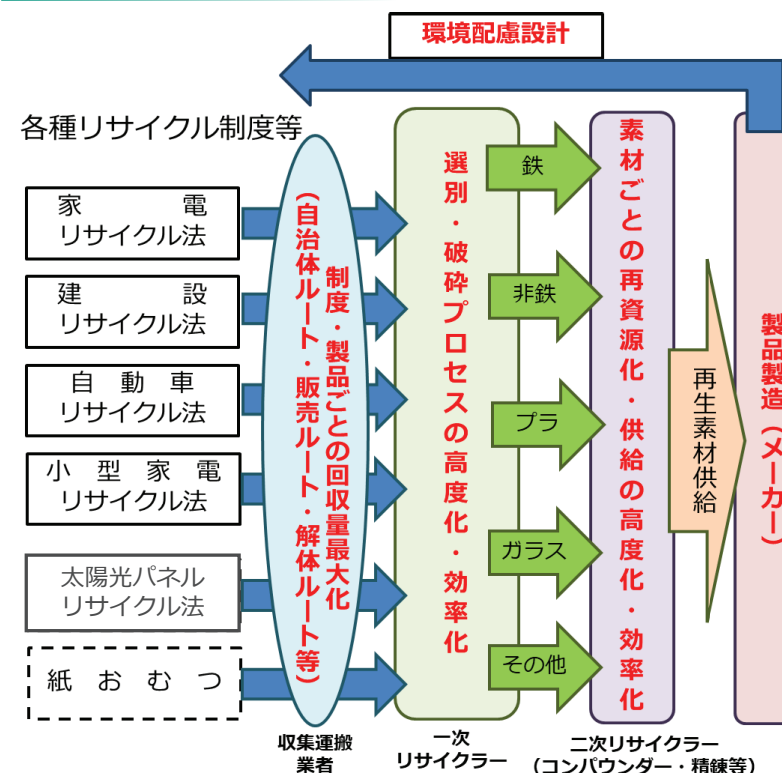
○各種リサイクル制度の特性を活かした取組及びリサイクルプロセスの横断的高度化・効率化

- ・家電／小型家電等、自治体／小売／建設現場における回収量最大化とルート開拓、違法な廃棄物回収業者対策
- ・建設資材廃棄物の再資源化等の推進・質向上等に向けた調査・検討
- ・自動車リサイクルにおけるCN対応3Rの推進・質向上等に向けた調査・検討
- ・太陽光パネルリサイクル法の施行に向けた必要な調査・検討
- ・紙おむつリサイクルの普及に向けた自治体への伴走支援、調査・検討
- ・個別製品に着目した資源循環促進に向けた調査・検討

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成19年度～令和9年度（予定）

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 資源循環制度推進室 電話：03-6205-4946 資源循環課 電話：03-6205-4947

プラスチック資源循環等推進事業費（うち未利用廃プラスチックの再資源化開拓支援事業除く）



【令和9年度要求額 486百万円（434百万円）】

プラスチックの資源循環を総合的に推進します。

1. 事業目的

- ・プラスチック資源循環の促進・高度化に係る実証支援
- ・プラスチック資源循環に係る調査・検討及びプラスチック資源循環法等の課題検討
- ・自治体、事業者、消費者等の関係主体に向けたプラスチック資源循環に係る普及啓発

2. 事業内容

1. プラスチック資源循環推進事業

- (1) プラスチック資源循環促進に向けた政策の調査・検討
 - ・バリューチェーン全体において、環境配慮設計、再生材・バイオプラスチックの導入、環境負荷の見える化の促進等の戦略・政策の調査・検討を行う。
- (2) プラスチック資源循環の促進に向けた実証支援事業
 - ・自治体・事業者等が取り組む社会実装一步手前の実証事業を支援・展開する。
- (3) プラスチック資源循環に係る調査・検討及び関係法規等の課題検討・見直し
 - ・プラスチック資源循環法の施行状況等の調査検討・見直しを行う。

2. 容器包装リサイクル推進事業

- ・容器包装廃棄物排出実態等調査を継続的に実施し、課題分析を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成18年度～令和17年度（予定）

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 容器包装・プラスチック資源循環室 電話：03-5501-3153

一般廃棄物処理施設等の循環型社会形成等に資するインフラ整備支援



【令和9年度要求額 173,667百万円＋事項要求（53,757百万円）】 環境省

一般廃棄物処理施設等の循環型社会形成等に資するインフラ整備を支援します。

1. 事業目的

- ① 市町村等が廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援する。
- ② 平成当初以降にダイオキシン類対策のために整備した廃棄物処理施設の老朽化による、ごみ処理能力の不足や事故リスク増大といった事態を回避し、生活環境保全・公衆衛生向上を確保し、地域の安全・安心に寄与する。
- ③ 災害時のための廃棄物処理施設の強靱化及び地球温暖化対策の強化を推進する。

2. 事業内容

市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備には一時的に莫大な費用を要するため、交付金、補助金による支援が不可欠である。また、災害廃棄物処理の中核を担い地域のエネルギーセンターとして災害対応拠点となる一般廃棄物処理施設の強靱化を図る必要がある。

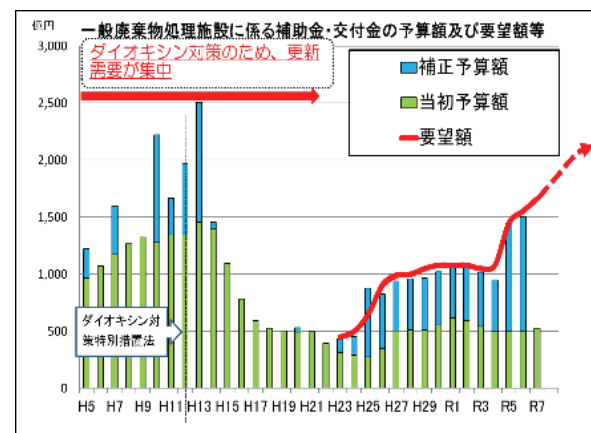
具体的には、以下の施設整備事業の一部を支援する。

- ・エネルギー回収型廃棄物処理施設（焼却施設、メタンガス化施設等）
- ・最終処分場
- ・マテリアルリサイクル推進施設
- ・有機性廃棄物リサイクル推進施設
- ・上記に係る調査・計画支援事業 等

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金、間接補助事業（補助率 1 / 3（一部 1 / 2 等）、定額）
- 交付対象 市町村等
- 実施期間 平成 17 年度～

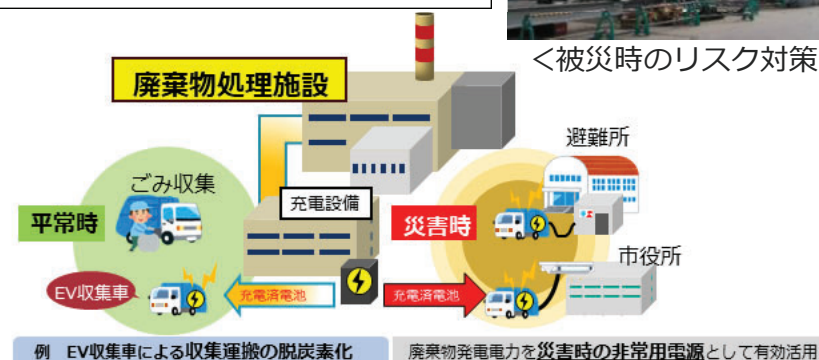
4. 予算額の推移、補助対象の例



＜老朽化施設等の更新＞



＜被災時のリスク対策＞



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 電話：03-5521-8337

循環型社会形成推進交付金（うち廃棄物処理施設分）



【令和9年度要求額 93,908百万円＋事項要求（28,562百万円）】 環境省

一般廃棄物処理施設の整備を支援します。

1. 事業目的

- ①市町村等が廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援する。
- ②平成当初以降にダイオキシン類対策のために整備した廃棄物処理施設の老朽化による、ごみ処理能力の不足や事故リスク増大といった事態を回避し、生活環境保全・公衆衛生向上を確保し、地域の安全・安心に寄与する。
- ③災害時のための廃棄物処理施設の強靱化及び脱炭素化への取組を推進する。

2. 事業内容

市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備には一時的に莫大な費用を要するため、本交付金による支援が不可欠であるとともに、各自治体の連携による広域化・集約化や、PPPの活用などの官民連携などの取組を進めていくことも重要である。具体的には、以下の施設整備事業の一部を補助する。

- ・エネルギー回収型廃棄物処理施設（焼却施設、メタンガス化施設等）
- ・最終処分場
- ・マテリアルリサイクル推進施設
- ・有機性廃棄物リサイクル推進施設
- ・上記に係る調査・計画支援事業
- ・都道府県が策定する長期広域化・集約化計画策定支援事業 等

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（補助率1／3（一部1／4、2／5、1／2、3／5）等）
- 交付対象 都道府県、市町村等
- 実施期間 平成17年度～（一部令和9年度まで）

4. 施設整備の例



老朽化及び対策不足のため、災害時の事故リスクが懸念されている施設の整備

「盛土」を行い施設全体を周辺地盤より嵩上げすることで施設への浸水被害を回避



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 電話：03-5521-8337

大規模災害に備えた廃棄物処理体制の検討・拠点整備事業（うち廃棄物処理施設分）



【令和9年度要求額 49,159百万円＋事項要求（595百万円）】

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を実施し、早期の復旧・復興につながる体制整備・強化を図ります。

1. 事業目的

大規模災害時における災害対応拠点となり得る廃棄物処理施設の整備を支援する。

2. 事業内容

気候変動の影響による大雨や短時間降雨の発生頻度の増大、さらに首都直下地震や南海トラフ地震等大規模災害の発生が懸念されています。令和6年能登半島地震等における課題を踏まえ、国土強靱化の観点から抜本的な災害廃棄物処理システムの強靱化に向け、平時からの備えを進めていきます。

大規模災害時における災害対応拠点となり得る一般廃棄物処理施設の整備支援

3. 事業スキーム

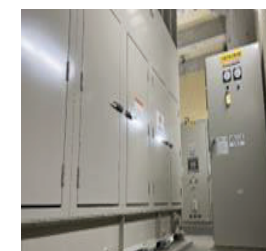
- 事業形態 交付金（補助率 1/3（一部 1/2 等））
- 補助対象 市区町村等
- 実施期間 平成25年度～

4. 事業イメージ

大規模災害時における災害対応拠点となり得る廃棄物処理施設の整備



令和6年能登半島地震で被災したごみ焼却施設



非常用発電装置



放水銃

【対策実施例】非常用発電装置、消火装置（放水銃）

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室 電話：03-5521-8358

廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業（うち廃棄物処理施設分）



【令和9年度要求額 30,600百万円（24,600百万円）】 環境省

自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備等の取組を支援します。

1. 事業目的

廃棄物処理施設で得られるエネルギーを有効活用し、エネルギー起源CO2の排出抑制を図りつつ、当該施設を中心とした自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備を進める。

2. 事業内容

昨今の気候変動を鑑みて、災害に強く環境負荷の小さい地域づくりが国を挙げての喫緊の課題となっている。廃棄物処理施設においても、再生可能エネルギー等を活用した自立・分散型施設の整備や省エネ効果に優れた先進的設備の導入が必要である。本事業では、以下の事業に要する費用の一部の補助や実証事業等を実施する。

（1）交付金

- ・新設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）：1/2、1/3交付
- ・改良（エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設）：1/2交付
- ・計画・調査策定（計画支援・集約化等）：1/3交付

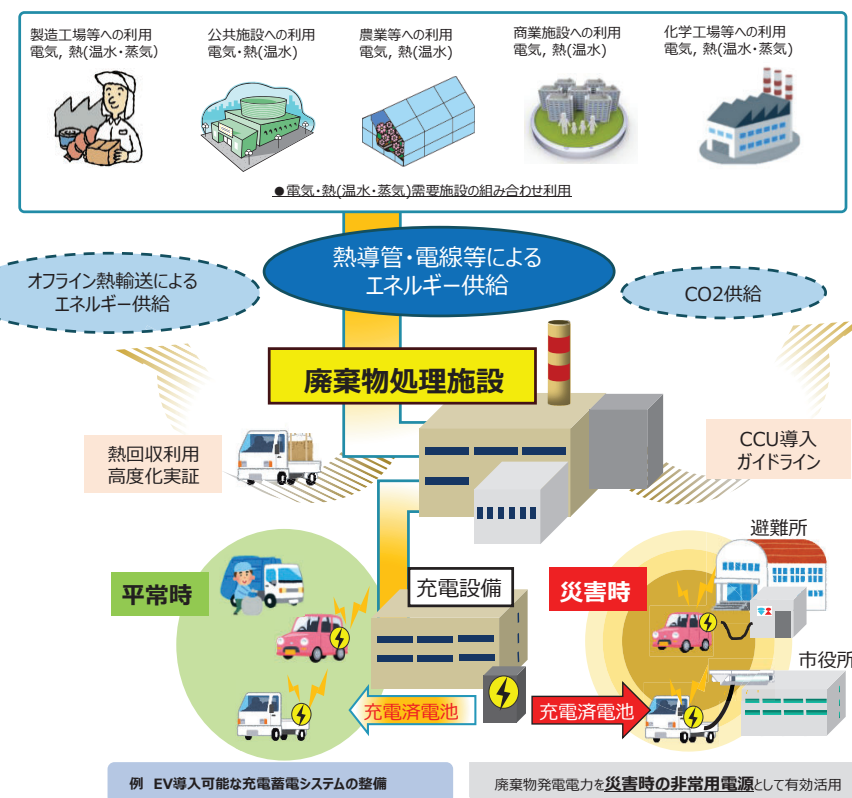
（2）補助金

- ①新設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）：1/2、1/3補助
- ②改良（エネルギー回収型廃棄物処理施設）：1/2補助
- ③電線、変圧器等廃棄物発電により生じた電力を利活用するための設備：1/2補助
- ④熱導管等廃棄物の処理により生じた熱を利活用するための設備：1/2補助
- ⑤廃棄物処理施設による未利用熱及び廃棄物発電の有効活用に係るFS調査：定額補助

3. 事業スキーム

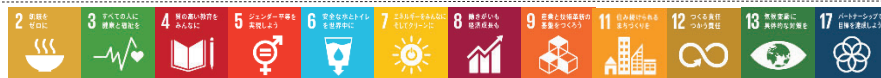
- 事業形態：(1)(2)①②③④⑤交付金・間接補助事業（交付・補助率1/2、1/3、定額）
- 委託先及び交付・補助対象：(1)(2)①②：市町村等 (2)③④⑤市町村等・民間団体等
- 実施期間：平成27年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 電話：03-5521-9273

企業の情報開示スキーム（グローバル循環プロトコル（GCP））の活用及び国際標準化の推進



【令和9年度要求額 466百万円（286百万円の内数）】

資源循環分野の国際的な議論やルール形成をリードし、循環性情報開示スキームや指標等の国際標準化を進めます。

1. 事業目的

本事業では、資源循環分野における日本企業の競争力強化に向けて、GCPに基づく情報開示スキームの開発を行うとともに、GCPを活用した資源循環分野への投資促進を目指す。

2. 事業内容

1. GCPに基づく情報開示スキームの開発及び開示情報に基づく投資促進支援

WBCSD（持続可能な開発のための世界経済人会議）等が開発する資源循環分野の国際的な情報開示枠組みであるグローバル循環プロトコル（GCP、環境省が開発に貢献し2025年11月COP30で公表）の改善に向けて、我が国の知見等をインプットし、日本企業の意向を反映した循環経済の国際ルール形成を目指す。また、GCPに則した開示情報や資源循環分野の投融資ガイダンスを活用した投融資に関するモデル支援を行い、投融資ガイダンスの改善やファイナンス事例の創出を促す。

2. 持続可能な開発のための世界経済人会議（WBCSD）への拠出金

WBCSDはこれまで企業レベルの循環性指標（Circular Transition Indicators）を開発し、循環経済のISO規格に反映されるなど、循環経済の基準策定に大きな影響力を有する。WBCSDが主導して民間企業の循環経済の取組を促進するための「グローバル循環プロトコル（GCP）」を2025年11月にCOP30で公表した。環境省はWBCSDと2024年に協力覚書を締結し、GCPの開発・公表に貢献した。環境省は、GCPを将来的な企業の循環性評価のグローバルスタンダードとして国際ルール形成を主導すべく、既に予定されているGCPのアップデートや開発を予定しているセクター向けガイダンスへ貢献するため、WBCSDへ資金拠出し、我が国からのインプットを強化する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 1：請負事業 2：拠出金
- 請負先／拠出先 民間企業・団体/国際機関等
- 実施期間 平成21年度～

4. 事業イメージ

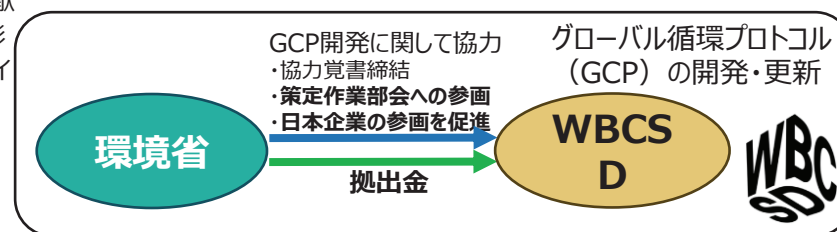
資源循環分野の情報開示スキームの開発（GCP開発貢献）



国内の金融基盤形成に向けた取組

投融資ガイダンスに基づくモデル支援

ガイダンスの高度化
投融資事例の創出



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 資源循環ビジネス推進室 電話：03-6206-1875
環境省 環境再生・資源循環局 総務課 循環型社会推進室 電話：03-5521-8336

資源循環拠点・ネットワーク及び情報開示・金融基盤形成促進事業



【令和9年度要求案 350百万円（20百万円）】
うち 200百万円（20百万の内数）

再資源化拠点等の構築及びネットワーク形成や情報開示スキームの活用により、再生資源サプライチェーンの強靱化を目指します。

1. 事業目的

本事業では、資源循環拠点構築・ネットワーク形成に向けた重要鉱物を含む金属資源確保に関する調査・検討や、資源循環分野における日本企業の競争力強化に向けたGCPに基づく情報開示スキームの開発及び資源循環分野への投資促進に向けた支援を実施する。

2. 事業内容

1. 重要鉱物を含む金属資源の確保（回収・高品質化）に向けた調査・検討事業

重要鉱物を含む金属資源のサプライチェーン強靱化に向けて、再生資源の回収量拡大や高品質化が重要である。そこで、回収量拡大に向けた物流網の整備や資源管理政策の調査・検討を行う。また、製造業が求める質の再生材を供給するため、マテリアルフロー分析を基にしたサプライチェーン構築に向けた検討等を行う。

2. GCPに基づく情報開示スキームの開発及び開示情報に基づく投資促進支援

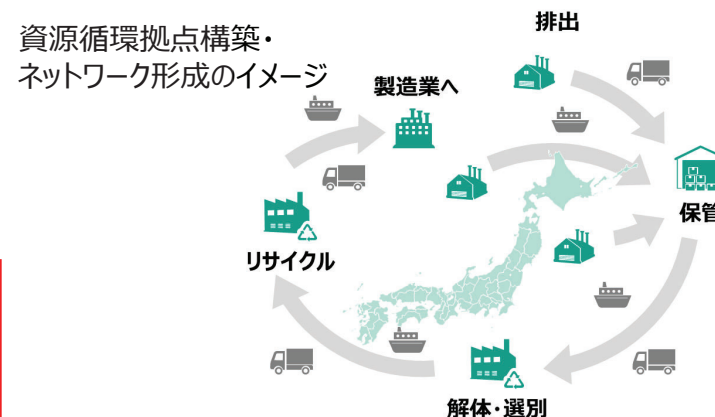
WBCSD（持続可能な開発のための世界経済人会議）等が開発する資源循環分野の国際的な情報開示枠組みであるグローバル循環プロトコル（GCP、環境省が開発に貢献し2025年11月COP30で公表）の改善に向けて、我が国の知見等をインプットし、日本企業の意向を反映した循環経済の国際ルール形成を目指す。

また、GCPに則した開示情報や資源循環分野の投融資ガイダンスを活用した投融資に関するモデル支援を行い、投融資ガイダンスの改善やファイナンス事例の創出を促す。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和9年度～

4. 事業イメージ



資源循環分野の情報開示スキームの開発
(GCP開発貢献)



国内の金融基盤形成に向けた取組

投融資ガイダンスに
基づくモデル支援

ガイダンスの高度化
投融資事例の創出

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 資源循環ビジネス推進室 電話：03-6206-1875
環境省 環境再生・資源循環局 総務課 循環型社会推進室 電話：03-5521-8336

国際資源循環促進事業



【令和9年度要求額
うち

529百万円（529百万円）
266百万円（266百万円）】

循環産業の国際展開や国際資源循環等の推進により、循環経済移行を促進します

1. 事業目的

不適切な廃棄物処理が課題となっているASEAN等途上国において、当該国における適正な廃棄物管理の強化のための制度・技術・人材育成・プロジェクト形成等の協力により、我が国の循環インフラ輸出を推進するとともに、我が国の知見や経験を国際的なルールメイキングに反映することを通じ、我が国循環産業の国際展開に資する国際的な循環経済移行を促進する。

2. 事業内容

1. 我が国の循環産業の国際展開・循環インフラ輸出の促進

ASEAN等インド太平洋地域の途上国等に対し、我が国の優れた廃棄物処理・リサイクル等に係る制度・技術・経験をベースに、制度・技術・人材育成等をパッケージでプロジェクト形成を支援し、適切な廃棄物管理や循環インフラ整備につなげ、我が国循環産業の国際展開を推進する。

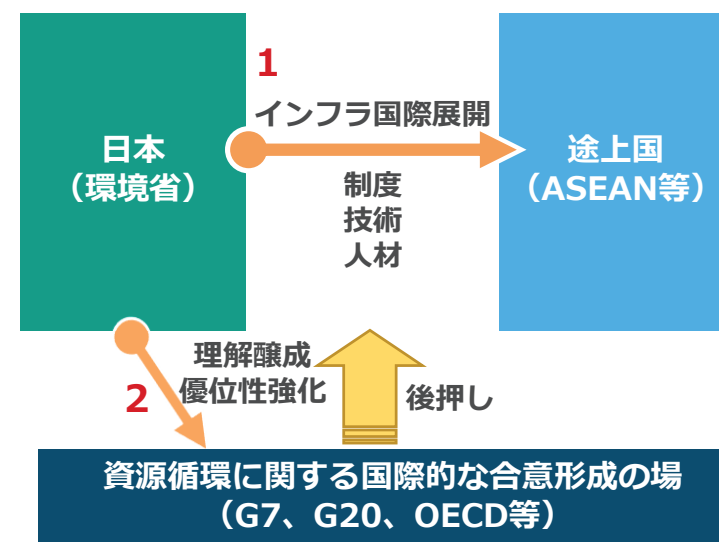
2. 国際循環政策に係る合意形成を通じた国際資源循環・廃棄物管理の推進及び我が国循環政策の強化

G7、G20、OECD等において、国際的な循環政策に関する交渉や合意形成、ルールメイキングをリードし、我が国の知見の共有及び国益を確保する。また我が国が主導する国際的なプラットフォーム（WBCSD、J4CE等）を活用し、循環産業の国際展開・インフラ輸出につなげる。

3. 事業スキーム

- 事業形態 1：請負事業 2：請負事業及び拠出金
- 請負先／拠出先 民間事業者・団体／国際機関等
- 実施期間 平成21年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 総務課 循環型社会推進室 電話：03-5521-8336

横浜グリーンエキスポを契機とした循環経済に関する社会的機運醸成事業



【令和9年度要求額 350百万円（新規）】

循環経済に関する社会的機運を醸成するため各省と連携しながら情報発信、イベント等を開催します。

1. 事業目的

- ① 横浜グリーンエキスポを通じて来場者に資源循環を身近に感じてもらうとともに、来場者が楽しみながら資源循環の重要性や地球の将来を考える機会を提供する。
- ② 2025年大阪・関西万博、横浜グリーンエキスポを通じて得られた知見を活用し、資源循環に関する社会的機運を醸成する。

2. 事業内容

1. 横浜グリーンエキスポに向けた情報発信等

- 資源循環分野における効果的な出展内容の検討
- 横浜グリーンエキスポにつながる情報発信

2. 横浜グリーンエキスポへの出展

- 循環経済に関する出展、イベント開催
- 資源循環分野の出展に係るレガシーの創出

3. 横浜グリーンエキスポにより得られた知見を活用した社会的機運醸成

- 得られた知見を活用した普及啓発等による社会的機運醸成
- 横浜グリーンエキスポを契機とした引き続きの情報発信

3. 事業スキーム

- | | |
|--------|----------|
| ■ 事業形態 | 請負事業 |
| ■ 請負先 | 民間事業者・団体 |
| ■ 実施期間 | 令和9年度 |

4. 会場イメージ



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 電話：03-6205-4947

資源循環自治体フォーラム、循環経済パートナーシップ（J4CE）等を活用した情報発信や企業・自治体等の連携促進



【令和9年度要求額 981百万円の内数（370百万円の内数）】

資源循環自治体フォーラム等の実施による地域における資源循環基盤の強化、循環経済への理解醸成に向けた企業・自治体との連携促進を目指します。

1. 事業目的

全国7地域で開催する「資源循環自治体フォーラム」等を通じて、関係主体の連携・交流の促進を図り、地域の資源循環の基盤強化と事業創出に向けた機運を醸成する。また、国内外の個別プロジェクトや連携事例の創出により、官民連携の強化を目指す。

2. 事業内容

1. 資源循環自治体フォーラム

廃棄物等から付加価値を生み出す地域の資源循環基盤の強化に向けて、全都道府県・市町村からなる「資源循環自治体フォーラム」を全国で7回開催し、国の政策や先進自治体の事例の共有、自治体と様々な企業の意見交換を通じて官民・動静脈連携を促進する機会を設け、新規ビジネスの創出を支援し、地域の課題に即した意見交換、事業者紹介、マッチング、事業化支援等を実施。同時に、資源循環自治体フォーラムの開催及び様々な関係者が同フォーラムに参加することを通じて、資源循環を国民運動に広げることに貢献する。

2. 循環経済パートナーシップ（J4CE）

循環経済に関する日本の取組事例の収集を行い、J4CE参加企業の取組事例についてJ4CE注目事例集やウェブサイト等により国内外へ発信・共有する。また、官民対話・ビジネス交流会の実施、国際会議などにおけるサイドイベント/セッションの開催等により、循環経済促進に向けた対話の場の設定及び循環経済に関する情報共有やネットワーク形成を実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業／拠出金
- 請負先／拠出先 民間事業者・団体／国際機関等
- 実施期間 令和3年度～

4. 事業イメージ

資源循環自治体フォーラム

全国7カ所で開催

北海道地方
東北地方
関東地方
中部地方
近畿地方
中国四国地方
九州地方

全国版 第一部



全国版 第二部



マッチング

新規ビジネスの創出

循環経済パートナーシップ（J4CE）
ロゴ、注目事例集



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 電話：03-6206-1875
環境省 環境再生・資源循環局 総務課 循環型社会推進室 電話：03-5521-8336

地域の資源循環促進支援事業



環境省



【令和9年度要求額 715百万円の内数（104百万円の内数）】

地域の循環資源を活かした持続可能な経済・社会の形成に向け、資源循環に係る自治体の取組をビジョンから事業化までを包括的に支援し、地域発の循環型ビジネスの創出と全国展開を促進します。

1. 事業目的

地域の特性を活かした新たな資源循環による地域経済の活性化の流れを生み出すため、全国7地域で「資源循環自治体フォーラム」を開催し、平時は地方環境局による支援やデジタル環境の活用を通じて、関係主体の連携・交流を促進することにより、地域の資源循環の基盤強化と事業創出に向けた機運を醸成する。さらに、地域での事業化を志向する自治体に対し、先進事例に取り組むマイスターによる資源循環に関する現状評価やポテンシャル診断を行い、ビジョンの作成やモデル実証事業の支援を行うとともに、創出されたビジネスの実装に向け、自治体、地元企業、地域住民が連携した体制構築と継続的なフォローアップを実施する。あわせて、こうした取組を先導する中核人材の育成を推進し、全国的な循環経済への移行を促進する。

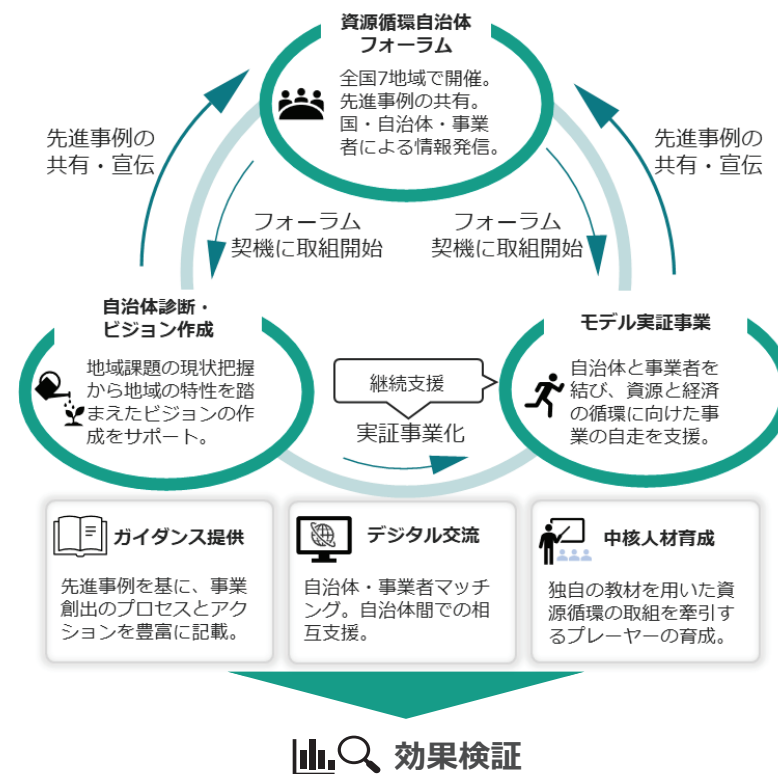
2. 事業内容

- ① 資源循環自治体フォーラム等を通じた資源循環のビジネス創出支援**
各地域の資源循環の取組情報を発信する「資源循環自治体フォーラム」の全国7地域での開催、地方環境局による支援やデジタル環境の活用を通じて、国・自治体・企業・スタートアップ等の関係主体が連携・交流する機会を創出し、地域の課題に即した意見交換、事業者紹介、マッチング、事業化支援等を実施する。
また、資源循環の先行事例に取り組む現場において、実践的に学ぶ人材育成プロジェクトを実施する。
- ② 自治体資源循環診断、ビジョンの作成及びフォローアップ支援**
アンケートやデータから、再生可能資源の実態や推進体制等を把握し、資源循環に関するポテンシャル等を診断する。診断結果を基に、地域の特性に応じた有望分野や施策を特定して、地域へのメリットを提示し、地域課題解決に資源循環を取り入れたビジョンを作成する。作成後は、新規実証事業化に向けた継続的なフォローアップを行う。
- ③ 循環型ビジネスモデル実証事業の実施及びフォローアップ支援**
地域の廃棄物の資源化を目的として、全国7地域で4類型（地域経済型・地域コミュニティ型・地域資源活用型・廃棄物処理コスト削減型）の実証事業を実施する。実証後は事業の持続的な運営を見据え、モデルの定着・拡大に向けたフォローアップを行う。
- ④ 事業全体の検証を実施**
ビジョン作成や実証事業実施の支援及びそのフォローアップで得られた知見を踏まえて、本事業の効果を検証し、地域における資源循環の取組の底上げや循環経済への移行を進めるうえでの課題及び解決策を分析することで、今後必要な支援策を検討する。

3. 事業スキーム

- | | |
|--------|-------------|
| ■ 事業形態 | 請負事業 |
| ■ 請負先 | 民間事業者・団体 |
| ■ 実施期間 | 令和7年度～令和9年度 |

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 電話：03-6206-1874

国際資源循環促進事業



【令和9年度要求額 529百万円 (529百万円) 環境省
うち 266百万円の内数 (266百万円の内数)】

循環産業の国際展開や国際資源循環等の推進により、循環経済移行を促進します

1. 事業目的

不適切な廃棄物処理が課題となっているASEAN等途上国において、当該国における適正な廃棄物管理の強化のための制度・技術・人材育成・プロジェクト形成等の協力により、我が国の循環インフラ輸出を推進するとともに、我が国の知見や経験を国際的なルールメイキングに反映することを通じ、我が国循環産業の国際展開に資する国際的な循環経済移行を促進する。

2. 事業内容

1. 我が国の循環産業の国際展開・循環インフラ輸出の促進

ASEAN等インド太平洋地域の途上国等に対し、我が国の優れた廃棄物処理・リサイクル等に係る制度・技術・経験をベースに、制度・技術・人材育成等をパッケージでプロジェクト形成を支援し、適切な廃棄物管理や循環インフラ整備につなげ、我が国循環産業の国際展開を推進する。

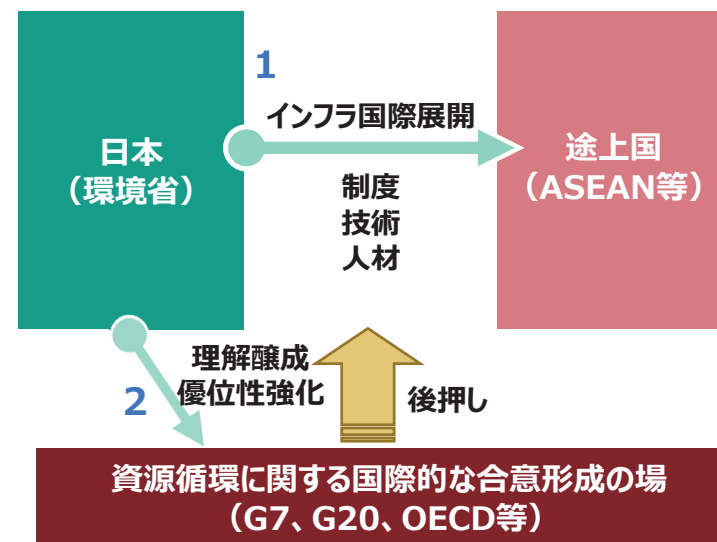
2. 国際循環政策に係る合意形成を通じた国際資源循環・廃棄物管理の推進及び我が国循環政策の強化

G7、G20、OECD等において、国際的な循環政策に関する交渉や合意形成、ルールメイキングをリードし、我が国の知見の共有及び国益を確保する。また我が国が主導する国際的なプラットフォーム（WBCSD、J4CE等）を活用し、循環産業の国際展開・インフラ輸出につなげる。

3. 事業スキーム

- 事業形態 1：請負事業 2：請負事業及び拠出金
- 請負先／拠出先 民間事業者・団体／国際機関等
- 実施期間 平成21年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 総務課 循環型社会推進室 電話：03-5521-8336

データセンター等デジタル基盤の脱炭素化支援事業（総務省連携事業）



【令和9年度要求額 4,600百万円（1,278百万円）】 環境省

データセンター等の脱炭素化に向けて、環境配慮技術の開発・実証及び未利用エネルギー活用・再エネ設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年ネットゼロの実現に貢献するため、今後、CO2排出量の増加が見込まれるデータセンター等のデジタル基盤について、高効率な冷却技術等の脱炭素化に資する環境配慮技術の開発、未利用再エネの活用設備や再エネ設備等の導入支援等を行い、その実用化・社会実装を加速する。

2. 事業内容

（1）脱炭素化に資する環境配慮技術の開発・実証

データセンター等のデジタル基盤の脱炭素化に資する環境配慮技術として、消費電力の相当部分を占める空調設備の高効率化を目指した冷却・空調技術の開発や、CO2排出量削減に資するシステム最適化制御技術等の開発実証を行う。

（2）データセンターの脱炭素化に向けた設備導入支援

データセンターへの未利用再エネの活用設備（風力等の既設再エネ設備からの余剰電力活用等）やデータセンターからの排熱を用いた熱供給設備、データセンターにおける再エネ設備、熱利用設備、蓄電・蓄熱設備等の導入支援を行う。

（3）環境配慮技術・設備導入に関する調査・検討

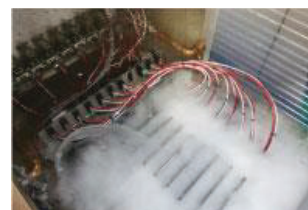
環境配慮技術の開発動向や、データセンターの脱炭素化に向けた取組等について調査を行い、効果的に社会実装に繋げるための方策を検討する。

3. 事業スキーム

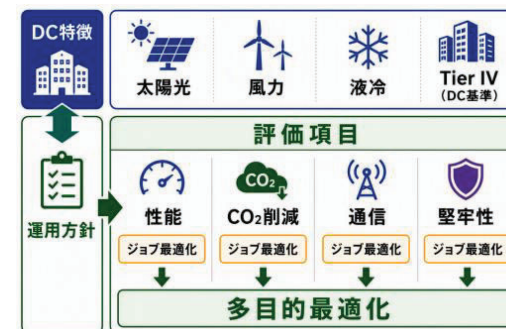
- 事業形態：（1）委託、補助（1/2）、（2）間接補助事業（1/3、1/2）、（3）委託・委託・補助対象：民間事業者・団体、大学・研究機関等
- 実施期間：令和8年度～令和12年度

4. 事業イメージ

（1）技術開発・実証

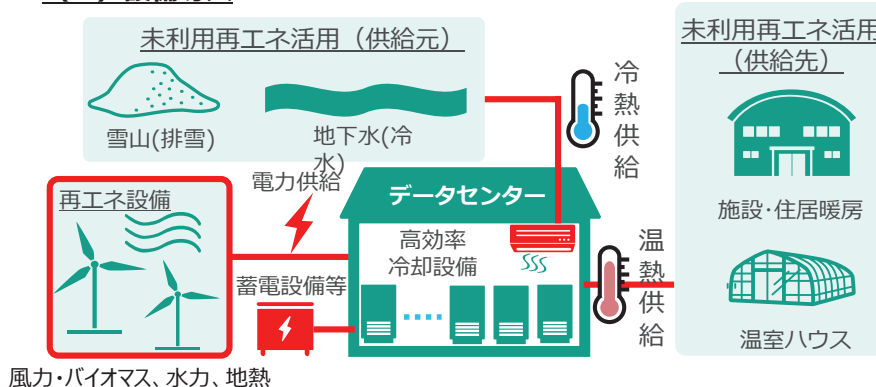


高効率な冷却技術（液浸）の例
（出典：篠原電機株式会社）



システム最適化技術の例

（2）設備導入



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341



【令和9年度要求額 12,500百万円（8,000百万円）】

新築住宅におけるCFP表示製品等の使用、既存住宅のZEHリノベや断熱リフォーム等による脱炭素化を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年ネットゼロの実現に貢献するため、住宅の断熱化や省エネ化等を支援し、住宅分野の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。

2. 事業内容

(1) 戸建住宅・集合住宅における環境影響評価の活用促進事業

窓又は断熱材の一部にCFP（カーボンフットプリント）表示製品等※を使用し、かつ、断熱性能等について一定の要件を満たす戸建住宅・集合住宅を新築する者に対する補助

※ 令和9年度中にCFPを公表する製品を含む

(2) 戸建住宅・集合住宅のZEH化・省CO2化促進事業

① 新築集合住宅のZEH-M化等支援※1

ZEH-Mの要件を満たす集合住宅を新築する者に対する補助

② 既存住宅のZEH化改修促進支援

既存住宅をZEH水準の要件を満たす住宅に改修する者及び既存住宅の省エネ診断を行う者に対する補助

③ 新築戸建住宅のZEH・ZEH+化等支援※2

ZEH又はZEH+の要件を満たす戸建住宅を新築する者に対する補助

※1 高層ZEH-Mは過去に採択された案件の継続分に限る

※2 過去に採択された案件の継続分に限る

(3) 既存住宅の断熱リフォーム支援事業

既存住宅の断熱リフォームを行う者に対する補助

(4) 省エネ住宅の普及拡大に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討事業

省エネ住宅に関する課題分析・調査検討業務の委託

3. 事業スキーム

- 事業形態： (1) (2) (3) 間接補助事業 (4) 委託事業
- 補助対象・委託先： (1) (2) (3) 住宅取得者等 (4) 民間事業者・団体
- 実施期間： 令和8年度～令和10年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室（住宅・建築物脱炭素化事業推進室） 電話：0570-028-341

住宅の脱炭素化促進事業のうち、
(1) 戸建住宅・集合住宅における環境影響評価の活用促進事業（経済産業省・国土交通省連携事業）



新築住宅におけるCFP表示製品等の使用等による脱炭素化を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年ネットゼロの実現に貢献するため、住宅の断熱化や省エネ化等を支援し、住宅分野の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。

2. 事業内容

窓又は断熱材の一部に、GHG排出量等の環境情報を定量的に算出し、環境影響を評価する仕組みであるCFP（カーボンフットプリント）表示製品又はEPD（環境製品宣言）取得製品※を使用し、かつ、断熱性能等について一定の要件を満たす新築戸建住宅・新築集合住宅に対して補助します。

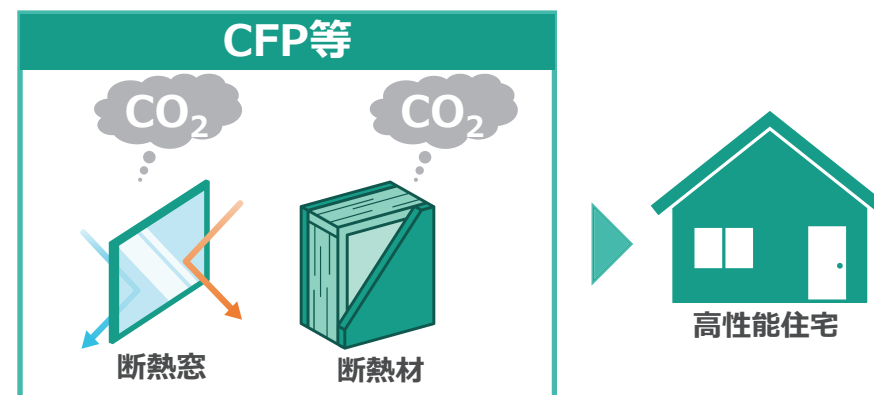
※令和9年度中にCFPを公表する製品を含む

- 1) 戸建住宅（1～4地域）：90万円/戸
（5～8地域）：80万円/戸
- 2) 集合住宅（低層・中層・高層）：50万円/戸
LCCO2の算定を行った場合：60万円/戸
- 3) 上記に加え、グリーン鉄、CLT（直交集成板）、蓄電システム、EV充電設備等に対して別途補助します。

3. 事業スキーム

- 事業形態： 間接補助事業
- 補助対象： 住宅取得者等
- 実施期間： 令和8年度～令和10年度

4. 補助対象の例



【補助対象住宅の省エネ性能等】

	外皮基準	一次エネルギー消費量削減率	
		省エネのみ	再エネ等含む
戸建住宅	断熱等性能等級 6	30%以上削減	100%※1、2
集合住宅※3	低層	30%以上削減	75%※5
	中層		50%※5
	高層		—

※1 寒冷地、低日射、多雪地域は、再エネ含む一次エネルギー消費量削減率75%以上

※2 都市部狭小地等、多雪地域は、要件としない

※3 住棟全体の性能

※4 全住戸の外皮平均熱貫流率（UA値）の平均値が断熱等性能等級6の基準値を満たす場合、角住戸等に限って断熱等性能等級5以上でも可。

※5 多雪地域は、要件としない

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室（住宅・建築物脱炭素化事業推進室） 電話：0570-028-341

住宅の脱炭素化促進事業のうち、 (2) 戸建住宅・集合住宅のZEH化・省CO2化促進事業（経済産業省・国土交通省連携事業）



戸建住宅のZEH化、集合住宅のZEH-M化による省エネ・省CO2化を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年ネットゼロの実現に貢献するため、住宅の断熱化や省エネ化等を支援し、住宅分野の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。

2. 事業内容

① 新築集合住宅のZEH-M化等支援

- 1) 低層ZEH-M（3層以下）、中層ZEH-M（4、5層）への定額補助：40万円/戸※1
- 2) 高層ZEH-Mへの定率補助※2（1/3）
- 3) 上記に加え、蓄電システム、CLT（直交集成板）、EV充電設備等に別途補助

② 既存住宅のZEH化改修促進支援（ZEHリノベ）

- 1) 既存住宅をZEH水準の要件を満たす住宅に改修する者に対して、工事の内容に応じた定額単価を積み上げた補助額（上限250万円/戸）
- 2) 既存住宅の省エネ診断を行う者に対して定率補助（1/3）

③ 新築戸建住宅のZEH・ZEH+化等支援※2

- 1) ZEH、ZEH+への定額補助
- 2) 上記に加え、蓄電システム、CLT（直交集成板）、EV充電設備等に別途補助

※1 LCCO2の算定を行った場合：50万円/戸

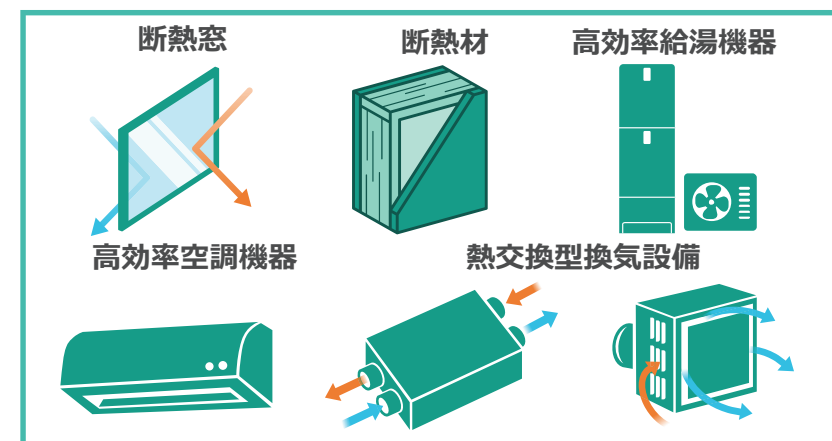
※2 過去に採択された案件の継続分に限る

3. 事業スキーム

- 事業形態： 間接補助事業
- 補助対象： 住宅取得者等
- 実施期間： 令和8年度～令和10年度

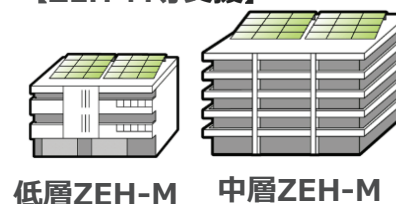
4. 補助対象の例

【ZEHリノベ】



ZEH水準の要件を満たす住宅へ改修

【ZEH-M等支援】



ZEH-M ※	外皮基準	一次エネルギー消費量削減率	
		省エネのみ	再エネ等含む
低層	断熱等性能等級5	20%以上削減	75%
中層			50%

※ 住棟全体の性能

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室（住宅・建築物脱炭素化事業推進室） 電話：0570-028-341

住宅の脱炭素化促進事業のうち、 (3) 既存住宅の断熱リフォーム支援事業（経済産業省・国土交通省連携事業）



既存住宅の断熱リフォームによる省エネ・省CO2化を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年ネットゼロの実現に貢献するため、住宅の断熱化や省エネ化等を支援し、住宅分野の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。

2. 事業内容

住宅全体の一次エネルギー消費量のうち、暖冷房エネルギーの削減率が15%以上となるよう、主要居室を中心に断熱材、窓、ガラス等を改修・交換

- 1) 既存住宅の断熱リフォームを行う者に対して、定率補助（1/3）
- 2) 上記に加え、断熱材・窓の断熱改修と同時に実施する玄関ドア、間仕切壁、最上階以外の天井の断熱改修も補助対象

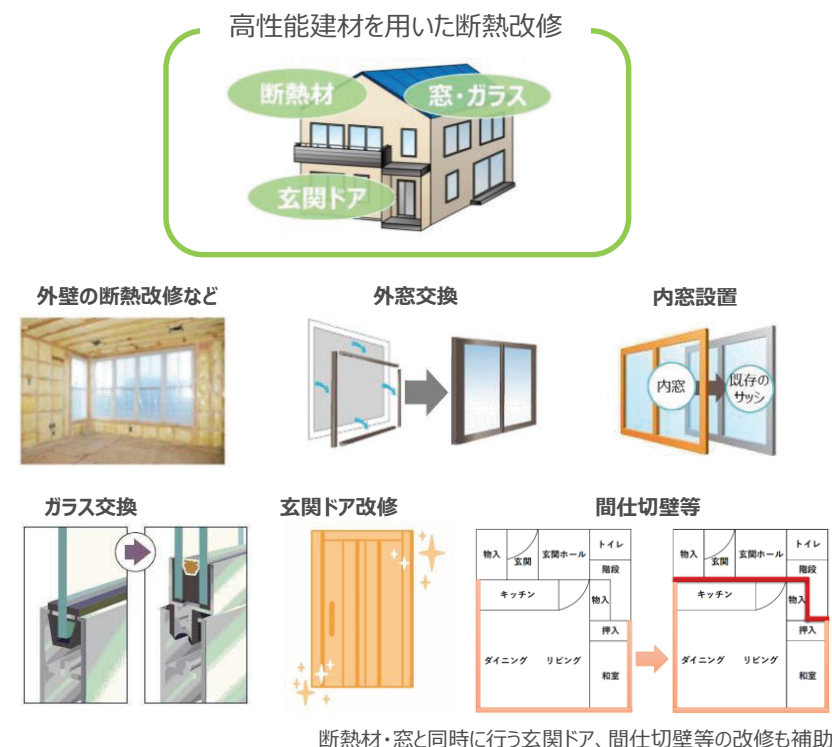
【補助上限額】

- ・ 既存戸建住宅：上限:120万円/戸
- ・ 既存集合住宅：上限:15万円/戸（玄関ドアも改修する場合は上限20万円/戸）

3. 事業スキーム

- 事業形態： 間接補助事業
- 補助対象： 住宅所有者等
- 実施期間： 令和8年度～令和10年度

4. 補助対象の例



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室（住宅・建築物脱炭素化事業推進室） 電話：0570-028-341

脱炭素志向型住宅の導入支援事業（経済産業省・国土交通省連携事業）



【令和9年度要求額 50,000百万円（新規）】



ZEH基準の水準を大きく上回る省エネ性能を有する新築住宅（脱炭素志向型住宅）の導入を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や、2050年ネット・ゼロの実現に貢献するため、脱炭素志向型住宅の導入加速により、関連産業の産業競争力強化及び経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現し、くらし関連分野のGXを加速させるとともに、住宅の省エネ化を加速させ、エネルギー価格高騰から国民生活を守る。

2. 事業内容

2050年ストック平均でZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す牽引役として、ZEH基準の水準を大きく上回る省エネ性能を有する住宅の早期普及を図るため、脱炭素志向型住宅（GX志向型住宅）の導入に対して支援を行う。

○対象（補助額）： 新築戸建住宅 ※1、新築集合住宅 ※1

省エネ基準における地域区分 1～4：115万円／戸、
5～8：100万円／戸

※1：対象予算案の閣議決定日以降に、工事着手したものに限る。（P）

○主要要件： ①断熱等性能等級6以上

②一次エネルギー消費量削減率35%以上（省エネのみ）

③一次エネルギー消費量削減率100%以上（再エネ等含む）※2

④行動エネルギー管理（HEMS等）

⑤建築事業者がGXに対する協力について表明等すること※3 など

※2：右の表を参照

※3：温室効果ガスの排出削減のための取組の実施、省エネ性能を満たす住宅の供給割合の増加など

3. 事業スキーム

■事業形態： 間接補助事業

■補助対象： 民間事業者・団体

■実施期間： 令和9年度～

4. 補助要件（詳細）・補助対象の例

<補助要件（詳細）>

住宅の種別 （形態・立地を含む）		断熱 性能	一次エネルギー消費量削減率		その他要件
			省エネのみ	再エネ含む	
戸建	下記以外の地域	等級6 以上	35% 以上	100%以上	・高度エネルギーマネジメント（HEMS等）の導入 ※他の機器との接続が可能な規格に適合することが必要（接続の是非は居住者の判断）
	寒冷地又は低日射地域			75%以上	
	都市部狭小地等又は多雪地域			—	
集合	1～3層			75%以上	
	4・5層			50%以上	
	6層以上				

<補助対象の例>



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室 電話：0570-028-341

断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業 (経済産業省・国土交通省連携事業)



【令和9年度要求額 98,000百万円（新規）】

くらし関連分野のGXを加速させるため、断熱窓への改修による即効性の高いリフォームを推進します。

1. 事業目的

- ① 地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年ネットゼロの実現に貢献するため、断熱性能の高い窓の導入を支援し、住宅の脱炭素化と「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現に貢献する。
- ② 先進的な断熱窓の導入加速により、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現する。

2. 事業内容

住宅における熱の出入りの大半は窓等の開口部で発生しているにもかかわらず、日本の住宅の7割は単板ガラスの窓のみによって構成されていることから、窓の断熱改修による住宅の省エネ・省CO2化のポテンシャルは大きい。

このため、本事業では、くらし関連分野のGXを加速させるため、既存住宅等における断熱窓への改修に対して補助を行う。

- ・ 補助額：工事内容に応じて定額
- ・ 対象：住宅及び一部の非住宅建築物における、窓（ガラス・サッシ）の断熱改修工事（内窓設置、外窓交換、ガラス交換）等
- ・ 要件：熱貫流率（Uw値）1.9以下など、建材トップランナー制度2030年目標水準値を超えるもの、その他の要件※を満たすもの等

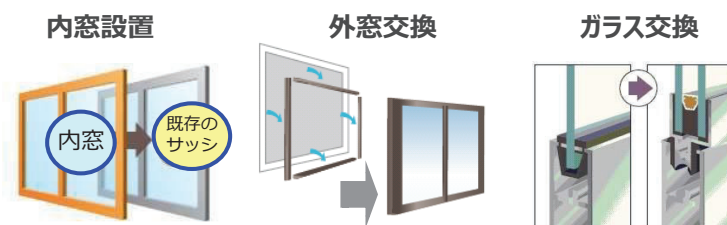
※要件の一例（企業の規模等による）

製造事業者が当事業の実施によって得られる収益の一部を基に自社の成長等を図っていくこと等についてコミットすること。

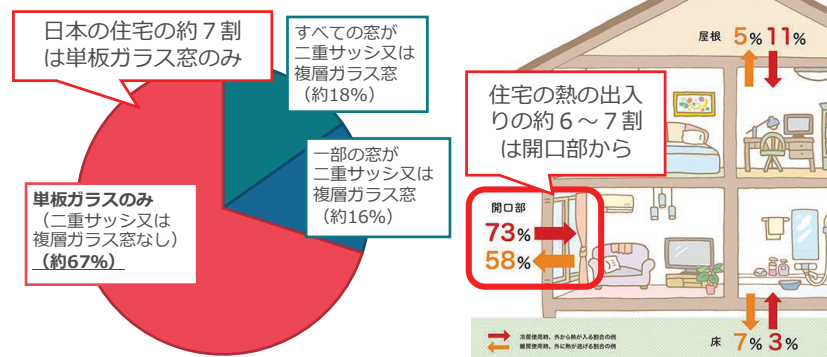
3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業者
- 補助対象：住宅の所有者、民間事業者及び団体等
- 実施期間：令和9年度～

4. 補助事業対象の例



【現状】



出典：R5住宅・土地統計調査を基に環境省作成

参照：（一社）日本建材・住宅設備産業協会 省エネルギー建材普及促進センター「省エネ建材で、快適な家、健康な家」

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室/住宅・建築物脱炭素化事業推進室 電話：0570-028-341

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業（一部農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業）



【令和9年度要求額 11,500百万円（6,700百万円）】
（※(1)①②④は、5年間で総額11,300百万円の国庫債務負担）

建築物等のZEB化・省CO2設備の導入等の支援により、脱炭素化と健やかで強い社会づくりを目指します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年ネットゼロの実現に貢献するため、一度建築されるとストックとして長年にわたりCO2排出に影響する建築物のZEB化や省CO2設備の導入等を支援することで、建築物の脱炭素化を促進するとともに、ウェルビーイング／高い生活の質の実現やレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

(1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業 （一部農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）

- ①低炭素型建材活用新築ZEB支援事業
- ②業務用建築物の脱炭素改修加速化事業
- ③業務用建築物ストックの省CO2改修調査支援事業
- ④躯体活用法ZEB化改修支援事業
- ⑤躯体活用法ZEB化改修調査支援事業
- ⑥建築物の脱炭素化推進に係る調査等事業
- ⑦新築建築物のZEB普及促進支援事業（継続事業のみ）
- ⑧既存建築物のZEB化普及促進支援事業（継続事業のみ）
- ⑨ライフサイクルカーボン削減型の新築ZEB支援事業（継続事業のみ）

(2) 水インフラにおける脱炭素化推進事業（農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）

(3) 省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業 （一部国土交通省連携事業）

- ①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業
- ②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業

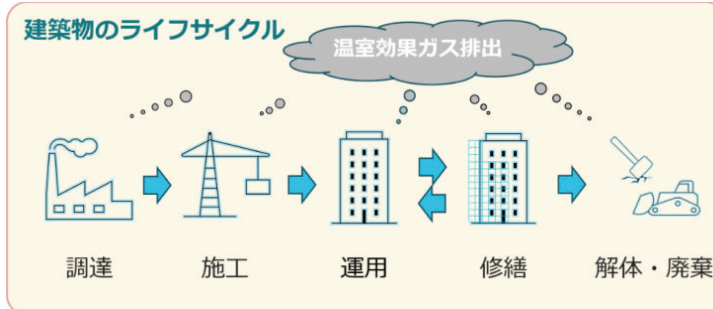
(4) サステナブル倉庫モデル促進事業（国土交通省連携事業）

3. 事業スキーム

- 事業形態：
 - 委託先及び補助対象：
 - 実施期間：
- メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ

ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援



省CO2化と災害・熱中症対策／サステナブル倉庫モデル促進



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 ほか 電話：0570-028-341

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、 (1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（一部農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業）（1/2）



業務用建築物のZEB化に向けた高効率設備等の導入や、低炭素型建材の活用などを支援します。

1. 事業目的

業務用建築物のZEB化に資する高効率設備等の導入、従来の建材よりも製造時等に発生する温室効果ガスが少ない建材（低炭素型建材）の活用等を支援することで、業務用建築物の脱炭素化に向けた取組の普及拡大を図る。

2. 事業内容

- ①低炭素型建材活用新築ZEB支援事業（補助率：1/4～2/3、上限：10億円（5年間））
低炭素型建材の導入等を行う新築ZEBについて、高効率設備や低炭素型建材の導入等を支援する。
◆補助要件：ZEB Ready（事務所等以外についてはZEB基準の水準の省エネ性能（※1））を達成すること、エネルギー管理体制を整備すること、再エネ設備を導入すること、ライフサイクルカーボン等を算定すること、低炭素型の建材を導入すること 等
◆補助対象経費：設備費（断熱窓・断熱材・高効率空調機器・高効率照明器具・高効率給湯機器・BEMS・再エネ設備※6等のうち、一定の基準を満たしたもの）・建材費（一定の基準を満たした低炭素型の鉄・コンクリート・木材等）・工事費 等
- ②業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（補助率：1/3、1/2、上限：10億円（5年間））
既存建築物について、外皮の高断熱化及び高効率設備の導入等を支援する。
◆補助要件：ZEB基準の水準の省エネ性能を達成すること、改修後の外皮性能BPIが1.0以下となっていること、エネルギー管理や設備の運用改善を行うこと 等
◆補助対象経費：設備費・工事費（断熱窓・断熱材・高効率空調機器・高効率照明器具・高効率給湯機器・BEMS・再エネ設備※6等のうち、一定の基準を満たしたもの）及び設計費（省エネ化に資するもの） 等
- ③業務用建築物ストックの省CO2改修調査支援事業（補助率：1/2、上限：100万円）
既存建築物ストックの省CO2改修によるZEBの達成可能性・省CO2効果についての調査を支援する。

3. 事業スキーム

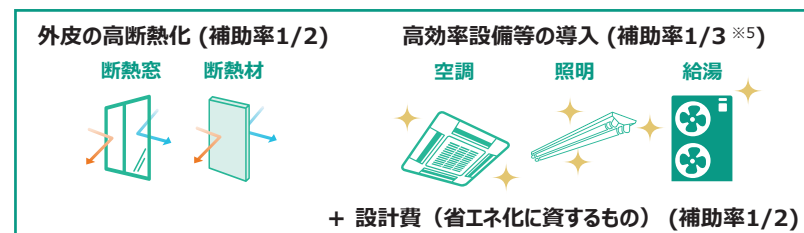
- 事業形態：間接補助事業
- 補助対象：地方公共団体、民間事業者、団体等
- 実施期間：令和5年度～令和10年度

4. 事業イメージ等

<①低炭素型建材活用新築ZEB支援事業>

延べ床面積	補助率（設備）		補助率（建材）
	事務所等以外※3	事務所等※4	
2,000㎡未満	1/3	1/3	掛かり増し費用の 1/2 (GX率先実行宣言を行う場合は2/3)
2,000㎡以上		1/4	

<②業務用建築物の脱炭素改修加速化事業>



- ※1 ZEB基準の水準の省エネ性能については、「事務所等」は現行の省エネ基準値から40%削減（BEI=0.6）、「事務所等以外」は現行の省エネ基準値から30%削減（BEI=0.7）とする。なお、「事務所等」は、事務所、官公署、学校等の用途を、「事務所等以外」は、ホテル等、病院等、物品販売業を営む店舗等、飲食店等、集会所等の「事務所等」以外の用途を指す。
- ※2 ①については、都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市及び特別区を除く（用途が病院等の場合、すべての地方公共団体が対象）。
- ※3 ①において、延べ面積10,000㎡以上の「事務所等以外」については、ZEB基準の水準の省エネ性能の建築物のみを対象とし、ZEB Oriented 以上の省エネ性能の建築物については対象外。
- ※4 ①において、「事務所等」については、ZEBの設計に初めて関わるZEBプランナーが関与する場合、ZEB基準の水準の省エネ性能の建築物についても対象とする。
- ※5 ②において、特に高い省エネ性能が期待される等の一部設備（トップ性能枠）については補助率を1/2とする。
- ※6 太陽光発電設備については、パソコン、工事費等を補助対象とする。

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室 電話：0570-028-341

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、 (1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（一部農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業）（2/2）



業務用建築物のZEB化に向けた高効率設備等の導入や、低炭素型建材の活用などを支援します。

1. 事業目的

業務用建築物のZEB化に資する高効率設備等の導入、低炭素型の建材の活用等を支援することで、業務用建築物の脱炭素化に向けた取組の普及拡大を図る。

2. 事業内容

④躯体活用型ZEB化改修支援事業（補助率：1/3～2/3、上限：10億円（5年間））

ZEB化改修とともに、既存の躯体を活用し、新築並みの耐用年数に延伸することで、脱炭素と資源循環の両方に資する先導的な改修事業について支援する。

- ◆補助要件：ライフサイクルカーボン等を算定すること、ZEB基準の水準の省エネ性能を達成すること、一定以上の耐震性を確保すること、設計図書等を公表すること、耐用年数を算出すること等
- ◆補助対象経費：設備費・工事費（断熱窓・断熱材・高効率空調機器・高効率照明器具・高効率給湯機器・BEMS・再エネ設備等のうち、一定の基準を満たしたもの等）及び設計費（省エネ化及び躯体の活用に関するもの）。ただし、太陽光発電設備については、パワコン、工事費等を補助対象とする。

⑤躯体活用型ZEB化改修調査支援事業（補助率：1/2、上限：1,000万円）

ZEB化と既存躯体の活用の同時実現に係る達成可能性・省CO2効果等についての調査を支援する。

⑥建築物の脱炭素化推進に係る調査等事業（委託）

建築物の脱炭素化を推進するために必要な調査、検討等を行う。

⑦新築建築物のZEB普及促進支援事業（継続事業のみ）

⑧既存建築物のZEB化普及促進支援事業（継続事業のみ）

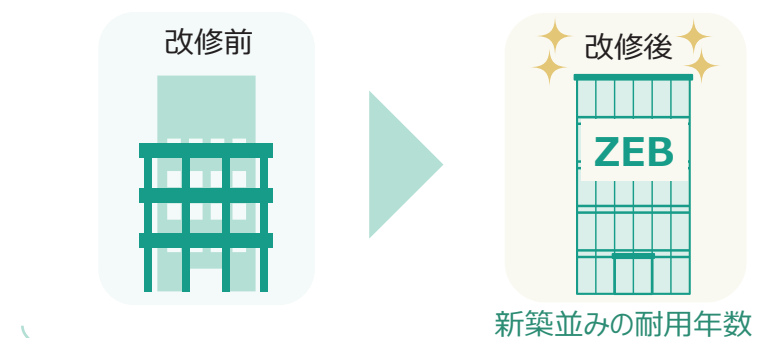
⑨ライフサイクルカーボン削減型の新築ZEB支援事業（継続事業のみ）

3. 事業スキーム

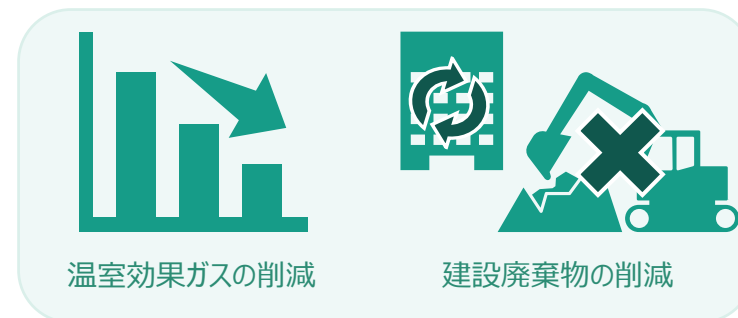
- 事業形態：④⑤⑦⑧⑨間接補助事業、⑥委託事業
- 委託先及び補助対象：地方公共団体、民間事業者、団体等
- 実施期間：令和5年度～令和10年度

4. 事業イメージ

＜④躯体活用型ZEB化改修支援事業＞



脱炭素と資源循環の両方に貢献



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室 電話：0570-028-341

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、
(2) 水インフラにおける脱炭素化推進事業（農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業）



水インフラ（上下水道・ダム等）における脱炭素化設備の導入支援や更なる再エネ活用に向けた取組を支援します。

1. 事業目的

水インフラ（上下水道施設（工業用水道施設、集落排水施設を含む。）、ダム施設等）における脱炭素化設備の導入、再エネポテンシャルの活用、一層の再エネ導入に向けた技術実証を行うことにより、水インフラの脱炭素化の取組を促進する。

2. 事業内容

① 水インフラのCO2削減設備導入支援事業（補助率：1/3、1/2）

水インフラへの一定規模以上の再エネ設備や、高効率設備やインバータ等の省エネ設備の導入※に対して支援を行う。

※省エネ設備の導入は、CO2削減率が15%以上30%未満の場合は補助率1/3、30%以上の場合は補助率1/2

② 水インフラ由来再エネの地産地消モデル事業（補助率：1/2）

水インフラで自家消費する以上の水力発電等の再エネポテンシャルを有する場合に、ポテンシャルの最大限の活用のため、民間事業者等が発電事業を行い、周辺地域等に一定量の電力を供給し、電力の地産地消を行うモデル事業に対して支援を行う。

③ 水インフラの空間ポテンシャル活用型再エネ技術実証事業（委託）

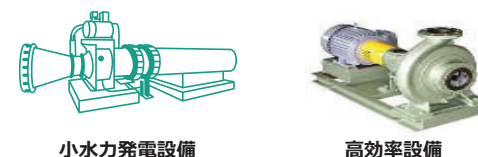
水インフラへの再エネの最大限の導入に向けて、上下水道施設の水路上部など、従来の太陽光発電設備の設置が困難な空間ポテンシャルを対象に、再エネ設備の新たな設置手法について技術実証を行う。また、その運用面や維持管理面などの評価を行い、導入スキームを含む普及促進に向けた方策の検討を行う。

3. 事業スキーム

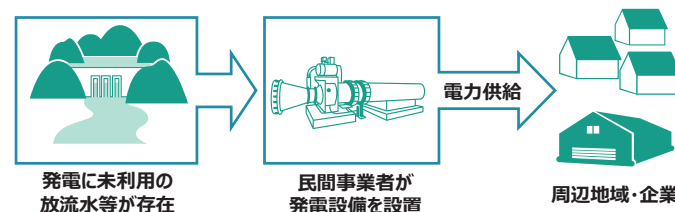
- 事業形態：①②間接補助事業 ③委託事業
- 委託先及び補助対象：地方公共団体、民間事業者、団体等
- 実施期間：令和6年度～令和10年度

4. 事業イメージ

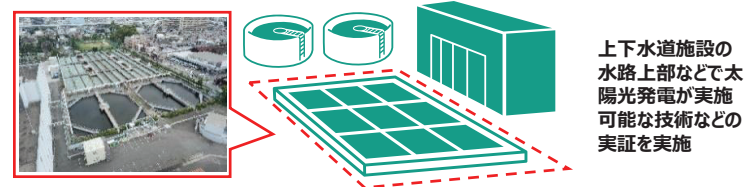
① 水インフラのCO2削減設備導入支援事業のイメージ



② 水インフラ由来再エネの地産地消モデル事業のイメージ



③ 水インフラの空間ポテンシャル活用型再エネ技術実証事業



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、
(3) 省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業（一部国土交通省連携事業）



業務用施設に高効率設備等を導入支援することにより、省CO2化と熱中症対策・レジリエンス向上を行います。

1. 事業目的

様々な業務用施設の改修に際して高効率設備等の導入を支援することにより、既存建築物のCO2排出量の削減と、熱中症対策に資する施設やフェーズフリー性を兼ね備えた施設の普及を図る。

2. 事業内容

①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業（一部国土交通省連携事業）

1. クーリングシェルターの普及に向けた高効率空調導入支援事業（補助率：1/3、上限：1,000万円）
 既存建築物に熱中症対策等にも資する高効率空調等を導入してクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の普及を図る事業を支援する。
2. 民間建築物等における省CO2改修支援事業（補助率：1/3、上限：3,500万円）
 高効率機器への更新により既存民間建築物の省CO2化を図る事業を支援する。
3. テナントビルの省CO2改修支援事業（補助率：1/3、上限：4,000万円）
 オーナーとテナントがグリーンリース契約等を結び、協働して省CO2化を図る事業を支援する。
4. 空き家等における省CO2改修支援事業（補助率：1/3、上限：1,000万円）
 空き家等を業務用施設に改修しつつ省CO2化を図る事業を支援する。

◆補助要件：各事業による指定のCO2排出削減、運用改善に係る取組の実施等

②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業（補助率：1/3、上限：1ハウスあたり250、350万円）

災害時の活動拠点やクーリングシェルターとしても利用可能な独立型施設（コンテナハウス等）に対して、高機能空調、再エネ設備等の導入を支援する（ただし、太陽光発電設備については、パワコン、工事費等を補助対象とする）。

3. 事業スキーム

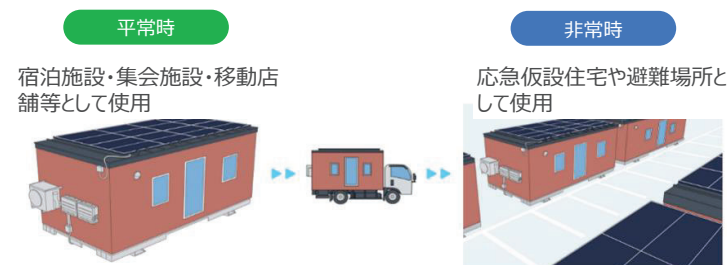
- 事業形態：間接補助事業
- 補助対象：地方公共団体、民間事業者、団体等
- 実施期間：令和6年度～令和10年度

4. 事業イメージ

①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業のイメージ



②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業のイメージ



お問合せ先：環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室 電話：0570-028-341
 大臣官房 環境保健部企画課 熱中症対策室

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、
(4) サステナブル倉庫モデル促進事業（国土交通省連携事業）



営業倉庫への省CO2化・省人化機器等と再エネ設備の同時導入を支援して、サステナブル倉庫を促進します。

1. 事業目的

営業倉庫の省CO2化と省人化の同時実現を図るサステナブル倉庫モデルを普及させることで、CO2排出削減と担い手不足への対応を同時に実現するとともに、災害時におけるサプライチェーンの維持等の地域課題の解決に貢献する。

2. 事業内容

省CO2化にも繋がる省人化機器及び再エネ設備を同時導入する営業倉庫について、設備導入コストを支援する。

◆ 補助要件：

倉庫業者等が営む営業倉庫について、次の①と②を同時導入すること等

① 営業倉庫の保管区域又は荷役区域への倉庫内作業の省人化機器（無人フォークリフト・無人搬送車・自動化倉庫設備等。導入により省CO2化されるものに限る。）

② ①の施設敷地内に設置される再エネ設備（太陽光発電設備等）

◆ 補助対象経費：

対象設備等の導入に伴う費用（ただし、太陽光発電設備については、パワコン、工事費等を補助対象とする）。

3. 事業スキーム

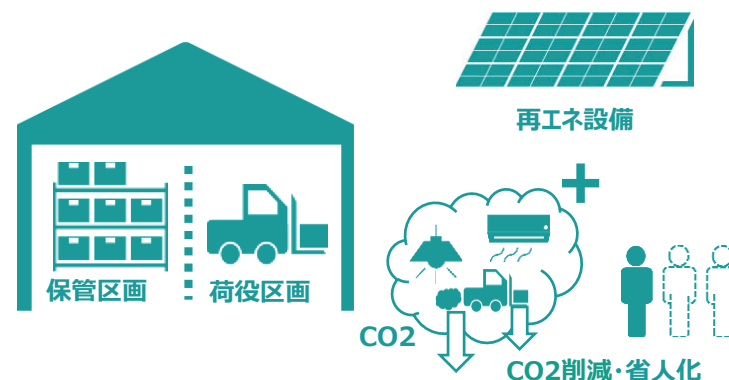
■ 事業形態：間接補助事業（補助率：1/2、上限：1億円）

■ 補助対象：民間事業者等

■ 実施期間：令和6年度～令和10年度

4. 事業イメージ

● 事業のイメージ



● 省CO2化・省人化機器等の例



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室 電話：0570-028-341



【令和9年度要求額6,700百万円（4,000百万円）】
（※5年間で総額5,000百万円の国庫債務負担）

業務用建築物の脱炭素化を早期に実現するため、外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を支援します。

1. 事業目的

- ・地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年ネットゼロの実現に貢献するため、既存建築物の外皮の高断熱化や高効率空調機器等の導入を支援し、業務用建築物の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。
- ・先進的な断熱窓、断熱材や高効率な空調機器、照明器具、給湯機器の導入加速により、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出低減を共に実現する。

2. 事業内容

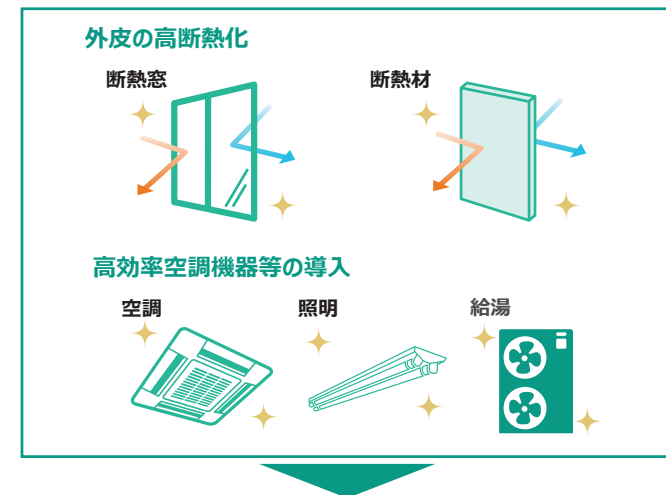
既存建築物の外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を促進するため、設計費・設備費・工事費への補助を行う。

- 主要要件 : 改修後の外皮性能BPIが1.0以下となっていること及び一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から40%（用途によっては30%）程度以上削減されること（※ZEB基準の水準の省エネ性能を達成）、エネルギー管理や設備の運用改善を行うこと 等
- 主な対象設備 : 断熱窓、断熱材、高効率空調機器、高効率照明器具、高効率給湯機器等のうち、トップランナー制度目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの。また、一定の要件を満たした外部の高効率熱源機器からエネルギーを融通する場合は、当該機器等も対象とする。
- 補助率 : 1/3～1/2

3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業
- 補助対象：地方公共団体、民間事業者、団体等
- 実施期間：令和5年度～

4. 事業イメージ



省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度以上削減

※ ZEB基準の水準の省エネ性能：一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態。

お問合せ先： 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室 電話：0570-028-341

商用車等の電動化促進事業（経済産業省、国土交通省連携事業）



【令和9年度要求額 30,000百万円（新規）】 環境省

2050年カーボンニュートラルの達成を目指し、トラック・タクシー・バスや建設機械の電動化を支援します。

1. 事業目的

- ・ 運輸部門は我が国全体のCO2排出量の約2割を占め、そのうちトラック等商用車からの排出が約4割であり、地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年ネットゼロの達成に向け、商用車の電動化（BEV、PHEV、FCV等）は必要不可欠である。
- ・ また、産業部門全体のCO2排出量は、日本全体の約35.1%、そのうち建機は約1.7%を占め、建機の電動化も必要不可欠である。
- ・ このため、本事業では商用車（トラック・タクシー・バス）や建機の電動化に対し補助を行い、普及初期の導入加速を支援することにより、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現する。

2. 事業内容

商用車（トラック・タクシー・バス）及び建機の電動化（BEV、PHEV、FCV等※1）のために、車両、建機及び充電設備の導入に対して補助を行う。

具体的には、省エネ法に基づく「非化石エネルギー転換目標」を踏まえた中長期計画の作成義務化に伴い、脱炭素に意欲的に取り組む事業者や、非化石エネルギー転換に伴う影響を受ける事業者等に対して、車両及び充電設備の導入費の一部を補助する。

また、GX建機※2の普及状況を踏まえ、今後、公共工事でGX建機の使用を段階的に推進していくことに伴い、GX建機を導入する事業者等に対して、機械及び充電設備の導入費の一部を補助する。

※1 BEV：電気自動車、PHEV：プラグインハイブリッド車、FCV：燃料電池自動車

※2 GX建機：国土交通省の認定を受けた電動建機

3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業
- 補助対象：民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間：令和9年度

4. 事業イメージ



EVトラック



EVバン



FCVトラック



EVタクシー



PHEVタクシー



FCVタクシー



EVバス



FCVバス



充電設備※



GX建機

※本事業において、車両及び建機と一体的に導入するものに限る

お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 電話：03-5521-8301

ゼロエミッション船等の建造促進事業（国土交通省連携事業）



【令和9年度要求額 24,810百万円（14,910百万円）】
（※5年間で総額5,000百万円の国庫債務負担）



ゼロエミッション船等の建造に必要な生産設備の整備を支援し、その普及を促進します。

1. 事業目的

- 我が国の運輸部門からのCO2排出量のうち、船舶は自動車に次いで大きな割合（5.1%）を占め、2050年のネットゼロ等の実現に向けては、水素・アンモニア燃料等を使用するゼロエミッション船等の普及が必要不可欠である。ゼロエミッション船等の供給基盤構築を行うことにより、それらの船舶の市場導入の促進によるCO2の排出削減を進めるとともに、我が国船舶産業の国際競争力強化を図る。
- 本事業ではゼロエミッション船等の建造に必要なエンジン、燃料タンク、燃料供給システム等の生産基盤の構築・増強及びそれらの設備を搭載（艀装）するための設備整備のための投資等を支援し、ゼロエミッション船等の供給体制の整備を図る。

2. 事業内容

今後、新燃料船への代替建造が急速に進むと見込まれることを踏まえ、ゼロエミッション船等の供給基盤確保を推進するため、以下の補助を行う。

- ゼロエミッション船等の建造に必要なエンジン、燃料タンク、燃料供給システム等の生産設備の整備・増強
- 上記船用機器等を船舶に搭載（艀装）するための設備等の整備・増強（後年度負担分のみ）

本事業を通じ、海運分野における脱炭素化促進に資するとともに、ゼロエミッション船等の建造需要を取り込むことにより、我が国船舶産業の国際競争力強化を図る。

3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（補助率：1/2、1/3）
- 補助対象：民間事業者・団体
- 実施期間：令和6年度～

4. 事業イメージ

船用事業者に対しゼロエミッション船等の重要船用機器の生産設備の導入を支援



造船事業者に対しゼロエミッション船等のエンジン、燃料タンク、燃料供給システム等の搭載に必要なクレーン等の艀装設備等の導入を支援

お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 電話：03-5521-8303

ゼロエミッション船等の導入支援事業（国土交通省連携事業）



【令和9年度要求額 2,700百万円（1,200百万円）】

※5年間で総額28,000百万円の国庫債務負担



ゼロエミッション船等の導入を支援し、その普及を促進します。

1. 事業目的

- 我が国の運輸部門からのCO2排出量のうち、船舶は自動車に次いで大きな割合（5.1%）を占め、2050年のネットゼロ等の実現に向けては、水素・アンモニア燃料等を使用するゼロエミッション船等の普及が必要不可欠である。
- このため、海運事業者におけるゼロエミッション船等の導入に対し補助を行い、普及初期の導入を支援することで、CO2の排出削減を図るとともに、ゼロエミッション船等の発注を喚起し、その建造実績を積み重ね、海事産業の産業競争力強化・経済成長を実現する。

2. 事業内容

ゼロエミッション船等※1の導入を加速するため、当該船舶の導入に対して補助を行う。

具体的には、海上運送法に基づく特定船舶導入計画の認定を受けるとともに、非化石エネルギー転換目標を作成する海運事業者等に対して、ゼロエミッション船等のエンジン、燃料タンク、燃料供給装置、推進用バッテリー、それらに合わせて導入される陸電設備、省CO2設備等の導入に係る費用の一部を補助※2する。

※1:水素燃料船、アンモニア燃料船、メタノール燃料船、バッテリー船（ハイブリッド船を含む）及び水素FC船

※2:外航船は、水素燃料船及びアンモニア燃料船に限る。

なお、ゼロエミッション船等の導入にあたりグリーン鉄を使用する場合には追加的に補助。

3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（補助率:1/2(メタノール燃料船、ハイブリッド船、省CO2設備は1/3)等）
- 補助対象：民間事業者・団体
- 実施期間：令和8年度～

4. 事業イメージ



水素燃料船



アンモニア燃料船



バッテリー船
(ハイブリッド船を含む)



メタノール燃料船



水素FC船

補助対象設備の例



エンジン



燃料タンク



推進用バッテリー



陸電設備※3



燃料供給装置



省CO2設備※4

※3:本事業において、バッテリー船等と一体的に導入するものに限る。

※4:ゼロエミッション船等のエンジン等と一体的に導入するものに限る。

お問合せ先：環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 電話：03-5521-8303

総合モビリティ脱炭素化促進事業（一部国土交通省、農林水産省連携事業）



【令和9年度要求額 5,220百万円（3,425百万円）】



2050年ネットゼロの実現に向けて、総合的にモビリティの脱炭素化を促進します。

1. 事業目的

- ・モビリティの脱炭素化を進めるにあたっては様々な手法があるものの、現時点において電動車両等は導入初期段階にあり、コストが高いといった課題を抱えている。
- ・また、積載・配送の最適化による総走行距離の削減、電動車両/代替燃料を活用するための最適インフラ整備も課題となっている。
- ・さらに、運送事業者の取組だけではなく、Scope3含めサプライチェーン全体の排出削減に向け、荷主等と連携した取組を進めることが不可欠である。
- ・以上を踏まえ、各輸送モードの単体対策に加え、発着荷主・運送事業者はじめ関係者の連携による脱炭素物流や地域交通の脱炭素化を加速化する等、総合的にモビリティの脱炭素化の取組を強化する。

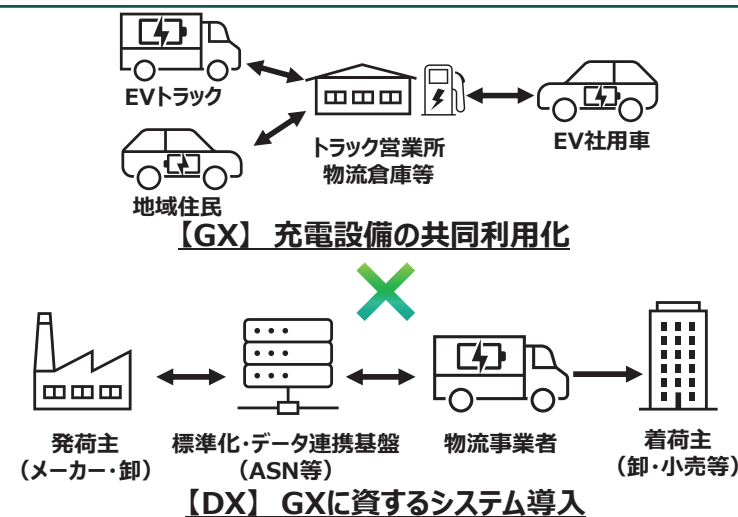
2. 事業内容

- (1) 物流・人流におけるGX×DXモデル構築事業（補助）
- (2) 地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業（補助）
 - ①交通システムの省CO2化に向けた設備整備事業
 - ②ハイブリッド連節バスの導入促進事業
 - ③グリーンスローモビリティ等の導入促進事業
- (3) 産業車両等の脱炭素化促進事業（補助）
 - ①空港における脱炭素化促進事業
 - ②港湾における脱炭素化促進事業
 - ③海事分野における脱炭素化促進事業
 - ④フォークリフトの燃料電池化促進事業
- (4) 運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業（補助、委託）
 - ①モビリティの脱炭素化に向けた実証事業
 - ②農業機械の電動化促進事業
 - ③モビリティの脱炭素調査事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 :
 - 委託先及び :
 - 補助対象 :
 - 実施期間 :
- メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ



出典 東洋電機製造株式会社 HP

お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 電話：03-5521-8301

総合モビリティ脱炭素化促進事業のうち、
(1) 物流・人流におけるGX×DXモデル構築事業（国土交通省連携事業）



2050年ネットゼロの実現に向けて、物流・人流におけるGX×DXモデルを構築します。

1. 事業目的

- ・物流・人流のカーボンニュートラル実現には電動化が有効であるが、トータルコストを下げるためには、導入時に適切な導入の制度設計を行う必要がある。
- ・また、大型車両における電動車両のラインアップ不足や、寒冷地での冬季のEV性能低下を踏まえ、バイオ燃料等の代替燃料を活用するニーズがある一方、バイオ燃料等の代替燃料はディーゼル燃料と比較して割高であるという課題がある。
- ・加えて、脱炭素化の促進には、DXによる運行の効率化や関係者間での連携を合わせて行うことが必要である。
- ・以上を踏まえ、物流・人流分野におけるGX×DXモデルを構築することにより、脱炭素化の促進を図る。

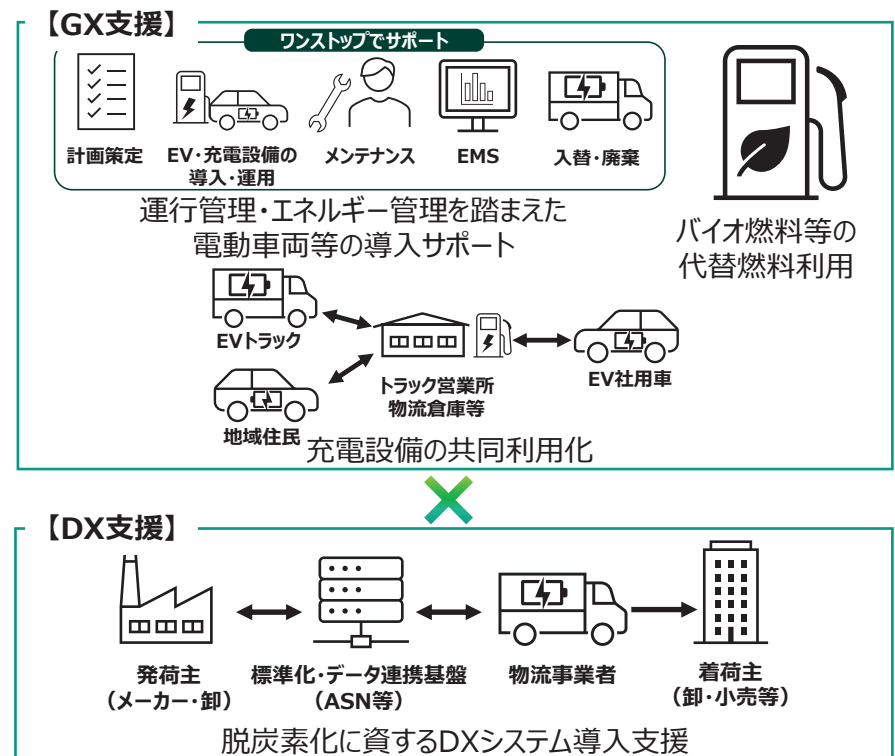
2. 事業内容

- 物流・人流におけるGXに資する取組を支援する。
 (具体例)
 ・電動車両を導入予定の者に対する、運行管理やエネルギー管理を加味した電動車両・充電設備等の適切な導入計画の策定及び充電設備等※の導入 ※共同利用化を想定
 ・EV導入が困難な寒冷地等においてバイオ燃料等の代替燃料を活用する予定の者に対するインタンク等の導入 等
- 加えて、脱炭素化の促進に必要なDXに資する取組についても支援する。
 (具体例)
 ・運行・エネマネデータ分析システムの導入
 ・AI等を用いた最先端のシステムの導入
 ・業界等における標準化と連動するDXシステムの導入 等

3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（補助率1/3、1/2、2/3）
- 補助対象：民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間：令和9年度～令和11年度

4. 事業イメージ



総合モビリティ脱炭素化促進事業のうち、 (2) 地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業（国土交通省連携事業）



鉄道事業等における省CO2設備・機器の導入を促進し、脱炭素化された地域の公共交通の構築を支援します。

1. 事業目的

・2050年ネットゼロ実現のため、地域の公共交通における鉄軌道車両等の設備やハイブリッド連節バス車両等の導入を促進することで、地域の脱炭素交通モデルを構築する。

2. 事業内容

①交通システムの省CO2化に向けた設備整備事業

マイカーへの依存度が高い地方都市部を中心に、交通システムの省CO2化を加速させるため、鉄軌道における省CO2効果の高い先進的な機器等の導入支援を行う。

②ハイブリッド連節バスの導入促進事業

標準的な車両と比較し、燃費性能に優れ、大量輸送が可能なハイブリッド（HV）連節バスの購入に対して支援を行う。

③グリーンスローモビリティ等の導入促進事業

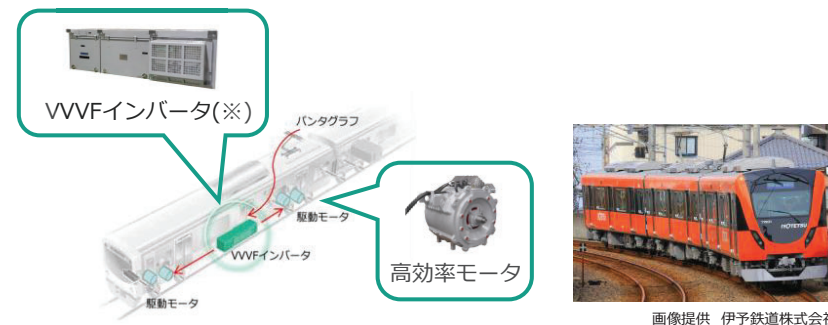
地域課題の解決と交通の脱炭素化の同時実現を目指したグリーンスローモビリティ（時速20km未満で公道を走ることができる電動車）等の導入支援を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態： ①間接補助事業（1/2,1/3,1/4）
②間接補助事業（1/3等）
③間接補助事業（1/2）
- 補助対象： 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間： ①, ②, ③令和元年度～令和9年度

4. 事業イメージ

① 交通システムの省CO2化に向けた設備整備事業



※ 駆動モータの回転力及び回転数を制御する装置
出典 東洋電機製造株式会社 HP

画像提供 伊予鉄道株式会社

② ハイブリッド連節バスの導入促進事業



画像提供 いすゞ自動車株式会社

③ グリーンスローモビリティ等の導入促進事業



出典 株式会社モビリティワークス

お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 電話：03-5521-8301

総合モビリティ脱炭素化促進事業のうち、
(3) 産業車両等の脱炭素化促進事業（一部国土交通省連携事業）



2050年ネットゼロの実現に向けて、産業車両等の脱炭素化を促進します。

1. 事業目的

空港におけるGPU等やEV・FCV型車両の導入、港湾区域の脱炭素化に配慮した荷役機械等の導入、船舶のメタノール燃料システム等の導入、燃料電池フォークリフトの導入により、産業車両・産業機械等の脱炭素化を促進する。

2. 事業内容

① 空港における脱炭素化促進事業

- ・空港におけるGPU等導入支援
- ・空港におけるEV・FCV型車両導入支援

② 港湾における脱炭素化促進事業

港湾施設設備等導入支援

③ 海事分野における脱炭素化促進事業

メタノール燃料システム等の導入支援

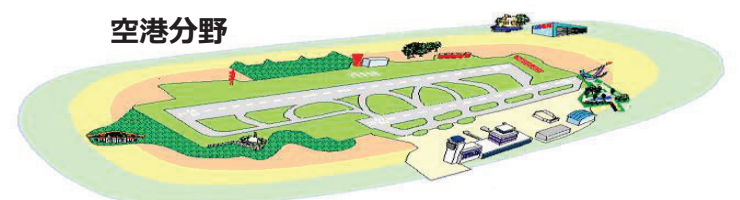
④ フォークリフトの燃料電池化促進事業

燃料電池フォークリフト導入支援

3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業①, ②, ④／直接補助事業③
- 補助対象：民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間：令和3年度～令和12年度

4. 事業イメージ



港湾分野



海事分野



フォークリフト



(3) 産業車両等の脱炭素化促進事業のうち、 ○空港における脱炭素化促進事業（国土交通省連携事業）



空港におけるカーボンニュートラルに向けた取組を支援します。

1. 事業目的

各空港における空港脱炭素化推進計画を踏まえ、空港内において航空機へ電気等を供給する電力設備や電動車両を導入することで、空港におけるカーボンニュートラル化を実現し、さらには地域の脱炭素化と防災性の向上にも貢献することが期待される。そのため、駐機中の航空機への電気・冷暖房の供給に伴い排出されるCO2の大幅削減に資するGPU等の導入を支援するとともに、EV・FCV型車両導入支援を行う。

2. 事業内容

・空港におけるGPU（地上動力装置）等導入支援

駐機中の航空機への電気・冷暖房の供給について、従来の航空機燃料を活用したAPU（補助動力装置）等からGPU等への切り替えを支援し、利用を促進することで、空港のカーボンニュートラル化に貢献する。

・空港におけるEV・FCV型車両導入支援

空港内専用の作業用車両等について、ガソリン型からEV・FCV型への切り替えを支援することで空港内のカーボンニュートラル化に貢献する。

3. 事業スキーム

- 事業形態：①,②間接補助事業（補助率1/3等）
- 補助対象：①,②民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間：①令和4年度～令和12年度 ②令和6年度～令和12年度

4. 事業イメージ

①GPU等導入支援（補助率：本体価格の1/3等）

効果：APU（補助動力装置）からGPU（地上動力装置）への切替えによりCO2排出量は約8～9割削減（駐機1回あたり）



②EV・FCV導入支援 （補助率：従来車両との差額の1/2）等

○対象車両の例



ベルトローダー



ハイリフトローダー



パッセンジャーステップ

効果：ガソリン車のCO2と比較して、約5割削減

(3) 産業車両等の脱炭素化促進事業のうち、 ○港湾における脱炭素化促進事業（国土交通省連携事業）



港湾の脱炭素化に配慮した荷役機械等の導入を通じてカーボンニュートラルポートの形成を図ります。

1. 事業目的

我が国の輸出入の99.6%を取り扱う港湾において、脱炭素化に配慮した荷役機械等の導入による港湾機能の高度化を図り、カーボンニュートラルポートの形成を促進し、ひいてはサプライチェーン全体の脱炭素化に寄与する。

2. 事業内容

港湾施設設備等導入支援

港湾のターミナルにおいて、温室効果ガス排出量が多い荷役機械や停泊中船舶の脱炭素化に向け、低・脱炭素荷役機械の導入や船舶へ電力を供給する設備の導入を支援することにより、港湾のカーボンニュートラル化を促進する。

3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（従来機との差額の2/3等、本体価格の1/3）
- 補助対象：民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間：令和4年度～令和12年度

4. 事業イメージ

港湾施設設備等導入支援

- 低・脱炭素荷役機械の導入支援
【補助率】従来機との差額の2 / 3 等



トランスファークレーン



ストラドルキャリア

- 船舶へ電力を供給する設備の導入支援
【補助率】本体価格の1 / 3



陸上電力供給設備

（出典）神戸新聞NEXT（https://www.kobe-np.co.jp/info/prtimes/202311/c120995_r27.shtml）等

お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 電話：03-5521-8301

(3) 産業車両等の脱炭素化促進事業のうち、
○海事分野における脱炭素化促進事業（国土交通省連携事業）



脱炭素化推進システム等の実用化・導入により脱炭素化を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画に掲げるCO2排出量削減目標達成のため、モーダルシフトの受け皿として今後の利用増加が見込まれる海事分野において、船舶からのCO2排出削減に向けた取組を普及促進することにより、脱炭素化社会の実現に貢献する。

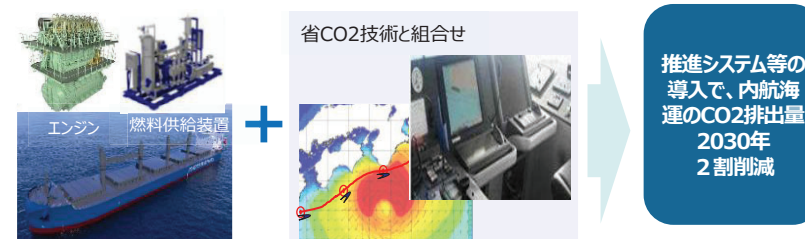
2. 事業内容

メタノール燃料システム等の導入支援

メタノール燃料を使用した脱炭素化推進システム及び省CO2技術を組み合わせた先進的なシステムの実用化を支援することにより、更なるCO2排出量の削減を実現するとともに、推進システムの低コスト化にも貢献する。

4. 事業イメージ

メタノール燃料システム等の導入支援



3. 事業スキーム

- 事業形態：補助事業（直接1/4（中小型船1/2））
- 補助対象：民間事業者・団体等
- 実施期間：令和3年度～令和9年度

お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 電話：03-5521-8301

(3) 産業車両等の脱炭素化促進事業のうち、 ○フォークリフトの燃料電池化促進事業



2050年ネットゼロの実現に向けて、燃料電池フォークリフトの活用を推進します。

1. 事業目的

フォークリフトの脱炭素化及び水素需要の増大の推進に向けて、燃料電池フォークリフトの導入を支援する。

2. 事業内容

本事業では、フォークリフトの燃料電池化を集中的に支援することにより、フォークリフトの脱炭素化を進めるとともに、水素需要を拡大し、水素社会の実現に貢献する。また、導入支援を継続することで、車両の価格低減を図り、価格競争力を高める。

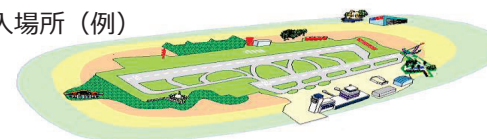
具体的には、燃料電池フォークリフトの購入に係る経費の一部を補助する。

4. 事業イメージ

補助率：標準的燃費水準車両との差額の1/2※
※ただし、2020年度（令和2年度）までに環境省補助金を利用して導入した実績（申請者がリース事業者の場合は、譲渡先の実績またはリースによって借り受ける共同事業者の実績）がある場合は、1/3



導入場所（例）



空港



倉庫



港湾

3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（従来機との差額の1/2等）
- 補助対象：民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間：令和6年度～令和9年度

お問合せ先：環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 電話：03-5521-8301

総合モビリティ脱炭素化促進事業のうち、
（４）運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業（一部 農林水産省・国土交通省連携事業）



運輸部門を始めとするモビリティの脱炭素化に不可欠な先進的システムを実証し、社会実装を前提とした脱炭素モデルの構築等を図ります。

1. 事業目的

- ・電動化をはじめとする運輸分野等の脱炭素化に向けた技術の進展（基礎研究や製品開発）は動きが速いものの、関係者間の連携や社会受容性を高めるための取組が十分ではなく、社会実装が進まないことが課題となっている。
- ・そのため、本事業では、運輸分野等の脱炭素化に係る技術について、社会実装を前提とした脱炭素輸送モデルを構築すること等により、運輸部門等の脱炭素化の加速化を図る。

2. 事業内容

①モビリティの脱炭素化に向けた実証事業

社会的な課題等を踏まえ優先的に取り組むべき案件（モビリティの電動化、新燃料利用、運用の効率化等）について、先進的な技術やシステム等を導入し、環境負荷削減効果を把握・検証するとともに、社会実装する上で課題となる障害等の解決策を検討する。

②農業機械の電動化促進事業

多様な現場において電動農機の利用及び生産性向上のモデルケースを形成する実証を行う。

③モビリティの脱炭素調査事業

運輸部門等のCO2排出量削減の達成に向けて講ずべき施策等についての調査・検討を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態：①～③委託／①、②間接補助事業（補助率：1/2、2/3）
- 委託先及び補助対象：民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間：①令和6年度～令和10年度、②令和7年度～令和9年度、③令和9年度～令和10年度

4. 事業イメージ

①モビリティの脱炭素化に向けた実証事業 【過去の採択事例】



※ 実証事業を実施する案件については、外部専門家から成る評価委員会において新規性や政策的意義等を審査の上、選定

②農業機械の電動化促進事業 多様な現場でのモデルケースの構築



お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 電話：03-5521-8301

Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業



【令和9年度要求額 3,700百万円（1,500百万円）】
※3年間で総額3,500百万円の国庫債務負担



バリューチェーンを構成する代表企業と取引先の中小企業等が連携して行う省CO2設備の導入を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年ネットゼロの実現に貢献するため、また、脱炭素経営の国際潮流において大企業では取引先のCO2排出量（Scope3）の削減の重要度が増していることを踏まえ、バリューチェーンを構成する代表企業が、取引先である複数の中小企業等と連携してScope3削減に資する省CO2設備を導入する取組を支援することで、バリューチェーン全体のCO2排出削減を強力に推進するとともに、産業競争力の強化やGX市場の創造を図る。

2. 事業内容

GX率先実行宣言をしている代表企業と、そのバリューチェーン上の連携企業（中小企業等）が連携して行う省CO2設備の導入を支援することで、バリューチェーン全体のCO2排出量を削減し、代表企業のScope3削減に貢献する。

主な要件：

- 代表企業が「GX率先実行宣言」を行っていること
- 代表企業のScope3削減目標を踏まえて、代表企業と連携企業とが、本事業実施後の連携企業のCO2排出削減について合意※1を行っていること

※1 代表企業が大企業の場合は連携企業2者以上、中堅・中小企業の場合は連携企業1者以上と合意を行うこと

補助対象：現在の設備に対して30%以上※2の省CO2効果が見込める設備の導入

※2 本事業で導入する設備全体で30%以上の省CO2効果を満たすこと
ただし、大企業は30%以上、中堅企業は20%以上、中小企業は10%以上の省CO2効果を満たすこと

補助率：中小企業1/2

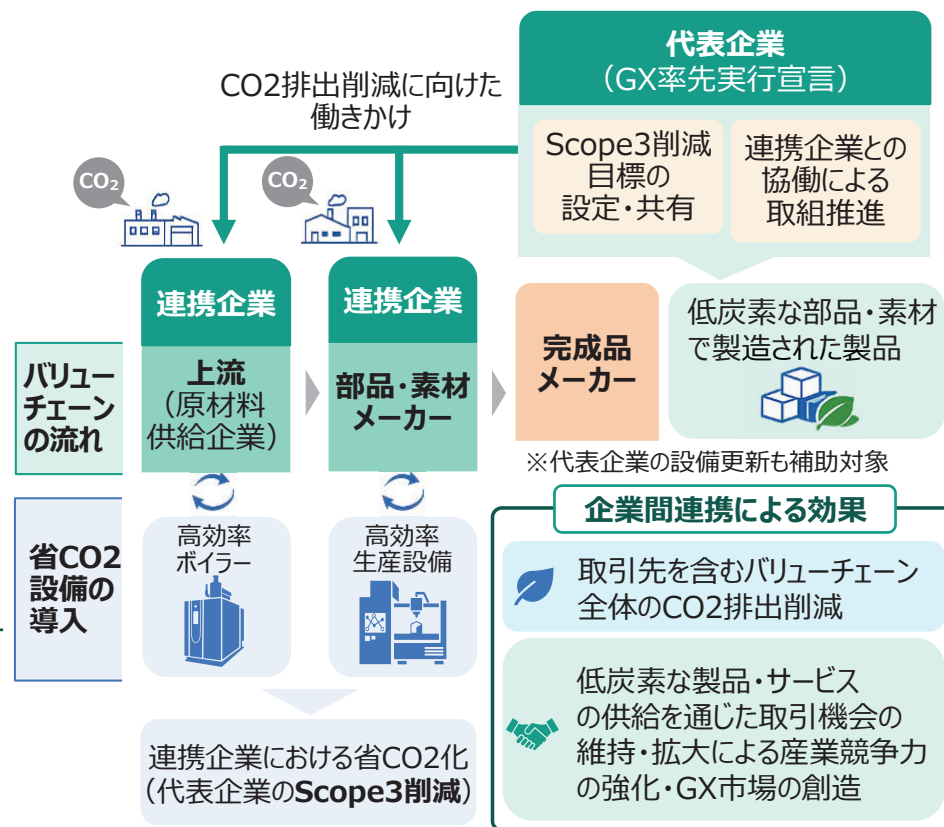
大企業1/3（「GX率先実行宣言」を行い、かつ、対策によりCO2排出量を3,000t-CO2/年以上削減する場合の補助率は1/2）

補助上限額・事業期間：15億円（1事業者につき）、最大3カ年

3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（補助率：1/2、1/3）
- 補助対象：民間事業者・団体
- 実施期間：令和7年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先：環境省地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業（SHIFT事業）



【令和9年度要求額 7,682百万円（5,786百万円）】 環境省

中小企業等の工場・事業場への脱炭素技術等の導入促進により、CO2排出削減を図ります。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年ネットゼロの実現に貢献するため、エネルギー起源CO2排出量のより少ない設備・システムへの改修を行う事業者を支援し、積極的な省CO2化投資を後押ししてCO2排出削減を図るとともに、支援した知見を普及展開し省CO2化の浸透を図ります。

2. 事業内容

- ① 省CO₂型システムへの改修支援事業（補助率：1/3、補助上限：1億円または5億円）
CO₂排出量を大幅に削減する電化・燃料転換・熱回収等の取組により、CO₂排出量を工場・事業場単位で15%以上又は主要なシステム系統で30%以上削減する設備導入等を行う中小企業等を支援（3カ年以内）。
- ② 最高性能型導入支援事業（補助率：1/3（設備費のみ） 補助上限：1億円）
空調・熱源設備、給湯設備等のエネルギー使用設備のうち、標準的な設備に比べて高いCO2削減効果が見込まれる市場最高水準の省CO2性能を有する設備への更新を行う中小企業等を支援（3カ年以内）。
- ③ データ活用型省CO₂運用改善支援事業
 - a) 企業単体型（補助率：3/4 補助上限：200万円または400万円）
運転管理データ等の活用により、設備運用改善による即効性のある省CO₂化や効果的な改修設計などのモデル的な取組を行う中小企業等を支援（2カ年以内）。
 - b) 企業間連携型（補助率：3/4 補助上限：400万円（機器・システム費以外は上限200万円））
代表企業から連携企業に対してCO₂削減の働きかけを行う際のファーストステップとなるCO₂排出量の可視化・運用改善など、企業間で連携した省CO2化を推進するモデル的な取組を支援（2カ年以内）。
- ④ 工場・事業場の脱炭素化に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討等（委託）
効果的なCO₂削減手法について、過年度事業の整理・分析・課題解決の検討等を行い、工場・事業場の脱炭素化普及促進に向けた取組を行う。

3. 事業スキーム

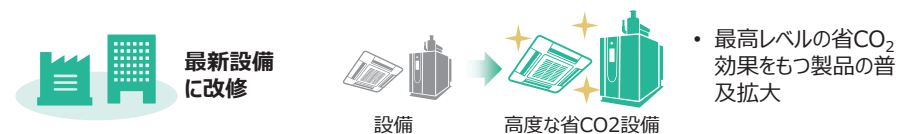
- 事業形態：①②③間接補助事業（補助率：1/3、3/4）、④委託事業
- 委託先・補助対象：民間事業者・団体
- 実施期間：令和6年度～令和11年度

4. 補助対象、支援対象の例、事業イメージetc.

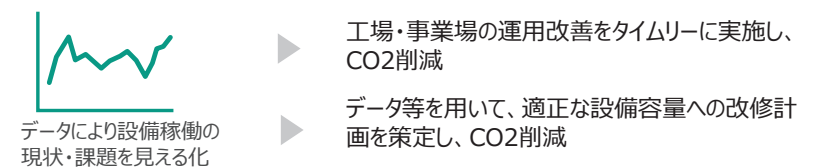
① 省CO₂型システムへの改修支援事業



② 最高性能型導入支援事業



③ データ活用型省CO₂運用改善支援事業



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

中小企業を含むバリューチェーン全体の脱炭素経営高度化事業



【令和9年度要求額 1,651百万円（1,651百万円）】 環境省

モデル事業支援やガイドブック作成により、バリューチェーンでの企業の脱炭素経営を普及・高度化し、脱炭素化と競争力強化を図ります。

1. 事業目的

グローバルにESG金融が拡大する中、バリューチェーン全体の排出量が企業価値に影響し得ることから、中小企業を含むバリューチェーン全体での企業の脱炭素経営（気候変動対策の観点を織り込んだ企業経営）を普及・高度化し、企業の脱炭素化による競争力強化を図る。これにより、国内外からESG金融を呼び込み、我が国における「経済と環境の好循環」の実現を目指す。

2. 事業内容

以下の事業を有機的に連携させながら実施し、脱炭素経営の取組を中小企業を含むバリューチェーン全体の企業の経営や実務に落とし込むとともに、その取組が評価されるために必要な環境整備を行う。

（1）バリューチェーンの脱炭素化促進事業

- ① バリューチェーン全体での脱炭素化促進情報発信支援事業
- ② 製品・サービスの排出量見える化・削減支援事業
- ③ 脱炭素経営の戦略策定・情報開示等支援事業

（2）中小企業向け脱炭素経営実践促進事業

- ① 地域ぐるみの中小企業支援体制構築事業
- ② バリューチェーン全体の排出削減計画策定支援事業

（3）排出量算定・データ共有の基盤整備事業

- ① 「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム」保守運用・改修等事業

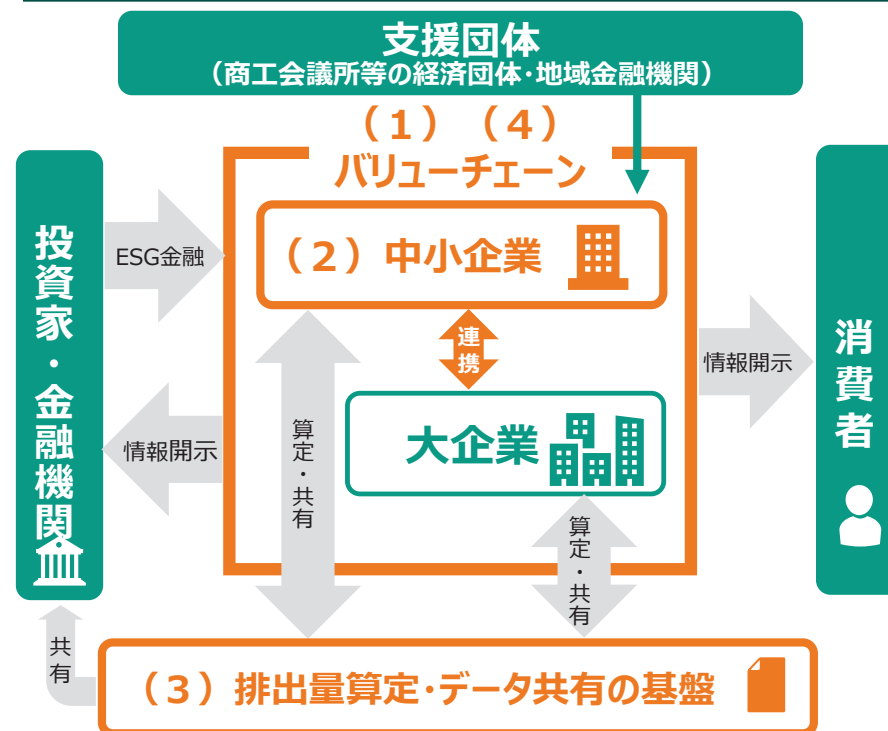
（4）バリューチェーンの脱炭素化に資する新たな再エネ導入モデル構築事業

- ① バリューチェーンの脱炭素化に資する新たな再エネ導入モデル構築事業
- ② 新たな事業モデルの水平展開に向けた方法論整備

3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 委託先：民間事業者・団体
- 実施期間：令和8年度～令和10年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 地球環境局 地球温暖化対策課 03-5521-8249
大臣官房 総合環境政策統括官グループ 環境経済課 03-5521-8229

地球環境局 地球温暖化対策課 脱炭素ビジネス推進室 03-6205-8277

中小企業を含むバリューチェーン全体の脱炭素経営高度化事業のうち、 (1) バリューチェーンの脱炭素化促進事業



モデル事業支援やガイドブック拡充、情報発信により、バリューチェーンにおける企業の脱炭素化への支援を図ります。

1. 事業目的

バリューチェーン全体の脱炭素化に向けて、自社以外の排出削減努力を自社の排出量に反映できる1次データの活用、製品・サービス単位での排出量算定・表示方法の検討・普及、及び国内外の取組状況に関する情報提供が必要。また、脱炭素化実現に向け、環境課題と関連の深いサステナビリティ課題の統合的解決を実現する企業経営も求められている。このため、国内外の動向調査や情報発信、1次データ活用に関するガイドブック等の拡充、モデル事業による業界ルール整備及び人材育成の促進、脱炭素製品・サービスの需要創出の取組等を通して、バリューチェーンの全体の脱炭素化を促進し、企業の脱炭素化による競争力強化を図る。

2. 事業内容

① バリューチェーン全体での脱炭素経営促進情報発信支援事業

バリューチェーンにおける自社以外の削減努力を自社の排出量に反映できる、1次データを活用したScope3排出量の算定方法を検討・拡充し、1次データを活用した算定・開示の普及を促進するとともに、バリューチェーン全体での脱炭素化促進に向け、各種事業の取組成果や、各国、他省庁や民間の取組を含めた幅広い情報発信を行う。

② 製品・サービスの排出量見える化・削減支援事業

国民が脱炭素に資する製品・サービスを選択できる社会の実現に向けて、製品・サービス単位での排出量（カーボンフットプリント：CFP）を算定・表示するモデル事業を実施し、業界のルール整備、地域の人材育成等を通して、CFP算定・表示の普及を目指す。また企業の脱炭素投資促進のため、デコ活とも連携の上、デマンドサイド（消費者・官民）に対する脱炭素製品・サービスの需要創出に向けた取組を行う。

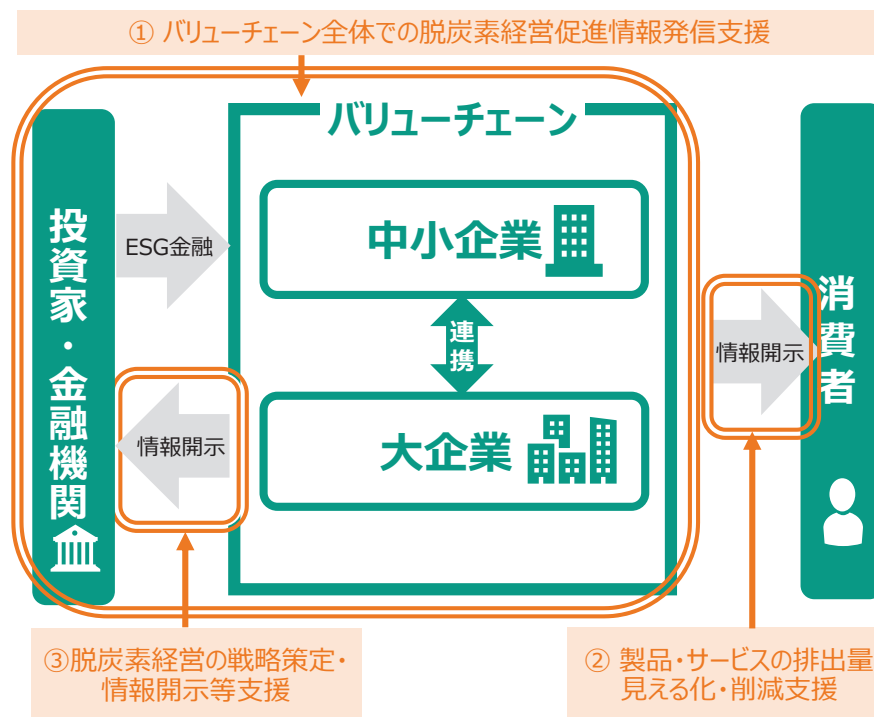
③ 脱炭素経営の戦略策定・情報開示等支援事業

継続的な脱炭素取組に向け、環境三分野等の統合的解決を実現するためにガバナンス、リスク管理や戦略策定等のあり方について、国内外動向及び事例調査やモデル事業等を実施し、その知見や成果を踏まえたガイドブック等を拡充する。

3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 委託先：民間事業者・団体
- 実施期間：令和8年度～令和10年度

4. 事業イメージ



中小企業を含むバリューチェーン全体の脱炭素経営高度化事業のうち、 (2) 中小企業向け脱炭素経営実践促進事業



中小企業との接点を持つ事業者及び支援機関向けにモデル事業による支援を行い、バリューチェーン全体及び地域ぐるみでの脱炭素化を図ります。

1. 事業目的

中小企業にも脱炭素経営が求められる中、中小企業個社では脱炭素化の意義・メリットや具体的に取り組むべき内容が分からない、取組についてどこに相談したら良いか分からない、といった企業が多数存在。このため、地域ぐるみでの中小企業支援体制構築による地域全体の機運醸成、脱炭素経営取組支援や人材育成とその横展開、あるいはバリューチェーンを構成する取引先企業へのエンゲージメントの推進や業界共通ガイダンス等の整備を通じて、「知る」「測る」「減らす」の3ステップに沿った、企業の脱炭素化による競争力強化を図る。

2. 事業内容

① 地域ぐるみの中小企業支援体制構築事業

普段から中小企業との接点を持っている地域金融機関・商工会議所等の経済団体等と地方公共団体が連携し、地域内中小企業の脱炭素経営普及を目指す。地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制の構築に際し、各地域で主体的に取り組を進めるための基盤整備や、支援体制の横展開を進めるため、体制構築を支援する地域の取組への支援、横展開取組への伴走支援、過年度に支援した地域のフォローアップ、脱炭素支援に関する資格制度の運用等を通じて、各地域の中小企業の脱炭素化を先導する地域人材の育成や体制構築の更なる促進を図る。

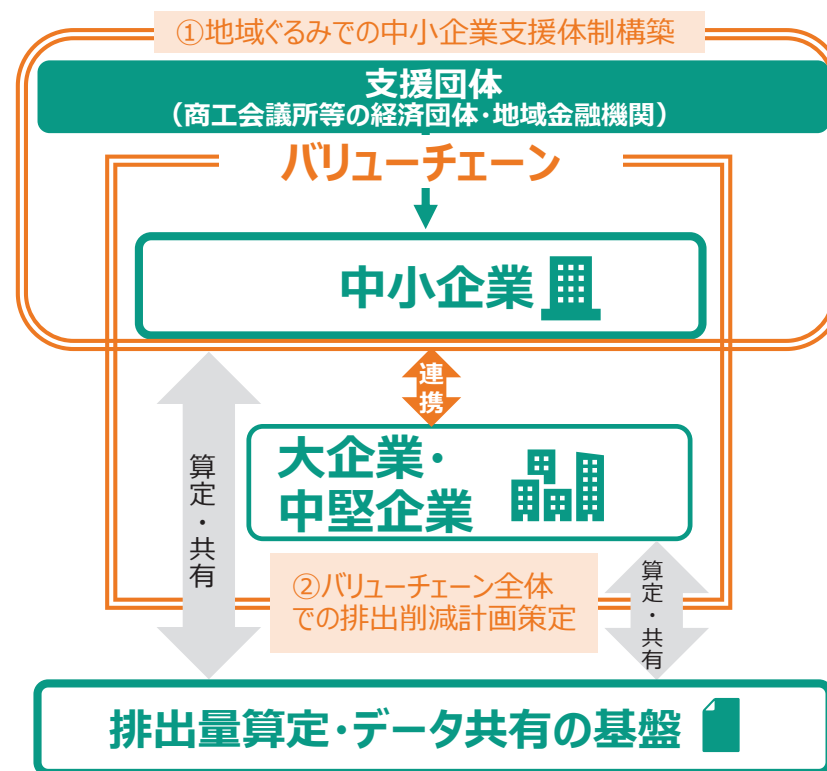
② バリューチェーン全体の排出削減計画策定支援事業

自社とその取引先企業が連携して行う取組（エンゲージメント）に関するモデル事業を通じ、業界共通のScope3算定・1次データ取得ルールや、エンゲージメント方針等のガイダンスの整備を進める。また簡易なScope3算定や、バリューチェーン上でのデータ連携のための基盤整備を進め、取引先企業と連携した削減計画策定及び、削減取組検討に向けた支援を促進する。これらを踏まえて、バリューチェーン全体で排出削減を進める上での技術的なポイントや事例をまとめたガイドブックを改定する。

3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 委託先：民間事業者・団体
- 実施期間：令和8年度～令和10年度

4. 事業イメージ



中小企業を含むバリューチェーン全体の脱炭素経営高度化事業のうち、
(3) 排出量算定・データ共有の基盤整備事業



算定報告公表対象外事業者も含めて使用できるよう機能追加により、使用者の利用価値を向上させた基盤整備改修を図ります。

1. 事業目的

排出量情報を共有するためのプラットフォームや共通フォーマットがなく、企業間で排出量情報を共有するのに手間がかかっている。このため、排出量算定及びデータ共有・報告のための基盤を整備し民間の算定ツールとの連携を行い、大企業・中小企業ともに排出量算定及びデータ共有・報告がし易い環境を整備する。また、企業価値創造に繋げるため、削減に貢献した取り組み、国際認証の取得状況、サステナビリティ開示等の取組状況を掲載する。

2. 事業内容

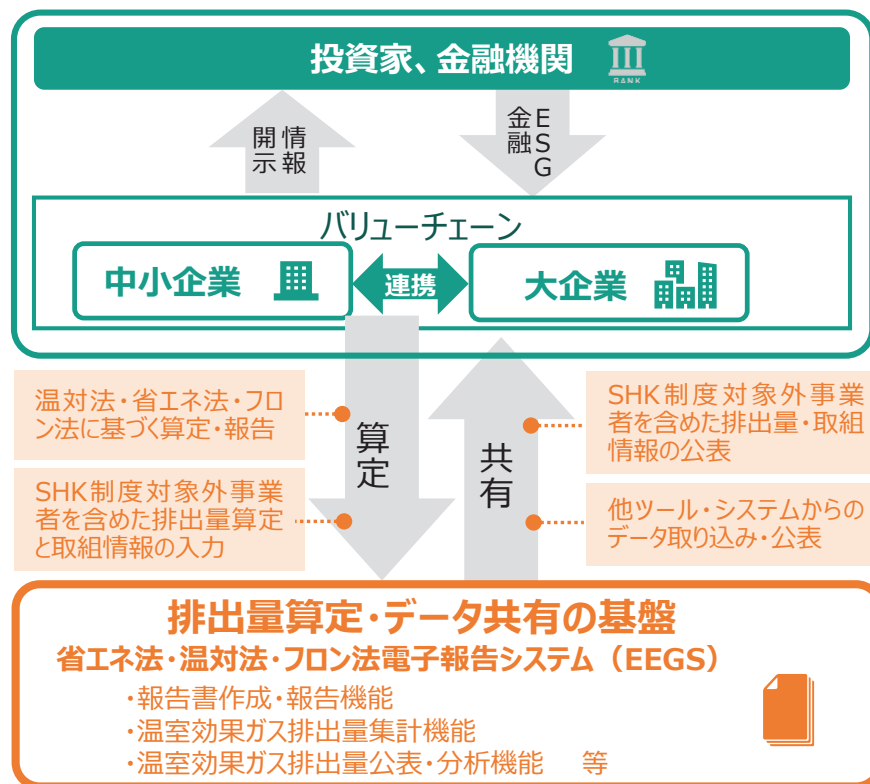
①「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム」保守運用・改修等事業

- 温対法等に基づく報告と温室効果ガス排出に関する情報の統合管理を目的とする「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム」（EEGS）について、保守・運用や問合せ対応を行う。
- 排出量算定・データ共有に係る企業ニーズの高まり等を踏まえ、以下の改修を行う。
「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」（SHK制度）の見直しを受けたアルゴリズムの変更・追加、EEGS外のGX関連システム及び各種算定ツール・システムを用いて算定した排出量等のデータをEEGSに取り込み、EEGS上でそれらを公表する機能の追加等を行う。
- 企業・投資家・金融機関のニーズ等も踏まえつつ、排出量情報プラットフォームの在り方を検討するとともに、EEGSの利用価値を向上するための方策や機能拡充等について検討を行う。
- 中小企業の報告件数と任意報告の件数の増加に向けて、EEGS機能の認知拡大に加え、事業者のニーズも踏まえた、取り組みの見える化に向けたEEGSの改修、データ連携拡大等を進める。

3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 委託先：民間事業者・団体
- 実施期間：令和8年度～令和10年度

4. 事業イメージ



お問合せ先：地球環境局 地球温暖化対策課 03-5521-8249

中小企業を含むバリューチェーン全体の脱炭素経営高度化事業のうち、 (4) バリューチェーンの脱炭素化に資する新たな再エネ導入モデル構築事業



バリューチェーン上の大企業と中小企業の連携による再エネ導入モデルを構築し、バリューチェーンの脱炭素化を図ります。

1. 事業目的

従来のPPA事業では、一定の事業規模や長期の与信を必要とすることが多く、中小企業において自社の温室効果ガス削減対策として再エネを活用するにあたり課題となっている。このため、バリューチェーン上の大企業と中小企業との連携により、規模や与信等の事業上の課題を解消し、PPA事業による再エネ導入を加速化する新たな導入モデルを構築し、バリューチェーンの脱炭素化を図る。

2. 事業内容

① バリューチェーンの脱炭素化に資する新たな再エネ導入モデル構築事業

大企業が自社のバリューチェーン上の中小企業を多数束ね、PPA事業者とともに一括で事業化することで規模の課題を解消するとともに、よりエンゲージメントを深め、脱炭素投資として資金拠出することで与信の課題を解消し再エネを最大限導入する新たなモデルを構築する。

② 新たな事業モデルの水平展開に向けた方法論整備

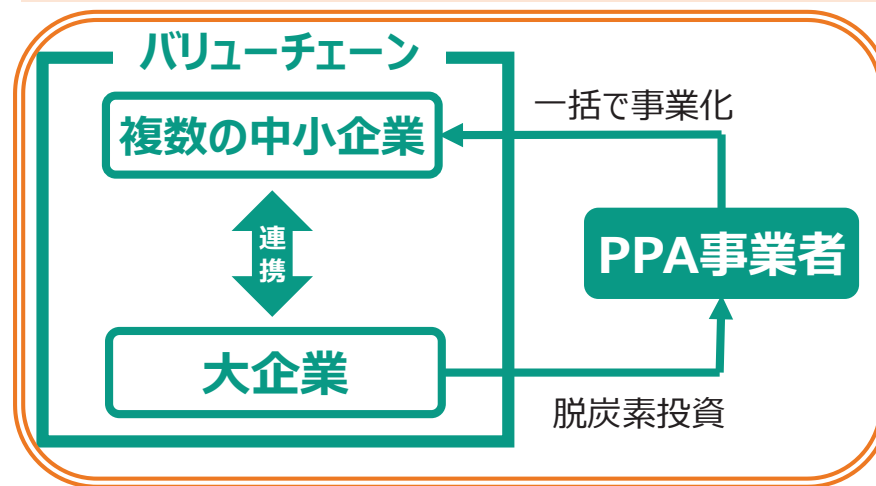
①で得られた成果から、新たな再エネ導入モデルとして広く普及させていくにあたり必要となる項目（バリューチェーン全体での与信の見極め、大企業による資金拠出の在り方等）を分析し、新たな事業モデルとして水平展開するための方法論を取りまとめる。

3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 委託先：民間事業者・団体
- 実施期間：令和8年度～令和10年度

4. 事業イメージ

① バリューチェーンの脱炭素化に資する新たな再エネ導入モデル構築



② 新たな事業モデルの水平展開に向けた方法論整備

「デコ活」による脱炭素社会実装事業



【令和9年度要求額 2,269百万円（1,759百万円）】

環境省

「新しい豊かな暮らし」とその先にある「脱炭素目標の達成」を実現します。

1. 事業目的

国民・消費者の行動変容を促し、2030年度に2013年度比46%（特に家庭部門では66%）削減及び2050年ネット・ゼロを実現することを目的とする。このために、「デコ活」の推進を通じた「新しい豊かな暮らし」を支える製品・サービスを社会実装するためのプロジェクトの展開、脱炭素型ライフスタイルへの転換に向けた検討、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域支援を実施する。

2. 事業内容

（1）デコ活推進に係る社会実装型取組等支援

- ① デコ活の推進のためのプラットフォームであるデコ活応援団（官民連携協議会）を運営し、自治体・企業・団体・消費者等と連携を図りながら、デコ活を推進する。
- ② 戦略的なPR・コミュニケーションを実施し、ターゲティング等により効果的な情報発信を強化する。
- ③ マッチングファンド方式により、民間の資金やアイデア等を動員し、脱炭素にとどまらない資源循環やネイチャーポジティブも含めた生活領域全般における「新しい豊かな暮らし」を支える製品・サービスを効果的・効率的に社会に実装するためのプロジェクトを実施する。
- ④ 脱炭素製品・サービスの需要創出に向け、当該製品等の消費者への効果的な価値訴求方法等についてのモデル実証を行う。

（2）地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域支援

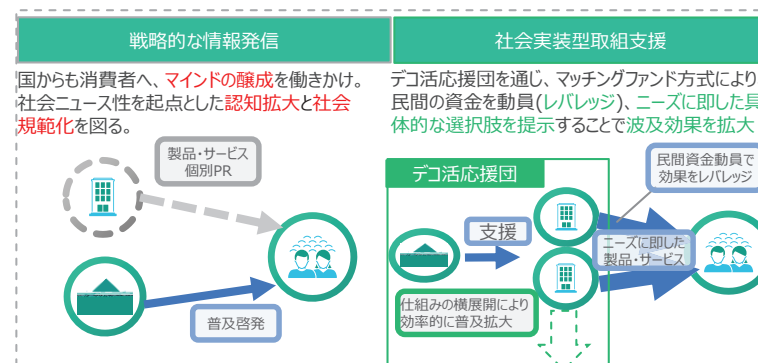
温対法第39条及び第38条に基づき、全国地球温暖化防止活動推進センター（デコ活ジャパン）及び地域地球温暖化防止活動推進センター（デコ活ローカル）による、地域特性・生活環境に応じた、地域に根差した行動変容を促すための「デコ活」に即した取組を実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態： (1) 委託事業・間接補助事業（補助率 定額（1/3相当））
(2) 委託事業・間接補助事業（補助率 5/10）
- 委託先・補助対象： 委託事業：民間事業者・団体等
補助事業：地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間： (1) 令和6年度～令和12年度 (2) 令和6年度～

4. 事業イメージ

戦略的な情報発信と、自治体・企業・団体等と連携した消費者の行動変容を図る社会実装型取組支援の両輪により推進



官民連携の下、衣食住/移動/買い物など、暮らしのあらゆる領域において「脱炭素につながる新しい豊かな暮らし」を強力に後押し

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 脱炭素ライフスタイル推進室（デコ活応援隊） 電話：03-5521-8341

フロンの冷媒転換・循環利用（冷媒サーキュラーエコノミー）による脱炭素化と冷媒の確保の同時実現



【令和9年度要求額 10,000百万円※（7,000百万円）】

※10,000百万円の内、エネ特分: 7,000百万円（7,000百万円）、一般会計: 3,000百万円（新規）

自然冷媒機器、フロン漏洩抑止や回収処理の設備機器の導入を支援し、「冷媒サーキュラーエコノミー」（温室効果の低い冷媒への転換、フロンの漏えい防止や回収、冷媒転換が直ちに難しい分野を中心とするフロンの再生循環を包括的に行う社会）を構築する。

1. 事業目的

- 温対計画に基づく2030年及びそれ以降のフロンの排出削減目標の達成
- モントリオール議定書に基づくフロン消費の段階的削減の国際約束の履行（最終的に2036年85%削減）
- 気候変動の進展によりますます重要となる冷凍空調機器の維持に必要な冷媒の安定供給の確保

2. 事業内容

冷凍冷蔵空調機器は、生活・産業の基盤となるインフラであるが、冷媒として使用されているフロン類は、地球温暖化係数が高く、温対計画に基づくフロンの排出削減目標及びモントリオール議定書に基づくフロン消費量削減の国際約束の達成に向け、「冷媒サーキュラーエコノミー」の構築が必要不可欠。

このため、フロン排出抑制法に基づく規制措置的確な運用と併せて、自然冷媒機器、フロン漏洩抑止や回収処理の設備機器の導入を支援※※することで、導入コストや供給能力などの課題の解消を図る。

- (1) 【機器ユーザー・機器メーカー】自然冷媒機器の導入補助・自然冷媒機器ラインナップ拡充の補助
- (2) 【メンテナンス業者等】漏えい抑制のための常時監視・検知器・回収機導入補助
- (3) 【再生業者等】分析・移充填・分離再生等の導入補助

※※

事業名①コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進 事業(エネ特:70億円)

事業名②冷媒の脱フロン及びフロン排出削減推進事業(一般会計:30億円)

3. 事業スキーム

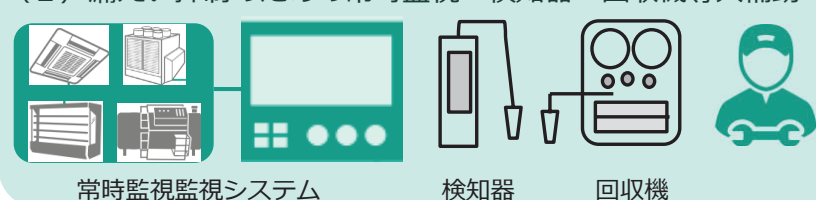
- 事業形態 間接補助事業（補助率:原則1/3）※（1）の一部委託費
- 補助・委託対象 民間事業者・団体 ※（2）（3）は地方自治体を含む
- 実施期間 令和9年度～

4. 事業イメージ

- (1) 自然冷媒機器の導入補助・当該機器ラインナップ拡充の補助



- (2) 漏えい抑制のための常時監視・検知器・回収機導入補助

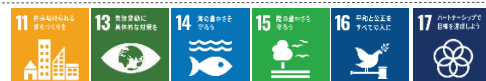


- (3) 分析・移充填・分離再生等の導入補助



お問合せ先：環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室 電話：03-5521-8329

森林等の吸収源対策に関する国内基盤整備事業費



【令和9年度要求額 49百万円（47百万円）】



森林等の排出・吸収量を継続的に把握し、ブルーカーボン等新たな吸収源の適切な評価を実施する。

1. 事業目的

- ① 2030年度目標達成及び2050年ネット・ゼロ実現のため、パリ協定下での吸収源評価を適切に実施する。
- ② ブルーカーボン等の新たな吸収源について情報整理、評価・検証を強化し、吸収量の適切な評価と取組の促進を図る。

2. 事業内容

2030年目標達成及び2050年ネット・ゼロ実現のため、温室効果ガスインベントリにおける吸収量の継続的な評価は必要不可欠である。特にネット・ゼロ実現にあたり、二酸化炭素の排出が避けられない分野も引き続き存在することから、**新たな吸収源の検討・評価の重要性は高まっている**。その中でも、**ブルーカーボンについては、ネイチャーポジティブ・サーキュラーエコノミーとの統合的推進に関する象徴的な取組であり、特筆して評価が必要**である。以上を踏まえ、引き続き吸収源分野におけるインベントリの作成・評価を適切に実施するとともに、**ブルーカーボン等新たな吸収源の評価・推進に資する調査事業**を実施する。

＜事業構成＞

1. パリ協定の実施に向けた検討及び国際交渉等への対応
2. 吸収源に関する温室効果ガスインベントリの作成・評価等
3. 新たな吸収源による吸収量評価・検証等調査

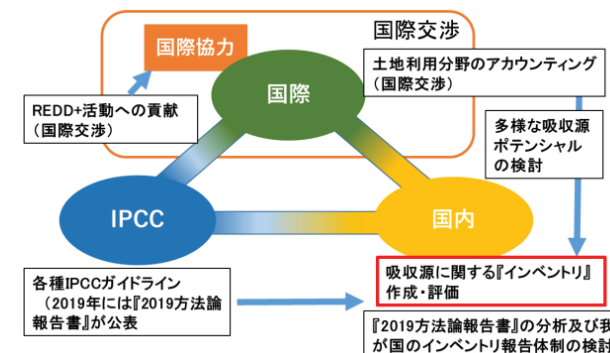
- (1) 関係省庁を巻き込んだ新たな吸収源対策に係る検討体制の確保
- (2) 新たな吸収源による吸収量の新規算定及び改善に向けた情報整理と評価・検証

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者
- 実施期間 平成11年度～

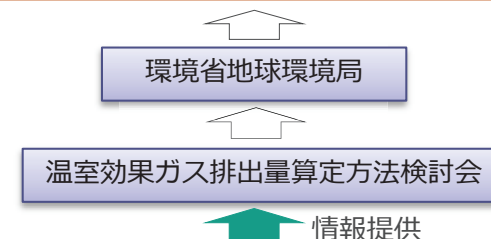
4. 事業イメージ

1. パリ協定の実施に向けた検討及び国際交渉等への対応



2. 吸収源に関する温室効果ガスインベントリの作成・評価等

温室効果ガスインベントリ（毎年）、隔年透明性報告書（R5年以降、隔年）、国別報告書（4年ごと）をUNFCCCへの提出・審査対応



3. 新たな吸収源による吸収量評価・検証等調査

お問合せ先： 環境省 地球環境局 総務課 脱炭素社会移行推進室 電話：03-5521-8244

ブルーカーボン等によるクレジットの創出・利活用に係る早期社会実装促進事業



【令和9年度要求額 500百万円（100百万円）】

2050年ネット・ゼロの実現に向けて、ブルーカーボン等の大規模な吸収源対策技術の早期社会実装を目指します。

1. 事業目的

2050年ネット・ゼロの実現に向けて、ブルーカーボン等の大規模な吸収源対策技術の早期社会実装が必要となっている。このため、当該技術を活用したクレジット創出を支援するとともに、その円滑な流通のために必要な基盤整備等を進める。あわせて、大規模なブルーカーボンの取組を推進するために、ブルーカーボン推進官民協議会（仮称）において技術・制度・資金等の課題に対して官民連携で取り組む。

2. 事業内容

①クレジットの円滑な流通のための取引基盤整備

- ブルーカーボン等によるクレジットのGX-ETSへの適格性確保
- 低コストなブルーカーボン等のクレジット化の方法論、認証スキームの検討に必要な科学的・国際的知見の収集・整理・分析等
- 大規模増殖技術等によるコストダウンに必要な知見の収集・検討・整理
- クレジット需要者の開拓・円滑な流通に向けたクレジット創出者と需要者のマッチングの仕組みの構築 等

②大規模実証プロジェクトの立上げ支援

- 大規模実証プロジェクト実施に向けた概念実証
- 大規模実証プロジェクトの実施によるクレジットの創出

③ブルーカーボン推進官民協議会（仮称）の運営

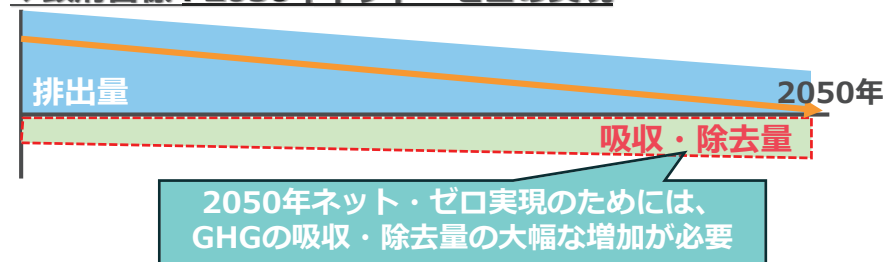
- 基盤技術開発や技術実証等に関する検討
- 海域利用の在り方等の事業環境整備に関する検討
- 資金調達や収益化の仕組み等に関する検討

3. 事業スキーム

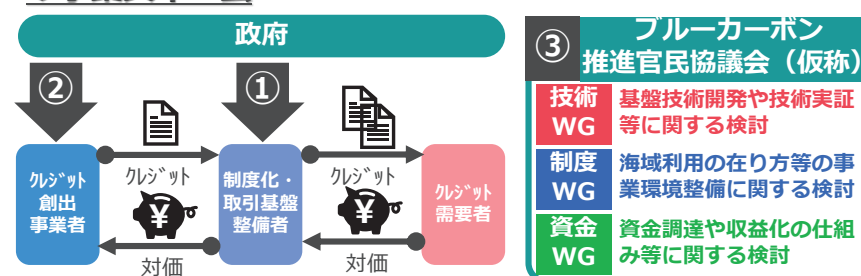
- 事業形態 請負事業・直接補助事業（補助率 定額（1/3相当））
- 補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 令和7年度～令和10年度

4. 事業イメージ

◆政府目標：2050年ネット・ゼロの実現



◆事業スキーム



◆早期社会実装を目指すCDR技術例



お問合せ先： 環境省 地球環境局 総務課 脱炭素社会移行推進室 電話：03-5521-8244

ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業（経済産業省・国土交通省連携事業）



【令和9年度要求額 28,000百万円（7,000百万円）】
（※2年間で総額51,000百万円の国庫債務負担）



我が国が優位性を有するペロブスカイト太陽電池の国内市場立ち上げに向け、社会実装モデルの創出を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年ネットゼロの実現に貢献するため、軽量・柔軟などの特徴を有するペロブスカイト太陽電池の国内市場立ち上げに向けた導入支援をすることで、導入初期におけるコスト低減と継続的な需要拡大に資する社会実装モデルを創出し、民間企業や地域の脱炭素化を進めるとともに、産業競争力強化やGX市場創造を図る。

2. 事業内容

ペロブスカイト太陽電池は、これまで太陽電池が設置困難であった場所やインフラ施設等にも設置が可能であり、主な原材料であるヨウ素は、我が国が世界シェアの約30%を占めるなど、再エネ導入拡大や強靱なエネルギー供給構造の実現にもつながる次世代技術である。本事業では、ペロブスカイト太陽電池の導入初期における発電コスト低減のため、ペロブスカイト太陽電池の将来の普及フェーズも見据えて、拡張性が高い設置場所へのペロブスカイト太陽電池導入を支援する。

① 事前調査・導入計画策定

ペロブスカイト太陽電池の導入に向けた事前調査（建物耐荷重の調査や現地確認）や、事前調査を踏まえた構造物単位での導入計画策定を支援し、設備導入につなげる。

② 設備等導入

従来型の太陽電池では設置が難しかった建物屋根・窓等・インフラ空間における建物屋根等への、性能基準を満たすフィルム型・建材一体型ペロブスカイト太陽電池の導入を支援する。

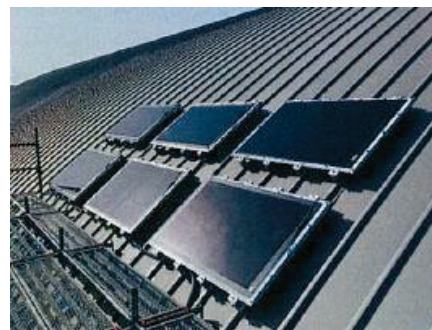
<その他要件>

- 導入規模の下限、補助上限価格
- 施工・導入後の運用に関するデータの提出 等

3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（計画策定：9/10、設備等導入：2/3、3/4（※））
※避難施設やインフラ空間等への設置等一定の要件を満たす場合
- 補助対象：地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間：令和7年度～

4. 事業イメージ



体育館・アーチ屋根

耐荷重の制約等から従来型の太陽電池が設置困難であった体育館屋根にフィルム型ペロブスカイト太陽電池を導入した事例
出典：積水ソーラーフィルム株式会社



窓

建物の窓面にも導入可能な建材一体型ペロブスカイト太陽電池を導入した事例
出典：パナソニックホールディングス株式会社

お問合せ先： 環境省 大臣官房 地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233
環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課 電話：03-3501-4031

地域脱炭素推進交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等）



【令和9年度要求額（GX以外）73,021百万円（20,018百万円）（GX）8,000百万円（7,000百万円）】

環境省

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、地域脱炭素推進交付金により支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）や地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）等に基づき、地域主導の脱炭素を推進するため、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対し、本交付金により、複数年度にわたって継続的かつ包括的に支援することを目的とする。

2. 事業内容

（1）地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】

- ① 脱炭素先行地域づくり事業への支援
- ② 重点対策加速化事業への支援
- ③ 民間裨益型自営線マイクログリッド等事業への支援

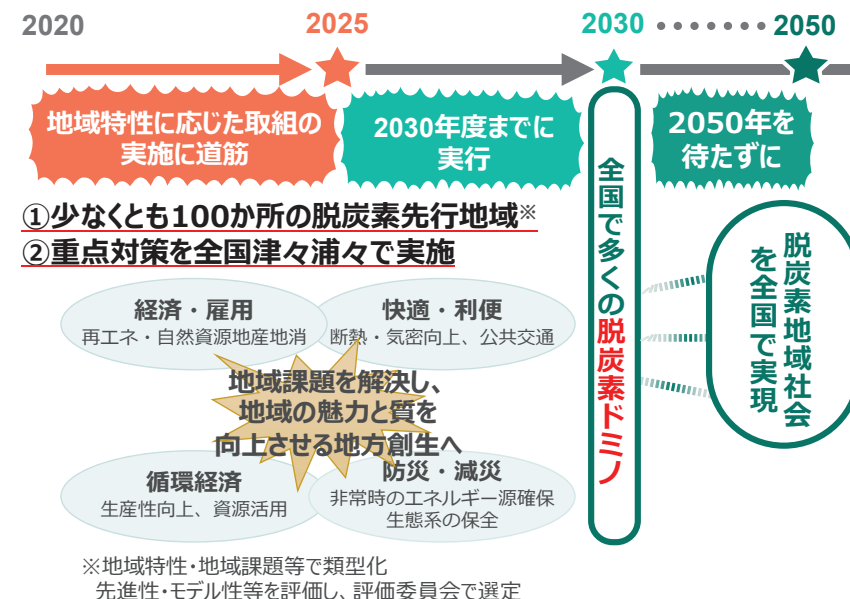
（2）地域脱炭素施策評価・検証・監理等事業

地域脱炭素推進交付金についてデータ等に基づき評価・検証し、事業の改善に必要な措置を講ずるとともに、適正かつ効率的な執行監理を実施する。

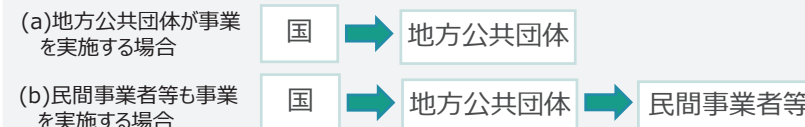
3. 事業スキーム

- 事業形態：（1）交付金（2）委託費
- 交付対象・委託先：（1）地方公共団体等（2）民間事業者・団体等
- 実施期間：令和4年度～令和12年度

4. 事業イメージ



<参考：（1）交付スキーム>



お問合せ先： 環境省 大臣官房 地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233

GX戦略地域制度における産業団地等の脱炭素化推進事業（経済産業省連携事業）



【令和9年度要求額 3,000百万円（500百万円）】環境省

GX戦略地域に選定された地方公共団体に対し、地域共生型の脱炭素電源等の整備を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）やGX2040ビジョン（令和7年2月18日閣議決定）、日本成長戦略（令和8年7月21日閣議決定）等を踏まえ、GX産業構造への転換が求められるこのタイミングで、効率的・効果的にスピード感を持って、地域共生型の脱炭素電源等の整備を進め、脱炭素電源を核とした産業クラスターを形成するとともに、地域脱炭素の取組を加速化していくことを目的とする。

2. 事業内容

（1）GX戦略地域に係る脱炭素電源等の整備への支援

脱炭素電源の立地地域への産業集積を進め、地域裨益を高めることにより、脱炭素電源の供給増につなげていくため、GX戦略地域（データセンター集積型・脱炭素電源活用型（GX産業団地））における、地域共生型の脱炭素電源・基盤インフラ設備等の導入を支援

補助要件：GX戦略地域に選定されていること等

対象事業：GX戦略地域に係る脱炭素電源・基盤インフラ設備等の整備

事業期間：概ね5年程度

3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（補助率：1/2～2/3、定額等）
- 補助対象：民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間：令和8年度～令和14年度

4. 事業イメージ

脱炭素電源を核とした産業クラスターを形成



<参考：補助スキーム>

国 → 民間事業者・団体等 → 地方公共団体、民間事業者等

お問合せ先：環境省 大臣官房 地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233

地域資源を活用したレジリエントなエネルギー循環・経済成長促進事業



【令和9年度要求額 1,000百万円（新規）】 環境省

地域資源を活用したレジリエントなエネルギー循環・経済成長を目指す地方公共団体等に対し、脱炭素電源等の整備を支援します。

1. 事業目的

- ①「地球温暖化対策計画」（令和7年2月18日閣議決定）や地域未来戦略（令和8年7月21日閣議決定）等を踏まえ、地域主導の脱炭素の取組を加速化する。
- ②「地域資源を活用したレジリエントなエネルギー・経済循環の実現に向けて」（令和8年5月29日）に基づく、「Ⅰ防災・レジリエンス強化」、「Ⅱ国内資源活用」、「Ⅲ地域経済活性化」の3つの分野に基づく取組について、地域資源を活用したレジリエントなエネルギー循環・経済成長を目指す地方公共団体等に対し、脱炭素設備等の導入を支援することを目的とする。

2. 事業内容

（1）地域資源を活用したレジリエントなエネルギー循環・経済成長促進事業

Ⅰ～Ⅲのモデルの展開に必要な脱炭素設備等の導入支援を行う。

Ⅰ 防災・レジリエンス強化モデル

- ①気候変動適応策・緩和策の連携による地域レジリエンス強化促進事業
- ②時間単位での地域再エネ需給マッチングモデル構築事業

Ⅱ 国内資源活用モデル

- ③リユースPV発電設備の活用による再エネ地産地消促進事業
- ④地域脱炭素に資するリユースEV導入促進事業

Ⅲ 地域経済活性化モデル

- ⑤地域資源・地元施工事業者等の活用による脱炭素設備等の導入促進事業
- ⑥地場産業等の振興に資するエネルギーコスト低減・脱炭素化促進事業
- ⑦地域エネルギー会社の機能強化による再エネ地産地消促進事業

（2）脱炭素設備等の確実な導入に向けた事業計画の精緻化・管理等事業

（1）における脱炭素設備等の導入の確実な実施に向け、事業計画の精緻化が重要であることから、各段階において、成果・進捗・実行可能性等を評価し、一定の水準を満たした取り組みを対象に、継続的な支援を行う仕組みを構築する。

3. 事業スキーム

- 事業形態：（1）②以外交付金、（1）②間接補助事業、（2）委託事業
（1）交付・補助率：1/3～2/3、定額等
- 交付対象
補助対象
委託先：（1）②以外地方公共団体等、（1）②民間事業者・団体等、地方公共団体、（2）民間事業者・団体等
- 実施期間： 令和9年度～令和15年度

4. 事業イメージ

➤ 地域と共生した、エネルギーの地産地消を進めつつ、強い地域経済の構築に貢献すべく、これらのモデルを各地に展開することにより、「地域資源を活用したレジリエントなエネルギー・経済循環」の実現を目指す。

① 防災・レジリエンス強化モデル（適応策との連携）

地域での防災・レジリエンス機能の強化の推進に繋がるエネルギー供給等の取組を推進

② 国内資源活用モデル（サーキュラーエコノミーとの連携）

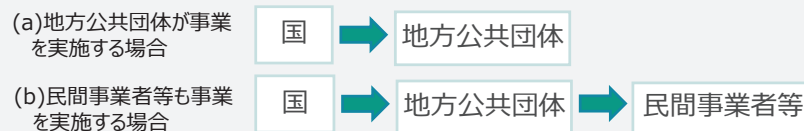
エネルギー・資源・資金の地域内循環に向け地域のエネルギー資源等を最大限活用する取組を推進

③ 地域経済活性化モデル

脱炭素を契機とした地場産業の振興や地域事業者等の育成に繋がる設備導入等の取組を推進

脱炭素設備等の確実な導入に向けた事業計画の精緻化・管理等

<参考：（1）②以外の交付スキーム>



お問合せ先： 環境省 大臣官房 地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233

環境保全と利用の最適化による地域共生型再エネ導入加速化検討事業 (洋上風力発電の導入に伴う洋上の環境情報の調査事業含む)



【令和9年度要求額 1,069百万円（929百万円）】



再エネの適地への円滑な導入や洋上風力発電の導入拡大に向けて、関係者の合意形成や環境影響評価に資する地域の環境情報の拡充等を通じて、持続可能な再エネ導入の加速化を図ります。

1. 事業目的

再エネの適地への円滑な導入に向けて、関係者の合意形成や環境影響評価に資する地域の環境情報の拡充等を図ることを通して、持続可能な再エネ導入を加速する。

また、AI-IoTを活用した連続温泉モニタリングの実施等により、地域共生型の地熱開発や温泉熱利活用を推進する。

さらに、洋上風力発電の導入促進のため、海域特有の環境影響情報の収集・調査、整備・提供を行うとともに、鳥類衝突のモニタリング手法を確立する。

2. 事業内容

AI-IoTを活用した連続温泉モニタリングの実施等により、地域共生型の地熱開発や温泉熱利活用を推進する。また、洋上風力発電に係る海洋環境の調査や鳥類衝突モニタリング手法の実証を実施する。

1) 再エネ導入加速化に向けた社会的受容性向上調査事業

地熱開発に係る地域の合意形成の円滑化に向けたAI-IoTを活用した連続温泉モニタリング及び温泉熱利活用を推進する。

2) 洋上風力発電の導入に伴う洋上の環境情報の調査・提供事業

洋上風力発電を導入する区域の指定に資する海洋環境の調査を実施する。また、国内外を飛来する渡り鳥の飛翔経路を特定するため、バイオロギング（GPS）調査を実施する。

3) 洋上風力発電における鳥類衝突モニタリング手法の実証事業

洋上風力発電の特性を踏まえた環境配慮の考え方として稼働後の鳥類衝突（バードストライク）をカメラにより監視し、鳥類衝突の実態や種を特定する手法を実証する。

3. 事業スキーム

■ 事業形態：委託事業

■ 委託先：民間事業者・団体

■ 実施期間： 1) 令和7年度～令和11年度
2) 令和6年度～ 3) 令和7年度～令和9年度

4. 事業イメージ

■ 洋上風力発電導入に資する
海域調査

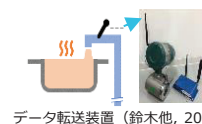
航空機を用いた海域調査のイメージ
(出典：Waardenburg Ecology社レポート)



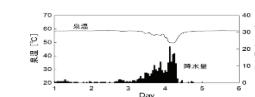
■ 鳥類衝突モニタリング手法の実証
カメラを用いた鳥類調査のイメージ



■ IoTを活用した温泉モニタリング
・環境省が中立的立場で温泉モニタリングを実施
・IoTを活用した効果的なデータ集約、適切な管理の仕組みの構築、地域への提供等



データ転送装置（鈴木他，2021）



連続モニタリング装置による取得データ例
(浅沼他，2020)

**地域共生型
再エネ導入の推進**

お問合せ先：

環境省 大臣官房 総合環境政策統括官グループ 環境影響評価課 電話：03-5521-8235

大臣官房 地域脱炭素推進審議官グループ 地域政策課 洋上風力環境調査室 電話：03-6910-2815

自然環境局 野生生物課 電話：03-5521-8333 温泉地保護利用推進室 電話：03-5521-8280

地域における再エネ等由来水素利活用促進事業（一部経済産業省連携事業）



【令和9年度要求額 3,288百万円（3,117百万円）】



水素社会構築につながる水素利活用を推進します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・40年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、地域の再生可能エネルギー等を活用した水素利活用機器の社会実装や水素の需要創出を加速することで、エネルギーの脱炭素化とレジリエンス向上を実現する水素社会の構築を推進する。

2. 事業内容

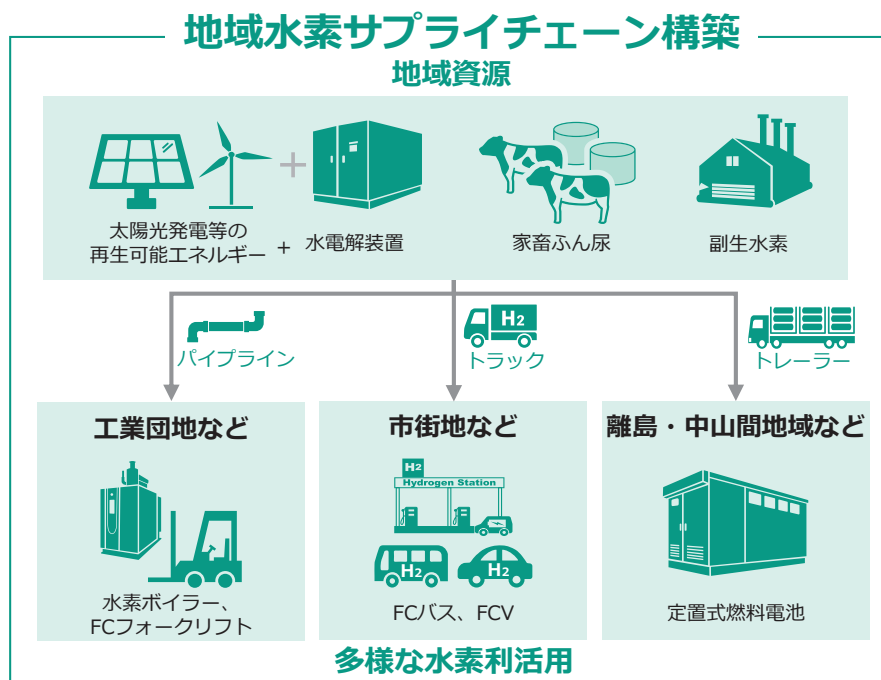
水素社会の実現に向けて、地域における再エネ等由来水素の利活用促進や水素の需要創出等を行う。

- ①コスト競争力強化を図る再エネ等由来水素サプライチェーンモデル構築・実証事業【委託】
需要増加によるスケールアップや貯蔵・輸送を含んだ効率化に焦点を当て、コスト競争力強化につながる水素サプライチェーンモデルを構築する実証事業を行う。
- ②再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築等事業【補助】
再エネ等由来水素の需要拡大につながる水素ボイラーや高効率型燃料電池などの設備機器等に対して重点的に導入支援を行う。
- ③カーボンニュートラルに向けた再エネ水素のあり方検討等評価・検証事業【委託】
脱炭素社会の構築に必須要素となる再エネ水素について、環境価値等の制度検証や理解醸成となる情報発信等を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 : ①③委託事業 ②間接補助事業（補助率：1/2、2/3）
- 委託先・補助対象 : 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 : 令和7～11年度

4. 事業イメージ



水素社会の実現へ

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室

電話: 0570-028-341

地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業



【令和9年度要求額 1,850百万円（630百万円）】



「宣言から実行へ」。地域脱炭素の実現に向けて、具体的な脱炭素施策の検討・実施、地域人材の育成等を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策推進法、地球温暖化対策計画、GX2040ビジョン等に基づき行う地域脱炭素の取組は、我が国の2050年ネット・ゼロ、2035年度に60%、2040年度に73%削減を実現するとともに、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資することが求められている。

地域脱炭素を実現するためには、地方公共団体が主導となり、自らの事務及び事業の脱炭素化や区域内の脱炭素化に向けた具体的な施策を検討・実施すること、地域共生・地域裨益型の再エネを導入すること、地域中核人材の活用・育成・連携等を行うことが不可欠であり、そのための支援を全国的・集中的に実施する。

2. 事業内容

地方公共団体による、公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定、都道府県等を核とした地域脱炭素施策づくり、地域共生型再エネ事業創出等のための理解醸成、地域脱炭素実現に向けた地域中核人材の活用・育成・連携等に対する支援を行う。併せて、地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討を行う。

(1) 具体的な脱炭素施策の検討・実施支援

- ①公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援
- ②都道府県等を核とした地域脱炭素施策づくりに係る支援
- ③地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

(2) 地域共生型再エネ事業創出のための理解醸成等に係る支援

(3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の活用・育成・連携事業

- ①脱炭素まちづくりアドバイザー派遣・相談
- ②地域における中核人材育成研修
- ③地域の実情に応じた官民連携強化

3. 事業スキーム

■事業形態：(1)① 間接補助事業(定率、上限設定あり)、(1)②③(2)(3) 委託事業

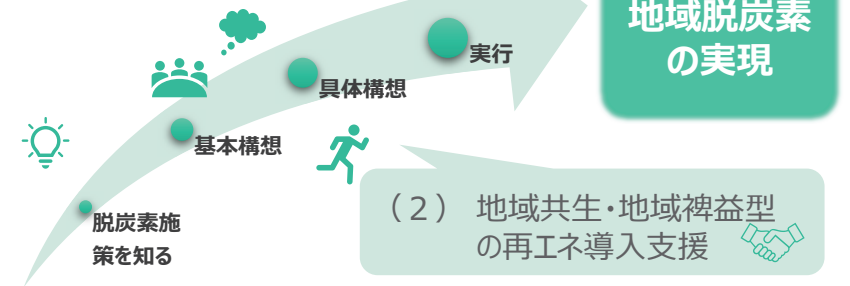
■補助・委託：(1)① 地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）
(1)②③(2)(3) 民間事業者・団体等

■実施期間：令和8年度～令和12年度

4. 補助対象、支援対象の例、事業イメージetc.

(1) 具体的な脱炭素施策の検討・実施支援

施策実行のステップ



(2) 地域共生・地域裨益型の再エネ導入支援

(3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の活用・育成・連携

お問合せ先：

(1)環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

(2)環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109、環境省大臣官房環境影響評価課 電話：03-5521-8235、環境省自然環境局自然環境計画課 電話：03-5521-8343、環境省自然環境局野生生物課 電話：03-5521-8353

(3)環境省大臣官房地域政策課 電話：03-5521-8328

地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業のうち、 (1) 具体的な脱炭素施策の検討・実施支援



公共施設等への再エネ導入計画策定、主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施を支援します。

1. 事業目的

地域脱炭素を実現するためには、地方公共団体が主導となり、ゼロカーボンシティ宣言や地方公共団体実行計画の策定等にとどまらず、具体的な脱炭素施策の「実行」に移すことが求められる。これを後押しするため、公共施設への太陽光発電設備の導入等による自らの事務及び事業の脱炭素化や、地球温暖化対策計画等に基づく主体ごとの役割を踏まえた区域内的の脱炭素化について、その具体的な施策の検討・実施を支援する必要がある。

2. 事業内容

① 公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援

民間事業者・団体等との協働による公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、再エネ設備の導入に向けた計画策定を支援する。

② 都道府県等を核とした地域脱炭素施策づくりに係る支援

地球温暖化対策計画等に基づく主体ごとの役割を踏まえ、都道府県等を核とし、管内市区町村をはじめとする他の地方公共団体や地域の関係者等と共同・連携した具体的な施策の検討や実施体制の構築、事業の実施等を支援する。

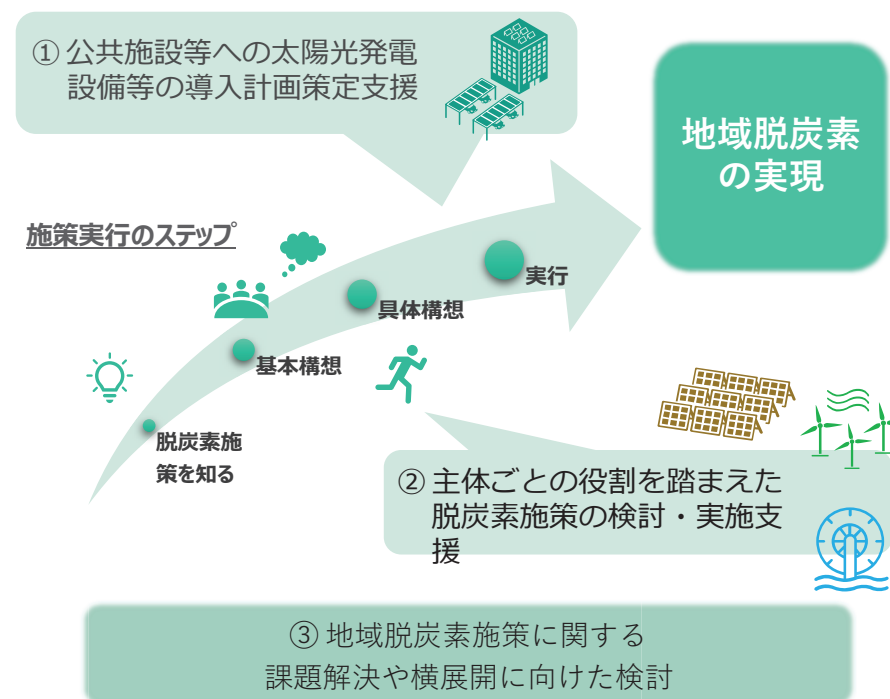
③ 地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

地球温暖化対策計画の見直し等を踏まえ、地域脱炭素実現に向けた課題解決や先行的な取組の横展開等を図るための検討を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態：① 間接補助 1 / 2 (上限1,000万円) ※対象施設数により上限1,500万円、②③ 委託事業
- 補助・委託：① 地方公共団体 (共同実施に限り民間事業者も対象)、②③ 民間事業者・団体等
- 実施期間：令和8年度～令和12年度

4. 補助対象、支援対象の例、事業イメージetc.



お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業のうち、 (2) 地域共生型再エネ事業創出のための理解醸成等に係る支援



地域共生型再エネの導入促進に向けて、理解醸成、地域主体の事業条件の整理等に係る実践例の創出を行います。

1. 事業目的

2050年ネット・ゼロの実現に向け、地域関係者との合意形成を図り、環境に適正に配慮した再エネの導入を最大限推進するため、再エネ促進区域等の設定に係るゾーニング等への支援を行うとともに、具体的な案件形成を見据え、自治体・事業者・地域が再エネによる地域裨益策の検討ができるよう理解醸成等に係る支援を行う。

2. 事業内容

地域共生型再エネ事業創出のための理解醸成等に係る支援

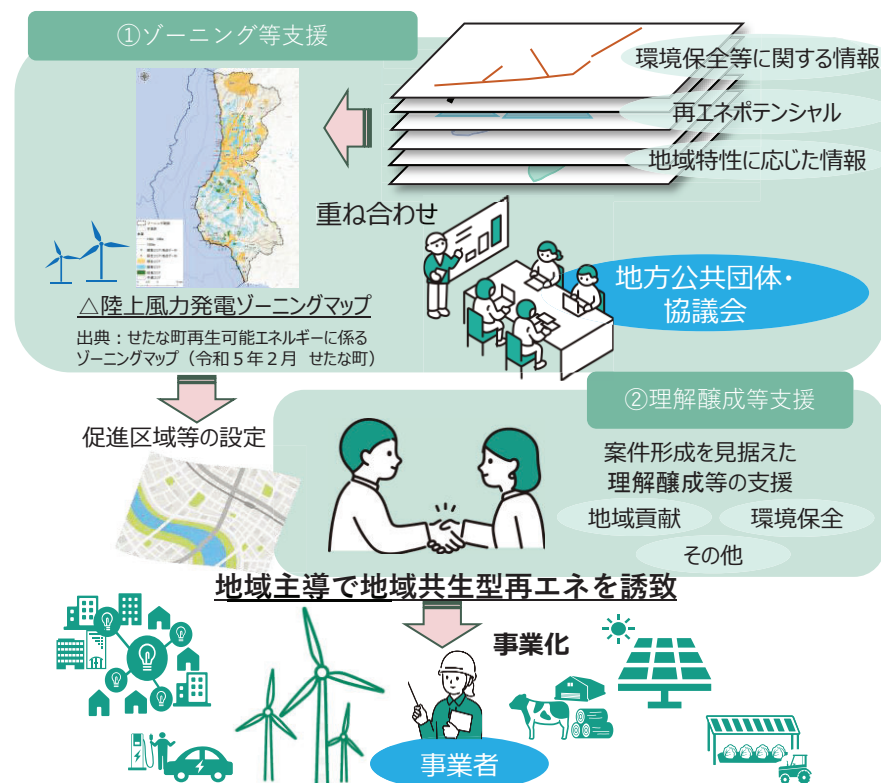
自治体・事業者・地域が再エネによる具体的な地域共生・地域裨益の取組を検討し、計画策定・実行できるよう、理解醸成（地域裨益の取組に係る自治体からの相談対応や情報提供、地域における勉強会の開催）等に係る支援を行う。その際、生成AIを用いた、地域にて管理・更新しやすいマップづくりも行う。

また、生物多様性・生態系の保全の観点から再エネの導入を原則として避けるべきとされたエリアにつき、自然共生サイトの認定に向け、重点的に支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 補助・委託：民間事業者・団体等
- 実施期間：令和8年度～令和12年度

4. 補助対象、支援対象の例、事業イメージetc.



お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109、環境省大臣官房環境影響評価課 電話：03-5521-8235、
環境省自然環境局自然環境計画課 電話：03-5521-8343、環境省自然環境局野生生物課 電話：03-5521-8353

地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業のうち、 (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の活用・育成・連携事業



地域での脱炭素実現のための計画づくり、合意形成、事業運営を担う中核人材を育成し、活用と連携を促進します。

1. 事業目的

2050年ネット・ゼロの実現に向け、多くの自治体で脱炭素分野の人材不足が課題である。地域課題の解決や地方創生に貢献する取組として脱炭素事業を計画・実行していくためには、地域の人材が主体的に取り組むことが不可欠である。このため、即戦力としての人材派遣、人材育成、企業・専門家とのネットワーク構築により、地域脱炭素の実現を担う中核人材を育成し、ノウハウを伝播することで、脱炭素ドミノの実現に貢献する。

2. 事業内容

① 脱炭素まちづくりアドバイザー派遣・相談

地方公共団体に対して、地域脱炭素実現に向けた総合的な戦略策定や脱炭素事業創出に関するアドバイザーとして、専門家や企業人材を選定・派遣することで脱炭素施策の実装・具体化に必要な中核人材を育成し、地域脱炭素を推進する。また、多様な相談を一元的に受け付ける全国相談窓口を設置し、潜在的・包括的な課題を掘り起こし、活用可能な支援制度等に繋げる機能を設けることで、取組初期段階の地方公共団体の底上げを図る。

② 地域における中核人材育成研修

着任時に必要な基礎的なセミナーから事業化に必要な実践的な講座まで、段階に応じた支援メニューを提供し、地域での脱炭素事業の持続的な実施に必要な中核人材の育成、他地域の人材との相互学習関係の構築を行う。

③ 地域の実情に応じた官民連携強化

各地域の官民連携強化策として、地方公共団体と地域企業等との協業促進のためのネットワーキング機会を創出。各地方で開催し、地域の実情に応じたきめ細やかな対応を行うとともに、地域脱炭素を活用した地場産業の活性化を図る。

3. 事業スキーム

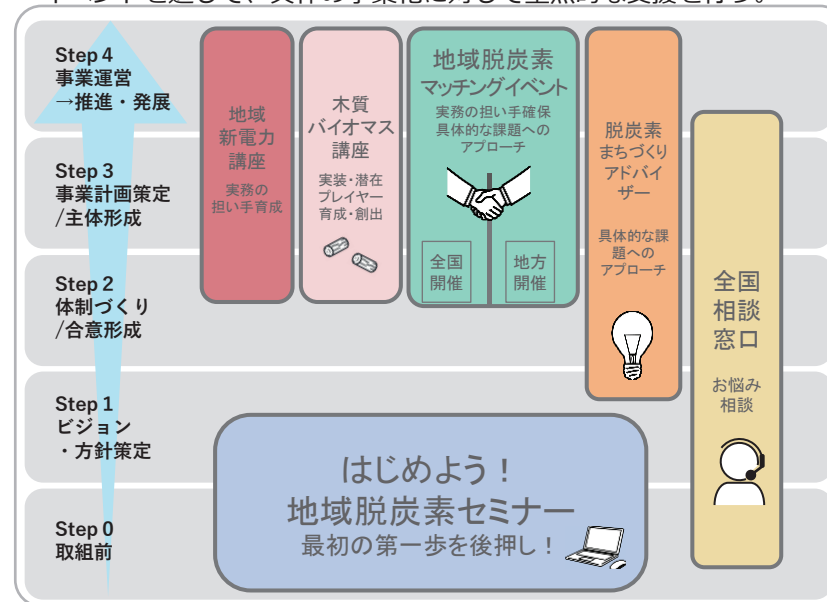
- 事業形態：委託事業
- 補助・委託：民間事業者・団体等
- 実施期間：令和8年度～令和12年度

4. 補助対象、支援対象の例、事業イメージetc.

＜地域脱炭素取組のロードマップ＞

初期段階から事業運営まで、幅広い段階に向けた支援メニューによる、地域脱炭素の取組の全方位的な人材育成を実施する。

特に、事業化のハードルが高いことから、アドバイザーや講座、イベントを通して、具体的な事業化に対して重点的な支援を行う。



お問合せ先： 環境省大臣官房地域政策課 電話：03-5521-8328

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業（地域レジリエンス事業）



【令和9年度要求額 6,137百万円（2,000百万円）】

【一般会計 2,137百万円（0百万円） 特別会計 4,000百万円（2,000百万円）】

災害・停電時に公共施設等へエネルギー供給が可能な自立分散型エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）における「避難施設・防災拠点への再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギー設備の導入推進対策」として、また、地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）に基づく取組として、地方公共団体における公共施設等への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設等※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

設備導入事業として、再生可能エネルギー設備、熱利用設備、コージェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附帯設備（蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助する。

※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設及び公用施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設及び公用施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）

※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。

（都道府県・指定都市による公共施設等への太陽光発電設備（パワコン、工事費等）導入はPPA等に限る。）

3. 事業スキーム

■事業形態：間接補助

■補助対象：地方公共団体

■実施期間：令和3年度～

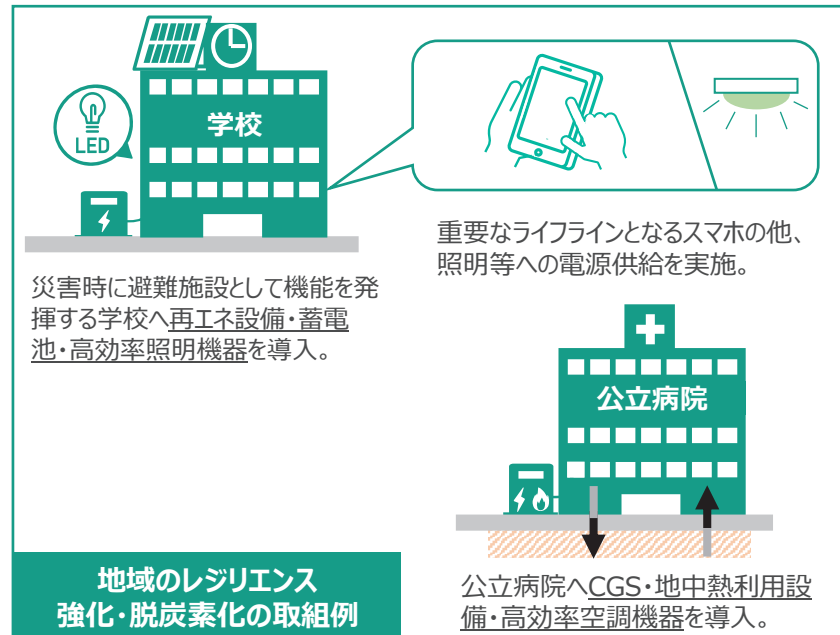
都道府県・指定都市・財政力指数0.8以上の市区町村：1/3、
財政力指数0.8未満の市区町村：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3
蓄電池：定額
PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可

4. 支援対象

補助対象 災害計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等
○業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持するべき公共施設等



・再エネ設備
・蓄電池
・CGS
・省CO2設備
・熱利用設備 等



お問合せ先： 環境省 大臣官房 地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109
（浄化槽について）環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 電話：03-5501-3155

クレジット発行拡大に向けた民間JCM等推進事業



【令和9年度要求額 810百万円（29百万円）】

二国間クレジット制度（JCM）のうち、特に民間JCMを推進するための事業を行います。

1. 事業目的

- ・パリ協定6条（市場メカニズム）に位置づけられるJCMを「地球温暖化対策計画」（令和7年2月閣議決定）に基づく2030年度までの累積1億t-CO2程度、2040年度までの累積2億t-CO2程度の国際的な排出削減・吸収量の確保目標等を踏まえ、JCMをCOP26で決定したパリ協定6条ルールに沿って実施し、地球規模の脱炭素化の実現及びパリ協定の目標・目的の達成を目指す。
- ・本事業では、削減効果が大きい分野での民間JCMプロジェクトを伴走支援により後押しし、クレジット発行を強力に加速することで、地球温暖化対策推進計画等でのJCMの目標の達成や、本邦企業の海外展開の促進、GX-ETSの下でのJCMクレジット活用を推進する。また、相手国におけるクレジット発行に向けた制度・体制整備支援を行うとともに、プロジェクトの成果を国家インベントリに反映するための排出量の算定手法に関する調査・検討を行い、着実なクレジット獲得につなげる。

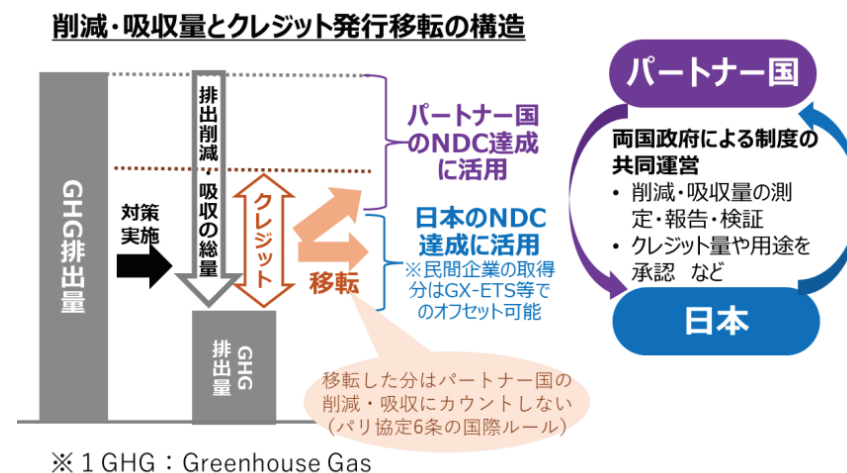
2. 事業内容

- (1) 民間JCMを主とした大型案件への伴走支援
 - ・削減効果が大きい農業・森林管理などの自然系分野等におけるに対し、方法論開発やパートナー国政府とのクレジット配分の協議等のプロジェクトの伴走支援を実施する。
- (2) パートナー国側のボトルネック解消
 - ・クレジット移転に伴う料金負担やクレジット配分の制約となるルール、ポジティブリスト（対象事業設定）への対応を一体的に実施し、クレジット発行できる環境を整備する。
 - ・JCMプロジェクトの排出削減効果がパートナー国の国家インベントリに適切に反映されるよう、算定方法に関する調査・検討を行う。ASEAN諸国の社会経済課題の解決につながるプロジェクトの形成に向けて、ニーズの把握を行う。
- (3) 欧州復興開発銀行（EBRD）拠出金事業
 - ・東ヨーロッパ、コーカサス、中央アジア地域に強みを有するEBRDに拠出を行い、当該地域におけるJCMプロジェクト形成を促進する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 (1) 請負・委託事業、(2) 請負・委託事業、(3) 拠出金
- 委託先・補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 平成16年度～令和13年度（予定）

4. 事業イメージ



取組加速が期待されるJCMプロジェクトの例



農業



森林



フロロ

お問合せ先： 環境省地球環境局国際地球温暖化対策推進課JCM推進室 電話03-5521-8246
国際地球温暖化対策推進課気候変動国際協力室 電話03-5521-8330

クレジット発行拡大に向けた民間JCM等推進事業のうち、 (1) 民間JCMを主とした大型案件への伴走支援



農業・森林など自然系分野のJCM案件形成やクレジット発行を加速化し、民間資金を中心とするJCMを推進します。

1. 事業目的

削減効果が大きい分野での民間JCMプロジェクトを伴走支援により後押しし、クレジット発行を強力に加速することで、地球温暖化対策推進計画等でのJCMの目標の達成や、本邦企業の海外展開の促進、GX-ETSの下でのJCMクレジット活用を推進する。

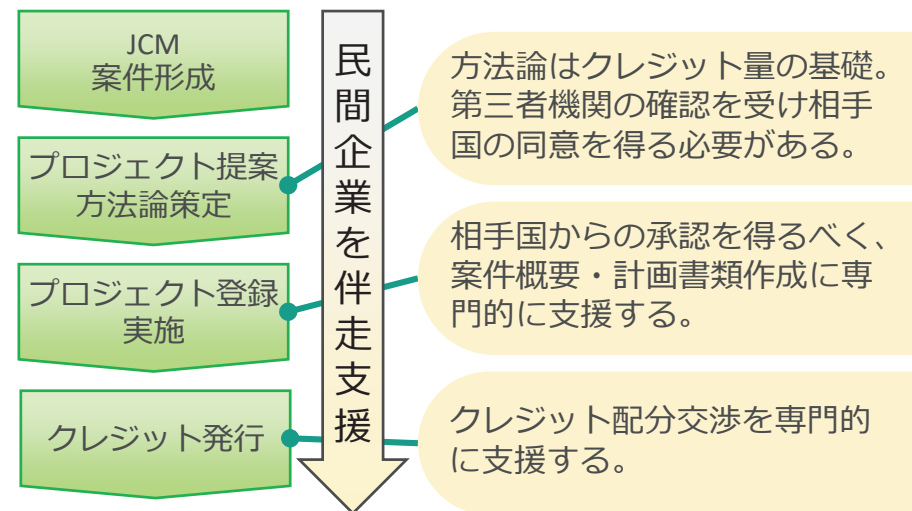
2. 事業内容

削減ポテンシャルが大きいが実績が少ない森林・泥炭地の管理や水田中干しの実施等において、JCMプロジェクトとする際のボトルネックとなっている、温室効果ガス削減量を定量化する計算方法（方法論）の開発、政府間での交渉体制の構築による案件形成促進・クレジット発行の伴走支援、実施に向けた戦略の策定等を行い、民間資金を中心とするJCMプロジェクトを推進しパリ協定に基づくクレジット発行を加速化する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負・委託
- 請負先・委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成16年度～

4. 事業イメージ



森林・泥炭の管理等
泥炭は多量のCO2を含み森林火災の原因にも。適正管理で大幅なGHG削減余地。



水田中干し
水田からのメタン排出も気候変動に影響。間断灌漑で排出抑制を図る。

お問合せ先： 環境省地球環境局国際地球温暖化対策推進課JCM推進室 電話：03-5521-8246

クレジット発行拡大に向けた民間JCM等推進事業のうち、 (2) パートナー国側のボトルネック解消



パートナー国側のボトルネック解消し、JCMクレジット発行を強力に加速します。

1. 事業目的

相手国におけるクレジット発行に向けた制度・体制整備支援を行うとともに、プロジェクトの成果を国家インベントリに反映するための排出量算定手法に関する調査・検討を行い、クレジット発行を強力に加速することで、JCMの温室効果ガス削減・吸収目標の達成や、本邦企業の海外展開の促進、GX-ETSの下でのJCMクレジット活用を推進します。

2. 事業内容

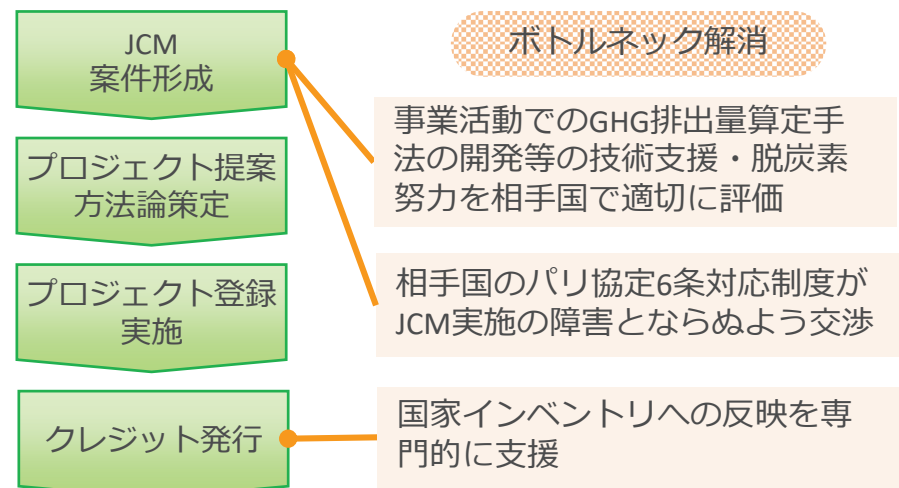
- ・クレジット移転に伴う料金負担やクレジット配分の制約となるルール、ポジティブリストへの対応を一体的に実施し、クレジット発行できる環境を整備し、民間資金を中心とするJCMプロジェクトを推進しパリ協定に基づくクレジット発行を加速化する。
- ・JCMの活用が期待できるGHG削減活動について、削減効果をパートナー国の国家インベントリへ適切に反映する手法を検討し、制度的・技術的環境整備を支援する。また、特にASEAN諸国について、優先度の高い社会経済課題の解決につながる脱炭素プロジェクトの実施に貢献するため、具体的な案件形成に向けてASEAN諸国のニーズ把握を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負・委託
- 請負先・委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和9年度

4. 事業イメージ

令和9年度



クレジット発行拡大に向けた民間JCM等推進事業のうち、 (3) 欧州復興開発銀行（EBRD）拠出金事業



優れた脱炭素技術等の導入及び調達プロセスの能力構築により途上国の脱炭素社会への移行等を支援します。

1. 事業目的

「地球温暖化対策計画（令和7年2月閣議決定）」に基づき、国際機関と連携して、JCMを活用した個別プロジェクトを支援する。EBRDを通じて、GHG排出削減プロジェクトへの資金支援を実施するとともに、JCMの国際的な認知度や信用の向上、各国の能力構築による炭素市場メカニズムの形成等を図り、導入コスト高から進んでこなかった我が国企業が有する脱炭素技術等の導入を支援。

2. 事業内容

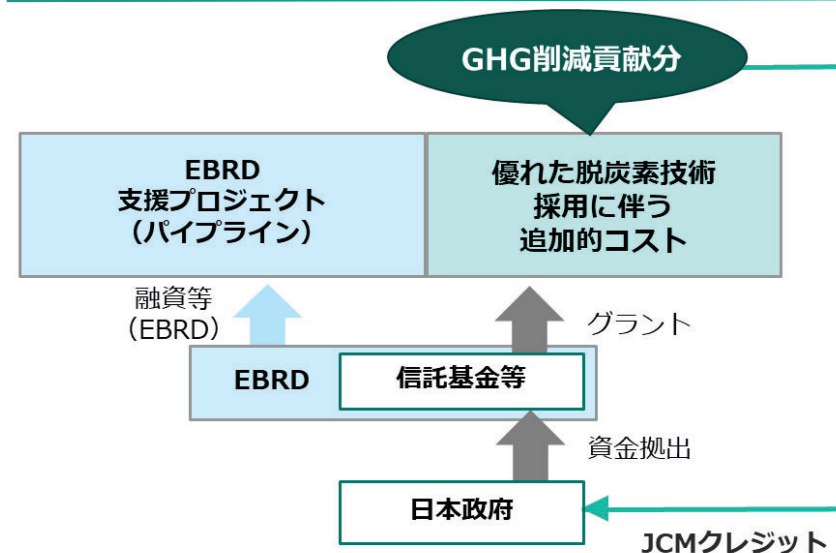
「地球温暖化対策計画（令和7年2月閣議決定）」に基づき、国際機関と連携して、JCMを活用した個別プロジェクトを支援。脱炭素技術等をパートナー国に導入することで、CO2排出削減を実現し、我が国の2030年度・2040年度削減目標達成に活用するとともに、地球規模での排出削減にも貢献。

特に、これまで導入コスト高から導入が進んでこなかった脱炭素技術等の採用に伴う追加コストをEBRDの基金により支援することで、各国の脱炭素社会への移行につなげ、削減分についてJCMクレジット化を図る。また、調達プロセスにおいてライフサイクルコスト等による評価手法を開発・導入することで、各国の能力構築による炭素市場メカニズムの形成を図り、東ヨーロッパ、コーカサス、中央アジア地域等における脱炭素社会への移行による、脱炭素技術等の市場拡大・普及展開を進めることで、我が国企業が有する環境インフラの海外展開の促進につなげる。また、その貢献に応じたJCMクレジットの早期獲得を目指す。

3. 事業スキーム

- 事業形態 拠出金
- 拠出先 欧州復興開発銀行（EBRD）
- 実施期間 令和6年度～

4. 事業イメージ



＜具体的な脱炭素技術等の事例＞

高効率送電線
スマートビルディング
水力発電 等

脱炭素移行に向けた二国間クレジット制度（JCM）促進事業



【令和9年度要求額 12,924百万円（13,874百万円）】 環境省

JCMを通じた脱炭素技術の導入等により、脱炭素社会への実現を支援します。

1. 事業目的

2030年度までの累積1億t-CO₂程度、2040年度までの累積2億t-CO₂程度の国際的な排出削減・吸収量の確保目標等（※）を踏まえ、JCMを促進し、我が国のNDC（温室効果ガス排出削減目標達成に活用するとともに、優れた脱炭素技術・製品の導入促進を通じ、地球規模の脱炭素化の実現及びパリ協定の目標・目的の達成を目指す。

（※）地球温暖化対策計画（令和7年2月閣議決定）

2. 事業内容

● 資金支援事業（設備補助事業等・ADB拠出）

一般的に導入コストが高く、途上国への普及に困難が伴う脱炭素技術・製品について、資金支援等を通じて普及を促進しつつ、排出削減への日本の貢献を定量的に評価し、獲得したクレジットを我が国のNDC達成に活用する。

● 運営等推進事業

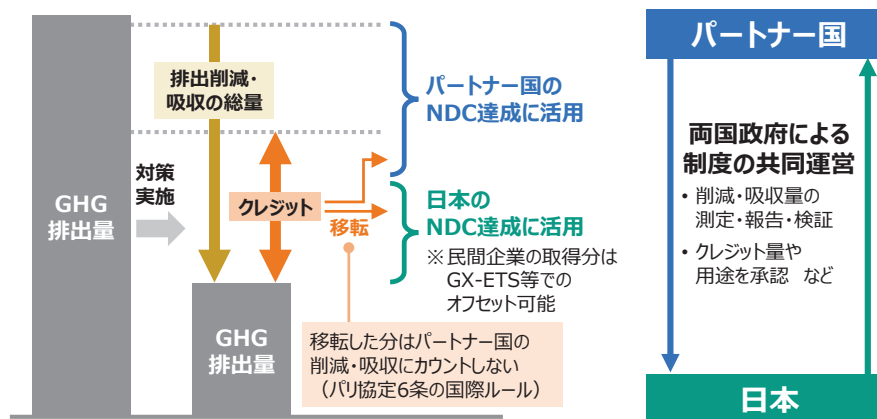
効果的・効率的なJCMの実施には、適切な案件形成、制度構築・運用、信頼性確保に重要なMRV（測定・報告・検証）の促進等が不可欠。地球温暖化対策推進法に基づく指定実施機関（JCMA）を中心に、プロジェクト登録、クレジット発行等をパートナー国政府と行う合同委員会の開催や、MRV実施や新JCM登録簿開発・運営など信頼性の高いJCMの制度の効率的な運営を進める。また、環境インフラ海外展開戦略を踏まえ、新規JCMプロジェクト形成を目指した魅力ある街づくりの海外展開に向けた検討を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態： 間接補助事業（補助率：1/2以内）、拠出金、委託事業
- 補助対象、
■ 拠出先、委託先： 補助・委託：民間事業者・団体等、拠出：アジア開発銀行信託基金
- 実施期間： 平成16年度～令和12年度

4. 事業イメージ

削減・吸収量とクレジット発行移転の構造



※1 GHG:Greenhouse Gas

- パートナー国への脱炭素技術の導入等を通じ、パートナー国のNDC達成及び持続可能な開発に貢献。
- パートナー国で実施される緩和行動を通じて、日本からのGHG排出削減又は吸収への貢献を定量的に適切に評価し、それらの排出削減又は吸収によって日本及びパートナー国の排出削減目標の達成に貢献。
- パリ協定第6条に沿って実施し、地球規模での温室効果ガス排出削減・吸収行動を促進することにより、国連気候変動枠組条約の究極的な目的の達成に貢献。

お問合せ先： 環境省 地球環境局 国際地球温暖化対策推進課JCM推進室 電話：03-5521-8246
国際地球温暖化対策推進課

脱炭素移行に向けた二国間クレジット制度（JCM）促進事業のうち、 （1）二国間クレジット制度（JCM）資金支援事業（設備補助事業等）



JCMパートナー国への優れた脱炭素設備等の導入等の促進を支援することにより、途上国の脱炭素社会への移行に向けたJCMプロジェクト等を推進します。

1. 事業目的

JCMの下で行う脱炭素設備の導入事業し、企業等による優れた脱炭素技術等を活用した事業への投資を促進することで、脱炭素技術等のパートナー国への導入を支援。CO2排出削減を実現し、我が国の2030年度、2040年度削減目標達成に活用するとともに、地球規模での排出削減にも貢献する。

2. 事業内容

JCM設備補助事業

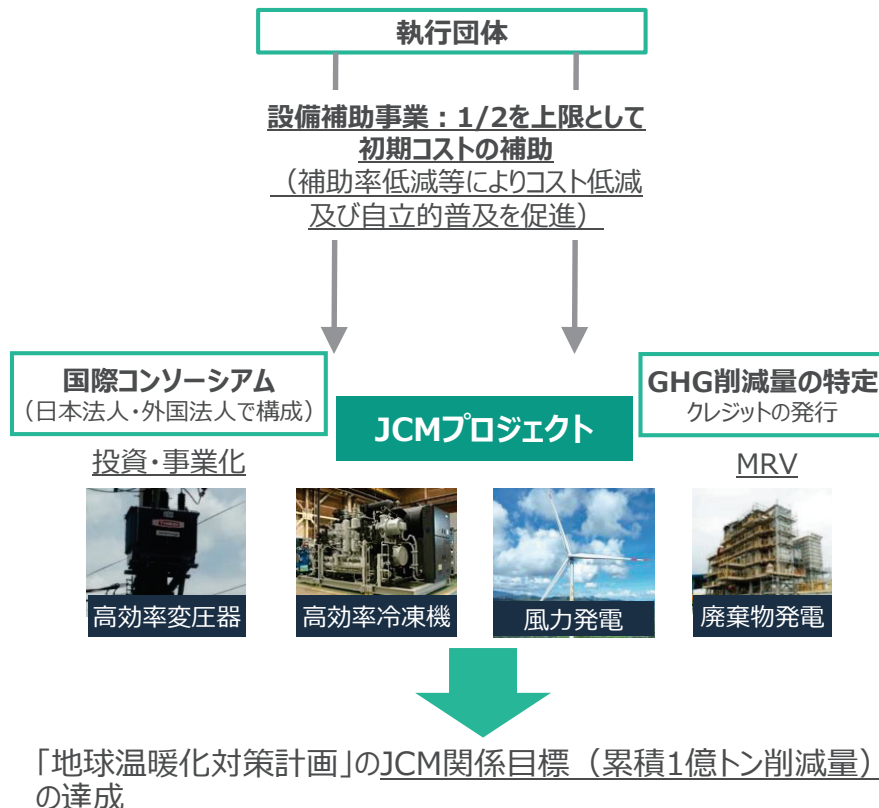
「地球温暖化対策計画（令和7年2月閣議決定）」に基づき、国際機関と連携して、JCMを活用した個別プロジェクトを支援。脱炭素技術等をパートナー国に導入することで、CO2排出削減を実現し、我が国の2030年度、2040年度削減目標達成に活用するとともに、地球規模での排出削減にも貢献。

特に、一般的に導入コストが高く、途上国への普及に困難が伴う脱炭素技術・製品について初期投資費用の一部を補助し、企業等による優れた脱炭素技術等を活用した事業への投資を促進することで、脱炭素技術等をパートナー国への導入を支援し、各国の脱炭素社会への移行につなげ、削減分についてJCMクレジット化を図る。また、国産技術による民間JCMを拡大・推進すべく、政策的に重要な新しい分野への展開を促進するための枠（新分野枠）を新設し、海外における日本企業の新たなビジネス機会の創出を効果的に後押しする。

3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（補助率：1/2以内）
- 補助対象：民間事業者・団体等
- 実施期間：平成25年度～令和12年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 地球環境局国際地球温暖化対策推進課JCM推進室 電話：03-5521-8246

脱炭素移行に向けた二国間クレジット制度（JCM）促進事業のうち、 （2）二国間クレジット制度（JCM）資金支援事業（ADB拠出）



脱炭素技術等の導入及び調達プロセスの能力構築により、アジア諸国の脱炭素社会への移行を支援します。

1. 事業目的

アジア開発銀行（ADB）と連携して、JCMを活用した個別プロジェクトを支援することで、JCMクレジットとして取得することを目的とする。アジア開発銀行信託基金への拠出を行い、GHG排出削減プロジェクトへの資金支援を実施するとともに、JCMの国際的な認知度や信用の向上、各国の能力構築による炭素市場メカニズムの形成等を図り、導入コスト高から進んでこなかった我が国企業が有する脱炭素技術等の導入を図る。

2. 事業内容

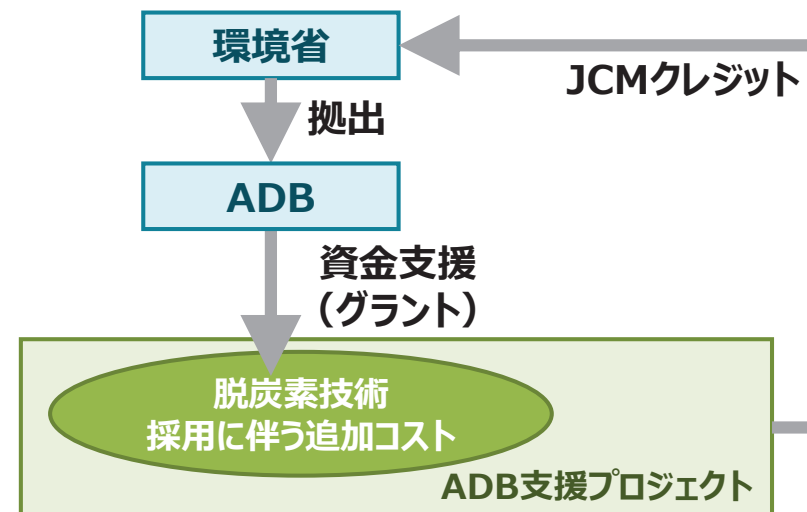
「地球温暖化対策計画（令和7年2月閣議決定）」に基づき、ADBと連携して、JCMを活用した個別プロジェクトを支援することで、JCMクレジットとして取得する。特に、これまで導入コスト高から導入が進んでこなかった脱炭素技術等の採用に伴う追加コストをADBの信託基金により支援し、パートナー国における脱炭素社会への移行につなげ、JCMクレジット化することで我が国の2030年度、2040年度削減目標達成に活用するとともに、地球規模での排出削減にも貢献する。

また、調達プロセスにおいてライフサイクルコスト等による評価手法を開発・導入することで、各国の能力構築による炭素市場メカニズムの形成を図り、アジア諸国等における脱炭素社会への移行による、脱炭素技術等の市場拡大・普及展開を進めることで、我が国企業が有する環境インフラの海外展開の促進につなげる。

3. 事業スキーム

- 事業形態：拠出金
- 拠出先：アジア開発銀行信託基金
- 実施期間：平成26年度～令和12年度

4. 事業イメージ



※クレジットは、プロジェクト実施国と資金貢献の割合に応じて分配

※ADBが融資するプロジェクトの一部費用に対して資金支援を実施

脱炭素移行に向けた二国間クレジット制度（JCM）促進事業のうち、 （3）JCMプロジェクト運営等推進事業



信頼性の高いJCM制度の運営に向けて、民間JCMを含めたJCMプロジェクトの環境十全性及び効率的な実施を確保します。

1. 事業目的

地球温暖化対策推進法に基づくJCM指定実施機関（JCMA）を中心に、民間JCMを含むJCMプロジェクト実施によるCO2排出削減量の特定、プロジェクト登録、クレジット発行等をパートナー国政府と行う合同委員会の開催、登録簿を含む管理システムの開発・運営等により、環境十全性及び費用対効果等の優れたプロジェクトを推進し、JCMプロジェクトからのクレジットの着実な発行を確保する。

2. 事業内容

- 近年のJCMパートナー国の増加や民間JCMによるJCMプロジェクトの増加を踏まえ、効果的・効率的にJCMを実施するためには、適切な制度構築・運用、費用対効果等の優れたプロジェクトの発掘、信頼性確保に重要なMRV（測定・報告・検証）の促進等が重要。本事業ではそのための基盤的業務を実施する。
- 具体的には、JCMAを中心に、JCMの実施に必要な制度構築、パートナー国との合同委員会の開催、新JCM登録簿システムの開発・運営、JCMクレジット取引市場の開設等を行い、JCM制度を着実に運営するとともに、各JCMプロジェクトについてMRVを効率的に実施し、クレジットの着実な発行につなげる。加えて、JCM制度の改善策の実施や、費用対効果の優れたプロジェクト候補の発掘を行い、制度全体としての効果を向上する。
- また、改訂された環境インフラ海外展開戦略を踏まえて、JCMにおける新たなプロジェクト形成の観点から、日本が強みを有する公共交通機関を軸に据えた魅力ある緑の街の海外展開に向けた検討を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 委託先：民間事業者・団体等
- 実施期間：平成16年度～令和12年度

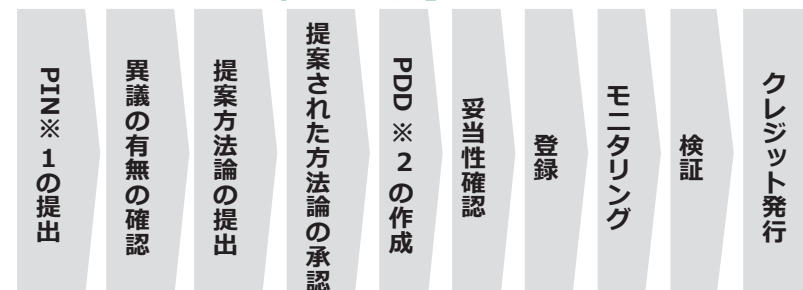
4. 事業イメージ

JCMの制度構築・運用／MRV実施・案件発掘

【合同委員会の開催】



【JCMプロジェクトサイクル】



※1 PIN(Project Idea Note):クレジット配分を含むJCMプロジェクトとしての事業概要資料
※2 PDD(Project Design Document):排出削減量のモニタリング方法・推定排出削減量等を含めたプロジェクト設計書

お問合せ先： 環境省 地球環境局 国際地球温暖化対策推進課JCM推進室 電話：03-5521-8246
国際地球温暖化対策推進課

アジア等国際的な脱炭素移行支援のための基盤整備事業



【令和9年度要求額 1,395百万円（1,395百万円）】 環境省

アジアを中心とした途上国の脱炭素化のための「脱炭素移行政策誘導型インフラ輸出支援」を実施します。

1. 事業目的

GX推進戦略に地域・くらしの国際戦略として都市間連携、JCMパートナー国の更なる拡大や実施体制強化が位置づけられた。「アジア・ゼロエミッション共同体」構想の実現等に貢献するため、途上国等における法制度整備、案件形成、事業資金支援等包括的に支援し、「地球温暖化対策計画（令和7年2月閣議決定）」に基づく2030年度までの累積1億t-CO2程度、2040年度までの累積2億t-CO2程度の国際的な排出削減・吸収量の確保目標へ貢献する。

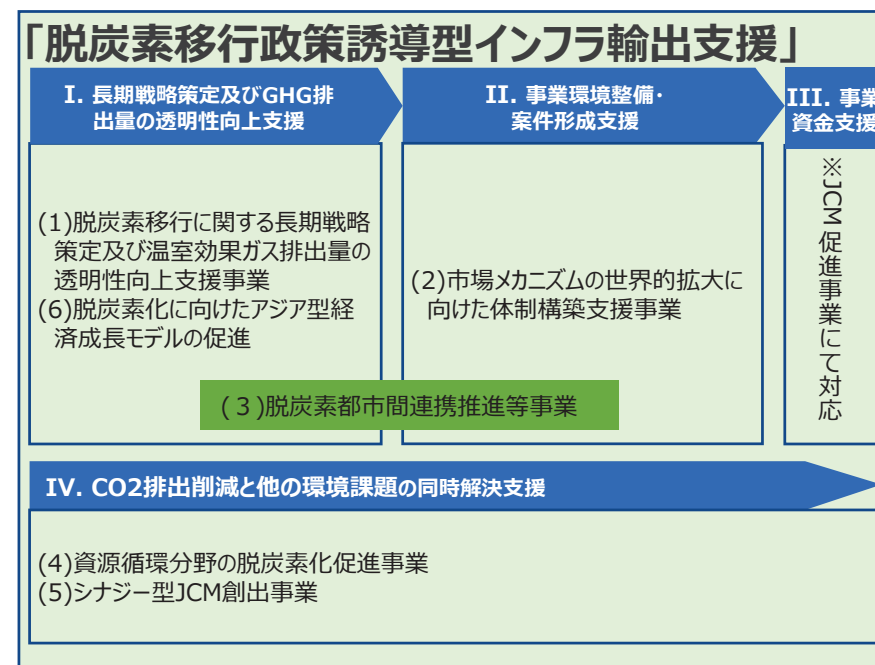
2. 事業内容

- (1) 脱炭素移行に関する長期戦略策定及び温室効果ガス排出量の透明性向上支援
途上国・新興国において、長期戦略等の策定及び国家温室効果ガス（GHG）インベントリの整備、PaSTIを通じた民間セクターでのGHG排出量把握・情報開示等の透明性向上の推進を支援し、我が国の優れた脱炭素技術等を普及させる。
- (2) 市場メカニズムの世界的拡大に向けた体制構築支援事業
二国間クレジット制度（JCM）を含むパリ協定6条（市場メカニズム）への理解醸成と実施促進の国際支援を実施する。
- (3) 脱炭素都市間連携推進等事業
日本の自治体と民間企業が連携し、パートナー都市において脱炭素化を推進するための制度構築支援や能力開発等を行うほか、案件形成支援を行う。また日本の都市の脱炭素先行地域等の先進事例等を共有し、日本の先行的な取組を世界に展開する。
- (4) 資源循環分野の脱炭素化促進事業
資源循環分野における優れた脱炭素技術・インフラ（廃棄物発電等）の海外展開を推進し、途上国・新興国が抱える環境問題の解決とJCMを通じたCO2排出削減の促進を図る。
- (5) シナジー型JCM創出事業
脱炭素だけではなく、大気汚染、オゾン層破壊等の他の環境課題等も同時改善・解決を目指す案件形成を実施する。
- (6) 脱炭素化に向けたアジア型経済成長モデルの促進
アジア型の脱炭素を通じた経済成長モデルの考え方を「ASEAN-日本 GSTレポート」として取りまとめ、COP33のGSTの成果に反映し、国際的に位置づけることにより各国NDCに反映させ、日本の技術の世界全体への導入を促進する。

3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業、間接補助事業（補助率：大企業1/2・中小企業2/3）
- 委託先・補助対象：民間事業者・団体等
- 実施期間：(1) (4) 平成29年度～令和12年度 (2) 令和5年度～令和12年度 (3) 平成26年度～令和12年度
(5) 令和7年度～令和11年度 (6) 令和8年度～令和10年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 地球環境局 国際地球温暖化対策推進課 電話：03-5521-8246
国際地球温暖化対策推進課JCM推進室、地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室、環境再生・資源循環局 総務課 循環型社会推進室、水・大気環境局 環境管理課/国際協力推進チーム

アジア等国際的な脱炭素移行支援のための基盤整備事業のうち、 (1) 脱炭素移行に関する長期戦略策定及び温室効果ガス排出量の透明性向上支援事業



途上国・新興国における、パリ協定に基づく長期戦略の策定及びGHG排出量の透明性向上を支援します。

1. 事業目的

パリ協定の目標達成には、各国が長期戦略で1.5℃目標に向けた道筋を示し、国や事業者のGHG排出状況を把握しながら排出削減を推進する必要がある。また、サプライチェーン全体にわたるGHG排出の可視化は、アジアゼロエミッション共同体（AZEC）首脳会合でも求められているところ。本事業では、JCMによる脱炭素技術等の導入促進の基盤となる、途上国及び新興国における①脱炭素社会への実現可能かつ着実な移行の道筋に関する長期戦略等の策定及び②国や企業のGHG排出量の透明性向上を支援する。

2. 事業内容

今後の温室効果ガス排出量の増加が予測される東南アジア諸国等が脱炭素社会へ移行できるよう、制度基盤を形成するための脱炭素政策形成支援を実施する。なお、得られた情報を企業に提供し、JCM等を活用した案件形成につなげる。

①脱炭素社会への実現可能かつ着実な移行に関する脱炭素政策等の策定支援

温室効果ガス排出削減対策技術の導入や政策オプションによる削減効果を科学的に評価するAIMモデルを活用して、長期戦略やNDCの策定・更新、セクター別の脱炭素ロードマップ作成を支援する。

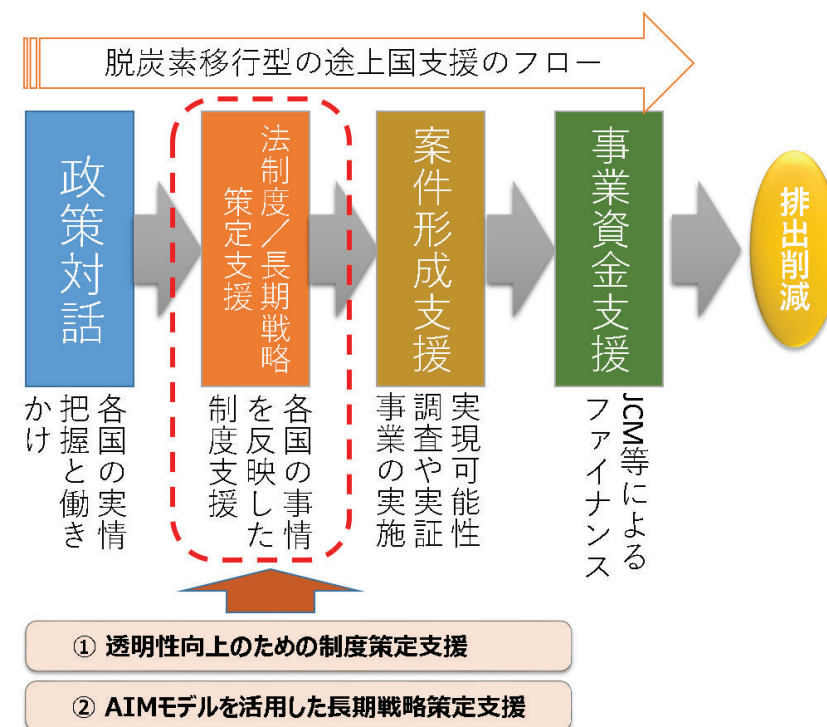
②国や企業のGHG排出量の透明性向上支援

我が国に強みのある、事業者単位での報告制度の実績を活かし、途上国において企業等の温室効果ガス排出量の透明性向上の制度構築を支援する。また、各国のインベントリ・隔年透明性報告書（BTR）の作成を支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 委託先：民間事業者・団体等
- 実施期間：平成29年度～令和12年度

4. 事業イメージ



アジア等国際的な脱炭素移行支援のための基盤整備事業のうち、 (2) 市場メカニズムの世界的拡大に向けた体制構築支援事業



二国間クレジット制度（JCM）を含むパリ協定6条（市場メカニズム）への理解醸成と実施促進の国際支援

1. 事業目的

- ・ 二国間クレジット制度（JCM）を含むパリ協定6条（市場メカニズム）実施に向け、実施体制の整備や具体的な案件における手続支援等を行う、「パリ協定6条実施パートナーシップ」の運営を行う事業。当該パートナーシップはCOP27にて日本主導により立ち上げ、2023年G7札幌会合を契機に「同パートナーシップセンター」を設立。
パートナーシップには、現在94の国・360以上の機関が参加（2026年7月末時点）。
 - ・ センターの活動を通じJCMがより拡大・促進できる環境を醸成し、国が決定する貢献（NDC）達成へ貢献する※。
- ※ 2030年度までの累積1億t-CO2程度、2040年度までの累積2億t-CO2程度の排出削減・吸収量の確保（地球温暖化対策計画（令和7年2月閣議決定））

2. 事業内容

本事業では、パリ協定6条の完全運用化が2024年11月に合意されたことも踏まえ、国連気候変動枠組条約事務局や世界銀行等と更に連携し、「パリ協定6条実施パートナーシップセンター」が下記の活動を行う。

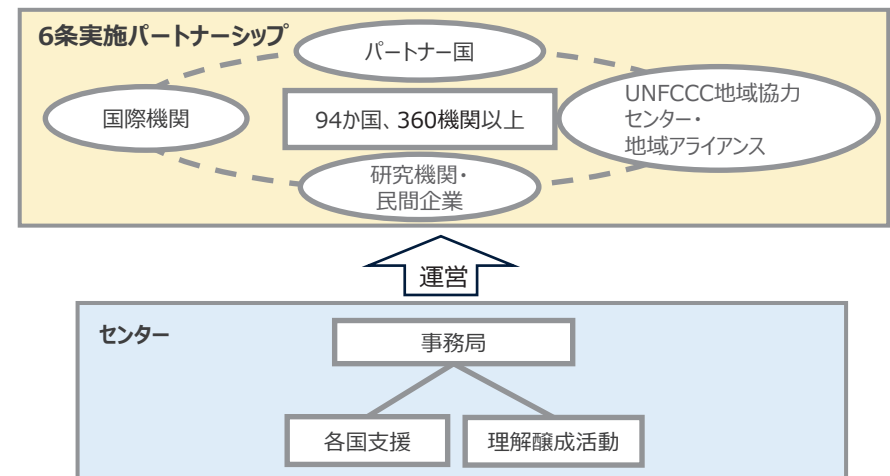
- ・ JCMパートナー国を含む各国の6条実施体制構築及び手続実施支援（6条戦略策定、政府承認、報告、クレジット管理等）
- ・ パリ協定6条の理解醸成活動
- ・ パートナーシップの運営 等

これらの実施体制の整備や具体的な案件における手続支援等を踏まえ、JCMをはじめとするパリ協定6条の取組への理解醸成を図り、支援国にとっても国際協力を活用した排出削減の取組が加速されるような手続整備支援を行うことも含め、世界的な排出削減を進める。

3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 委託先：民間事業者・団体等
- 実施期間：令和5年度～令和12年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 地球環境局 国際地球温暖化対策推進課JCM推進室 電話：03-5521-8246

アジア等国際的な脱炭素移行支援のための基盤整備事業のうち、 (3) 脱炭素都市間連携推進等事業



国内各地域の有する脱炭素技術の海外展開を促進し、途上国・新興国の都市の脱炭素化を促進します。

1. 事業目的

脱炭素社会実現のためには、様々なセクターを統合し、地域の経済・特性に応じた計画立案・対策を実施可能な都市の取組促進が必要不可欠。また、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は気候変動対策の推進において都市の果たす役割の重要性に鑑み、第7次評価サイクルにおいて、2027年までに「気候変動と都市に関する特別報告書」を作成することを決定。こうした背景を鑑み、途上国・新興国の脱炭素移行促進の一環として、国内各地域の有する脱炭素技術の海外展開を促進し、JCMプロジェクトの創出につなげる。

2. 事業内容

脱炭素都市間連携事業

日本の自治体が脱炭素社会形成に関する技術、経験、ノウハウ等を活用して、民間企業等と連携し、脱炭素化を推進するための制度構築支援や能力開発等を行う。これを通じ、JCM資金支援事業を活用した公共施設・工業団地等における再エネ・省エネ設備等の導入に貢献する。これを通じ、日本の自治体が脱炭素化に向けたパートナー都市の野心向上と政策実行を後押しする。

国際セミナーにおける発信

脱炭素社会実現のための都市間連携セミナーなど国内外におけるイベント開催等を通じて、日本の都市の脱炭素先行地域等の先進事例、都市間連携の成果事例を共有し、都市間連携等を一層促進する。

3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 委託先：民間事業者・団体等
- 実施期間：平成26年度～令和12年度

4. 事業イメージ



脱炭素社会実現のための
都市間連携セミナー2026



MoU締結（インドネシア・ギヤ
ニャール県-鹿児島県大崎町）



太陽光システムおよび蓄電池の導入（パラオ）
シードおきなわ合同会社



調光調色型高効率LED照明（ベトナム）
株式会社遠藤照明



公共交通バスへのCNGとディーゼル混焼設備導入（インドネシア）
株式会社北酸

お問合せ先： 環境省 地球環境局 国際地球温暖化対策推進課 電話：03-5521-8246

アジア等国際的な脱炭素移行支援のための基盤整備事業のうち、 (4) 資源循環分野の脱炭素化促進事業



循環経済への移行によって、途上国・新興国の資源循環分野の脱炭素化を促進します。

1. 事業目的

生産・廃棄段階のCO2排出を削減するためには、世界全体で循環経済移行を推進することが不可欠。資源循環分野における優れた脱炭素技術・インフラ（廃棄物発電等）の海外展開を推進し、途上国・新興国におけるJCMを通じたCO2排出削減を促進する。

2. 事業内容

① PPPスキームの適正化に向けた各種ガイダンス整備（委託）

廃棄物発電事業の入札条件・ルールを適正化するため、国際機関と連携して作成する廃棄物発電のPPPツールキットを用いて、東南アジア各国の実情に応じたガイダンスを整備する。また、各国政府と協力し、作成したガイダンスをベースに実際の事業の入札に適用し、入札環境を改善する。

② 廃棄物インフラ案件の形成に向けた発注支援（委託）

PPPスキームを活用した廃棄物発電等事業の実施に当たり、発電効率や安定性等の質の高さが確実に評価されるよう、発注・契約に関する助言や、準備段階の実現可能性調査の支援等を実施する。

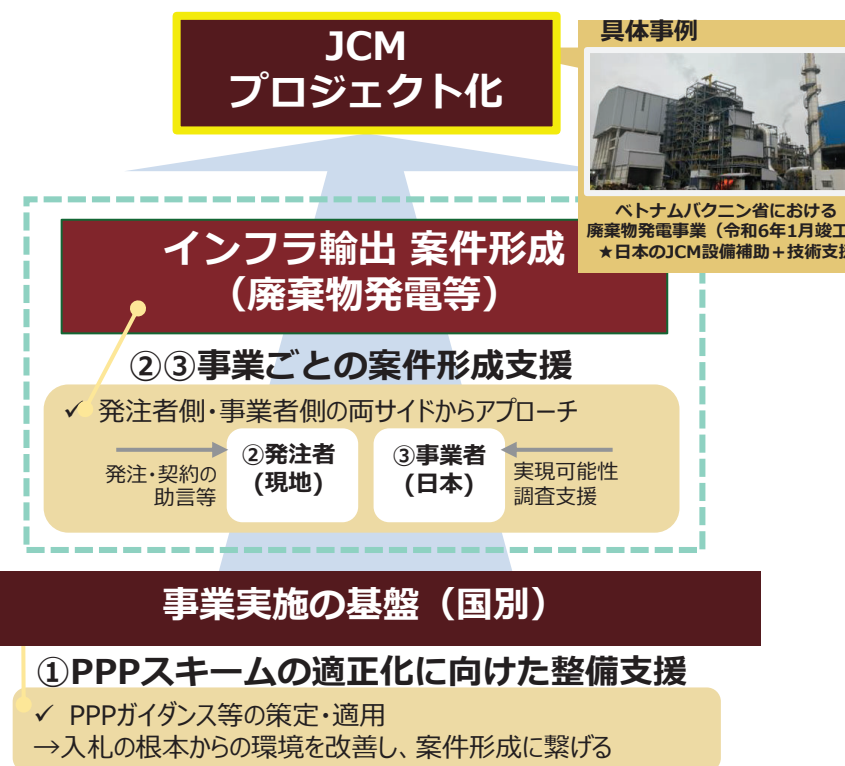
③ 廃棄物管理・リサイクル事業の実現可能性調査支援（補助）

廃棄物管理インフラを海外展開する事業計画について、民間事業者が実施する廃棄物の現状調査や事業性評価等の実現可能性調査を補助する。

3. 事業スキーム

- 事業形態：①、②委託事業 ③間接補助事業（補助率：大企業1/2・中小企業2/3）
- 委託先・補助対象：民間事業者・団体等
- 実施期間：平成29年度～令和12年度

4. 事業イメージ



アジア等国際的な脱炭素移行支援のための基盤整備事業のうち、 (5) シナジー型JCM創出事業



JCMパートナー国における相乗的アプローチによるシナジー型JCMの創出により脱炭素社会を実現します。

1. 事業目的

脱炭素だけではなく、大気汚染、オゾン層破壊等の他の環境課題等も同時改善・解決を目指す案件形成を実施する。その事業の実現に向けて、JCMパートナー国での実現可能性調査及び技術実証を実施し、シナジー型JCMプロジェクトの実現につなげる。また、本事業で得られたシナジー型プロジェクトの知見はJCM全体の進め方の改善に活用する。

2. 事業内容

2024年12月の経協インフラ戦略会議で決定された、「インフラシステム海外展開戦略2030」において、「環境分野については、脱炭素化と他の環境課題解決のシナジーを推進する」とされるとともに、2025年8月に環境省が公表した「環境インフラ海外展開基本戦略」では「多国間での環境政策や知見の共有に加え、環境問題の改善を通じ相乗的に社会課題を解決するプロジェクトを実現することにより、シナジーを推進する政策普及の後押しを図る。特に、グローバルサウスで社会問題化している大気汚染や不適切な廃棄物管理、森林破壊、自然災害等の問題解決に相乗的に貢献する」とされ、気候変動と環境問題等の同時解決を目指すシナジー型のアプローチの追及の重要性が指摘されたところ。

これらの課題を解決するため、本事業ではJCMを活用した我が国の脱炭素と大気汚染やオゾン層破壊等の環境課題・社会課題を同時に解決するシナジー型プロジェクトの支援を行う。

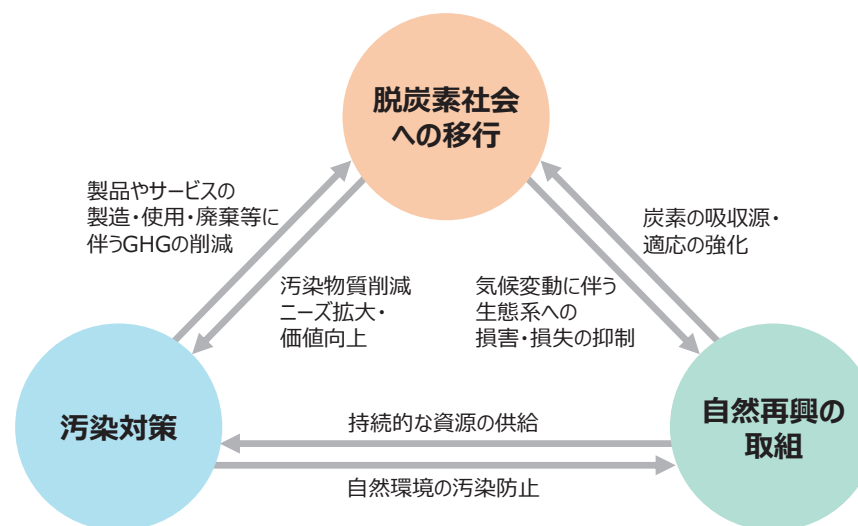
具体的には、多国間協定や二国間協力覚書等を踏まえ、JCMパートナー国において、脱炭素と大気汚染、オゾン層破壊等の他の環境課題・社会課題とを相乗的に解決に向けてモデル的なJCM事業の実現可能性調査及びJCM事業の案件形成に向けた技術実証を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態： 実現可能性調査：委託事業
技術実証：間接補助事業（補助率：大企業1/2・中小企業2/3）
- 委託先・補助対象： 民間事業者・団体等
- 実施期間： 令和7年度～令和11年度

4. 事業イメージ

相乗的アプローチによるシナジー型JCM案件の創出のイメージ



実現可能性調査／技術実証

- ・ モデル的な事業の実現可能性調査
- ・ 現地に適した技術適用の実証

アジア等国際的な脱炭素移行支援のための基盤整備事業のうち、 (6) 脱炭素化に向けたアジア型経済成長モデルの促進事業



ASEANの脱炭素と経済成長の同時実現のモデルを作成・国際発信し、JCM等のプロジェクト形成を促進します。

1. 事業目的

気候変動対策は喫緊の課題であり、パリ協定の1.5℃目標の実現に向けて、締約国が一致団結して、世界全体で更なる脱炭素に向けた取組を着実に進めていく必要がある。特にアジアは経済成長著しい中で、経済成長と脱炭素を同時に実現していくことが重要。このような中、アジアゼロエミッション共同体（AZEC）首脳会合の合意文書で示されているアジア型の脱炭素を通じた経済成長モデルの考え方を、ASEANと協力して作成する報告書に盛り込み、COP33で予定されているグローバル・ストックテイク（GST）の成果に反映し、国際的に位置づけるとともに、JCM等のプロジェクト形成につなげる。

2. 事業内容

アジア型の脱炭素を通じた経済成長モデルの考え方を、日本とASEANが協力をして「脱炭素化と社会経済課題解決の同時実現に向けたレポート（仮）」として取りまとめ、2028年の気候変動枠組条約第33回締約国会合（COP33）のGSTの成果に反映し、国際的に位置づけることを目指す。これを各国の温室効果ガス削減目標（NDC）などの脱炭素の計画に反映し、JCM等のプロジェクト形成により日本の得意とする技術のアジア、更には世界全体への導入を促進し、我が国の経済成長につなげる。

具体的な事業内容は以下のとおり。

- 日ASEAN各国のNDC及び隔年透明性報告書（BTR）を含む脱炭素政策の分析、各国の政策・取組や地域協力の優良事例の収集・共有、レポートの作成
- COP32でのレポートの発表のための日ASEAN共同イベントの開催、アウトリーチ、COP33での第2回GSTへの反映を目指したASEANと協調したインプットの実施
- ASEAN諸国の社会経済課題の解決につながるプロジェクトの形成に向けたニーズの把握

※本事業は、長期戦略・NDC策定支援及び企業の透明性向上支援と連携して実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 委託先：民間事業者・団体等
- 実施期間：令和8年度～令和10年度

4. 事業イメージ

活動	R8	R9	R10
分析・相互学習	日ASEANの NDC 及びBTRを含む脱炭素政策の分析	各国の政策の分析、優良事例の収集・共有	「レポート」を踏まえた、各国への政策へ反映の検討
意見交換/案件形成検討	1.5℃目標に向け、日ASEANの課題について意見交換	日ASEANの地域協力の検討（ニーズ把握）	レポートを踏まえた具体的な脱炭素プロジェクトの形成の検討
レポート作成・国際発信	「レポート」の項目作成	「レポート」の作成、GSTへの反映に向けたインプット	「レポート」のGSTへの反映に向けたインプット
国際協調	COP31で共同イベントを開催し、中間報告書を発表	COP32で共同イベントを開催し、「レポート」を発表、アウトリーチの実施	COP33で共同イベントを開催し、GSTを踏まえた日ASEANの共同行動について発信

GOSATを活用した気候変動対策の推進



【令和9年度要求額 2,576百万円（2,336百万円）】



GOSATシリーズによる継続的な温室効果ガス観測とその高度化により気候変動科学の発展と気候変動政策に寄与します。

1. 事業目的

- ① GOSATシリーズを適切に運用しつつ、観測データ品質の向上を図り、世界の温室効果ガス(GHG)濃度の分布状況とその時間的変動を監視する体制を維持・強化する
- ② 観測データを活用した排出量推計手法の高度化及び国際展開を進め、パリ協定に基づく各国の排出量報告の透明性の確保に貢献する
- ③ 将来のGHG観測ミッションに向けた検討を行うとともに、観測データの準リアルタイム提供・高精度化を通じてその利用拡大を図り、排出削減の取組の加速化に貢献する

2. 事業内容

1. GOSATシリーズによる継続観測

- ・ GOSATシリーズ（GOSAT、GOSAT-2、GOSAT-GW）の運用により、地球大気全体のGHGの観測を着実に実施する。

2. GHG観測データの検証と排出量推計の高度化

- ・ 濃度算出アルゴリズムの高度化と地上・船舶・航空機観測によるプロダクトの検証を実施し、品質を向上させる。
- ・ 観測データに基づく排出量推計手法の高度化及び国際展開を進め、国際標準化を目指す。

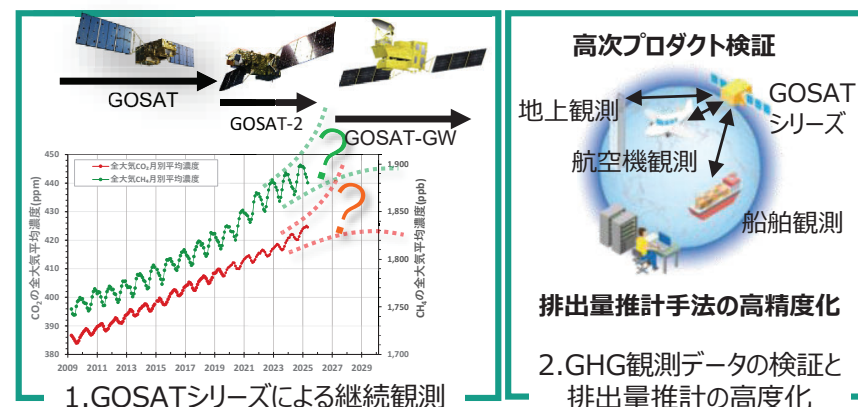
3. 将来のGHG観測ミッションの実現性検討とデータ利用拡大

- ・ 将来のGHG観測に採用すべき観測方式の仕様（時間・空間分解能、測定方式、必要開発期間等）と課題の特定を進める。
- ・ 観測データの準リアルタイム提供・高精度化の技術開発を進め、政策・ビジネスにおける観測データの利用拡大を図る。

3. 事業スキーム

■ 事業形態	委託事業、請負事業
■ 委託請負先	民間事業者・団体等
■ 実施期間	平成26年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省地球環境局総務課気候変動観測研究戦略室 電話：03-5521-8247

国立研究開発法人国立環境研究所運営費交付金（うち、衛星関連事業経費）



【令和9年度要求額 20,445百万円のうち、1,978百万円（17,091百万円のうち、1,700百万円）】

「GOSATシリーズ」から送られるデータを処理、各国の政府機関・研究者等に提供することにより、2050年カーボンニュートラルやパリ協定／グローバルストックテイクに貢献する

1. 事業目的

- ① GOSATシリーズの観測データから温室効果ガスの濃度等の高次プロダクトを定常的に作成する。
- ② 作成されたGOSATシリーズのプロダクトの長期保存や各国のインベントリ担当者／研究者への提供を行う。

2. 事業内容

温室効果ガス観測技術衛星（GOSAT）シリーズは、環境省・宇宙航空研究開発機構（JAXA）・国立環境研究所（NIES）の共同プロジェクトです。

1号機（GOSAT「愛称：いぶき」、平成21年打上げ）・2号機（GOSAT-2、平成30年打上げ）の17年以上にわたる地球全体の温室効果ガスデータはIPCCの第6次評価報告書や各国の温室効果ガス排出量の検証に用いられており、我が国の2050年カーボンニュートラルやパリ協定への重要な貢献といえます。また令和7年6月には3号機（GOSAT-GW）を打ち上げました。

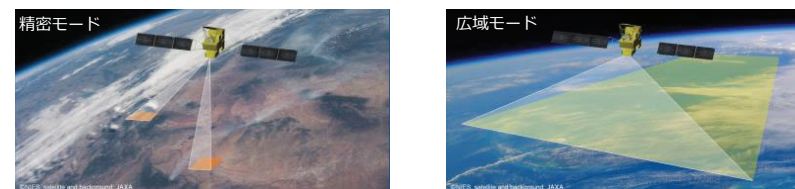
本事業ではGOSATシリーズのデータから温室効果ガスの濃度などのプロダクトを定常的に作成し、各国の担当者・研究者に提供するための地上データ処理システムの開発や運用を行います。特に令和9年度には3衛星それぞれのデータ処理システムの定常的な運用／維持管理を年間通して実施します。また、2号機について、耐用年数を超過した機材の更新等を実施します。

3. 事業スキーム

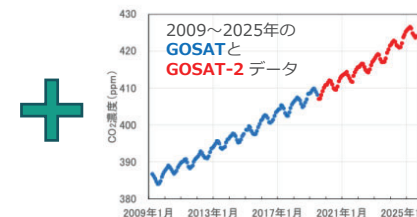
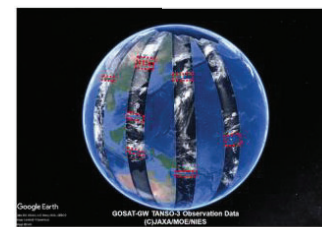
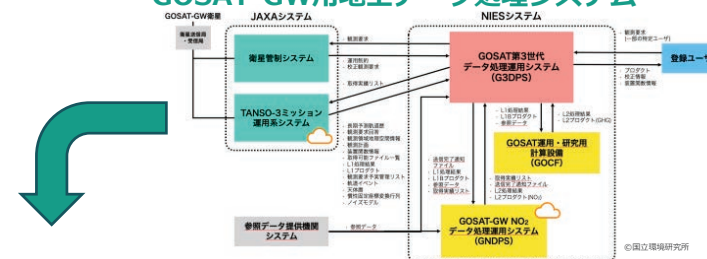
- 事業形態 運営費交付金
- 交付対象 研究機関（国立研究開発法人国立環境研究所）
- 実施期間 平成16年度～

4. 事業イメージ

GOSAT-GWによる温室効果ガス濃度のマッピング



GOSAT-GW用地上データ処理システム



GOSAT-GWの全球マッピング GOSAT、GOSAT-2の長期データ

お問合せ先： 環境省大臣官房総合政策課環境研究技術室 電話：03-5521-8238

気候変動適応先進地域創出のための適応実証事業



【令和9年度要求額 1,000百万円（新規）】

深刻化する気候変動影響に対して、「先手先手」で効果的な適応策の社会実装を促進します。

1. 事業目的

近年、気候変動の影響が急激にその深刻さを増しており、将来さらに影響が拡大することが明らかとなった。国民の生命や財産、日々の生活の安全や豊かさを守っていくためには、省庁や地方公共団体、民間企業、市民などの垣根を越えて、あらゆる主体が連携して「先手先手」で効果的な適応策を社会実装する必要がある。本事業は「気候変動適応先進地域」の創出を通じて、様々な主体の連携による推進体制を構築するとともに、将来を見据えた適応策の検討・導入の促進を目指す。

2. 事業内容

気候変動影響は地域の気候や地形、社会経済状況によって大きく異なる。それぞれの地域において、対応すべき重大な影響を特定して効果的な適応策を実施するため、必要な知見の提供、専門家による支援等を行うほか、気候変動先進地域における適応策の検討・導入・実証を支援する。本事業で得られた成果や知見は、事例集など他地域でも活用できる形にとりまとめ、全国の地方公共団体等への横展開を目指す。

（気候変動適応先進地域における活動例）

- ・ 重大な影響に対応する適応策を分野横断で検討・導入
- ・ 適応策としての効果の検証
- ・ 複数の対策の組み合わせの効果、社会課題や他の分野へのシナジー効果等を検証
- ・ 地域に関係するあらゆる主体が連携して推進する体制を構築

4. 事業イメージ



重大な気候変動影響を把握し、複数の技術や施策の組み合わせによって、多分野のシナジーが想定される対策を導入し、その効果を実証
地域のあらゆる主体が連携して推進する体制を構築

写真・画像等：A-PLATより

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和9年度～令和15年度

お問合せ先： 環境省 地球環境局 総務課 気候変動科学・適応室 電話：03-5521-8242

気候変動影響評価・適応推進事業



【令和9年度要求額 498百万円（490百万円）】

環境省



気候変動影響への適応取組を強化し、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指します。

1. 事業目的

気候変動の影響は国内外で既に現れており、さらに深刻化する可能性がある。そのためパリ協定等により、各国とも気候変動による被害の防止・軽減を図る適応の取組が求められている。日本では、平成30年6月に気候変動適応法が成立し、適応策の推進は、骨太の方針等にも盛り込まれている政府の重要課題である。これらを踏まえ、気候変動適応法に基づき、適応策を推進することで、健康影響の防止による生活の安定、農林水産業などの健全な発展、国土の強靱化などを総合的に目指す。

2. 事業内容

（1）気候変動影響評価・気候変動適応計画の進捗管理

気候変動適応法に基づく気候変動影響評価・気候変動適応計画の進捗把握を効果的・効率的に実行する。

（2）地方自治体適応策の支援

地域特性を加味した気候変動影響評価手法の検討などにより、地域における適応を推進する。また、地域創生につながる適応策を、地域コミュニティと連携して行う活動を支援する。

（3）民間企業、国民等の適応策の支援

気候変動をビジネス機会と捉えることを促進する。また、適応策をわかりやすく情報発信する。

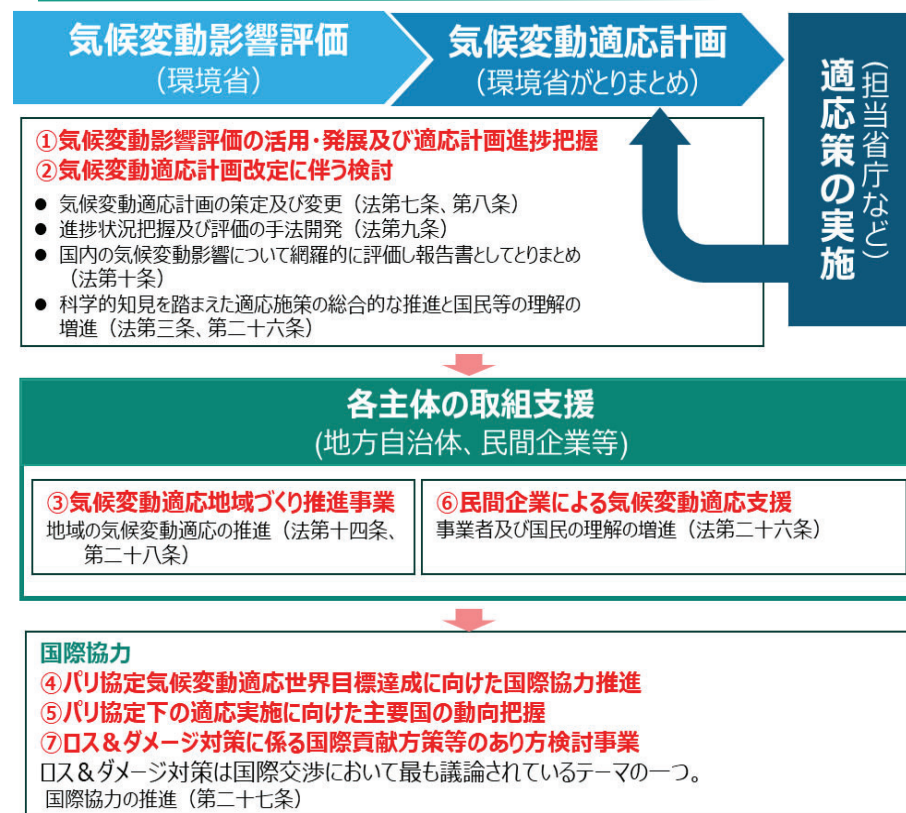
（4）適応策の国際協力

途上国に対し、早期警戒システムなどの適応策を官民連携して支援する。また、途上国を含む各国動向の情報を収集し、国際交渉で戦略的に対応する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体等
- 実施期間 平成18年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 地球環境局 総務課 気候変動科学・適応室 電話：03-5521-8242

良好な水環境の創出と健全な水循環推進費



【令和9年度要求額 260百万円（60百万円）】

水環境の保全と活用による地方の暮らしの安定と活性化のため、良好な水環境・水循環等に資する施策を総合的に推進します。

1. 事業目的

水環境を、水質のみではなく、生きものの豊かさ、景観、文化、地場産業や観光への活用などの観点も取り入れ、水環境の多面的な価値を評価し、水環境の保全と活用により地方の暮らしの安定と活性化を実現する、新たな水環境の制度を構築・実装するために、

- ・良好な水環境等の創出モデル事業と水辺の環境活動プラットフォームの運営による地方の暮らしの安定と活性化の推進。
- ・新しい水環境保全制度構築に関する調査・検討を実施。

2. 事業内容

①良好な水環境等の創出モデル事業

- ・豊かな水辺等の良好な環境の保全と活用による観光や地場産業の振興、藻場・干潟の保全・再生・創出と地域資源を活用する里海づくりの活動を促進。
- ・事業実施にあたっては、活動の持続性や経済波及効果などの展開を念頭に、個々のモデル事業実施地域の活動の質の向上に注力。

②水辺の環境活動プラットフォームの運営

- ・構築したモデルの横展開や地域のニーズと企業のビジネスや団体の活動のマッチング等を促すプラットフォームを運営し地方の暮らしの安定と活性化を推進。
- ・活動団体同士のネットワーキングを開催し、関係者間の情報共有を促進。

③水環境の保全・活用に関する新たな制度の構築

- ・国民ニーズの変化を踏まえ、汚濁対策を重点に進めてきた水環境保全施策に、生きものの豊かさ、景観、文化、地場産業や観光への活用などの観点を新たに盛り込むための調査検討を実施し、良好な水環境の創出を推進する制度を構築。

3. 事業スキーム

- | | |
|--------|--------------|
| ■ 事業形態 | 請負事業 |
| ■ 請負先 | 民間事業者・団体 |
| ■ 実施期間 | 令和5年度～令和11年度 |

4. 事業イメージ

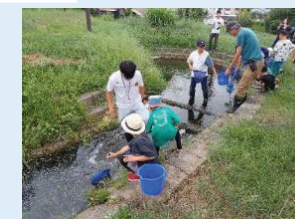
良好な水環境の保全・活用



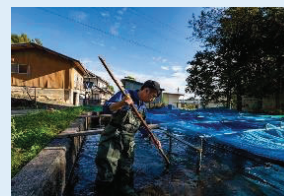
関係者協働の環境活動による水辺の価値向上



生物多様性豊かな里海の形成



子ども参加の身近な水辺の調査



良好な水環境の活用による地場産業の振興



地域外からの資金の獲得



高校、農家と連携した米のブランディング化

モデル事業の実施、プラットフォームの運営、新たな水環境制度の構築により、**良好な水環境の保全と活用による地方の暮らしの安定と活性化を図る**

お問合せ先： 環境省水・大気環境局 環境管理課 環境創造室

電話：03-5521-8298

閉鎖性海域・湖沼環境対策等推進費



環境省

【令和9年度要求額 266百万円（166百万円）】

うち 241百万円（143百万円）

閉鎖性海域及び湖沼の水環境の改善に向けた総合的な方策の検討、閉鎖性海域の水質等モニタリングを行います。

1. 事業目的

1. 「きれいで豊かな海」の実現に向け、生物多様性・生物生産性の減少、気候変動等の新たな課題を踏まえ、順応的栄養塩類管理の推進や底層溶存酸素（底層DO）等の改善方策の検討を進め、総合的な水環境管理への転換を図る。
2. 海水温上昇等の気候変動影響による沿岸生態系の変化を把握し、適応策の検討・実施に繋げるため、閉鎖性海域において生物多様性・生産性の変化を捉える生態系モニタリングを実施する。
3. 湖沼の水環境の改善に向けて、実証事業及び総合的な方策の検討を行い、望ましい湖沼環境の実現に寄与する。

2. 事業内容

（1）閉鎖性海域の環境対策

第10次水質総量削減の在り方について（答申）（令和8年5月）を踏まえ、水質汚濁防止法に基づく水質総量削減制度の対象海域において、総量「削減」から総量「管理」への転換を図り、総合的な水環境管理を実施する。

- ①総量削減から総量管理への転換に向けた検討
- ②水質予測モデル開発・ガイドライン策定等の栄養塩類管理の導入支援
- ③底層DO等改善方策の検討
- ④総量削減状況や生態系モニタリングの実施

（2）湖沼の環境対策

平成27年度に新たな環境基準に組み込まれた底層DOの改善に向けて、従来型でない新たな対策手法の検討・検証を行う。また、湖沼に対する地域の実践の活性化や価値向上など、新しい指標（湖沼像）の確立を目指す。

- ①底層DOの対応策の検討・分析
- ②湖沼水環境適正化対策実証事業による効果の検証
- ③湖沼水域を評価する新たな指標の検討、実証

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業及び委託事業
- 請負先等 民間事業者・団体、地方公共団体一般
- 実施期間 ①昭和53年度～、②令和7年度～令和11年度

4. 事業イメージ

水質総量削減制度（現状）

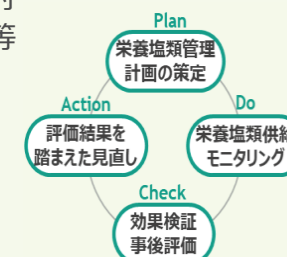
汚濁負荷量の総量を削減

削減一辺倒から
きめ細やかな水環境管理へ

水質総量管理制度（今後）

1. 栄養塩類の供給を可能とする 栄養塩類管理制度を導入

- ① 総量削減から総量管理への転換に向け検討
- ② 水質予測モデル開発・ガイドライン策定等の栄養塩類管理の導入支援
- ④ 生態系モニタリングの拡充



2. 総量削減制度の基本的な枠組は維持

- ③ 底層DO等改善方策の検討
- ④ 総量削減状況に係るモニタリングの実施

これらの施策により、**総合的な水環境管理**を通じて
きれいで豊かな海の実現を目指す

お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 海洋環境課海域環境管理室 電話：03-5521-8319

OECDを活用した健全な生態系の回復及び連結促進事業



【令和9年度要求額 304百万円（288百万円）】

2030年ネイチャーポジティブ達成に向けて、OECDを活用した民間・地域の取組を促進します。

1. 事業目的

- ①地域生物多様性増進法に基づく自然共生サイト認定を促進するために必要なインセンティブ措置を講じます。
- ②海域OECD等の設定・管理、日本のOECDに関する国際理解の促進、自然再生活動の推進に関する取組を実施します。

自然共生サイト：企業等の取り組みによって生物多様性の保全が図られている区域

2. 事業内容

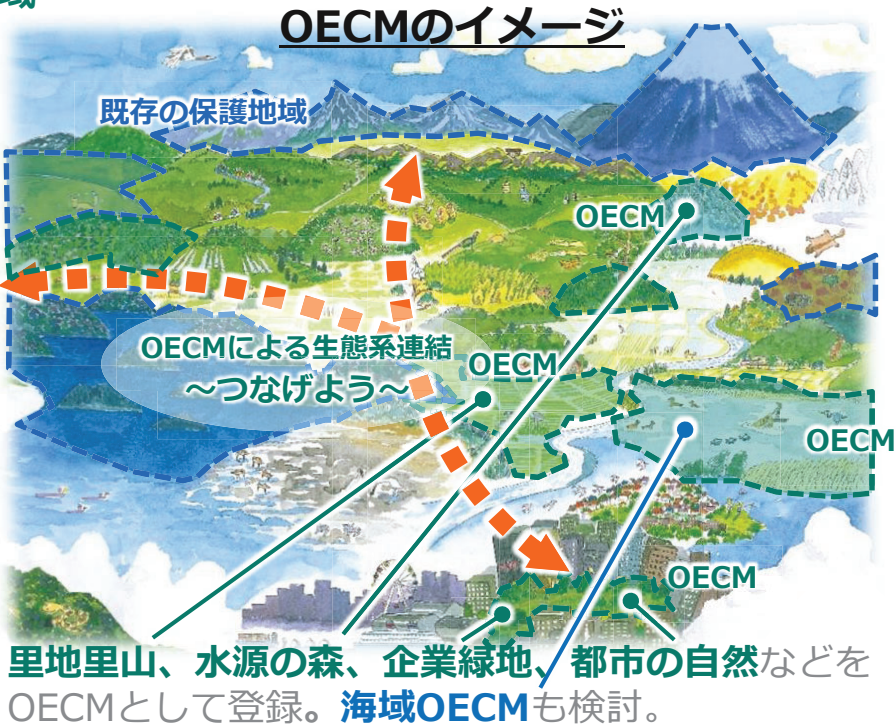
- (1) 自然共生サイト認定制度について認知度の向上を図ると共に、TNFD開示等との連携を強化。自然共生サイトへ民間資金等を誘導する支援証明書制度を運用。日本のOECDの考え方について国際発信。
- (2) 劣化した生態系の考え方や回復手法の検討を加速化。
- (3) 自然共生サイト等への活動に対して交付金による支援を実施。
- (4) 海域OECD等の国の制度に基づくOECDの検討を加速化。
- (5) 自然再生推進法に基づく取組を促進。

3. 事業スキーム

○事業内容	(1)(2)(4)(5)	(3)
■事業形態	請負事業	間接交付事業（1/2又は定額）
■請負先/対象	民間事業者等	協議会、非営利団体、自治体、企業等

4. 事業イメージ

OECD：保護地域以外の生物多様性保全に資する区域



お問合せ先： 環境省自然環境局自然環境計画課地域ネイチャーポジティブ推進室 電話：03-5521-8343

独立行政法人環境再生保全機構運営費交付金（うち、地域生物多様性増進活動促進業務）



【令和9年度要求額 309百万円（297百万円）】



2030年ネイチャーポジティブの実現に向け、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進します。

1. 事業目的

- ① 令和6年4月に成立した「地域生物多様性増進法」に基づき、企業等による、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する「増進活動実施計画」等の認定事務を実施。
- ② 地域における生物多様性増進活動の質を向上させるとともに、企業等の新たな参画を促すため、活動のフォローアップ、有識者マッチング、現地研修等を実施。

2. 事業内容

2030年「ネイチャーポジティブ」の実現と、「30by30」目標の達成には、国立公園等の保護地域の拡張に加え、里地里山や企業緑地等のOECDの設定促進が必要。

また、企業経営においても、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の流れもあいまって、生物多様性や自然資本の重要性が高まっている。

以上の背景から令和6年4月に成立した「地域生物多様性増進法」に基づき次の事業を実施し、企業等による地域における生物多様性増進活動を促進する。

＜認定事務＞

- ・本制度の総合窓口として「増進活動実施計画」等の認定申請に係る相談の受付、助言
- ・「増進活動実施計画」等の予備審査、有識者審査委員会の実施、認定結果の通知等
- ・OECD国際データベース登録用のGISデータ作成 等

＜活動支援・普及啓発＞

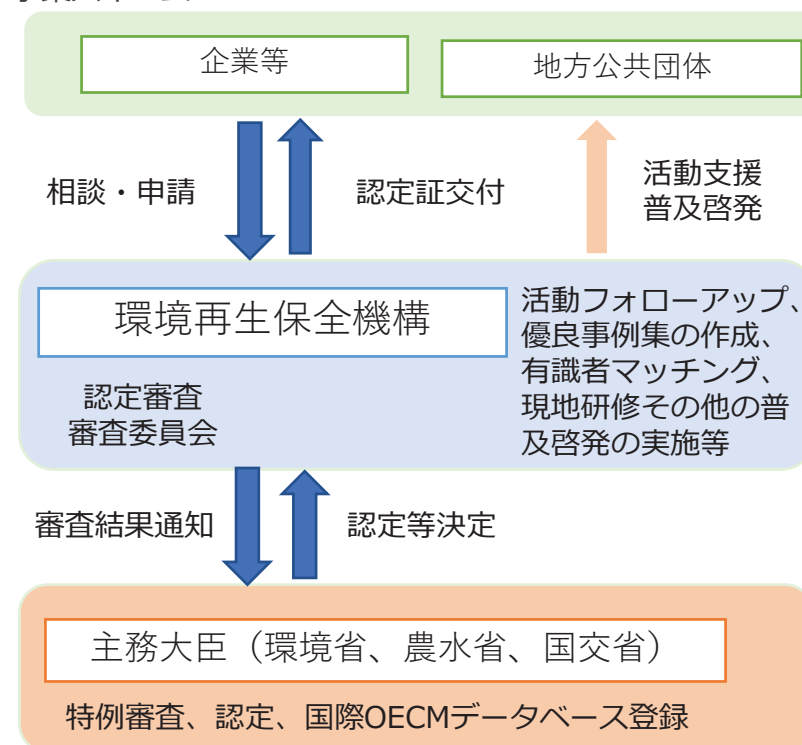
- ・認定された計画に基づく活動状況・結果の確認等のフォローアップ
- ・計画の公表、整理、優良事例集の作成、現地研修の実施
- ・増進活動の手法選択やモニタリングに知見を有する有識者とのマッチング

3. 事業スキーム

- 事業形態 運営費交付金
- 対象 民間事業者・団体/非営利団体/地方公共団体
- 実施期間 令和7年度～

4. 事業イメージ

○事業スキーム



お問合せ先： 環境省大臣官房総合環境政策統括官グループ総合政策課、自然環境局自然環境計画課
電話：03-5521-8228、03-5521-8343

ネイチャーポジティブ地域づくり推進事業



【令和9年度要求額 35百万円（16百万円）】



ネイチャーポジティブな地域づくりの実現を目指します。

1. 事業目的

地域全体で自然の価値を高め、地域の価値向上につなげていくために、ネイチャーポジティブな地域づくりを推進する体制を構築し、地域間の連携を促進し、地域全体の取組に発展させます。

2. 事業内容

ネイチャーポジティブ地域づくり体制構築

○体制構築のための会合等開催

ネイチャーポジティブな地域づくりを推進するため、地方公共団体、自然共生サイト（※）管理者、自然共生サイト（候補地を含む）から生じる生態系サービスを利用している事業者、地域の金融機関等の多様な主体による連携体制の構築や自然共生サイトの取組に対する支援のマッチング等、民間投資の促進をするための各種会合を開催。

○地域間連携の促進

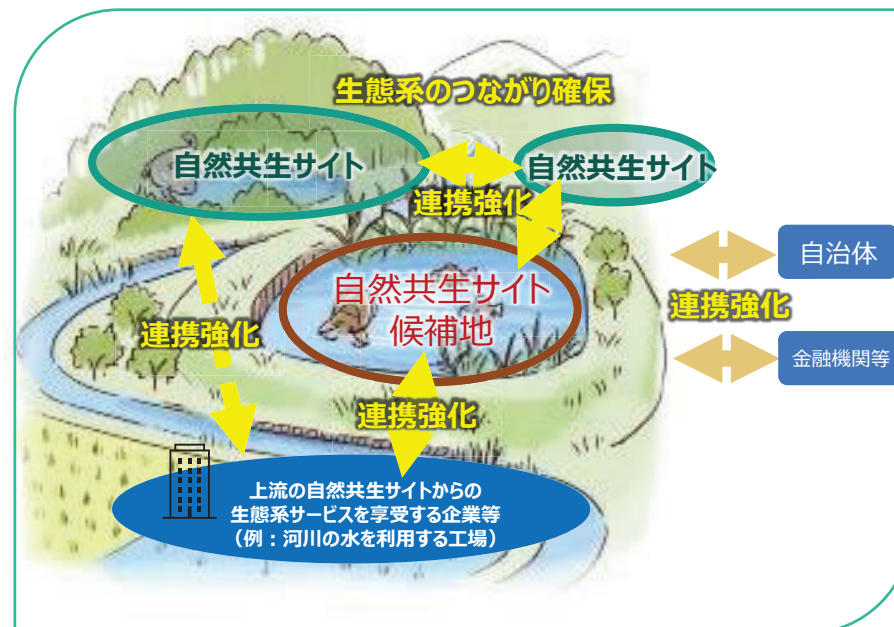
各地方環境局の管轄内における情報共有や意見交換等を通じて、課題や優良事例を学び合う場を提供し、地方公共団体等を中心に地域間での連携を強める取組を促進。

※自然共生サイト：企業等民間の取り組みによって生物多様性の保全が図られている区域

3. 事業スキーム

■ 事業形態	請負業務
■ 請負先	民間事業者・団体/非営利団体
■ 実施期間	令和8年度～

4. 事業イメージ



※地域・流域での連携強化が、新たな自然共生サイトの認定促進や生態系のつながりの確保にも資する

お問合せ先： 環境省自然環境局自然環境計画課地域ネイチャーポジティブ推進室 電話：03-5521-8343

早期警戒システムを基軸とした適応技術導入パッケージの海外展開実証事業



【令和9年度要求額 1,000百万円（新規）】

早期警戒システムとそれに関連する適応策の途上国への導入により、サプライチェーン強靱化を目指します。

1. 事業目的

- 日本にとって重要貿易相手国を中心に、日本の早期警戒システム（EWS）技術と適応技術をパッケージ化し、実証事業を推進することで、海外展開と、日本のサプライチェーン強靱化
- 日本のEWS技術や適応技術の海外展開についての手引きを取りまとめ、世界的競争力を高める。

2. 事業内容

日本ではEWSのビジネス化が世界に先駆けて進んでおり、海外に関心を持つ企業も多い。EWSと関連した適応技術や実施する企業も多く、国の経済状況やニーズに即しつつ、EWSと適応策を組み合わせ、官民連携で日本企業の海外展開及び日本のサプライチェーン強靱化を目指す。

① 早期警戒システムを基軸とした適応技術パッケージ導入実証事業

日本の重要貿易相手国を選定し、机上調査、現地調査によりニーズや導入要件を確認する。複数の企業によるEWSと適応技術・サービスをパッケージ化し、技術導入に向けた実証事業を推進する。

② 国際競争力強化を目的とした民間に向けた手引き・ガイドライン作成事業

日本の技術仕様や技術・サービスを国際的に浸透させる仕掛けづくりを行う。具体的にはASEAN地域レベル及びUNFCCC下の損失と損害議論における能力強化の枠組みにインプットすることを想定した手引きを作成する。また民間事業者が国際的な外部資金をより活用できるように必要な情報を整理し、官民連携協議会ウェブサイトや、AP-PLATなどで公開、発信する。

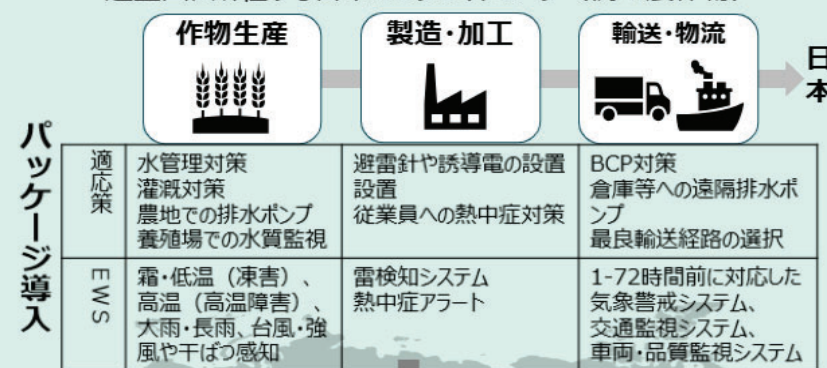
3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和9年度～令和12年度

4. 事業イメージ

（１）早期警戒システムを基軸とした適応技術パッケージ導入実証事業

途上国に所在する日本のサプライチェーン（例：農作物）



（２）国際競争力強化を目的とした民間に向けた手引き・ガイドライン作成事業

日本のサプライチェーン強靱化

お問合せ先： 環境省 地球環境局 総務課 気候変動科学・適応室 電話：03-5521-8242

熱中症対策推進事業



【令和9年度要求額 1,514百万円（450百万円）】
（独立行政法人環境再生保全機構運営費交付金 314百万円（306百万円）を含む）

国民の命を守るため、国、地方公共団体、事業者等が行う効果的な熱中症対策を推進します。

1. 事業目的

- 熱中症対策実行計画で掲げる「2030年熱中症死亡者半減」達成に向け、国、地方公共団体、事業者等において、あらゆる主体が熱中症予防行動をとることができるよう効果的な熱中症対策の普及・啓発を推進する。
- 熱中症特別警戒情報の運用、指定暑熱避難施設や熱中症対策普及団体の取組等について、効果的な体制づくりを進めるとともに、平時・災害時双方における熱中症対策を推進する。

2. 事業内容

- ①災害時の熱中症対策の分析（特に令和8年熊本地震の分析）②行動変容につながる普及啓発の分析③熱中症や熱中症特別警戒情報等による社会的影響の調査・検討を行い、平時・災害時双方の熱中症対策を推進する。
- 政府一丸で「熱中症予防強化キャンペーン」を実施し、メディアやSNS等の多様なチャネルを通じて国民向けの戦略的な普及啓発を実施する。
- 熱中症特別警戒情報及び熱中症警戒情報の着実な運用、クーリングシェルトアの指定に係る支援など各種取組を推進する。
- 官民連携による高齢者等へのアウトリーチや平時・災害時ともに役立つ「フェーズフリー」技術に関する実証・開発支援事業を実施し、地方公共団体・個人による熱中症対策を推進する。
- 独立行政法人環境再生保全機構が、地方公共団体等に対し熱中症対策に取り組む情報を収集・展開、また職員等への熱中症対策の研修を実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業＋運営費交付金
- 請負先 民間事業者
- 実施期間 平成24年度～

4. 事業イメージ

■ 普及啓発の実施

熱中症警戒情報等の発表



熊本地震にて配布したチラシ

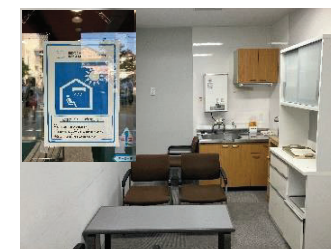


■ 地域における熱中症対策の強化

高齢者等へのアウトリーチ（イメージ）



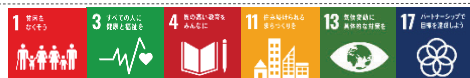
指定暑熱避難施設の設置



（例）佐野市役所

お問合せ先： 環境省大臣官房環境保健部企画課熱中症対策室 電話：03-6206-1732

独立行政法人環境再生保全機構運営費交付金（うち、熱中症対策推進事業）



【令和9年度要求額 314百万円（306百万円）】

国民の命を守るため、地域社会が一体となって取り組む、具体的かつ効果的な熱中症対策を促進します。

1. 事業目的

- ・地域における熱中症対策に関する優良事例を収集、周知等により地方公共団体等による地域における熱中症対策の強化を図る。さらに、地方公共団体等に向けた研修会や講習会を実施して優れた取組の全国展開を図る。
- ・熱中症特別警戒情報等に必要な指標の提供等により、熱中症特別警戒情報等の的確かつ迅速な発表につなげる。

2. 事業内容

熱中症特別警戒情報等の発表の前提となる情報及び熱中症患者発生に係る情報を収集、整理、分析及び提供する。

熱中症対策として取組が進んでいない分野において好事例を創出するため、指定暑熱避難施設の指定・開放及び熱中症対策に関連して地域で活動する団体や企業等との協働等に取り組む地方公共団体等を支援、優れた取組をとりまとめる。また、優れた取組の横展開を図るため、地方公共団体等を対象にした研修を実施する。

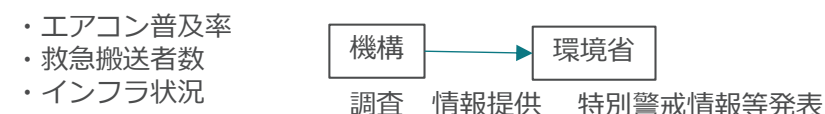
- ① 熱中症警戒情報及び特別警戒情報発表に必要な指標等に係る情報収集・分析業務
- ②－1 地域の熱中症対策の推進に必要な情報の収集・整理・分析及び提供
- ②－2 地域の熱中症対策の推進に必要な研修

3. 事業スキーム

■ 事業形態	運営費交付金
■ 請負先	地方公共団体／民間事業者・団体
■ 実施期間	令和6年度～

4. 事業イメージ

- ① 熱中症警戒情報又は特別警戒情報発表に必要な指標等に係る情報収集・分析業務



- ②－1 地域の熱中症対策の推進に必要な情報の収集・整理・分析及び提供

- ②－2 地域の熱中症対策の推進に必要な研修

【研修の取組例】

- ・地方公共団体等に対する熱中症対策、指針等の説明会
- ・熱中症対策普及団体等に対する熱中症対策研修会

優れた取組のとりまとめ
事例集作成と報告会開催

取組課題の抽出・特定
地域別の案件形成支援

研修等を通じて地域ごとに
成果を“横展開”

取組の支援

9件/年

【地域支援の取組例】

- ・指定暑熱避難施設の指定・開放
- ・熱中症対策に関連して地域で活動する団体や企業等との協働

お問合せ先： 環境省大臣官房環境保健部企画課熱中症対策室 電話：03-6206-1732

ネイチャーポジティブ（NP）の実現に向けた生物多様性保全等のための国際協力・ルール先導推進費



【令和9年度要求額 1,410百万円（136百万円）】 環境省



生物多様性に関する国際枠組に積極的に貢献するとともに、必要な国内対応を実施します。

1. 事業目的

2022年に生物多様性条約（CBD）第15回締約国会議COP15において採択された昆明・モントリオール生物多様性枠組では、2030年までに生物多様性の損失を食い止め回復に転じさせるいわゆるネイチャーポジティブ（Nature Positive（NP）：自然再興）が掲げられた。NPの実現は環境保全のみならず新しいビジネスの創出につながる。このため、各種国際分野におけるルールメイキングを日本が先導して関連市場における国際競争力の確保をしつつ、NPの実現を目指す。

2. 事業内容

- 新たな国際動向（例：自然関連財務情報開示TNFDによる移行計画の提言、国際サステナビリティ基準審議会ISSBの自然開示要求事項の提案等）を踏まえ、こうしたルールメイキングに対応する国内企業を支援する。また、NPを目指す取組を通じた企業価値向上に向けて、2026年度策定の投融資や調達におけるNP実践ガイドラインを踏まえ、ネイチャーファイナンスモデル事例の創出や、NP移行型サプライチェーン構築の実証等を実施。
- 遺伝資源の利用と利益配分（ABS）について定めた名古屋議定書の実施、国連公海等生物多様性協定（BBNJ協定）のルール作りの主導、南極環境保護法の運用、地球上の砂漠化対処支援、生物多様性等に関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）やアジア保護地域パートナーシップ（APAP）、米国との国立公園における協力した取組に関して、日本からの専門家派遣、国内外での情報発信等の取組や今後の方針検討を実施。
- IUCNとWCPA（世界保護地域委員会）がおおむね10年ごとに開催する「世界国立公園会議」において、ストリームの1つで我が国の自然環境政策についての発信を実施。

3. 事業スキーム

■ 事業形態	請負事業
■ 委託先/請負先	民間事業者・団体
■ 実施期間	平成23年度～

4. 事業イメージ

国内外の対応を統合し、国際的なルールメイキングと日本のプレゼンスの発揮の同時達成を目指す



お問合せ先： 環境省 自然環境局自然環境計画課生物多様性ビジネス推進室 電話：03-5521-8150
自然環境局国立公園課 電話：03-5521-8279 自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室 電話：03-5521-8275

ネイチャーポジティブ（NP）の実現に向けた生物多様性保全等のための国際協力・ルール先導推進費のうち ネイチャーポジティブ移行型サプライチェーン構築事業



【令和9年度要求額 1,101百万円（新規）】



ネイチャーポジティブ移行型のサプライチェーンを構築するために、企業間連携による取組を支援します。

1. 事業目的

自然資本への配慮が持続可能な経営の前提となる中、我が国経済は原材料調達を通じて海外の自然資本に大きく依存しており、自然関連の調達リスクや国際的な規制強化への対応が急務となっている。本事業は、こうしたリスクに対応し、企業の安定的な事業継続を通じて日本の暮らしを守るとともに、国際ルールメイクの先導や国内サプライチェーンの強化を通じて自然資本を軸とした地域・企業の成長機会を創出するため、ネイチャーポジティブ移行型のサプライチェーン（SC）構築を目指す。

2. 事業内容

(1)自然関連の調達リスクへの対応に関するサプライチェーン強化促進事業

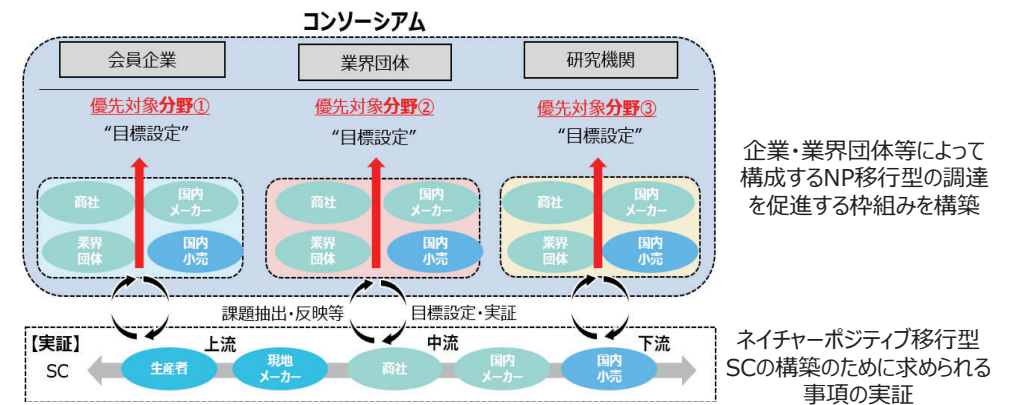
- ・ネイチャーポジティブ移行型サプライチェーン構築のための
コンソーシアム形成・運営及び戦略等の策定に関する調査検討を実施
- ① コンソーシアム設立・運営等（実証の事務局機能を含む）
- ② 分野別の自然関連リスクに関する調査分析
- ③ 分野別の方針・戦略検討等（3分野）
- ④ NPなSC構築に当たって求められるSCの実証：3分野×5件×0.5億円

(2)ネイチャーポジティブ移行型サプライチェーン構築に向けた環境整備事業

- ① NP経営の基準・スコアリング及びインセンティブ設計のあり方検討等
- ② 調達を取り巻く国際動向調査・戦略検討・標準化対応等

4. 事業イメージ

(1)自然関連の調達リスクへの対応に関するサプライチェーン強化促進事業



(2)ネイチャーポジティブ移行型サプライチェーン構築に向けた環境整備事業

NP経営基準・スコアリング・インセンティブ



3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者
- 実施期間 令和9年度～

お問合せ先：環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性ビジネス推進室 電話：03-5521-8150

生物多様性保全等のための基盤的事業費



【令和9年度要求額 152百万円（102百万円）】環境省

ネイチャーポジティブ実現に向けた社会の変革を実現するため、多様な主体を巻き込んだ取組を推進します。

1. 事業目的

- 我が国の主張が国際的なルールメイキングの中に適切に反映されるよう、条約関連会合等において主導的な役割を果たす。
- 生物多様性国家戦略2023-2030の実施措置の強化や、地域の取組の技術的支援・伴走支援を実施する。
- 様々なステークホルダーと連携し、社会経済における生物多様性の主流化の促進に取り組む。

2. 事業内容

ネイチャーポジティブを実現するため、昆明・モンテリオール生物多様性枠組を踏まえ2023年3月に閣議決定された生物多様性国家戦略2023-2030に関する施策を推進する。

(1) 生物多様性国家戦略推進費

- 生物多様性国家戦略2023-2030の実施状況の点検・評価、生物多様性及び生態系サービスの総合評価の実施
- ネイチャーポジティブに資する自治体の目標・指標設定の技術的支援・伴走支援
- 生物多様性に関する国際議論において主導的な役割を果たす

(2) 自然資本投資に向けた環境整備費

- 自然の価値評価の手法の確立と自然資本投資を促す革新的な資金メカニズムとなる価値取引制度等の社会経済的な仕組み作り

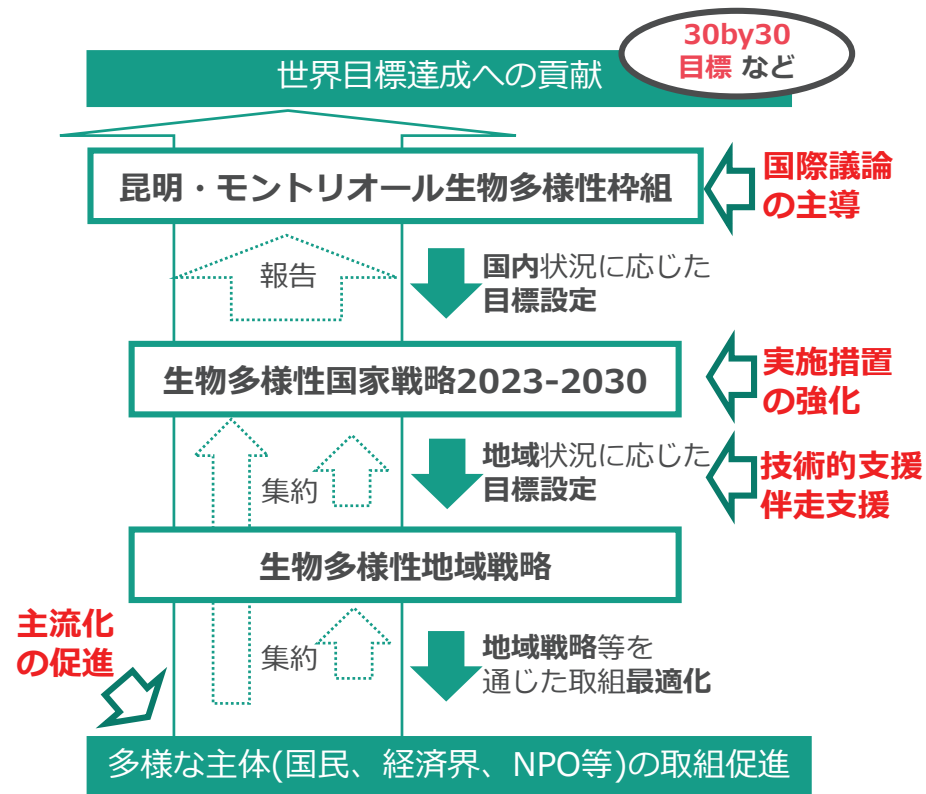
(3) 生物多様性主流化推進事業費

- 生物多様性の主流化に向けた各主体の取組の推進及び連携・協働を促す産官学民のステークホルダーによるプラットフォームの運営

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体／研究機関等（メニュー別スライドを参照）
- 実施期間 メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省自然環境局自然環境計画課 電話：03-5521-8274

生物多様性保全等のための基盤的事業費のうち、 (2) 自然資本投資に向けた環境整備費



【令和9年度要求額 78百万円（30百万円）】



自然資本投資を促す生物多様性の価値評価手法の確立等を目指します

1. 事業目的

我々の生活や企業の事業活動を支える自然資本や、統合的で費用対効果の高いNbSへの投資を促進する価値取引制度等の実現を見据え、生物多様性の価値評価手法の確立等に取り組む。

2. 事業内容

ネイチャーポジティブの達成には、我々の生活や企業の事業活動を支える自然資本や、統合的で費用対効果の高いNbSへの投資を促進する革新的資金メカニズムの実現が重要である。一方で、自然そのものの価値や自然がもたらす恵みの価値の定量的評価等の客観的に比較可能な指標がないことが課題となっている。また、評価技術を含めネイチャーテック（自然関連技術）の活用を促進することにより、保全等の取組の高度化・効率化を図る必要がある。

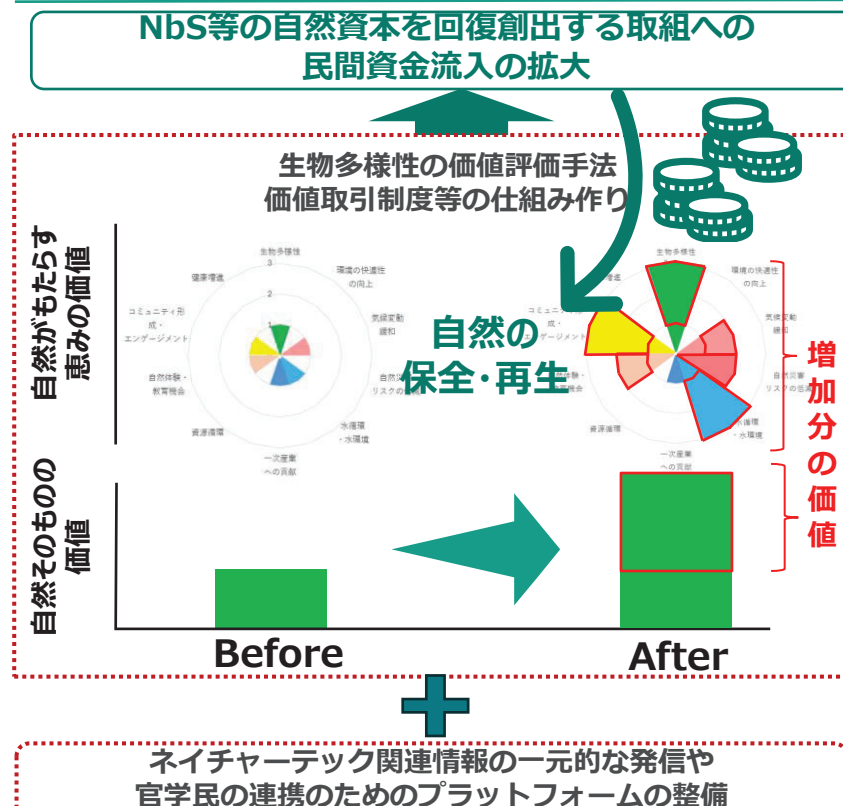
よって本事業では、自然資本にかかる投資を促進するため、我が国の自然の特徴を踏まえた生物多様性の価値評価の手法を確立し、価値取引制度等の構築に向けた検討を進める。あわせて、ネイチャーテックに係る情報の一元的な発信や官学民の連携強化のためのプラットフォームを整備する。これにより、中長期的には、現在は公的資金負担が中心となっている生物多様性保全の取組について、投資の観点から民間による主体的な取組が進むような社会経済的な仕組み作りを進める。

- ①生物多様性の価値評価手法の検討
- ②価値取引制度等の構築に向けた検討
- ③ネイチャーテックに関するプラットフォームの整備

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者等
- 実施期間 令和4年度～令和11年度

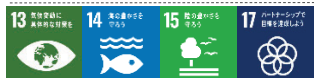
4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省自然環境局自然環境計画課 電話：03-5521-8274

希少種保護対策費

【令和9年度要求額	933百万円（764百万円）】
うち、本省予算	612百万円（511百万円）
うち、地方予算	321百万円（252百万円）



希少種及びその生息・生育地の保全強化によって再生可能エネルギー等の開発事業との適切なすみ分けを図るとともに、保護増殖事業の実施等により新たな絶滅を回避し、暮らしを支える豊かな生態系を将来に渡って健全に保つ。

【本省予算】

1. 事業目的

- ①希少種の生息・生育地の総点検やレッドリスト作成により、国全体として守るべき地域や種を明らかにする
- ②国内希少種への指定（規制）や保護区指定により、再エネ等の乱開発から必要な種・地域を確実に保全する
- ③先進モデルとなるような、あるいは全国的な保護増殖事業等の取組を進め、各地への波及を図る

2. 事業内容

【「生息・生育の場の保全」の強化】

- ・希少種の生息・生育地保全に向けた総点検
- ・生息地等保護区の指定
- ・希少種保全に対する地域体制の構築強化

【「種の保存」の推進】

- ・国内希少野生動植物種の追加指定
- ・保護増殖事業、野生復帰に向けた順化等事業
- ・動植物園等と連携した生息域外保全の技術開発・推進
- ・能登地域など本州でのトキの定着支援、日中トキ協力事業
- ・イヌワシ緊急保護対策



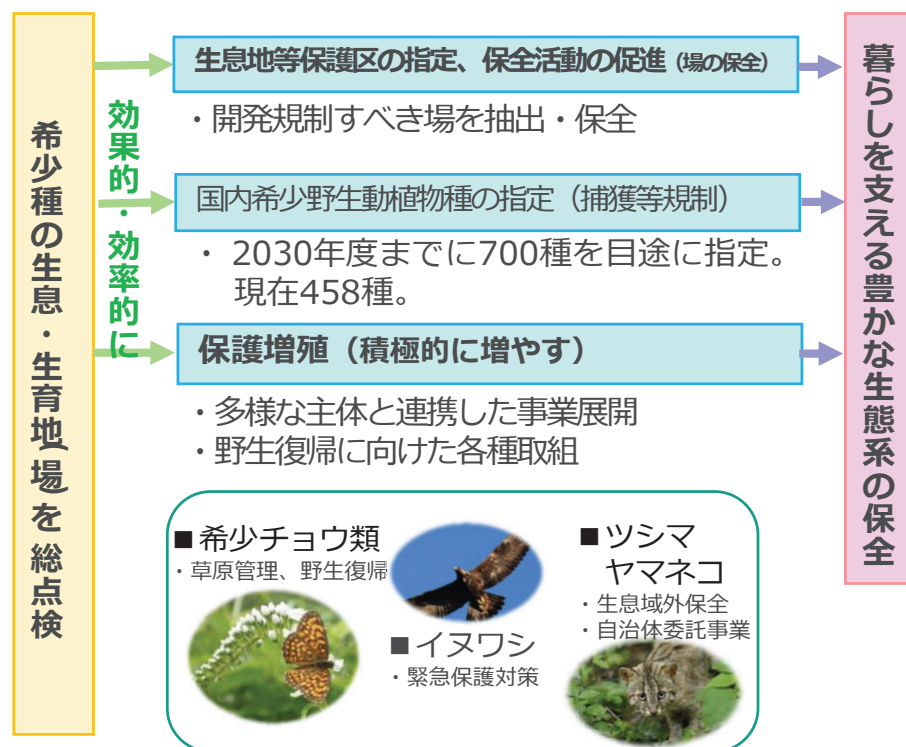
【基盤情報：レッドリストの提供】

- ・第5次RL見直し、第6次に向けた評価手法・体制整備

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業、請負事業
- 委託先/請負先 地方公共団体、民間事業者・団体、非営利団体
- 実施期間 平成5年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 自然環境局 野生生物課 希少種保全推進室 電話：03-5521-8353

【地方予算】

1. 事業目的

- ① 特に優先度が高いものから地域の実態に即した保護増殖事業を実施することにより、種の絶滅を回避する。
- ② 生息地等保護区の指定候補地の現地調査や、既指定地の適切な維持管理等により、重要生息地の保全を進める。
- ③ 各地域における①②の取組を通じ、全国的な生態系・生物多様性の保全を図る。

2. 事業内容

【各地域における「種の保存」の推進】

- ・保護増殖事業計画が策定された種について、計画に基づき生息状況の調査、生息環境の整備、生息を脅かす要因の排除（密猟、交通事故対策など）、飼育繁殖、野生復帰、普及啓発、これらに係る専門家等との検討会などを実施。
- ・対象種ごとに、生息数及び生息環境についての定量的目標設定など、保護増殖事業の完了に向けた検討と優先度に応じた対策の重点化・効率化を実施。

【各地域における「場の保全」の強化】

- ・生息地等保護区の新規指定に向けた調査検討、既指定地の維持管理。
（新規指定の調査検討）生息状況把握調査、関係者との調整、図面作成等
（既指定地の維持管理）巡視、生息状況把握調査、維持保全作業、制札等の整備、違法捕獲等防止柵の設置等

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成18年度～

4. 事業イメージ

保護増殖事業（78種※）

※対象種は保護増殖事業計画が策定されている79種の一部を除き計上

種ごとに地域実情に応じた事業実施

- ＜ほ乳類＞ ツシマヤマネコ、イリオモテヤマネコなど4種
- ＜鳥類＞ イヌワシ、ライチョウ、ヤンバルクイナなど15種
- ＜両生類＞ アベサンショウウオ1種
- ＜魚類＞ ミヤコタナゴ、アユモドキなど5種
- ＜昆虫類＞ ベッコウトンボ、オガサワラハンミョウなど13種
- ＜貝類＞ 小笠原陸産貝類23種
- ＜植物＞ キタダケソウ、レブンアツモリソウなど16種



ライチョウ



イタセンバラ

生息状況の調査、生息地の環境整備、外来種駆除、飼育繁殖、野生復帰、密猟対策、普及啓発等

生息地等保護区（新規指定の推進、10箇所の維持管理）

国内希少野生動植物種のうち生息・生育地を厳重に保全する必要がある場合に指定。
・メガソーラー対策パッケージに基づく開発行為の規制
・生息・生育環境の保全

■ 新規指定の調査



関係者との調整

■ 維持管理



巡視



制札等の整備

暮らしを支える豊かな生態系の保全



本州におけるトキの野生復帰を通じて地域づくりの支援と能登半島の創造的復興に貢献します。

1. 事業目的

放鳥地域周辺でのトキの定着に必要な事業を行い、近い将来本州においてもトキが定着・繁殖し、国内に複数の個体群の創出を目指すとともに、事業を通じてトキをシンボルとした地域づくりや復興支援に寄与する。

2. 事業内容

トキの定着のためには一定期間の継続的な放鳥が必要。令和8年5～6月の能登半島での放鳥で得られた知見や放鳥後のトキの生息状況等のデータを参考に、令和9年度も必要な機材の準備や体制を整備した上で、島根県出雲市等で取組自治体と協働で放鳥を実施予定。放鳥後はトキの分布・拡散状況を追跡機器やモニタリング等により把握し、そのデータを解析し、次の放鳥の検討に利用する。また、観察方法やモニタリングに関する技術的支援を行う。

○放鳥準備及び放鳥

- ・本州でのトキの放鳥に係る機材等の準備

○トキのモニタリング・データ解析等

- ・放鳥個体の分布、生息状況の把握
- ・追跡機器やモニタリングから得られたデータ解析等

○定着・地域づくりの支援

- ・トキの定着を阻害しない観察方法の周知（巡視、普及啓発資料の配布等）

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和9年度

4. 事業イメージ

■放鳥準備



追跡機器の調達、装着



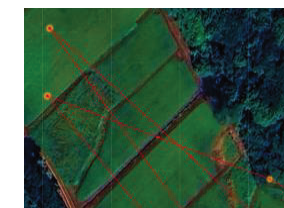
巡視及び観察方法に関する普及啓発

■モニタリング



放鳥後間もない時期や遠隔地での重点モニタリング等

■データ解析・検討



追跡機器やモニタリングデータを用いた分析（利用環境把握等）

トキの定着による地域づくりを支援

能登半島でのトキをシンボルとした
創造的復興に貢献

豊かさを実感できる海の再生事業



【令和9年度要求額 149百万円（141百万円）】



「豊かな海」の確保の観点から、海域ごとの実情に応じた海域管理の実現に向けた取組を推進します。

1. 事業目的

- ① 瀬戸内海環境保全特別措置法の令和3年の改正により栄養塩類管理制度が追加されたことを踏まえ、近接する湾・瀬ごとの栄養塩類管理をはじめとする環境管理の支援や、栄養塩類管理と生物多様性及び生物生産性の関係把握のための調査等を実施することにより「きれいで豊かな海」を確保する。
- ② 水質等の改善のみならず、ブルーカーボン等の脱炭素ポテンシャルを有する藻場・干潟について分布域の調査を行うとともに、閉鎖性海域における水温上昇や酸性化等の海域環境の変化に関する調査を行い、その結果を適応策の検討に活用する。

2. 事業内容

① 地域における豊かな海づくりの促進

- (1) 栄養塩類管理をはじめとする閉鎖性海域の環境管理の支援
(栄養塩類管理計画の策定支援、令和9年の改正瀬戸法施行状況の点検に向けた対応)
- (2) 栄養塩類管理の生物多様性・生物生産性確保に対する効果等の検証
(海の豊かさを把握するための指標・モニタリング体制の検討)

② 閉鎖性海域における脱炭素ポテンシャルの調査と適応策の検討

- (1) 藻場・干潟分布状況調査
(主要な閉鎖性海域を対象とした分布状況の把握)
- (2) 閉鎖性海域における気候変動影響評価と適応策の検討に向けた情報整備
(気候変動による影響評価と適応策の検討)

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成22年度～

4. 事業イメージ



事業②-1：藻場・干潟分布域調査

事業②-2：閉鎖性海域における気候変動影響評価と適応策の検討に向けた情報整備

お問合せ先：環境省水・大気環境局海洋環境課海域環境管理室 電話：03-5521-8317

閉鎖性海域・湖沼環境対策等推進費



【令和9年度要求額 266百万円（166百万円）】

うち 241百万円（143百万円）

閉鎖性海域及び湖沼の水環境の改善に向けた総合的な方策の検討、閉鎖性海域の水質等モニタリングを行います。

1. 事業目的

1. 「きれいで豊かな海」の実現に向け、生物多様性・生物生産性の減少、気候変動等の新たな課題を踏まえ、順応的栄養塩類管理の推進や底層溶存酸素（底層DO）等の改善方策の検討を進め、総合的な水環境管理への転換を図る。
2. 海水温上昇等の気候変動影響による沿岸生態系の変化を把握し、適応策の検討・実施に繋げるため、閉鎖性海域において生物多様性・生産性の変化を捉える生態系モニタリングを実施する。
3. 湖沼の水環境の改善に向けて、実証事業及び総合的な方策の検討を行い、望ましい湖沼環境の実現に寄与する。

2. 事業内容

（1）閉鎖性海域の環境対策

第10次水質総量削減の在り方について（答申）（令和8年5月）を踏まえ、水質汚濁防止法に基づく水質総量削減制度の対象海域において、総量「削減」から総量「管理」への転換を図り、総合的な水環境管理を実施する。

- ①総量削減から総量管理への転換に向けた検討
- ②水質予測モデル開発・ガイドライン策定等の栄養塩類管理の導入支援
- ③底層DO等改善方策の検討
- ④総量削減状況や生態系モニタリングの実施

（2）湖沼の環境対策

平成27年度に新たな環境基準に組み込まれた底層DOの改善に向けて、従来型でない新たな対策手法の検討・検証を行う。また、湖沼に対する地域の取組の活性化や価値向上など、新しい指標（湖沼像）の確立を目指す。

- ①底層DOの対応策の検討・分析
- ②湖沼水環境適正化対策実証事業による効果の検証
- ③湖沼水域を評価する新たな指標の検討、実証

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業及び委託事業
- 請負先等 民間事業者・団体、地方公共団体一般
- 実施期間 ①昭和53年度～、②令和7年度～令和11年度

4. 事業イメージ

水質総量削減制度（現状）

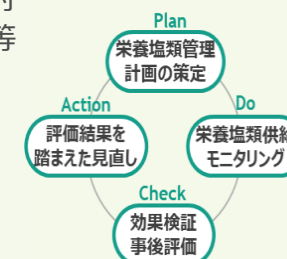
汚濁負荷量の総量を削減

削減一辺倒から
きめ細やかな水環境管理へ

水質総量管理制度（今後）

1. 栄養塩類の供給を可能とする 栄養塩類管理制度を導入

- ① 総量削減から総量管理への転換に向け検討
- ② 水質予測モデル開発・ガイドライン策定等の栄養塩類管理の導入支援
- ④ 生態系モニタリングの拡充



2. 総量削減制度の基本的な枠組は維持

- ③ 底層DO等改善方策の検討
- ④ 総量削減状況に係るモニタリングの実施

これらの施策により、**総合的な水環境管理**を通じて
きれいで豊かな海の実現を目指す

お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 海洋環境課海域環境管理室 電話：03-5521-8319

ネイチャーポジティブ推進・地域課題解決に貢献する化学物質管理の推進



【令和9年度要求額 1,047百万円の内数（913百万円の内数）】

化学物質管理によるネイチャーポジティブ推進により、地域課題を解決し、地域循環共生圏づくりに貢献します。

1. 事業目的

「ネイチャーポジティブ推進のための化学物質管理アクションプラン（令和8年3月）」に基づき、3つの危機のうちの生物多様性損失、化学物質汚染に統合的に対応し、自然資本の回復を通じた経済的価値の創出を図る。①地域参画の仕組みづくりや、②必要な制度的措置の整備、③環境モニタリングの高度化による生態系影響の把握・指標化により、事業者の自主的取組や地域の多様な主体による連携の促進、優良事例の横展開に向けた支援等を行う。

2. 事業内容

（1）地域参画による化学物質管理のための仕組みづくり

地域参画の優良事例の特定やガイダンスの作成、主体間連携の強化（EPOの活用）等により、関係主体（国民、地方自治体、NPO・NGO、事業者等）の地域参画による取組が促進されるための仕組みづくりを行う。

（2）ネイチャーポジティブ推進のための制度的措置の検討・整備

外来生物の化学防除等、ネイチャーポジティブ推進に向けて必要な制度的措置について、既存制度の改訂も含め、検討・整備。

（3）環境モニタリングの高度化による生態系影響の把握・指標化

影響分析等手法の高度化や野生生物への影響把握及びそれらのデータ取得のための体制整備により、ネイチャーポジティブ推進に向けた状態指標として環境中の化学物質影響データを整備。

（4）アクションプラン実施に関する取組の国際発信

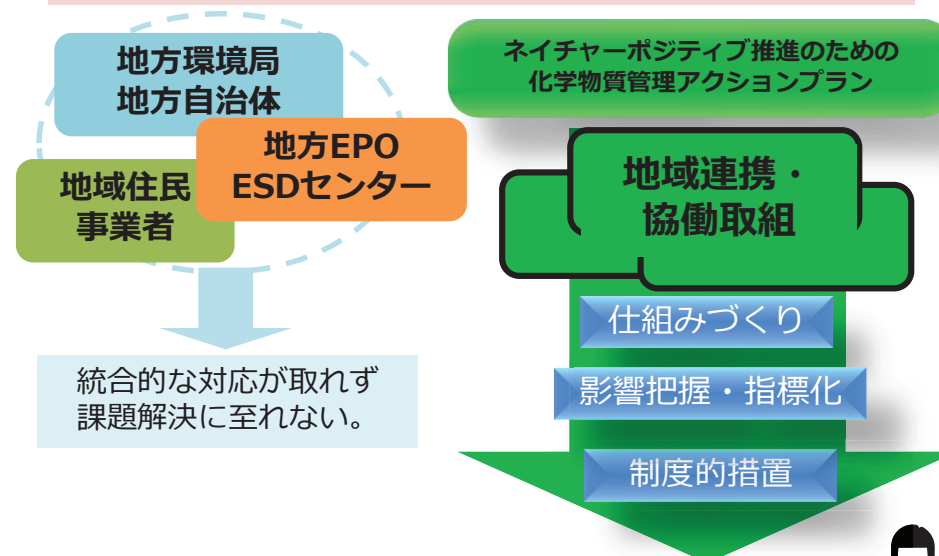
3. 事業スキーム

- 事業形態 共同実施/請負事業
- 請負先 地方公共団体/民間事業者・団体等
- 実施期間 令和9年度～

4. 事業イメージ

増大する化学物質管理に関する生物多様性・地域課題

- ・ 多様な化学物質の環境排出による地域生態系への影響
- ・ 外来生物対策等、化学薬剤の意図的環境散布
- ・ 希少種等野生生物への有害物質汚染



ネイチャーポジティブ推進・地域課題の解決



お問合せ先： 環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課 電話：03-5521-8259

生物多様性保全等のためのモニタリング等事業費



【令和9年度要求額 583百万円（529百万円）】

生物多様性情報の収集・整備、提供・利活用促進等を通じ、生物多様性保全の取組を支える基盤整備を行います。

1. 事業目的

我が国の生物多様性の保全と持続可能な利用に係る効果的な取組に寄与するため、生物多様性国家戦略に基づき、各種施策に結びつく科学的な基盤情報や基礎的データの収集と整備、情報提供・利活用促進、普及啓発等を行い、もって、生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進につなげます。

2. 事業内容

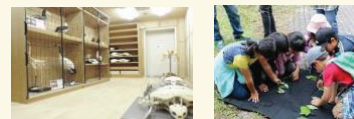
- (1) 生物多様性センター維持運営、整備 110百万円（81百万円）
標本資料等の収集管理、情報提供・利活用促進、普及啓発等。
- (2) 自然環境保全基礎調査 129百万円（126百万円）
全国的な観点から自然環境の現状と変化を空間的に把握し、基盤情報を整備する自然環境保全基礎調査を実施。
- (3) 地球規模生物多様性モニタリング推進事業 310百万円（290百万円）
各生態系の調査サイトにおいて、生物多様性の現状と変化を定量的・質的に時系列で把握する調査（モニタリングサイト1000）を実施。
- (4) 地球規模生物多様性情報システム整備推進 34百万円（32百万円）
上記(1)～(3)で収集・整備した情報を、インターネットを介し国内外へ広く提供する「生物多様性情報システム（J-IBIS）」を構築・管理運営。データのアクセサビリティの向上のためデータの標準化の推進。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業・請負事業
- 請負先、委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 昭和48年度～

4. 事業イメージ

- (1) 生物多様性センター維持運営
- (2) 自然環境保全基礎調査
- (3) モニタリング1000



動植物標本等の収集・保管・活用、普及啓発等

全国の生物多様性調査
モニタリング

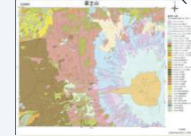
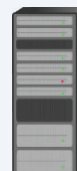


自然環境保全
基礎調査



モニタリングサイト1000
Biodiversity 2020

- (4) 生物多様性情報システム



データ集約・提供

お問合せ先： 環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性センター 電話：0555-72-6033

国立公園の保護管理の充実と満喫プロジェクト等利用推進



【令和9年度要求額 1,911百万円（1,311百万円）】 環境省



国立公園等の管理強化等とあわせて高付加価値観光推進等による魅力向上を進め、保護と利用の好循環を図ります。

1. 事業目的

- 国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上を図ることにより、優れた自然の風景地を保全し、健全な生態系を確保する。保護管理施策や管理体制の充実を図り、法令等に基づく適切な保全・管理を着実に実施する。
- 日本の国立公園のブランド力を高め、国内外の誘客を促進。利用者数だけでなく、滞在時間を延ばし、自然を満喫できる高付加価値観光を推進。広範な関係者と連携し「保護と利用の好循環」を実現する。

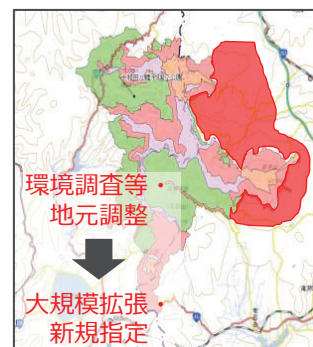
2. 事業内容

- 国立公園等の保護地域の拡張等により、2030年までに陸域と海域の30%以上を保全する30by30目標を達成し、優れた自然の風景地を保全し、健全な生態系を確保する。
- シカの個体数管理の強化や食害対策、登山道の管理強化等、保護管理施策や管理体制の充実を図り、法令等に基づく適切な保全・管理を着実に実施する。
- あわせて、国立公園満喫プロジェクト推進事業をはじめとして、国立公園等の魅力向上や、滞在型・高付加価値観光の促進、国内向け情報発信等を推進するとともに、能登半島トレイルを活用した誘客促進等を実施する。各事業の実施に当たっては、広範な関係者と連携し、自然環境の保全へ再投資される「保護と利用の好循環」を実現する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、補助事業、交付金
- 請負先 民間事業者・団体／地域協議会
- 実施期間 平成13年度～

4. 事業イメージ



■ 大規模拡張イメージ



■ シカの個体数管理の強化



写真)
石川県観光
公式サイト
より

■ 復興トレイルの
利用促進



■ 国立公園満喫プロジェクト
の推進

お問合せ先： 自然環境局 国立公園課 電話：03-5521-8277／国立公園利用推進室 電話：03-5521-8271

うち自然観光資源を活用した持続可能な観光地域づくりに向けた エコツーリズムの推進



【令和9年度要求額 50百万円（24百万円）】

自然環境保全と観光振興が両立した観光地域づくりに向け、エコツーリズムの認知拡大、理解醸成等を進めるとともに地域における取組を支援し、全国的なエコツーリズムの推進を図ります。

1. 事業目的

自然や文化を持続的に維持しつつ観光資源として活用するエコツーリズムを全国的に推進するため、環境省が中心となり他の主務省庁と連携して情報の収集・提供、地域支援等を実施し、生物多様性の保全と持続可能な社会の構築に貢献する。

2. 事業内容

(1) エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業

国立公園等において地域の自然観光資源を持続的に活用した地域振興に取り組むエコツーリズム推進協議会等に対する支援。（交付金）

(2) エコツーリズム総合推進事業

エコツーリズム推進法において国に義務付けられている情報の収集・提供等のほか、新たな基本方針（令和8年3月閣議決定）において重点的に取り組むべき事項として掲げられている地域への支援や戦略的情報発信等の強化。

- ・推進地域の取組状況や自治体・国民等の認知度に関する情報収集
- ・ガイド制度やルール等の優良先進事例等の共有
- ・各地域の情報交換、連携強化に向けたネットワーク会議等の実施
- ・エコツーリスト人口の拡大に向けた普及啓発

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、交付金
- 請負先 民間事業者・団体／地域協議会
- 実施期間 平成15年度～

4. 事業イメージ

(1) 地域への支援強化
(交付金)

(2) エコツーリズムの
認知拡大、理解醸成等

国立公園外を含めた日本全国における自然観光資源
を活用した持続可能な観光地域づくりの実現



お問合せ先： 環境省自然環境局国立公園課国立公園利用推進室 電話：03-5521-8271

国民公園等魅力向上推進事業



【令和9年度要求額 127百万円（109百万円）】

旧皇室苑地として国民公園等が持つ魅力を最大限活用し、利用者の増加及び満足度向上に資する取組を実施します。

1. 事業目的

- ① 各国民公園等が持つポテンシャルを引き出し、一層の魅力向上を図る。
- ② 新宿御苑において、魅力的な資源を活用した施設運営を通じた利用者の満足度の向上やキャッシュレス対応等の利便性の確保を図る。
- ③ 皇居外苑において、行事・イベント等の利用ニーズと公園の特性を踏まえたルール作りを通じて、利活用の推進を図る。

2. 事業内容

国民公園等は多くの文化財や歴史資源を有するとともに、旧皇室苑地としての上質な庭園環境が守られていることなどから、近年、外国人観光客の注目が高まっており、国内外から多くの来園者を迎えている。このため、それぞれの国民公園等が持つポテンシャルを更に引き出し、一層の魅力向上につながる取組を推進している。

具体的には、新宿御苑において、旧洋館御休所（国の重要文化財）、新宿御苑ミュージアム、日本館御殿等の魅力的な施設の運営に加え、利用者のキャッシュレス決済への対応等の利便性を確保することで、更なる来園者数の増加と満足度の向上を図る。

また、皇居外苑において、これまで実施してきた実証的なイベント等の評価・分析を行い、利用ニーズ、利用にあたっての制約の有無等を確認した上で、利活用の方針を検討する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者
- 実施期間 令和2年度～

4. 事業イメージ

【新宿御苑】

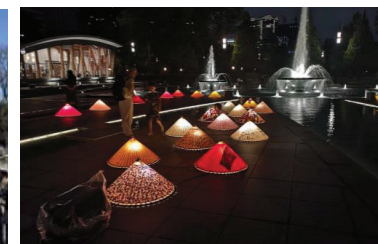


各入場門への
キャッシュレス設備導入

【皇居外苑】



千代田のさくらまつり2026オープニングイベント



和田倉噴水公園で和傘の展示

民間イベントの実証

お問合せ先： 環境省自然環境局総務課国民公園室 電話：03-5521-8672



国立公園等の優れた自然風景地の保護と安全で快適な利用の推進、中長期的な視点による施設管理を図ります。

1. 事業目的

- ① 国立公園等の保護及び利用上重要な事業の実施並びに国民公園等の施設の整備・維持管理の実施
- ② 国立公園等の利用環境の向上（外客等受入環境整備含）による地域経済回復及び国民生活向上への貢献
- ③ 自然等施設における災害激甚化へ対応するための防災・減災対策
- ④ 国立公園等での自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生（ネイチャーポジティブ）
- ⑤ 施設の予防保全型管理水準の向上、中長期的な視点に立った効率的な施設の管理の実施

2. 事業内容

国立公園等の優れた自然風景地の保護と利用を推進するため、国立公園、国民公園等における施設整備や自然再生等の事業、長寿命化対策を実施するとともに、国立・国定公園等において地方公共団体が行う施設整備等の事業について支援します。

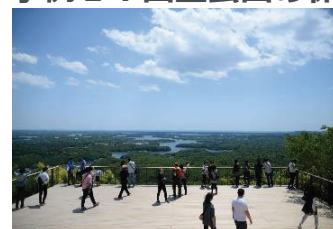
- ・ 自然公園等の利用施設の整備、国が整備した施設等の維持管理
- ・ 国立公園での自然再生事業、生態系維持回復事業、国指定鳥獣保護区での保全事業（ネイチャーポジティブ）
- ・ 自然公園等施設における防災・減災対策（国土強靱化）
- ・ 自然公園等施設長寿命化対策に係る計画策定、改修工事
- ・ 国立・国定公園等で地方公共団体が実施する施設整備等の支援（交付金）
- ・ 国立・国定公園等で地方公共団体が実施する自然公園等施設長寿命化対策の支援（交付金）

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業/交付金事業（国立公園 1 / 2 国立公園以外 45 / 100）
- 請負先・交付対象 請負事業：民間団体、交付金事業：地方自治体
- 実施期間 平成6年度～

4. 事業イメージ

事例1：国立公園の保護及び利用上重要な施設の整備



展望台・
木道の整備

事例2：国立公園拠点施設整備による利用環境の向上



ビジターセンター
整備

事例3：国立公園施設の強靱化



歩道の整備

世界自然遺産等保全対策費



【令和9年度要求額 519百万円（484百万円）】

うち、本省予算 280百万円（270百万円）

うち、地方予算 239百万円（214百万円）

世界自然遺産等の管理水準を向上させ、将来に渡ってその顕著で普遍的な価値を維持します

1. 事業目的

- ① 世界自然遺産地域等の重要な自然環境において順応的保全管理を推進する
- ② 外来種対策等を進め、核心的な価値である生態系や生物多様性の価値を将来にわたって維持する
- ③ 地域資源として国内外から多くの観光客を呼び込むとともに、適正な利用を推進し、持続的な地域振興に貢献する

2. 事業内容

2021年の奄美・沖縄の登録により、国内の候補地のすべてが世界自然遺産に登録された。今後は、条約により義務付けられている各地域の将来に渡る保護・管理水準を向上させつつ、外来種等の新たに生じた課題に適切に対処する必要がある。このため、科学委員会等の運営により、長期のモニタリングや最新の科学的知見に基づく順応的保全管理を地域関係者と合意形成を図りながら推進し、世界遺産委員会から勧告・奨励されている外来種対策や観光管理、気候変動への対応等を進める。特に、生態系や生物多様性といった遺産の核心的な価値に横断的に影響を与える外来種や密猟対策を強化し、希少種をはじめ地域資源の価値を保全する。また、国内外から多数の観光客を呼び込む一方、密猟対策や希少種の交通事故対策といった適正な利用のコントロールを行い、持続的な地域振興に貢献する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成15年度～終了予定なし

4. 事業イメージ

国内5つの世界自然遺産地域



- ・ 科学的知見に基づく順応的保全管理
- ・ 外来種、密猟対策、希少種保全
- ・ 普及啓発 / 利用のコントロール 等

管理水準の向上により、世界自然遺産地域の顕著で普遍的な価値を将来に渡って維持し、持続的な地域振興に寄与

お問合せ先： 環境省自然環境局自然環境計画課、国立公園課、希少種保全推進室、外来生物対策室 電話：03-5521-8274



世界自然遺産や野生生物の生息地等の保全・適正利用を推進し、自然と共生した地域の実現に貢献します。

1. 事業目的

- ① 世界自然遺産における保全の必要性等を普及啓発し、顕著で普遍的な価値を維持する。
- ② 希少な野生生物の生息地、国際的に重要な野生生物の生息地であるラムサール条約湿地等において、保護増殖事業や調査研究、普及啓発等を推進し、生息地等の保全や適正利用を推進する。

2. 事業内容

国内の世界自然遺産地域は、世界遺産条約に基づき最高水準の保全管理が求められている。このため、保全の取組の必要性等について普及啓発体制を整え、顕著で普遍的な価値の維持につなげる必要がある。

また、国内希少野生動植物種の生息地やラムサール条約湿地等において、保護増殖事業や調査研究等を推進するとともに、地域住民への普及啓発を行うことで、更なる保全を図る必要がある。

このため、世界遺産センター、野生生物保護センター、水鳥・湿地センター等の整備・改修・老朽化施設の撤去等を行い、施設機能の維持や増進を図る。これにより、世界自然遺産やラムサール条約湿地といった国際的に重要な野生生物のホット・スポットや、希少野生動植物の生息地における保全を推進し、ひいては自然と共生した持続可能な地域の実現に貢献する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者
- 実施期間 終了予定なし

4. 事業イメージ

○保全管理拠点等の整備・改修等



＜機能の例＞

- ・普及啓発
- ・保護増殖
- ・調査研究 等

世界遺産やラムサール条約湿地等の我が国の傑出した自然環境や野生生物の生息地等を保全するとともに、適正な利用を推進し、自然と共生した持続可能な地域の実現に貢献

海洋プラスチックごみ総合対策費のうち 海洋ごみに係る削減方策検討・海岸地域対策推進事業



【令和9年度要求額 5,265百万円（590百万円）】

うち 430百万円（420百万円）



プラスチックを含む海洋ごみの総合的な回収・処理や発生抑制対策を推進のため、実効性のあるプラスチック汚染対策条約のルールづくりを主導し、地方自治体・民間事業者等の連携強化、国際協力を促進します。

1. 事業目的

- ① 実効性のあるプラスチック汚染対策条約の策定等国際的な枠組みを活用し対策実施の加速を目指す。
- ② 地方自治体、研究機関、企業等の関係者間で連携・協力を強化することで、回収・処理や発生抑制対策を推進する。
- ③ 都道府県や市町村等が実施する海洋ごみ対策への支援を通じて海洋ごみの削減を図り海洋環境保全に資する。
- ④ 我が国の取組状況等も踏まえつつ、広域的・地域的な枠組み（二国間協力含む）における国際連携・協力を戦略的に進める。

2. 事業内容

① プラスチック汚染対策条約関連会合への対応検討

- ・条約策定に向けた政府間交渉委員会（INC）等に加え、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンを共有したG20等関連会合等で議論を主導する方策を検討。

② 海洋ごみ等の削減に向けた連携方策の検討

- ・地方自治体や事業者による流出抑制対策支援（ローカル・ブルー・オーシャン・ネットワーク推進事業、地方公共団体における広域連携事業、プラスチックとの賢い付き合い方を推進する「プラスチック・スマート」サイト運営、業界との対話・優良事例の促進、マイクロプラスチック流出対策検討事業）

③ 海岸漂着物等地域対策推進事業

- ・地方公共団体が実施する海洋ごみに関する地域計画の策定、海洋ごみ等の回収・処理、発生抑制対策に関する事業に対し、補助金による支援を実施。

④ アジア等地域的及び広域的な国際枠組みを通じた国際協力推進

- ・広域的な国際枠組みへの参加等を通じ、我が国の知見・成果をインプット。
 - ・主要排出源であるアジア域を中心に、海洋ごみ調査の人材育成のための招へい研修プログラムや、実態把握に向けた共同調査の実施。
- <海洋プラスチックごみナレッジ・センター運営支援拠出金>

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業①②④、拠出金①④、補助金③
- 請負先 民間事業者・団体等
- 補助対象 都道府県（市町村事業は都道府県を通じた間接補助事業）
- 実施期間 平成19年度～（③は平成27年度～、①及び②の一部令和2年度～）

4. 事業イメージ

① 国際的な取組・議論の主導

新たな条約交渉やG20等重要な国際会議でイニシアティブを発揮



② 連携方策

ローカル・ブルー・オーシャン・ネットワークの推進
「地方自治体における広域連携事業」
「プラスチック・スマート」を展開
業界との対話・優良事例収集



④ 国際協力

アジア等地域的及び広域的な国際枠組みを通じた国際協力推進



③ 漂着物処理等補助金

（補助率）
・地域計画策定事業：1/2
・回収・処理事業、発生抑制対策事業：9/10～7/10 他

環境省

事業計画 ↑ 補助金 ↓ 事業実績報告
都道府県、市町村などによる回収処理事業等の実施

お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 海洋環境課 海洋プラスチック汚染対策室 電話：03-5521-9025



【令和9年度要求額 284百万円（271百万円）】

プラスチックを含む海洋ごみの総合的な回収・処理や発生抑制対策を推進のため、海洋ごみのモニタリング調査等科学的基盤の整備を行います。

1. 事業目的

海洋プラスチックごみ対策検討において活用するため、プラスチックを含む海洋ごみの環境中流出量等実態把握（データ収集、モニタリング手法の調和・高度化）、生物生態系影響等の科学的知見の整備・共有を行う。

2. 事業内容

1. 海洋・河川等における実態把握事業

- ・プラスチック汚染対策に係る包括的な計画策定について検討＜拡充＞
- ・国内/日本近海の海洋・河川等における継続的なモニタリング調査、ガイドラインの策定・改訂

2. プラスチックの環境中流出に関するインベントリ検討事業

- ・国内の流出量を把握するための算定式・推計方法を整備し、対策の効果検証への活用を検討
- ・環境中流出量把握に関する国際的ガイダンスの更新・改訂

3. 世界的なモニタリング手法の調和・データ活用検討

モニタリング手法の調和、データベース(AOMI: Atlas of Ocean Microplastics)の利用拡大、世界的なデータ集約に向けた国際連携の推進、集約されたデータの活用推進

4. プラスチック汚染による生物生態系影響等の把握事業＜拡充＞

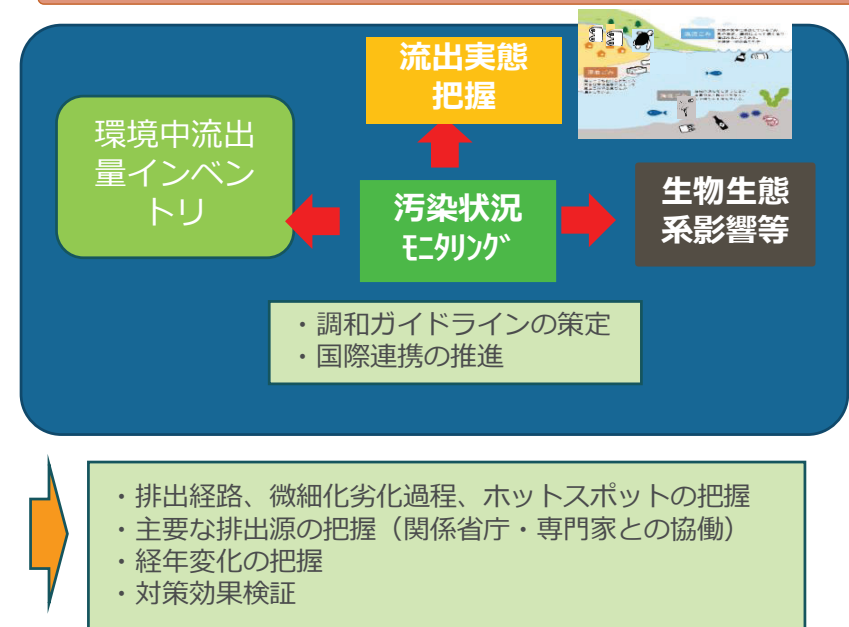
モニタリングデータの分析や文献調査を通じた、プラスチック汚染による生物生態影響、社会経済影響等に関する科学的知見の蓄積、曝露と有害性影響双方の観点から検討したリスク評価手法の検討

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体、大学等
- 実施期間 令和2年度～（1.の一部は平成19年度～）

4. 事業イメージ

プラスチックを含む海洋ごみに関する科学的知見の集積・共有、対策検討での活用



国際的な化学物質管理強化のための拠出金等



【令和9年度要求額 175百万円（164百万円）】



地球規模での化学物質の適正管理の枠組みに積極関与し、国際的なルールメイキングを主導します。

1. 事業目的

- 「化学物質に関するグローバル枠組み」（GFC）や「化学物質等に関する政府間科学・政策パネル」（ISP-CWP）への戦略的拠出を通じ、関係会合等の議論・活動を主導し、我が国の産業競争力強化に資する持続可能な化学に関する国際標準の形成や、ISP-CWPへの将来的な下部組織の我が国への誘致等による波及効果を目指す。
- 条約事務局、国際機関への拠出金・分担金を通じ、地球規模での化学物質の適正管理の枠組みに貢献する。

2. 事業内容

（1）GFCに係るUNEPへの拠出

GFCにおける持続可能な化学に関する国際標準形成に資するための拠出を行う。具体的には当該活動の調査・検討費用や会議開催費用の一部を支援する等により、当該議論への我が国のプレゼンス向上と産業競争力強化に資する国際標準の形成を目指す。

（2）ISP-CWPに係るUNEPへの拠出

ISP-CWPの円滑な活動開始に主導的に貢献し、将来的な下部組織誘致等、本活動の我が国への波及効果拡大を目指す。そのために、日本人専門家の派遣等によるパネル事務局支援のための拠出を行う。

（3）その他条約事務局・国際機関への拠出金・分担金

水俣条約発効10周年行事の誘致のための拠出等を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 拠出金
- 拠出先 国際機関
- 実施期間 令和5年度～（組み替え）

4. 事業イメージ

新たな国際化学物質管理枠組みの2つの柱

化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）

→多様な分野、多様な主体による自主的取組として、条約でカバーされない幅広い化学物質管理の課題に対応

化学物質等に関する科学・政策パネル（ISP-CWP）

→複雑な化学物質汚染の現状に対して、科学的知見を集約した懸念課題の特定、評価、対応オプションを提示

戦略的拠出



波及効果拡大



【我が国への波及効果（例）】

- ・ 国際化学物質管理における我が国のプレゼンス向上
- ・ 我が国の産業競争力強化に資する国際標準の形成
- ・ 将来的なISP-CWP下部組織の誘致 等

お問合せ先： 環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課、水銀・化学物質国際室 電話：03-5521-8259

化学物質国際対応政策強化事業費



【令和9年度要求額 115百万円（96百万円）】

地球規模での化学物質の適正管理に我が国の知見を反映させ、国際的動向と協調した国内施策を推進します。

1. 事業目的

- ・化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）や政府間科学・政策パネル（ISP-CWP）等の国際的な枠組みに、国内実施計画や科学・政策連携基盤、ネイチャーポジティブアクションプラン等を通じた関係主体連携の下、積極的に貢献する。
- ・これらの貢献により得られた知見を国内の化学物質管理政策に適切に反映し、事業者や地域、学术界等、関係主体と連携の下で優良事例を積み重ねながら、国内の総合的な化学物質管理能力の向上と国際議論の更なる先導を目指す。

2. 事業内容

（1）GFCへの貢献・対応

- ① GFC国内実施計画の実施、政策対話等による関係主体との連携
- ② GFCにおける進捗評価、標準化、懸念課題対応への知見の提供による貢献
- ③ セミナー開催等によるアジア・太平洋地域の化学物質管理能力向上支援

（2）ISP-CWPへの貢献・対応

- ① 専門家派遣、知見のインプット等によるパネル活動等への積極貢献
- ② 国内の科学・政策連携基盤の設置・運営（インプット内容の検討等）

（3）化学物質管理の視点からのネイチャーポジティブの推進

- ① アクションプランの実施・地域実装による優良事例の創出
- ② 得られた成果の提供等による生物多様性枠組み等への貢献

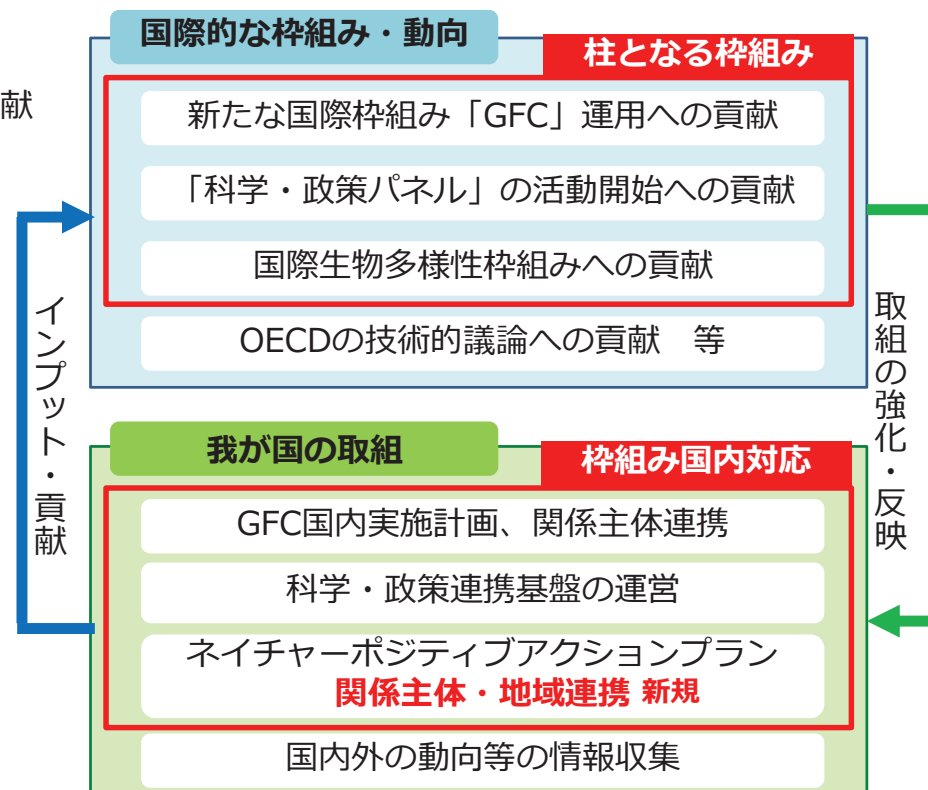
（4）OECDの化学品・バイオ技術委員会等への貢献

（5）化学物質のGHS分類の着実な実施

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体等
- 実施期間 平成3年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課、水銀・化学物質国際室 電話：03-5521-8259

環境国際協力・インフラ戦略推進費



【令和9年度要求額 448百万円（483百万円）】

環境省

我が国のこれまでの経験と技術を活かし、途上国・新興国の環境改善とともに、環境インフラの海外展開を支援。

1. 事業目的

- ① 持続可能な開発目標(SDGs)の実施のため、具体的な技術協力等を進めるとともに、二国間、日中韓、ASEAN等の枠組みを活用し、途上国の環境問題解決と我が国の外交の戦略的推進に貢献する。
- ② インフラシステム海外展開戦略2030に基づき、官民連携体制を構築するとともに、環境インフラ海外展開を促進する。

2. 事業内容

- 環境インフラの海外展開等の促進
 - ・環境インフラ海外展開プラットフォームを活用した官民連携
 - ・途上国・新興国に対する制度構築からファイナンスまでのパッケージ支援
 - ・環境インフラ技術セミナー・ビジネスマッチングイベントなど「ジャパン環境ウィーク」の開催
- 日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）及びTEMMプロジェクトの推進
 - ・地域及び地球規模の環境問題に関する日中韓協力の強化
- グローバルサウス諸国との連携の構築・強化等
 - ・包括的な環境協力覚書の活動の実施、政策対話の開催
- 都市変革による気候行動推進

都市の変革による気候行動の推進のため、世界有数の国際研究機関である国際応用システム分析研究所(IIASA)と、気候変動に関する都市の役割等について共同研究を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業・拠出金
- 請負先等 民間事業者・団体
- 実施期間 平成10年度～

4. 活用事例

事例1：日本・インドネシア環境ウィーク



令和8年5月にインドネシア環境省とともに「第二回日本・インドネシア環境ウィーク」をインドネシア・ジャカルタで開催。対面で750人が参加し、約30の企業が展示を行った。

事例2：第26回日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM26）



令和7年9月にTEMM26を開催。日中韓三カ国の環境大臣が対面で議論し、新たな行動計画の優先分野としてプラスチック汚染を明確に位置付けた共同行動計画（2026-2030）及び会合の結果を取りまとめた共同コミュニケを採択。

お問合せ先： 環境省 地球環境局 国際地球温暖化対策推進課 電話：03-5521-8248
国際連携担当参事官室

水環境に関する国際協力推進費



【令和9年度要求額 109百万円（115百万円）】



アジア地域における水環境改善に向けた取組を推進します。

1. 事業目的

日本が段階的に水環境を改善してきた法制度や人材育成、技術等の知見を生かし、アジア水環境パートナーシップ（WEPA）や二国間協力によるアジア各国との連携強化・情報共有を促進し、アジア水環境改善モデル事業による民間企業の海外展開の支援等により、アジアにおける途上国の水環境改善と日本の優れた技術の海外展開促進を図る。

2. 事業内容

（1）国際的水環境改善活動推進費

①アジア水環境パートナーシップ事業

アジアの行政官の能力向上や水環境ガバナンスの仕組みの定着等により、アジア地域の水環境改善を推進する。

②水環境改善技術導入に向けた二国間技術協力事業

法制度の遵守、環境基準の達成等の実行能力向上に関する二国間協力により、水環境改善技術の導入を促進する。

（2）我が国の優れた水処理技術の海外展開支援

途上国で水環境改善技術を実証するとともに、途上国における水環境ニーズと水環境改善技術のマッチング支援等により、水環境問題の改善と我が国の水環境改善技術の海外展開を支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 (1) ①平成22年度～ ②令和3年度～令和9年度（予定）
(2) 平成25年度～

4. 事業イメージ

基盤支援：水環境ガバナンスの強化

- ・アジア各国の行政官の水環境管理の能力強化
- ・法制度の改善・運用

アジア水環境パートナーシップ（WEPA）

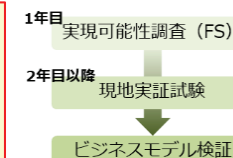
- ・アジア13ヶ国の水環境管理に携わる行政官のネットワーク
- 二国間技術協力**



ビジネスモデル構築

- ・アジア地域におけるビジネスモデル形成

アジア水環境改善モデル事業
我が国の水環境改善技術の
現地での適用・実証
「効果を見せて売る」



水環境改善・本邦技術の海外展開促進

- ・WEPAや二国間協力を活用した本邦技術の紹介

お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 環境管理課 電話：03-6910-2814

大気環境に関する国際協力推進費



【令和9年度要求額 146百万円（181百万円）】

東アジア地域の大気環境改善のための国際協力を推進します。

1. 事業目的

アジア地域を始め途上国において依然として深刻な課題である大気汚染への対策のため、大気環境の保全に関する我が国の知見・経験の共有、技術的支援、能力構築等を実施することにより、国際協力及び越境大気汚染対策を促進する。

2. 事業内容

(1) 東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)の推進
国連環境総会(UNEA)決議を受けて、東アジア13カ国が加盟するEANETの活動により、新たな5か年計画であるEANET中期計画(2026-2030)に基づき、モニタリング強化、データ活用、能力構築等の地域協力を進める。

(2) 日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)の下での大気環境改善
日中韓サミットを受けて、TEMMの下での大気環境改善の取組として、日中韓大気環境政策対話と、日中韓にモンゴルを加えた黄砂の共同研究を行う。
3か国共通の課題である光化学オキシダント等について、我が国の知識・経験を共有し、越境大気汚染対策を促進する。

(3) 持続可能な窒素管理
UNEA決議を受けて、持続可能な窒素管理に関する行動計画に基づく取組を促進するとともに、我が国の知見・経験の国際展開等により、アジア諸国の窒素管理に貢献する。

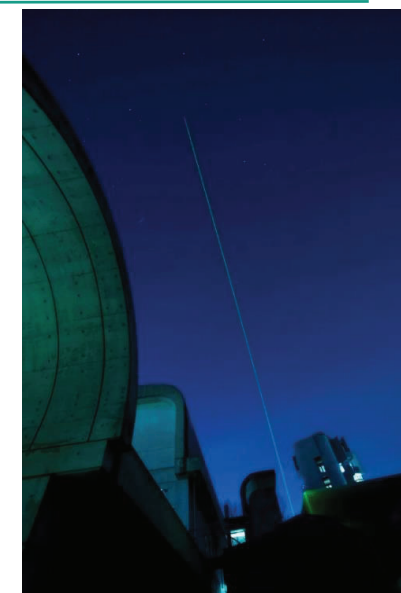
3. 事業スキーム

- 事業形態 ①請負業務、拠出金 ②③請負業務
- 請負先等 民間事業者・団体等
- 実施期間 平成14年度～

4. 事業イメージ



東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)



レーザーレーダーによる黄砂の観測

お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 環境管理課 電話：03-5521-9021

イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業



【令和9年度要求額 20,700百万円（59百万円）】

環境スタートアップの研究開発・事業化を支援し、持続可能な社会の実現に向けたイノベーションを創出します

1. 事業目的

環境スタートアップの研究開発から事業化までを切れ目なく支援することでイノベーションの創出を図るとともに、環境ビジネスの創出・拡大及び雇用の増加に貢献する。特に、ディープテック・スタートアップや地域の経済社会を担うスタートアップへの支援を行い、優れた技術の社会実装を強力に推進する。

2. 事業内容

環境スタートアップ特化型の研究開発支援

優れた技術シーズを持つ環境スタートアップの研究開発を事業構想段階から事業化段階まで切れ目なく支援する。具体的には、F/S、PoCの段階では幅広く支援しつつ有望案件を絞り込み、R&D、大規模技術開発実証で集中的・継続的な資金的支援を実施するとともに、助言等の伴走支援を行う。

4. 事業イメージ



※本予算は、SBIR制度に基づく府省庁等横断の統一プログラムに該当する予算である。

3. 事業スキーム

- 事業形態 補助事業（基金造成）
- 委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和9年度～令和17年度



お問合せ先： 環境省大臣官房総合政策課環境研究技術室

電話：03-6205-8276

株式会社脱炭素化支援機構（JICN）による資金供給等



【令和9年度要求額 全体70,000百万円（70,000百万円）
うち、産業投資45,000百万円（32,600百万円）】

株式会社脱炭素化支援機構（JICN）は、脱炭素化・地方創生に資する事業に対して投融資を行います。

1. 事業目的

温室効果ガス（GHG）の排出量の削減等を行う事業活動（他者のGHG排出削減等に寄与する事業活動を含む）及び当該事業活動を支援する事業活動に対し、資金供給その他の支援を行うことにより、脱炭素化市場に民間資金を大胆に呼び込み、2050年カーボンニュートラルの実現に寄与する。

2. 事業内容

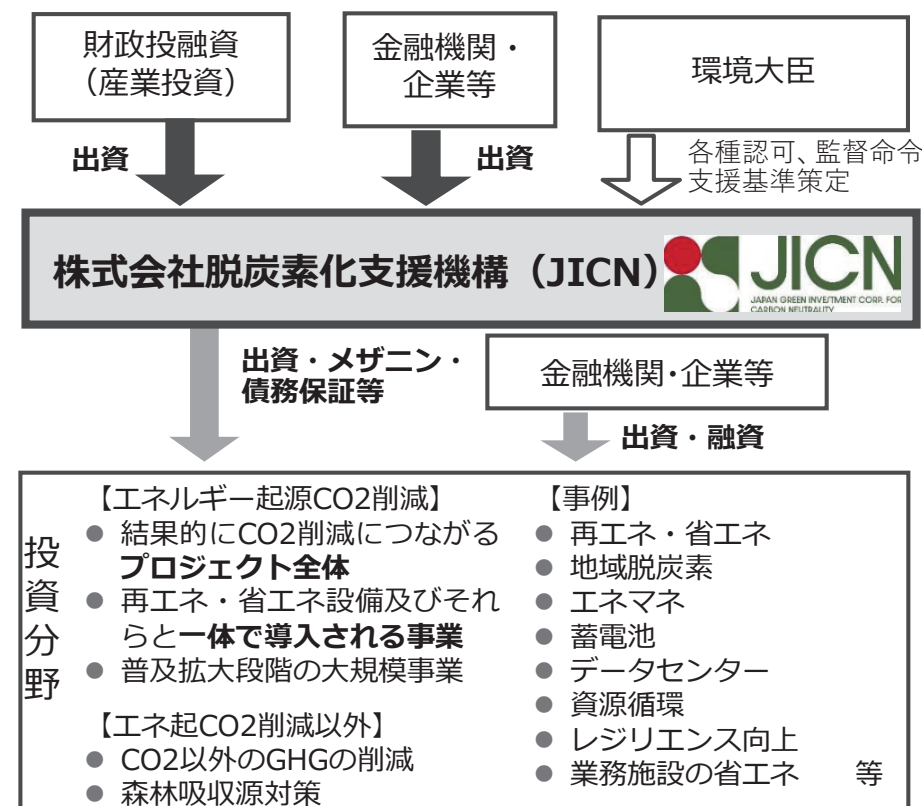
環境大臣が定める以下の支援基準を満たす事業等に対して金融支援を行い、地球温暖化の防止と地方創生を含む経済社会の発展の統合的な推進を図る。

- | | |
|----------------------------|---|
| (1) 政策的意義 | ・ 温室効果ガスの削減効果が高いこと
・ 経済と環境の好循環の実現を踏まえたものであること |
| (2) 民間事業者等のイニシアチブ | ・ 脱炭素事業の推進に意欲のある民間事業者等の後押しとなること
・ 民間事業者等からの出資総額が、機構からの出資額以上であること |
| (3) 収益性の確保 | ・ 対象事業者が適切な経営責任を果たすことが認められること
・ 機構による適切な支援が行われることにより収益確保が認められること |
| (4) 地域との合意形成、環境の保全及び安全性の確保 | ・ 地方公共団体や地域住民との適切なコミュニケーションを確保すること
・ 地方公共団体が示した再生可能エネルギー事業に関する環境配慮の考え方に従っていること |

3. 事業スキーム

- 事業形態 国の財政投融資からの出資と民間からの出資を原資としてファンド事業を行う株式会社
- 支援方法 出資、メザニン（優先株、劣後融資）、債務保証等の幅広い方法による資金供給が可能（特別目的会社（SPC）、ファンド、スタートアップ等）への出融資を含む）

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

国立研究開発法人国立環境研究所運営費交付金 (うち、持続可能な経済成長を支える自然資本DX拠点整備(環境研究共創拠点))



【令和9年度要求額 14,382百万円の内数(12,070百万円の内数)】

環境データの集約と高度な活用が可能なシステムを構築し、データの実用化を加速し、持続可能な経済に貢献

1. 事業目的

環境データの集約と整理、高度な分析、目的に応じたデータの加工・提供等が可能なシステム「環境研究共創拠点」を構築し、政策立案やビジネスへの環境データの実用化を加速、持続可能な経済成長に貢献する。

2. 事業内容

これまで分散していた環境データを一元的に収集・蓄積し、分野横断で使えるよう整理・標準化する。また、AI・シミュレーション等による統合解析環境を提供し、幅広いユーザーのニーズに応じた解析・可視化を可能とする。これら一連の機能を備えたシステム「環境研究共創拠点」の構築により、政策立案やビジネスへの環境データの実用化を加速し、新たな付加価値の創出、持続可能な経済成長に貢献する。

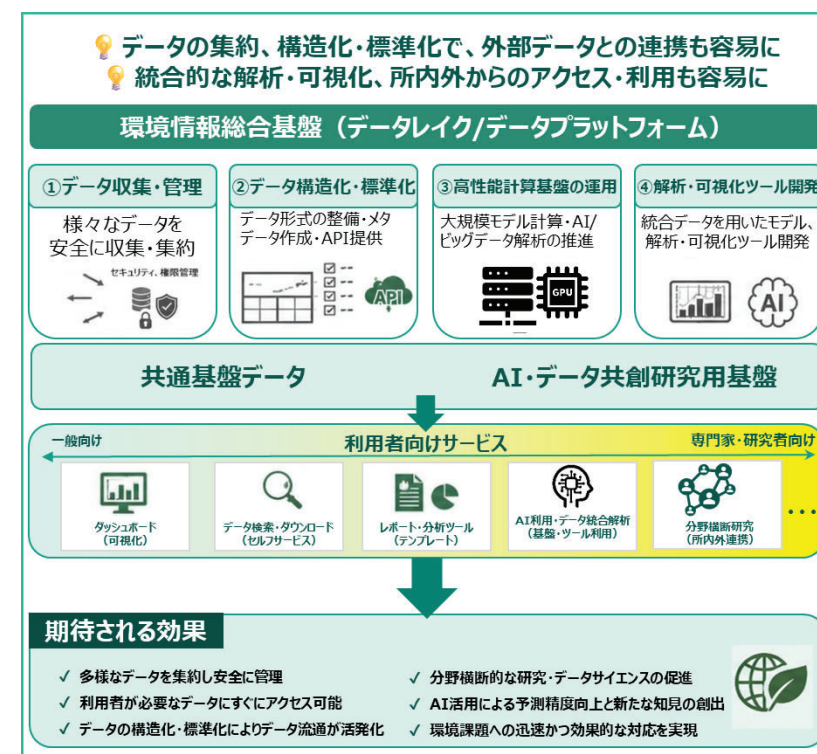
<データ実用化の出口イメージ>

- ① 適応：生成AIによる自治体計画・ESG(TCFD)レポート作成の効率化
- ② NP・NbS：生物多様性の価値評価指標の開発、価値取引(ネイチャルジット)への活用
- ③ 里海：沿岸海域(里海)の保全・利用の最適化・高度化

3. 事業スキーム

- 事業形態 運営費交付金
- 交付対象 研究機関(国立研究開発法人国立環境研究所)
- 実施期間 令和9年度～

4. 整備イメージ



お問合せ先： 環境省大臣官房総合政策課環境研究技術室 電話：03-5521-8238

国立研究開発法人国立環境研究所施設整備費補助金のうち新研究本館整備事業



【令和9年度要求額 3,606百万円、うち新研究本館整備事業 2,906百万円（2,500百万円）】

国立環境研究所を脱炭素キャンパスとして整備するための本体工事を行います。

1. 事業目的

誕生から50年を迎えた国立環境研究所において、多様化する環境課題の解決に取り組み、また、環境研究をリードし、世界へ発信するNational Instituteとして2050年カーボンニュートラルを目指した施設整備を目指す。

2. 事業内容

国立環境研究所は、幅広い環境研究に学際的かつ総合的に取り組む我が国唯一の研究所として昭和49年の発足以来環境問題の解決に重要な役割を果たしてきた。今後も気候変動、生物多様性の損失、循環型社会形成等、一層多様化する環境課題の分野横断的な研究・取組を行うため、分散する施設・人を集約化し、「共創性」（国立環境研究所の各分野を融合させ成果の最大化を図る）を確保することで、新たなアイデアやイノベーションが創出される環境を創造、研究の加速化に寄与する。

具体的には、劣化が著しい研究施設の再整備（分散する施設・人を集約化）を図るとともに、省エネ・再エネを組み合わせる ZEB Ready 以上を目指すこととし、さらにエンボディドカーボンの低減も目指す。

3. 事業スキーム

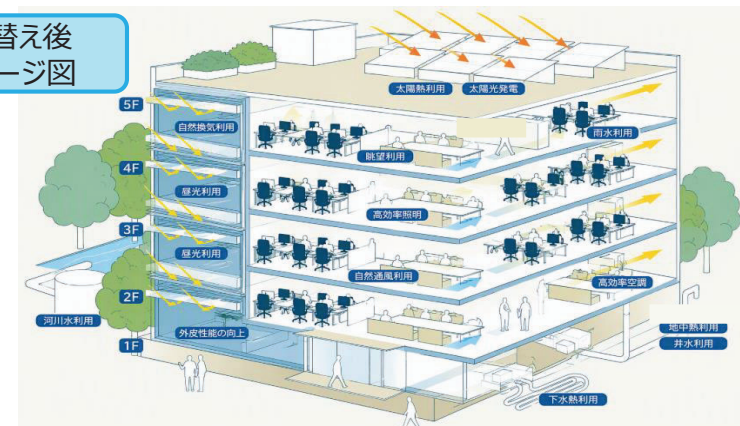
- 事業形態 直接補助事業
- 補助対象 研究機関（国立研究開発法人国立環境研究所）
- 実施期間 令和8年度～令和11年度 国庫債務負担行為

4. 整備イメージ

現状



建替後
イメージ図



お問合せ先： 環境省大臣官房総合政策課環境研究技術室 電話：03-5521-8238

海洋環境に係る条約対応及び調査検討事業費のうち 海洋環境モニタリング推進費



【令和9年度要求額 196百万円（98百万円）】

うち 80百万円（新規）

日本周辺海域における陸域からの汚染および廃棄物の海洋投入処分に由来する汚染状況の把握及び、海洋ドローンを活用した海洋環境のモニタリングを実施する。

1. 事業目的

我が国周辺海域における海洋環境の汚染状況等について経年的な変化を捉え、総合的な評価を行うことで、海洋環境保全対策の効果的な実施及び廃棄物の海洋投入処分規制の適切な実施に資する。また、海洋状況の把握及び沿岸域の総合的管理の一環として、海洋ドローンを活用した高精度・高頻度のモニタリングを実施し、海洋環境の変化のダイナミクスを捉える。

2. 事業内容

海洋環境の調査に関する以下の事業を実施する。

(1) 海洋環境モニタリング

令和5年4月に閣議決定された第4期海洋基本計画において、我が国周辺海域における海洋環境保全対策を効率的かつ効果的に実施するため、陸上・海上起因の汚染物質の海洋環境への影響およびバックグラウンド数値の経年変化の把握として以下実施する。

- ・日本周辺海域の「廃棄物の海洋投入処分」が行われた海域も含めた陸域起源の海洋環境汚染状況の把握（1年度1測線）
- ・採取試料の分析及び解析
- ・海洋環境調査の専門家からなる検討会による、データの解析・評価 等

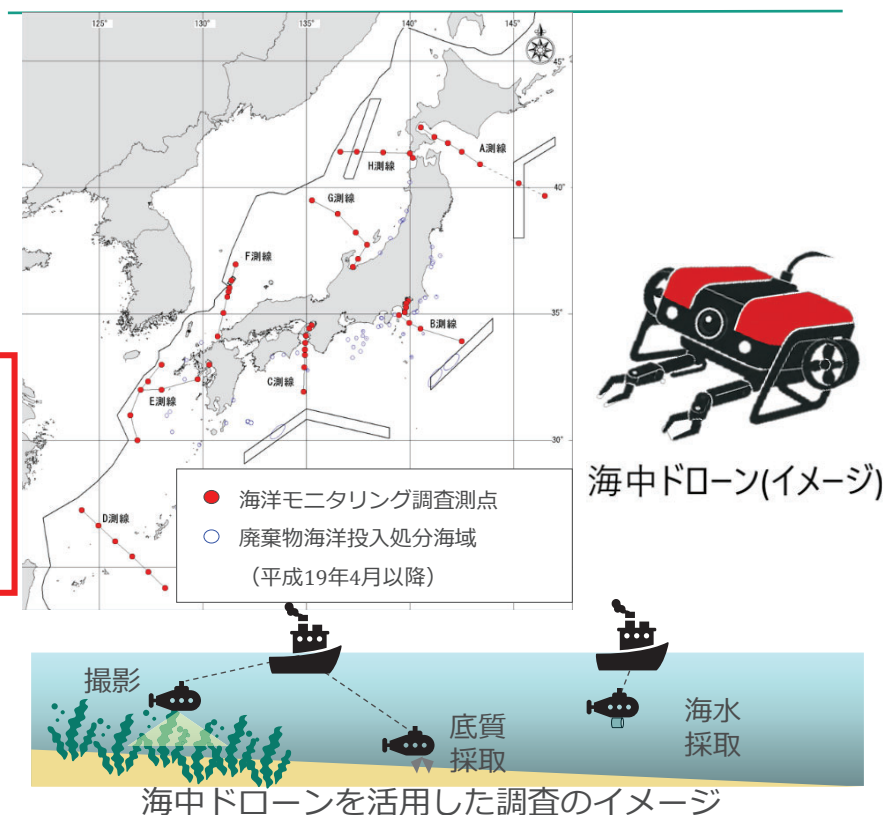
(2) 海洋ドローンを活用した海洋環境モニタリング

日本成長戦略の「海洋」WGにおいて、海洋ドローンの需要創出を図ることとされているところ、海洋環境の調査においても、省人化、高精度・高頻度化の観点から海洋ドローンや高性能センサー等を活用した海洋環境モニタリングにおける、社会実装に向けた検討を進めるとともに、気候変動による水温上昇による海洋環境や水生生物の変化をより詳細に捉えることで、対策の検討につなげていく。

3. 事業スキーム

- | | |
|--------|---------|
| ■ 事業形態 | 請負事業 |
| ■ 請負先 | 民間事業者 |
| ■ 実施期間 | 平成19年度～ |

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 海洋環境課 電話：03-5521-9023

CCUS社会実装・基盤構築事業



【令和9年度要求額 2,550百万円（2,580百万円）】



CCUS（CO2の分離回収・有効利用・貯留）の社会実装に向けた技術開発とモデル構築に取り組みます。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年ネットゼロの実現に貢献するため、

- ・CCU（人工光合成も含むCO2の分離回収・有効利用を行う技術）について、技術導入支援や技術実証、事業モデルの構築等を支援することにより、本格的な社会実装を目指す。
- ・CCS（CO2の分離回収・貯留を行う技術）について、浮体式洋上圧入技術やモニタリング技術の確立を支援し、適正で低コストかつ効率的な実施・普及を目指す。

2. 事業内容

(1) 人工光合成を含むCCUサプライチェーン構築事業

- ① CCU導入促進補助事業
地域でのCCU事業の形成、コスト低減を促進するために、CCU技術の導入補助を行う。
- ② ③ 地域での炭素循環事業モデル実証事業（②公共施設、③民間事業者）
清掃工場等の公共施設や発電所・工場等の民間の中小規模排出源が主体となる地域炭素循環事業モデルを確立するために、CO2回収からCCU製品製造、地域での利活用までのCCUサプライチェーンを構築する技術実証を行う。
- ④ 日米連携によるCCU実証モデル事業
日米の技術の融合を図り、CO2固定化技術等のCCU技術を実装するための課題整理、事業性検討を行う。

(2) 海洋環境保全上適正な海底下CCS実施確保のための総合検討事業

- ① 洋上圧入CCS技術確立事業：CO2貯留ポテンシャルが高い浮体式洋上圧入CCSの商用化に向けた技術確立を行う。
- ② 海洋モニタリング手法確立事業：海底下CCS事業におけるCO2圧入や貯留状況に応じたモニタリング技術の確立を行う。
- ③ モニタリングガイドライン策定事業：CCSに必要なモニタリング技術・手法等を取りまとめ、ガイドラインの検討・策定を行う。

(3) 人工光合成の社会実装に向けた産官学連携推進事業

人工光合成の社会実装に向けて、「人工光合成の社会実装ロードマップ」を踏まえた取組方策を産官学一体となって検討を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業：(1) ②④、(2) ①②③、(3)
補助事業：(1) ①（補助率：1/3等）、③（補助率：2/3）
- 委託先
補助対象：民間事業者・団体、大学、公的研究機関等
- 実施期間：令和8年度～令和12年度

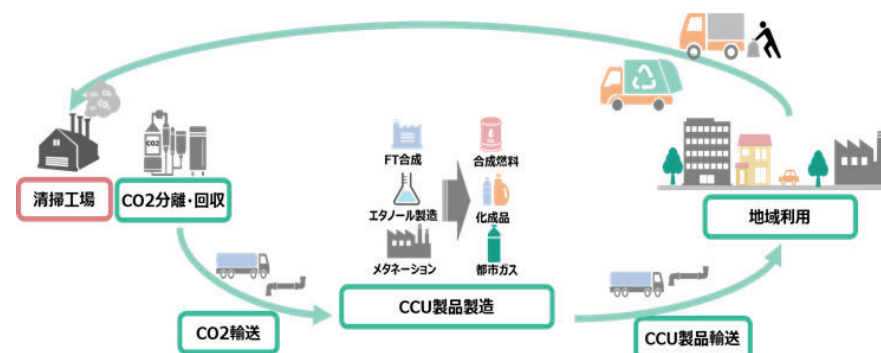
お問合せ先：

- (1) ① 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室、環境再生・資源循環局 資源循環課
- (1) ② 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室、環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課
- (1) ③④ 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室
- (2) ① 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室、②③水・大気環境局 海洋環境課
- (3) 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室

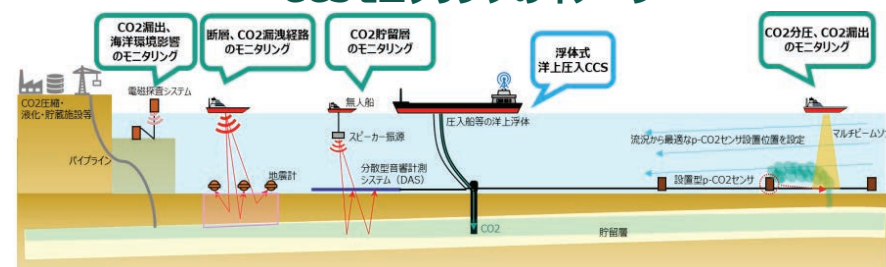
電話：0570-028-341、03-6205-4903
電話：0570-028-341、03-5521-9273
電話：0570-028-341
電話：0570-028-341、03-5521-9023
電話：0570-028-341

4. 事業イメージ

公共施設を主体とした地域炭素循環事業のイメージ



CCSモニタリングのイメージ



独立行政法人環境再生保全機構運営費交付金のうち環境保全研究・技術開発勘定



【令和9年度要求額 5,784百万円（5,639百万円）】

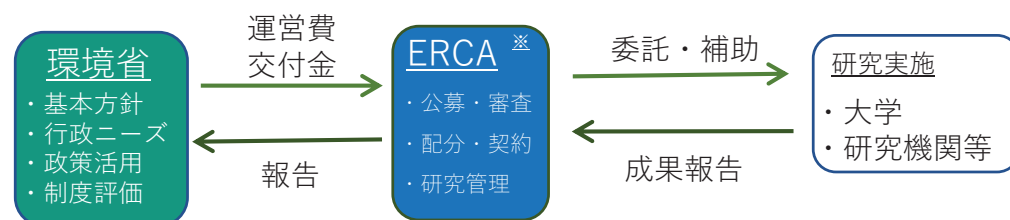
環境政策貢献型の競争的研究費制度である「環境研究総合推進費」を運営します。

1. 事業目的

気候変動問題への対応、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全の確保など、持続可能な社会構築のための環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進を目的とします（エネルギー起源CO₂排出削減に直接資する研究開発等は対象外）。

2. 事業内容

環境研究総合推進費は、環境省の行政ニーズを提示して公募を行い、産学官の研究者から提案を募り、審査を経て採択された課題を実施する、環境政策貢献型の競争的研究費です。「環境研究・環境技術開発の推進戦略」「科学技術・イノベーション基本計画」等を踏まえ、環境政策への貢献・反映に立脚した戦略的な研究開発、Society 5.0実現に向けた研究開発を強力に推進します。



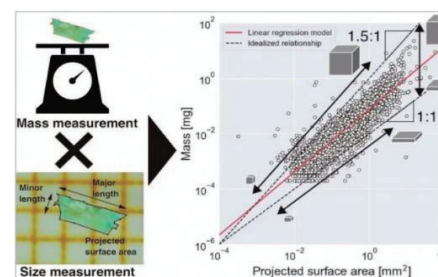
※ERCA：（独）環境再生保全機構

3. 事業スキーム

- 事業形態 競争的研究費制度による交付（配分機関：ERCA）
- 委託先 大学／研究機関／民間事業者・団体／地方公共団体一般
- 実施期間 平成29年度～

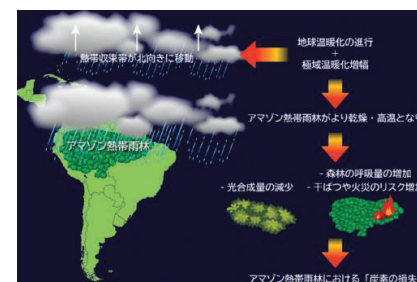
4. 研究開発成果の例

<プラスチック微粒子の質量推計の高精度化>



プラスチック微粒子の質量と投影面積の関係を明らかにし、その関係を用いて、環境中のプラスチック微粒子の質量を簡便かつ高精度に評価できることを示しました。今後、水環境中のプラスチックの存在量や生態影響の解明に役立つことが期待されます。

<将来の気候変動によるアマゾン熱帯雨林への影響解明>



※プレスリリースから

気候変動がアマゾン熱帯雨林の炭素循環に与える変化について分析し、将来気候変動によってアマゾン熱帯雨林で乾燥化が進み、炭素吸収量の減少が生じると予測されることを明らかにしました。また、過去の気候変動の情報を利用して、将来予測の不確実性の幅を狭めることに成功しました。

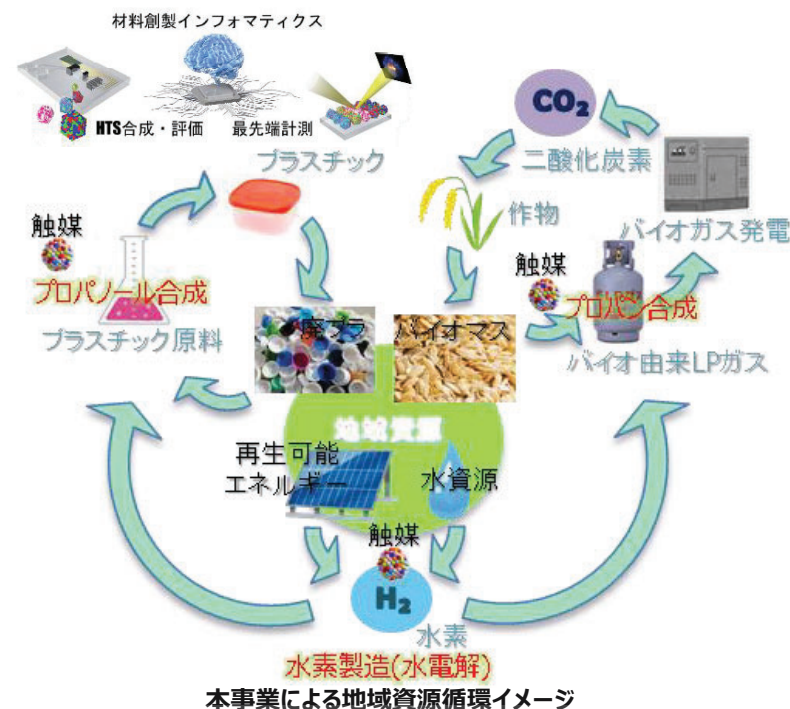
お問合せ先： 環境省大臣官房総合政策課環境研究技術室 TEL：03-5521-8239

1. 事業目的

2. 事業内容

3. 事業スキーム

- ## 4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

横浜グリーンエクスポにおけるグリーン技術等の情報発信



【令和9年度要求額 140百万円（40百万円）】

グリーン技術等に関するイベントを実施することにより、国内外へ広く情報発信を行う。

1. 事業目的

- グリーン技術等に関するイベント開催等を通じ、未来の姿をわかりやすく提示し、目指すべき方向性を示す。
- 第六次環境基本計画に基づく施策の国内外への効果的な情報発信等を行う。

2. 事業内容

本事業は、横浜において、グリーン技術等に関するイベント開催等を行い、未来の姿をわかりやすく提示し、目指すべき方向性を示すものである。具体的なイベント等の内容は下記のとおり。

- ① 環境省が保有する温室効果ガス観測技術衛星GOSATによる観測データを用い、地球温暖化の現象をわかりやすく紹介、また、宇宙からみた地球の映像やデータから、環境を考える展示・イベント。
- ② ネイチャーポジティブの実現に向けた環境省の取組や関係団体との連携について幅広く紹介、また、ネイチャーポジティブ推進のための化学物質管理アクションプランに基づく取組、良好な環境の保全・再生・創出の重要性と、その持続的な利活用による地域活性化の可能性についての紹介等も実施する展示・イベント。
- ③ スタートアップの有する革新的な環境技術・サービスをPRするため、技術や取組をプレゼンするピッチイベント。
- ④ 環境教育・ESDに関する児童、生徒、学生を対象とした、実践事例の発表会、トークセッション等。
- ⑤ 日本国内の学校と国外のユースグループがチームを組み、企業担当者をメンターに、環境課題の解決策を検討するワークショップ。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
民間事業者・団体
- 実施期間 令和8年度、9年度

4. 事業イメージ

横浜グリーンエクスポ会場における、展示場や日本政府苑のイベントスペースなどにおいて、2. 事業内容に記載したイベント等を実施する。

【イベントイメージ】



↑ GOSAT観測データの説明

↑ GOSAT

↑ 大阪・関西万博における自然共生サイト・国立公園展示の様子

↓ スタートアップの環境技術の例

↓ ピッチイベント

↓ 若者向けイベント

お問合せ先： 環境省大臣官房総合政策課 電話：03-5521-8227



分野やステークホルダーの垣根を超えた地域共創による脱炭素技術の開発・実証を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年ネットゼロの実現に貢献するため、地域に根差し、かつ、分野やステークホルダーの垣根を超えて脱炭素社会の実現に資するセクター横断的な脱炭素技術の開発・実証事業を実施することにより、脱炭素かつ持続可能で強靱な活力ある地域社会を構築する。

2. 事業内容

① 地域・省庁間連携によるセクター横断型脱炭素技術の開発・実証

様々なステークホルダーがイノベーションのパートナーとして参画できるよう、脱炭素化に取り組む地方公共団体や関係省庁との連携により、地域脱炭素化の実現に資するセクター横断的な脱炭素技術の開発・実証事業を実施する。

② 技術シーズ・ボトムアップ型の技術開発・実証

CO2削減効果が相対的に大きいものの、民間の自主的な取組だけでは十分に進展しない脱炭素技術について、開発・実証事業を実施する。

併せて、上述の取組による実用化や普及の成功率の向上のため、事業開始前から事業終了後に至るまで事業者の伴走型支援や評価・フォローアップ等の側面支援を実施する。

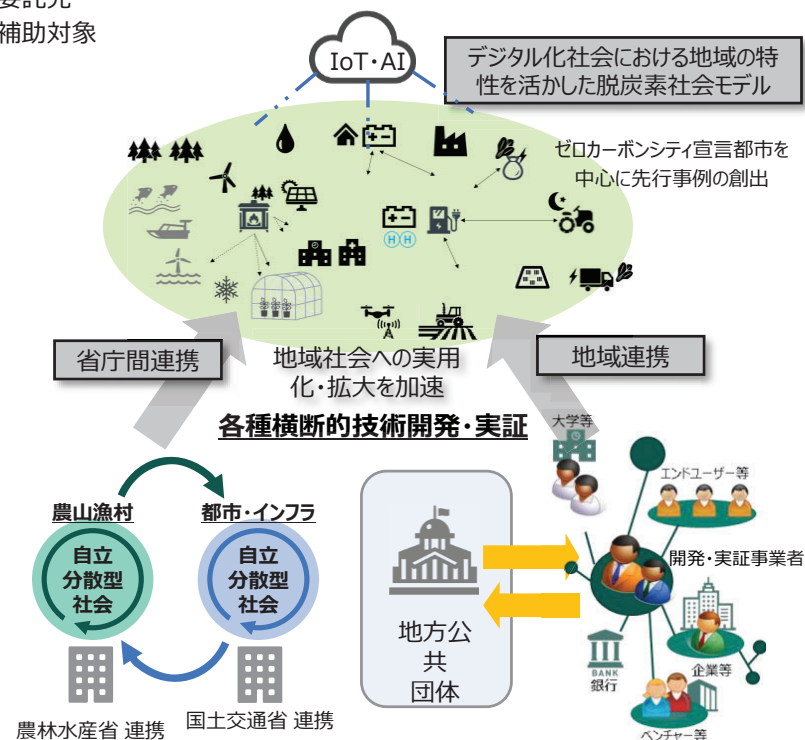
3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業、補助事業（1/2）
- 委託先：民間事業者・団体、大学、研究機関、地方公共団体
- 実施期間：令和4年度～令和19年度

4. 事業イメージ

委託先

補助対象





【令和9年度要求額 68百万円（68百万円）】

我が国におけるESG金融の普及・促進に向けて、取組の質の向上と裾野の拡大を支援する施策を実施します。

1. 事業目的

- ① あらゆるアセットクラスにおけるESG要素の考慮を促すことで、多様なESG金融の考え方・手法の確立・普及を図る。
- ② 地域金融機関によるESG金融の実践支援を通じて、先進的なモデルケースの創出による知見の蓄積・周知を図る。
- ③ 地域金融機関等に対してESG金融に関するセミナー等を開催し、関連した知識や問題意識の普及・啓発を図る。

2. 事業内容

国内のESG金融の主流化に向けて、金融のグリーン化に対する金融機関等への更なる普及・啓発、環境金融市場の整備が必要。本事業では、環境金融の質の向上と裾野の拡大を支援する。

(1) 環境投融資促進のための市場拡大支援

資源循環等の環境保全対策に資するグリーンボンド等の資金調達支援、環境情報の開示及び開示情報の適切な利活用推進、新たなグリーンファイナンス手法に関するモデル事例の創出、普及拡大に向けた調査・検討

(2) ESG地域金融の普及促進

環境・社会に対するインパクトの創出、地域の持続可能性の向上等に資する取組を行う（又は行おうとする）地域金融機関等によるESG地域金融の実践に向けた実施計画の策定や先進的な事例創出の支援

(3) 「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」等の活用充実

金融機関の各業態における環境金融の取組状況に関する調査、地域金融機関等における環境金融の普及・啓発を目的としたセミナー等の開催 等

3. 事業スキーム

■ 事業形態	請負事業・委託事業・補助事業
■ 請負先・委託先・補助対象	民間事業者・団体
■ 実施期間	平成25年度～

4. 補助対象、支援対象の例、事業イメージ

(1) 環境投融資促進のための市場拡大支援

- ・グリーンボンド等の外部レビュー費用、フレームワーク策定のためのコンサルティング費用を補助。
- ・新たなグリーンファイナンス手法に関するモデル事例の認定、評価の支援、情報発信を通じた普及啓発 等



(2) ESG地域金融の普及促進

- ・ESGを考慮しつつ地域課題の解決に資する金融行動を行う（又は行おうとする）地域金融機関に対し、個別のコンサルティング等を通じて仕組みや体制作りを支援。
- ・令和7年度は5案件（5機関）を採択。
- ・令和8年度は4案件（4機関）を採択。



(3) 「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」等の活用充実

＜環境金融に関する調査＞

- ・各業態における環境金融に関する取組の実態について、セクター別に調査を実施。

＜環境金融に関するセミナー＞

- ・地域金融、保険業務等、テーマ別に分類した5つのWGにより、計10回程度開催予定。



お問合せ先： 環境省 大臣官房環境経済課 環境金融推進室 電話：03-5521-8240

グリーンファイナンスの普及・拡大促進事業



【令和9年度要求額 670百万円（670百万円）】



グリーンファイナンスの健全かつ適切な拡大とESG金融の主流化に向けた取組を推進します。

1. 事業目的

2035年度温室効果ガス60%削減、2040年度73%削減や2050年ネット・ゼロの国際公約の達成に向けた今後10年間の150兆円超の投資実現のために、グリーンファイナンス市場の健全かつ適切な拡大とESG金融の普及・実践を促進する。

2. 事業内容

我が国における脱炭素化に向けては、グリーンファイナンス市場の健全かつ適切な拡大と、ESG金融の主流化が必要。本事業では、グリーンファイナンス市場における新規市場参加者の裾野拡大やグリーン性の担保とともに、ESG金融の普及・実践に取り組む。

(1) グリーンファイナンス市場環境整備事業（委託）

- ・国内外の市場動向、取組事例や手法等の収集・分析、情報発信、市場整備方策の検討
- ・金融機関の投融資先排出量算定・削減方策検討・開示促進

(2) グリーンファイナンス市場拡大促進事業（委託・補助）

- ・グリーンボンド等の発行支援を行う者を登録するサポーターズ制度の運営
- ・資金調達時の追加的外部レビュー費用等の補助、先進事例の発掘等

(3) ESG地域金融実践促進事業（委託）

- ・地域金融機関が直面する経営課題の調査・分析、個別のコンサル支援による優良事例創出、普及啓発

(4) ESG金融主流化事業（委託）

- ・ESG金融に関する優良な取組の表彰や、統一的な情報発信、先進事例の展開

3. 事業スキーム

■ 事業形態：委託事業

■ 委託先：民間事業者・非営利団体等

■ 実施期間：令和5年度～令和9年度

■ 事業形態：間接補助事業

（補助率：外部レビュー費用 3/10又は6/10、コンサルティング費用 5/10、上限：20百万円）

■ 補助対象：民間事業者・団体等（登録を受けた調達支援者）

■ 実施期間：令和5年度～令和9年度

4. 事業イメージ



お問合せ先：環境省 大臣官房環境経済課 環境金融推進室 電話：03-5521-8240

【令和9年度要求額 20百万円（20百万円）】

持続可能な社会の実現に向けて動き出す企業を支援します。

1. 事業目的

企業による効率的・効果的なリスク管理の促進や、環境配慮の取組の評価・可視化を推進する。このことによって、国民や金融機関等による商品購入や投融資時における、企業の環境配慮状況への考慮を促進させることを通じて、企業による自主的な環境配慮の取組を拡大させる。

2. 事業内容

2050年ネット・ゼロの実現に向けて、気候変動をはじめとする環境課題を経済・社会の課題と統合的に解決するための動きや、環境デュー・ディリジェンスの取組を加速化すべく、企業が特定した環境課題のリスクや機会を自社の経営戦略に組み込んだ企業経営を拡大させるとともに、その情報公開を促進させる。

(1) 環境経営、環境報告の普及促進事業

「環境と人権」に対応するため、関係府省庁間での連携の強化を求める経団連の提言を踏まえ、「ビジネスと人権」に係る第三者認証制度の検討を進める経産省等と連携し、企業による環境への負の影響の軽減に向けた環境デュー・ディリジェンスを普及促進

(2) エコアクション21ガイドライン・同追補版の運営・活用

エコアクション21ガイドライン・同追補版に基づく認証・登録制度の運営

(3) 環境報告活用促進事業

環境要素を企業経営等に戦略的に取り込んでいる企業の実例を投資家等や企業に提示できるよう企業選定を実施

3. 事業スキーム

■ 事業形態	請負事業
■ 請負先	民間事業者・団体
■ 実施期間	平成14年度～

4. 事業イメージ

(1) 環境経営、環境報告の普及促進事業

- ・ 欧州をはじめとする諸外国の規制動向等を踏まえた、環境デュー・ディリジェンスに係るガイダンスを改定するとともに、企業への実装支援を通じた効率的かつ効果的なリスク管理を促進
- ・ サステナビリティ情報の開示と保証に係る法令改正や「ビジネスと人権」に係る第三者認証制度の検討を踏まえ、環境デュー・ディリジェンスの第三者認証の在り方を整理し、「人権と環境」の統合的取組を推進

(2) エコアクション21ガイドライン・同追補版の運営・活用

- ・ エコアクション21ガイドライン・同追補版に基づく認証・登録制度の適切な運営を確認するための検討委員会を開催



(3) 環境報告活用促進事業

- ・ ESGファイナンス・アワード・ジャパンの環境サステナブル企業部門で表彰対象となる企業を選定
- ・ 募集にあたっての選定基準等に関する説明会開催



サステナビリティ課題の統合的達成を実現する企業経営促進事業



【令和9年度要求額 28百万円（26百万円）】

環境課題の統合的解決を目指す企業経営を実現し、日本企業の競争力向上と持続可能な社会実現の同時達成を目指します。

1. 事業目的

サステナビリティ課題の統合的取組・情報開示に向けたガイダンスの策定や統合報告書等の作成支援等による統合的解決を志向する企業経営の拡大を通じて、環境配慮に取り組む企業に対する成長投資を促進し、我が国の企業の競争力強化と持続可能な社会の構築の同時達成を実現する。

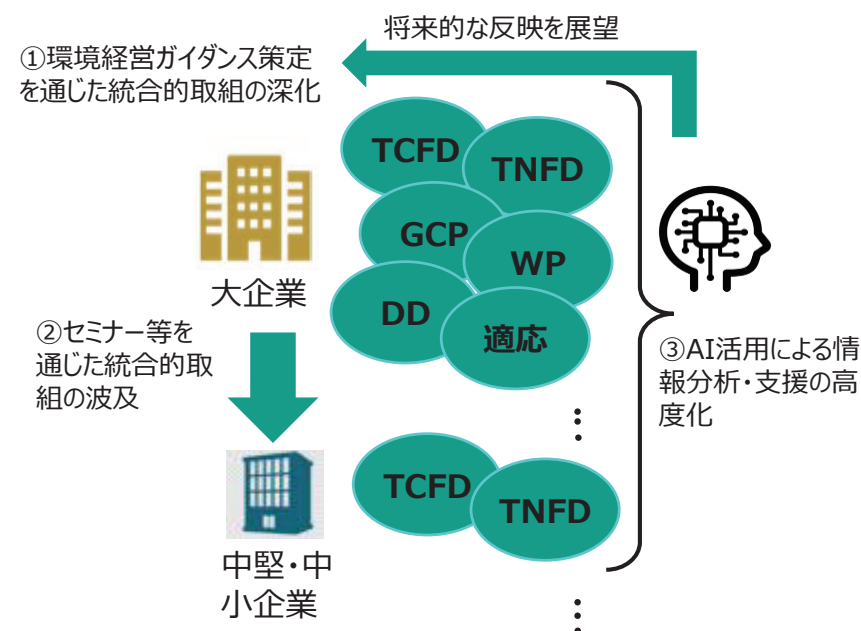
2. 事業内容

- 複数のサステナビリティ課題の効率的・効果的な同時解決の在り方に関する調査・分析を行うとともに、有識者による検討会を開催し、統合的解決に資する環境経営のガイダンスを策定する。
- 中堅・中小企業を対象にしつつ、策定したガイダンス等に係るセミナーやワークショップを開催し、企業競争力や企業価値の向上と、サステナビリティ課題の同時達成に資する企業経営や開示の在り方に係る普及・啓発を推進する。
- 経団連の提言における「統合的な取組みの推進によるシナジー創出が課題」との指摘を踏まえ、企業の統合報告書等に関し、AIを活用して、国内外のESG情報や業種・企業規模による開示傾向等を踏まえた改善提案等を内容とするレポートの作成等を行い、企業における効果的・効率的な情報開示を後押しするとともに、企業価値向上、成長投資の促進に貢献する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和8年度～令和9年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 大臣官房環境経済課国際ルール形成・環境ビジネス戦略室（03-5521-8324）、自然環境局自然環境計画課生物多様性ビジネス推進室（03-5521-8150）、水・大気環境局環境管理課（03-5521-8292）、環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室（03-5521-8324）、地球環境局総務課気候変動科学・適応室（03-5521-8242）、環境保健部化学物質安全課（03-5521-8259）

地域循環共生圏創造事業費



【令和9年度要求額 458百万円（385百万円）】

地域循環共生圏の創造に向け、地域の環境・社会・経済を統合的に向上する事業（ローカルSDGs事業）を生み出し続ける基盤である地域プラットフォームの実装を支援します。

1. 事業目的

- ① 地域循環共生圏づくり支援体制構築
- ② 地域トランジションモデル形成
- ③ 地域間ネットワーク強化・情報発信
- ④ 地域循環共生圏の創造基盤（官民連携コミュニティ等）の構築

2. 事業内容

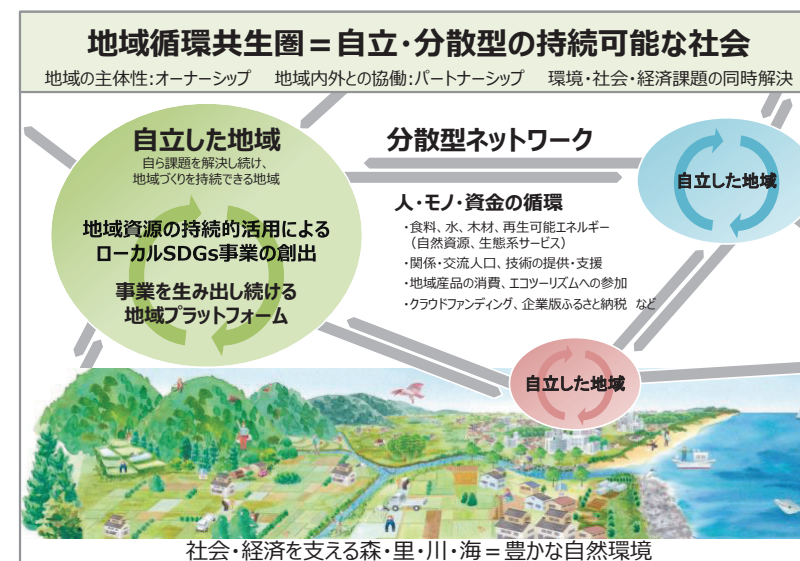
本事業では、地域循環共生圏実現の基盤となる、ローカルSDGs事業（地域資源を活用し環境・経済・社会課題の同時解決／価値創造をする事業・取組）を生み出し続ける地域プラットフォームを各地域で実装すべく以下の取組を実施する。

- ① 中間支援機能を有する団体が地域への伴走支援を実践的に行いつつ、その過程で得られたノウハウを横展開することで、支援体制を強化しながら、地域循環共生圏の創造を推進する。
- ② 炭素中立、循環経済、自然再興型社会への移行を目指す際に大きな影響を受けるステークホルダーや地域も取り残さずに、協働的なアプローチを含めた地域循環共生圏の考え方に基づき自立した地域づくりに取り組む者を支援する。
- ③ ローカルSDGs事業の担い手同士の有機的なつながりを構築する場の提供や、優れた地域プラットフォームの事例の情報発信の場等を設ける。
- ④ 地域循環共生圏の構築を全国で推進する基盤を構築し、企業等の様々な主体と連携して地域循環共生圏づくりを発展的に創造するプロジェクトを実施する。また、地域未来戦略に基づく地域産業のエコシステム形成と併せて地域循環共生圏の創造を強力に推進する。

3. 事業スキーム

- | | |
|------------|------------------|
| ■ 事業形態 | 共同実施／請負事業 |
| ■ 共同実施・請負先 | 地方公共団体／民間事業者・団体等 |
| ■ 実施期間 | 令和6年度～令和10年度 |

4. 事業イメージ



地域循環共生圏（2018年、第5次環境基本計画※）は、地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業（ローカルSDGs事業）を生み出し続けることで地域課題を解決し続け、自立した地域をつくるとともに、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方です。

その際、私たちの暮らしが、森里川海のつながりからもたらされる自然資源を含めて地上資源を主体として成り立つようにしていくために、これらの資源を持続可能な形で活用し、自然資本を維持・回復・充実していくことが前提となります。

地域の主体性を基本として、パートナーシップのもとで、地域が抱える環境・社会・経済課題を統合的に解決していくことから、ローカルSDGsとも言います。

※第6次環境基本計画（2024年閣議決定）では「新たな成長」を各地域で実践・実装していく場として位置付けられました。

お問合せ先： 環境省大臣官房地域政策課地域循環共生圏推進室 電話：03-5521-8328

水俣病総合対策関係経費等



【令和9年度要求額 11,432百万円（10,542百万円）】

すべての水俣病患者が安心して暮らしていける環境づくり、もやい直しの推進、教訓の伝達・継承を行います

1. 事業目的

- ① 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（以下、「法」という。）」に基づく救済措置等の円滑な実施に向け必要な措置を講ずる。
- ② すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていけるようにするため、医療と地域福祉を連携させた取組を進めるほか、環境保全と地域のもやい直しの観点からの施策を推進する。
- ③ 水俣病の経験と教訓を引き続き国内外に発信するとともに、後世へ適切に残していく取組を推進する。

2. 事業内容

1. 水俣病被害者の救済のための措置

「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づく救済措置の方針に従い、円滑に救済策を実施するために必要な措置及び医療費・療養手当の支給、健康不安者への検診等の事業を行う。

2. 医療・福祉及びもやい直し・地域振興に関する施策

水俣病発生地域における医療・福祉対策、地域再生・融和（もやい直し）、地域振興・活性化を目指す多彩な活動を推進する。

3. 水俣病に関する総合的研究

メチル水銀が人の健康に与える影響に関する調査研究を実施することにより水俣病問題の解決に資する。

4. その他

以下の事業を引き続き実施する。

（1）公害医療研究事業 （2）水俣病検診機器整備事業 （3）水俣病国際貢献推進事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 直接・間接補助（補助率8/10等）、委託事業、請負事業
- 対象 地方自治体（補助、委託）、民間団体（請負）
- 実施期間 昭和46年度～

4. 令和9年度に取り組む主な事業

1. 水俣病国際貢献進事業

水俣病の経験と教訓を国内外に発信し、地球規模での環境汚染防止に寄与

- ・全国的な普及啓発の取組

2. 水俣病発生地域医療・福祉連携推進事業（法36条1項）

水俣病患者、家族、地域住民が安心して暮らしていけるよう、地域の医療・福祉対策を推進

- ・リハビリテーション事業の推進
- ・認定患者等のウェルビーイングの維持向上のための検討調査

3. 「環境首都水俣」創造事業（法35条）

地域の振興と活性化を図るため「環境負荷を少なくしつつ、経済発展する新しい形の地域づくり」を推進

- ・生態系に配慮した渚造成整備事業
- ・ウェルビーイングの維持向上を目指した地域振興策の検討調査

4. 水俣病に関する健康調査（法37条）

令和8年度の実施状況を踏まえ、水俣病患者特措法に基づく健康調査を実施

お問合せ先： 環境省大臣官房環境保健部企画課特殊疾病対策室 電話：03-5521-8257

石綿健康被害対策の推進



【令和9年度要求額 917百万円（774百万円）】



石綿による健康被害の迅速な救済を図ります。

1. 事業目的

石綿健康被害救済制度に係る医学的判定及び給付事務を実施すること、また、石綿健康被害に関する知見収集や医療従事者育成等の事業により適切かつ効果的な医学的判定を推進すること等により、労災補償等の対象とならない石綿による健康被害の迅速な救済を図る。

2. 事業内容

クボタショックを受けて、平成18年に「隙間のない救済」という方針のもと、石綿による健康被害の迅速な救済を図るため石綿健康被害救済制度が制定された。

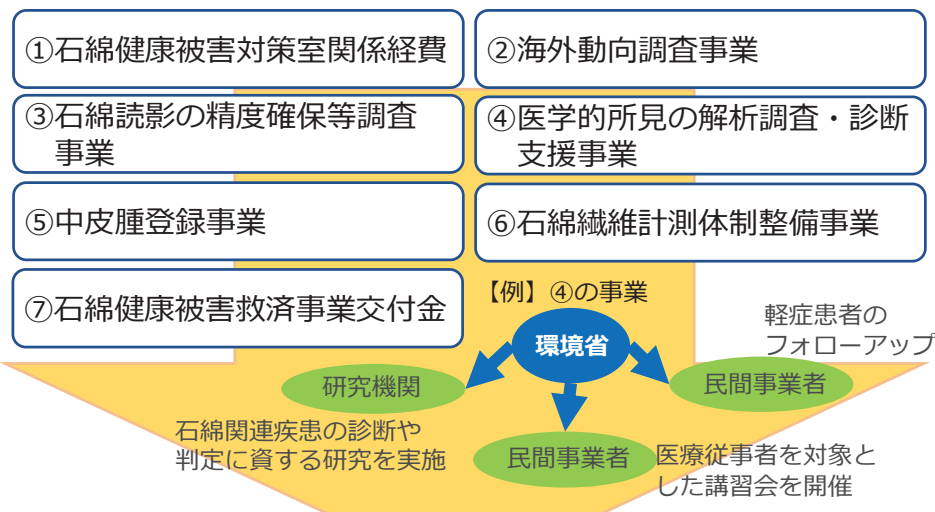
審議会等で適切かつ効率的な医学的判定を実施（①）するとともに、制度の検証の議論に役立てるための諸外国の石綿健康被害の実態や対応・施策の知見の収集（②）、自治体の石綿読影の精度向上に向けた知見の収集（③）、石綿関連疾患の正確かつ迅速な診断に資する調査研究・医療従事者の育成（④）、認定された中皮腫患者の医学情報の集積及び幅広い情報提供（⑤）、肺がんの医学的判定に用いられる石綿繊維計測の精度管理（⑥）を実施し、石綿による健康被害の迅速な救済につなげる。

また、石綿健康被害救済事業（認定及び救済給付の支給・基金の管理等）を確実に実施するため、石綿健康被害救済法第32条に基づく費用を独立行政法人環境再生保全機構に交付（⑦）する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 直接実施①／請負事業②③④⑤⑥／委託事業③／交付金⑦
- 相手先 民間事業者・団体等②③④⑤⑥⑦／地方公共団体③
- 実施期間 平成18年度～

4. 事業イメージ



石綿による健康被害の迅速な救済

救済給付の額の見直し
（本事業の予算額には含まれない基金による給付）

認定者等への療養手当、葬祭料、特別葬祭料について、令和8年4月から、これまでの物価等の変動を考慮した額への見直しを実施
令和9年度以降も基本的に毎年度見直し予定

お問合せ先： 環境省大臣官房環境保健部企画課石綿健康被害対策室 電話：03-5521-6551

石綿飛散防止総合対策費



【令和9年度要求額 81百万円（68百万円）】環境省

石綿の飛散防止対策に係る取組を推進します。

1. 事業目的

- ① 石綿による大気汚染の状況を把握し、国民に対し情報提供。
- ② 解体等工事における石綿飛散防止対策を充実することによる、国民の健康の保護及び生活環境の保全。
- ③ 大気汚染防止法改正を踏まえた事前調査の信頼性の確保等の更なる石綿飛散防止対策の適切な実施。

2. 事業内容

令和2年6月に改正した大気汚染防止法に基づき、建築物等の解体等工事を対象とした石綿飛散防止対策に係る取組を推進します。

（1）アスベスト濃度モニタリング事業

建築物等の解体現場周辺、住宅地域等の一般環境等において石綿による大気汚染状況を把握する。また、石綿大気濃度測定に係る課題について検討する。

（2）解体等工事における効果的な石綿飛散防止対策に係る検討（改正法5年見直し）

改正大気汚染防止法に基づく改正法施行5年後見直しとして、法の施行状況等を踏まえ、効果的な石綿飛散防止対策について検討する。

（3）石綿飛散防止対策に係る人材育成・周知

地方公共団体職員向けの技術講習会を開催する。石綿飛散防止対策に係る幅広い周知を行う。

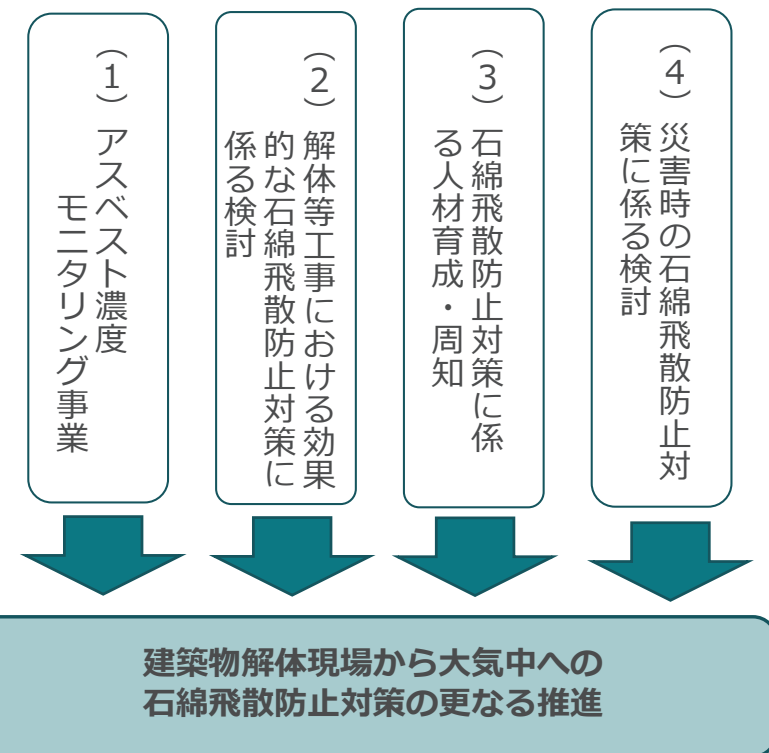
（4）災害時の石綿飛散防止対策に係る検討

今後の災害時における、より効果的な石綿飛散防止対策の実践について検討する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成10年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室 電話：03-5521-8293

クマ・シカ・イノシシの適切な個体数削減・管理



【令和9年度要求額 12,952百万円（961百万円）】



鳥獣による被害防止・軽減に向け、鳥獣保護管理の担い手の確保・育成や地方自治体が行う対策の支援を行います。

1. 事業目的

- クマ等の鳥獣の保護・管理の強化に向けた調査や管理方針の検討、鳥獣保護管理の担い手の確保・育成の推進等の実施。
- 国立公園等の二ホンジカによる生態系への影響が懸念される地域での捕獲事業の推進。
- 都道府県等が計画に基づき行う指定管理鳥獣（シカ、イノシシ、クマ）の捕獲や被害対策を支援。
- 指定管理鳥獣の捕獲個体を処理するための施設整備等を支援。

2. 事業内容

◆国直轄事業

①鳥獣保護管理強化事業：鳥獣保護管理の人材確保・育成、特定鳥獣の調査検討・広域管理、クマ出没対応、クマ保護管理強化、全国のクマの個体数調査・推定、鳥類の鉛汚染対策、カワウ管理強化、国指定鳥獣保護区などの改正鳥獣保護管理法の着実な施行

②国立公園等シカ管理対策事業：国立公園等におけるシカ管理体制の構築、新しい捕獲方法を取り入れたシカ管理対策、シカ管理対策に係る専門家活用、シカ対策事業評価、特定地域での根絶達成に向けた集中的取組実施など

③野生鳥獣情報整備事業費：鳥類の生態や移動経路を把握するため鳥類標識調査の実施

◆交付金事業（指定管理鳥獣対策事業交付金（シカ・イノシシ・クマ））

①鳥獣の保護・管理に係る専門人材育成等事業：認定鳥獣捕獲等事業者等の育成、指定管理鳥獣管理専門人材の育成・配置、緊急銃猟対応等実務者の育成・配置等

②二ホンジカ・イノシシ捕獲等対策事業：指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定、二ホンジカ・イノシシの捕獲、効果的な捕獲の促進等

③クマ総合対策事業：特定計画・指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画等の策定、生息状況調査、クマの捕獲、出没防止対策（誘引物管理、緩衝帯整備、柵の設置等）等

④指定管理鳥獣処理施設等整備事業：処理施設（減容化、焼却）や射撃場の整備等

3. 事業スキーム

- 事業形態：請負事業/交付金（補助率1／2、2／3、定額）
- 交付対象：請負事業：民間事業者・団体
交付金事業：都道府県（一部市町村への間接補助）、協議会
- 実施期間：国直轄事業は昭和46年度～・交付金事業は平成26年度～

4. 事業イメージ

国直轄事業…鳥獣の保護管理の強化に向けた総合対策を推進

（事例1）統一的な手法による全国のクマの個体数調査・推定



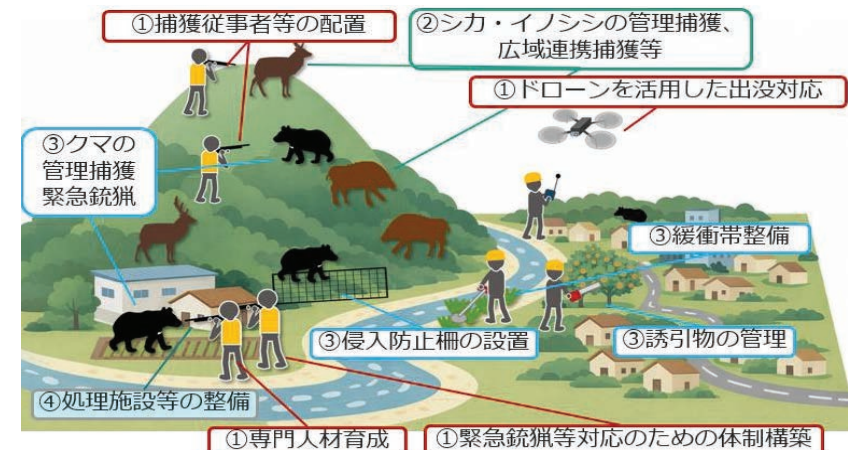
地域個体群毎に調査・推計し、捕獲目標頭数を精緻化

（事例2）国立公園等シカ管理



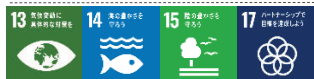
GPS発信器によるシカの移動経路・越冬地の調査等により、効果的な捕獲を実施

交付金事業…地方自治体が行うシカ・イノシシ・クマの捕獲や専門人材の育成、出没防止対策等への支援



お問合せ先：環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 電話：03-5521-8285

外来生物対策費



【令和9年度要求額 6,715百万円（633百万円）】
 うち、本省要求額 6,286百万円（316百万円）
 うち、地方要求額 429百万円（316百万円）

法改正や新目標等を踏まえ、侵略的外来種の水際対策や地方公共団体への支援、国際的な議論への貢献等を行うとともに、優先度に応じた外来生物の防除を実施し、生態系等への被害を防止します。

1. 事業目的

外来生物法に基づく規制等を適切に運用するとともに、各種事業により以下の目的を達成する。

- ① 侵略的外来種による、**生態系等に係る被害の防止・分布拡大の抑制・根絶を実現**する。
- ② 昆明・モンリオール生物多様性枠組の「2030年までに侵略的外来種の導入率・定着率を半減」の**目標達成**。

2. 事業内容

（1）特定外来生物等の水際対策等

- ・ヒアリ侵入時の周辺調査及び緊急防除、定着の危険性が高い港湾における広域調査及び防除、**ヒアリ類の調査効率の飛躍的向上を目指した新規技術の開発【拡充】**

（2）ビジネスセクター等様々な主体における外来生物対策の推進

- ・ビジネスセクターにおける取組検討・社会実装の推進

（3）地方公共団体が行う防除等への支援（交付金）【拡充】

- ・特定外来生物防除事業（交付率1/2以内）
- ・特定外来生物早期防除計画策定事業、外来種対策戦略検討等事業（定額※）
 ※上限250万円、これを超える事業費分は1/2以内

（4）侵入初期地域における緊急防除事業【拡充】

- ・未定着又は分布が局所的であるシロアゴガエルやツマアカスズメバチ、キョンの直轄防除等

（5）水際での輸入管理事務費

- ・税関における物品等の検査、任意放棄個体引取処分、種同定作業に必要な体制の確保

3. 事業スキーム

- 事業形態 （3）交付金、（3）以外 請負事業
- 請負先/交付対象 （3）地方公共団体（中間執行団体を経由）、（3）以外 民間事業者・団体
- 実施期間 （3）平成31年度～、（3）以外 平成30年度～

4. 事業イメージ

国、地方公共団体、民間企業等が役割分担し、総合的に我が国の外来生物対策を推進

特定外来生物の指定



ヒアリ類の水際対策



- ・港湾等における緊急防除及び広域調査等
- ・ヒアリ類調査に関する新規技術の開発【拡充】

地方公共団体が行う防除等への財政的支援【拡充】



クビアカ
ツヤカミキリ



ナガエツルノゲイトウ



ツマアカスズメバチ



キョン

特定外来生物による被害の防止
分布拡大の抑制・根絶

お問合せ先： 環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室 電話：03-5521-8344

子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）



【令和9年度要求額 6,166百万円（5,115百万円）】うち、国立環境研究所運営費交付金 6,063百万円（5,021百万円）



化学物質ばく露が子どもの健康に与える影響を解明するための、長期的・大規模な追跡調査を行います。

1. 事業目的

- ・10万組の大規模コホート調査として、参加者（親子）の血液等の生体試料を採取・保存・分析するとともに、質問票等による追跡調査を行い、子どもの健康に影響を与える環境要因を明らかにする。
- ・適切な情報提供を通じて、環境リスク評価や、事業者の自主的取組への反映、化学物質の規制強化など、リスク管理体制の構築を推進し、結果として、次世代育成に係る健やかな環境の実現を図る。

2. 事業内容

追跡調査を継続するとともに、令和9年度は、子どもの成長過程における化学物質ばく露や健康状態を評価するための「青年期調査」を開始する。また、参加者から得られた650万検体以上にも及ぶ膨大な生体試料を引き続き計画的かつ着実に分析し調査研究を推進する。

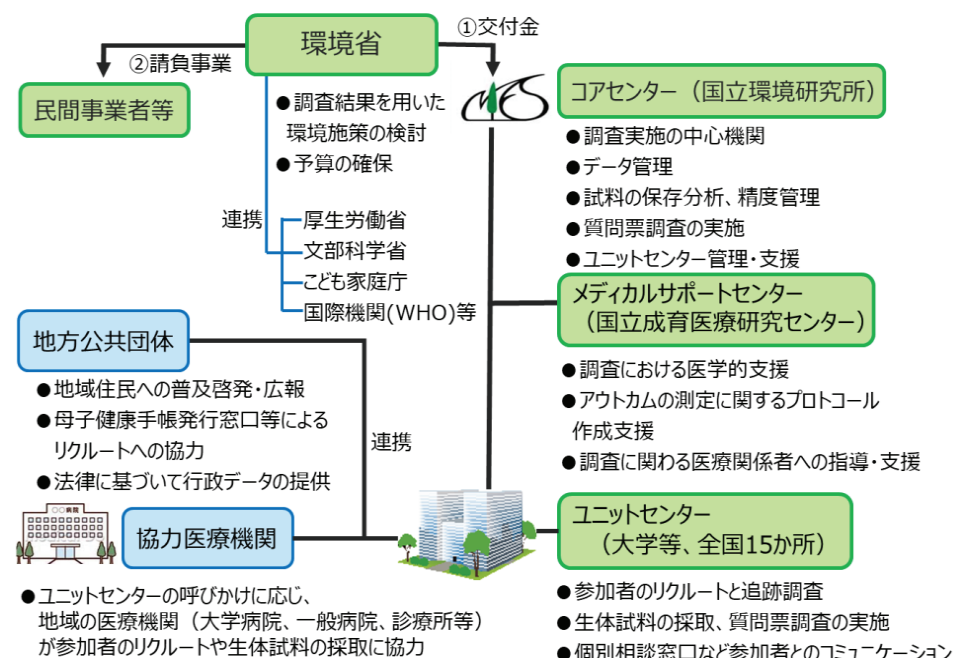
（①国立環境研究所運営費交付金）

本調査の円滑な実施のため、ホームページ等による情報発信やSNSの運用、フォーラムの開催など、国民、国内外の関係者と連携・コミュニケーションを図り、調査や成果について理解を深める取組を実施するとともに、調査の実施状況を把握し、企画評価を行う。（②請負事業）

3. 事業スキーム

- 事業形態
 - ①交付金：研究機関（国立環境研究所）
 - ②請負事業：民間事業者・団体
- 実施期間 平成22年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課環境リスク評価室 電話:03-5521-8263

環境中の多様な因子による健康影響に関する基礎調査費



【令和9年度要求額 21百万円（21百万円）】

花粉症の健康影響に関する最新の知見を収集し、情報を提供することで、国民の花粉症予防行動を推進します。

1. 事業目的

- ① 令和5年に閣議決定された「花粉症の全体像」に基づき、国民が適切な花粉症の予防行動をとれるよう、花粉に関する情報の提供を継続して行う。
- ② 環境中の微量な化学物質及び電磁界、紫外線、黄砂等による健康影響について知見の収集を行い、啓発資料の作成を検討する。

2. 事業内容

1. 花粉に関する影響評価事業

- ・花粉飛散状況等の情報を提供する目的で、スギ・ヒノキ科花粉の飛散状況に関する調査（スギ雄花花芽（着花量）調査、スギ・ヒノキ花粉実測調査）を実施する。
- ・花粉飛散状況等の調査は観測に技術力を要し、観測者の高齢化による後継者不足が喫緊の課題。観測を継続して実施するため、様々な状態の花粉画像の収集及び画像処理による測定技術の開発や、社会実装に向けた実環境下での試験運用等を行う。

2. その他の環境中の因子による健康影響に関する基礎的調査研究

- ・環境中の因子による健康影響に関する最新の知見を収集するとともに、啓発資料の作成・更新を行う。

3. 事業スキーム

■ 事業形態	請負事業
■ 請負先	民間事業者・団体
■ 実施期間	平成21年度～

4. 事業イメージ

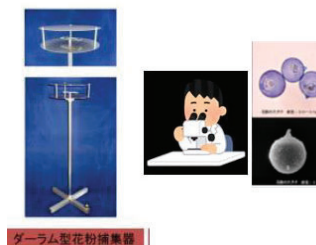
■ スギ雄花花芽（着花量）調査

双眼鏡を活用し、スギ林の雄花の着花状態を調査



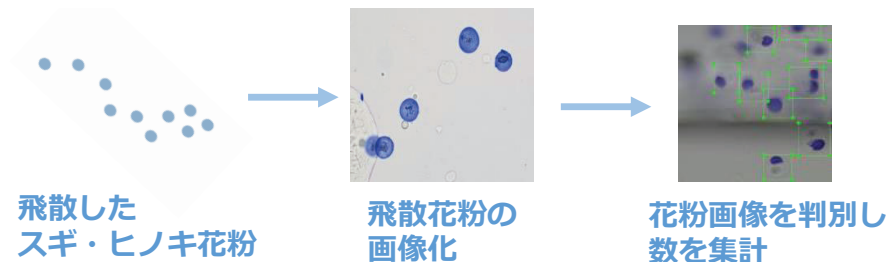
■ スギ・ヒノキ花粉実測調査

顕微鏡を活用し、スギ・ヒノキの花粉飛散数を調査



■ 画像処理による測定技術の開発

飛散花粉を画像化させ、自動で測定を行える技術開発を行い、社会実装に向けた実環境下での試験運用等を行う。



お問合せ先： 環境省大臣官房環境保健部企画課熱中症対策室 電話：03-6206-1732

PFAS対策推進費



【令和9年度要求額 1,085百万円（189百万円）】

※2年間で総額1,333百万円の国庫債務負担

PFASの科学的知見を充実させつつ、汚染拡大対策の支援等を進めます。

1. 事業目的

- ・環境部局・水道部局連携の下での実態把握・対策による水道水源の保全
- ・PFOS等の濃度低減のための対策手法、環境中の存在状況、有害性等に関する知見の充実を通じた更なる対策の検討
- ・正確かつ分かりやすい情報発信による不安解消

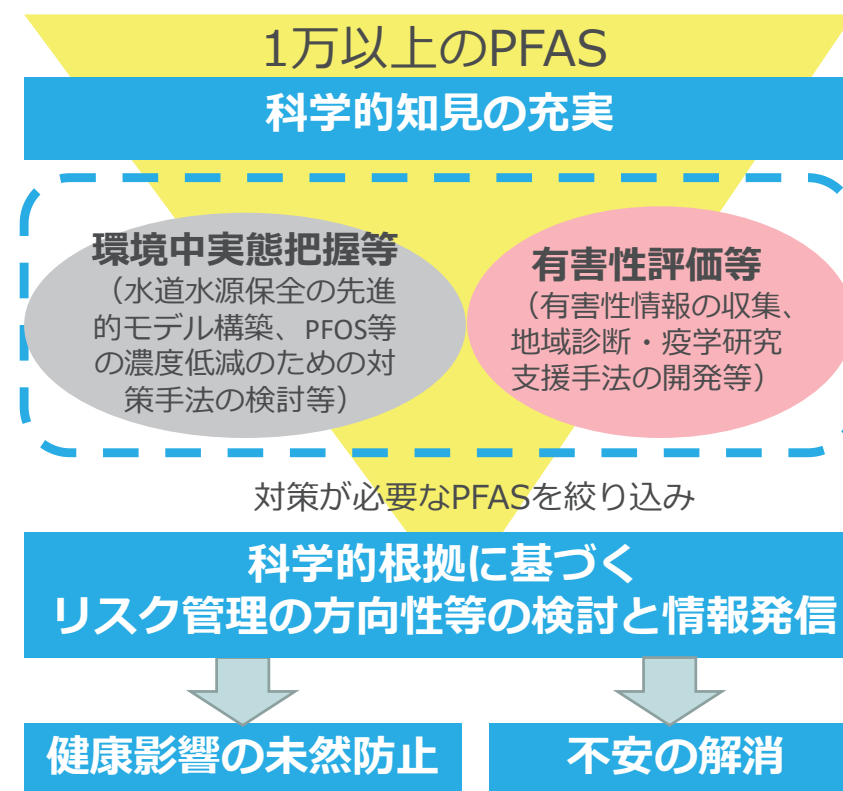
2. 事業内容

- ① PFASの環境中実態把握・汚染拡大防止対策支援：
環境部局・水道部局が連携した水道水源保全の先進的モデルの構築、PFOS等の濃度低減のための対策手法の検討、環境中への流出・拡散等に関する科学的知見の収集により、更なるリスク管理手法の検討を行う。
- ② PFASの健康影響把握事業：
PFASの有害性やその評価手法の研究等についての情報収集や地域診断・疫学研究支援手法の開発を行う。
- ③ PFAS対策の総合的な検討：
国内外の動向等を踏まえ、リスク管理の方向性等を検討する。また、PFASに関する正確で分かりやすい情報発信を強化する。
- ④ PFASコミュニケーションガイドブック（仮）作成等経費
指針値超過時のコミュニケーションに係るガイドブックの作成等を行う。

3. 事業スキーム

- | | |
|--------|-------------------------|
| ■ 事業形態 | 請負（①～④） |
| ■ 請負先 | 民間事業者等 |
| ■ 実施期間 | 令和9年度～（②・④）、令和8年度～（①・③） |

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省水・大気環境局環境管理課有機フッ素化合物対策室 電話：03-5521-8313
環境保健部化学物質安全課環境リスク評価室 電話：03-5521-8262

泡消火薬剤等のPFAS使用製品適正管理等促進事業



【令和9年度要求額「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行経費」のうち 53百万円（50百万円）】

諸外国の動向なども参考に、PFASの性状・用途に応じた排出抑制等の適正管理の在り方等を検討します。

1. 事業目的

- ① 欧米をはじめとする諸外国のPFASに係る規制やPFAS使用製品の管理方策等の動向、ならびにPFASに関連する国際的な知見の蓄積・議論の動向などについて情報収集を強化し、我が国の規制・適正管理の在り方について検討する。
- ② PFAS使用製品の中でも、既に化審法で製造・輸入が禁止されているPFOS、PFOA等を含有する泡消火薬剤について、在庫量把握の取組を広く展開し、適正管理や代替を促進することで、PFASによる環境汚染を防止する。

2. 事業内容

令和5年7月に「PFASに対する総合戦略検討専門家会議」にて取りまとめられた「PFASに関する今後の対応の方向性」を踏まえ、我が国においても優先順位を付けつつ、PFASに喫緊に対応する必要がある。

【国外調査による情報収集】

- ・ 欧州REACHや米国規制の動向をはじめ、諸外国のPFASに係る規制やPFAS使用製品の管理方策等について情報収集する。
- ・ スtockホルム条約の枠組みにおけるPFASのリスク評価に係る新しい知見の蓄積や議論の動向、それらを踏まえた対応のために必要な情報を収集する。

【PFAS使用製品の適正管理、代替の促進に向けた取組】

- ・ PFOS、PFOA等を含有する泡消火薬剤について、在庫量調査マニュアルや広報資料を活用して実態把握の取組を広く展開するとともに、適正管理や代替の促進に向けて、その実態や各種施策を踏まえた効果的な取組を検討・実施する。

3. 事業スキーム

- | | |
|----------|----------------|
| ■ 事業形態 | 請負事業 |
| ■ 委託・請負先 | 民間事業者・団体/研究機関等 |
| ■ 実施期間 | 令和6年度～ |

4. 事業イメージ

【国外調査による情報収集】

欧米や国際的な規制・PFAS使用製品の管理方策の動向等について、必要な情報収集を強化



【PFAS使用製品の適正管理、代替の促進に向けた取組】
PFOS等含有泡消火薬剤の在庫量把握の取組の展開等



泡消火薬剤の在庫量把握方法に係る検討成果をもとに、実態把握を促進

在庫量把握、適正管理の必要性の周知、代替促進などに繋げる

お問合せ先： 環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室 電話：03-5521-8253

【令和9年度要求額 233百万円（207百万円）】
うち 32百万円（29百万円）

化管法に基づく自主的な化学物質管理の更なる促進により、化学物質管理を新たなステージへ進めます。

1. 事業目的

- ① 化管法に基づくPRTR制度による化学物質の環境への排出量等の公表を通じ、事業者による自主的な化学物質管理の更なる促進を図る。
- ② 最新の科学的知見を基に制度の見直し等を検討することで、より適切な化学物質管理を実現する。
- ③ PRTR制度運用の知見を活用した有機フッ素化合物（PFAS）に関する取組強化を図る。
- ④ 事業者の自主管理の更なる強化のための制度的基盤の整備によりネイチャーポジティブを推進する。

2. 事業内容

※ PRTR制度：事業者は対象となる化学物質の環境中へ排出した量や事業所の外へ移動させた量の届出を行い、国はその集計結果及び推計を行った届出対象外の排出量の集計結果の公表を行う制度。

・化管法次期見直しに向けた課題の整理・検討

→国内外の動向を踏まえつつ、次期化管法制度見直しにおいて必要な検討事項への対応案に関する調査、化学物質管理指針改訂案の作成等を行う。

・PRTR制度運用の知見を活用した有機フッ素化合物（PFAS）に関する取組強化

→主要なPFASに関して、環境中へのPFAS排出量の推計に向けた検討を行う。また、化学物質アドバイザーを活用したリスクコミュニケーションの推進を図る。

・ネイチャーポジティブ推進のための制度的基盤の検討・整備

→外来生物防除等の政策課題に対し、自主管理の強化により生態系へのリスクを低減し、ネイチャーポジティブを推進するための制度的基盤を検討・整備する。

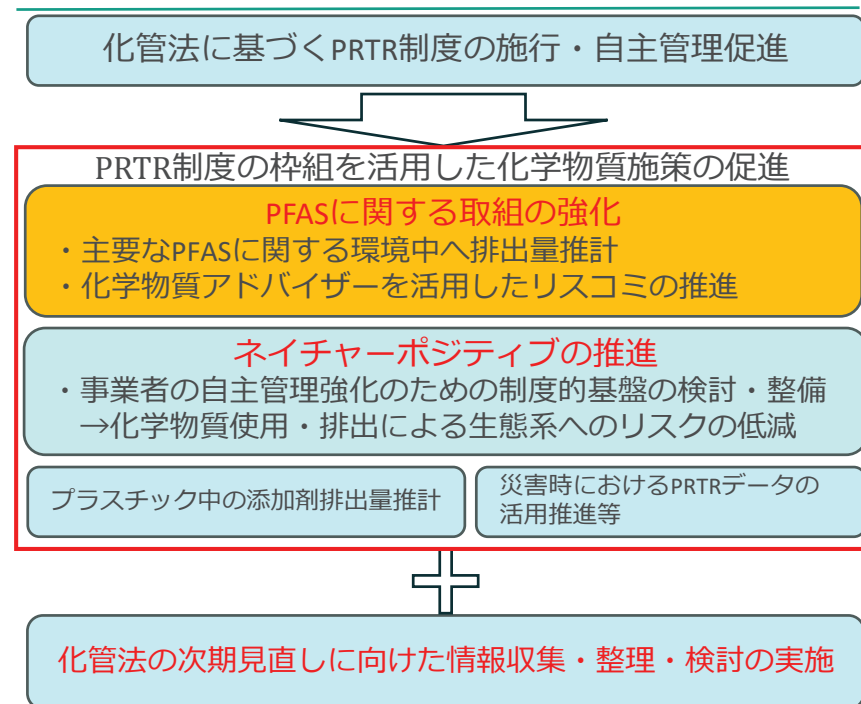
・PRTR制度の運用（届出集計・公表、排出量推計）

→プラスチック中添加剂の排出量推計の充実等を図るなど、最新の政策課題に対応しつつ、法に基づくPRTR制度を着実に運用する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体等
- 実施期間 平成11年～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課 電話：03-5521-8259

土壌汚染対策法の点検・見直しを行うとともに、土壌汚染対策の着実な実施を図るため、各種事業を実施します。

1. 事業目的

- 令和5年度末に改正土壌汚染対策法施行から5年が経過したことを踏まえ、その点検・見直しに係る審議内容を踏まえた措置を講じるための検討等を行い、土壌汚染に伴う健康リスクに応じた的確な管理を図る。
- 土壌汚染対策法の着実な施行のための各種業務、効果的な情報発信や普及啓発等を行い、特定有害物質による土壌汚染から国民の健康を保護する。

2. 事業内容

平成31年4月に施行された改正土壌汚染対策法について、施行後5年を経過したことを受け、令和6年度より中央環境審議会で実施している制度の点検・見直しに係る審議内容を踏まえた措置を講じるための検討等を行う。

【法の点検、見直し等】

- 関係者における土壌汚染対策の実施状況や土壌汚染対策に関する技術的基準等に関する調査、対応の検討
- 各種ガイドライン、手引き等の整理、改訂等に向けた検討 等

【法の着実な施行等】

- 技術管理者試験、技術管理者更新講習の実施
- 脱炭素等を考慮した土壌環境におけるリスク管理手法の検討 等

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先等 民間事業者・団体
- 実施期間 平成14年度～

4. 事業イメージ

法の点検、見直し等

- 中央環境審議会において法の点検・見直しを実施
 - ・法の点検・見直しに係る検討に必要な施行状況等の基礎データの収集・整理
 - ➡・点検結果から見出した見直し事項に係る**技術的事項等の検討**
 - ・複数に分冊化されたガイドライン・手引き等（約2,000頁）の関係整理と改訂等の検討

土壌汚染対策法の着実な施行

事業	対象	想定する効果
技術管理者試験、技術管理者更新講習の実施	指定調査機関	法律全体の理解促進 技術的能力の確保・向上
脱炭素等を考慮した土壌環境におけるリスク管理手法の検討	調査・対策実施事業者等	よりの確な土壌汚染対策の実施
電子管理票の認知拡大・普及に向けた啓発資料の作成等	処理事業者等	法律全体の理解促進 適正処理の推進 事業の透明性向上

お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室 電話：03-5521-8322

化学物質の人へのばく露総合調査事業費



【令和9年度要求額 215百万円（204百万円）】



人が普段の生活において、どのような化学物質にどれだけばく露されているか実態を把握し、適切な化学物質管理に活用します。

1. 事業目的

- ① 人体に取り込まれて健康に影響を及ぼす可能性がある化学物質について、人体へのばく露状況を把握する。
- ② これらの情報を、化学物質管理施策の有効性評価やリスク評価及びリスク管理施策立案のための基礎情報として活用する。

2. 事業内容

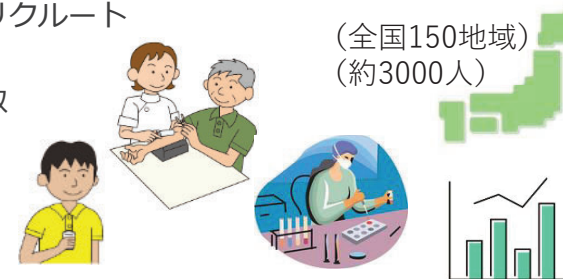
- ・人体に取り込まれて健康に影響を及ぼす可能性がある化学物質について、生体試料（血液、尿、髪の毛）のモニタリング調査により、人体へのばく露状況を把握する。
- ・全国の人の平均的なばく露状況を把握するために、令和8年度は、全国50地域程度（合計で成人1000人程度）において調査を行う。
- ・採取した試料中の化学物質をそれぞれ適切な方法で分析し、その結果の解析を行う。
- ・得られたデータは化学物質管理施策等に活用可能なよう整理と管理を行う。
- ・専門家の意見をふまえて、化学物質をとりまく社会的状況に合わせた調査計画の検討を行う。
- ・将来の分析のため、試料の一部や情報の保管管理を行う。

3. 事業スキーム

- | | |
|--------|----------|
| ■ 事業形態 | 委託事業 |
| ■ 委託先 | 民間事業者・団体 |
| ■ 実施期間 | 平成24年度～ |

4. 事業イメージ

- 分析対象化学物質
 - ・有機フッ素化合物（PFAS）、ダイオキシン類、金属類、可塑剤、農薬等から、専門家の意見を聴取して選定
- 調査手順・実施方法
 - ・1期3カ年とし、令和7年度からモニタリング調査対象を拡大
 - ・調査協力者のリクルート
 - ・同意取得
 - ・生体試料等採取
 - ・化学物質分析
 - ・統計解析
- 成果目標
 - ・化学物質管理のための基礎情報の取得
 - ・リスク評価・管理を行うべき物質の特定
 - ・施策の効果の確認（血中ダイオキシン濃度の低減等）
 - ・水銀条約、POPs条約等の有効性評価に活用



お問合せ先： 環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課環境リスク評価室 電話:03-5521-8263

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行経費



【令和9年度要求額 660百万円の内数（612百万円の内数）】

化審法の厳格な施行により、化学物質のリスク管理を推進し、環境リスクの低減を図ります。

1. 事業目的

- ① 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）に基づき、化学物質の製造・輸入・使用について必要な規制、リスク評価等を確実・適切に実施する。
- ② 今後の化学物質管理の在り方等について、国際発信・国際整合を図りつつ検討し、取組を強化することで、化学物質のライフサイクル全体を通じた環境リスクの低減を目指す。

2. 事業内容

【審査・評価・管理業務】

- ・化審法に基づく新規化学物質の生態毒性等に係る審査の実施
- ・化審法に基づく化学物質のリスク評価等の実施、技術的な課題の検討・改善等
- ・環境影響の懸念が高い化学物質の調査等、規制要否の検討に必要な情報収集
- ・国際的に信頼性あるGLP（優良試験所基準）適合試験施設・円滑な運用を確保

【化学物質情報業務】

- ・化学物質に関する情報をウェブ上で情報発信する情報基盤システムを活用し、一般に広く利用されるよう円滑に運用

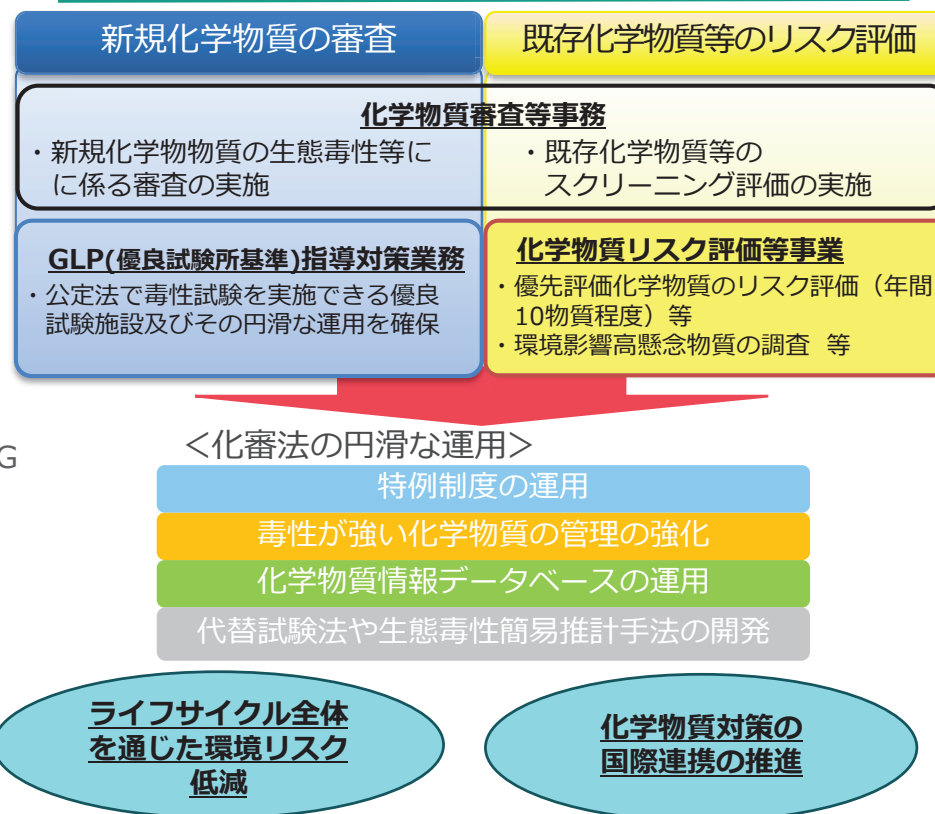
【ライフサイクル全体を通じた環境リスク低減、化学物質対策の国際連携の推進】

- ・化学物質のライフサイクル全体の管理制度の在り方、WoE手法の導入検討、ESG金融、PFAS使用製品の適正管理、循環経済への対応
- ・OECD、日中韓等における化学物質の技術的事項に係る国際連携の推進

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業/委託事業
- 委託・請負先 民間事業者・団体/研究機関等
- 実施期間 平成16年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室 電話：03-5521-8253

水道水質・衛生管理の対策強化に係る調査検討費



【令和9年度要求額 153百万円（152百万円）】

水道水質基準等の設定・見直しと検査方法の開発・整備を行い、水道に対する安全・安心を向上させます。

1. 事業目的

必要な水道水質基準等の設定・見直しを行うとともに、検査方法の開発・整備を行うことにより、人の健康影響の未然防止と生活利用上の障害の未然防止を目的とする。

2. 事業内容

- ① 水道水質基準等について、国内外の最新の知見の収集に努め、逐次改正方式により基準値等の設定・見直しを行う。
- ② 上記①の見直しや新たな項目の設定に伴って、それらの検査方法の開発・整備を行う。
- ③ 令和7年に追加された要検討PFASなど社会的に話題となっている物質をはじめ、水道水質管理に注視すべき項目に関する実態把握・調査・研究を進める。
- ④ 水源から蛇口までの水質の一体的なリスク管理の観点から、災害・事故等による水源汚染発生時における水道水質管理に関する調査検討を行う。

3. 事業スキーム

- | | |
|--------|----------|
| ■ 事業形態 | 請負事業 |
| ■ 請負先 | 民間事業者・団体 |
| ■ 実施期間 | 令和6年度～ |

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省水・大気環境局環境管理課水道水質・衛生管理室 電話：03-5521-8300

【令和9年度要求額 247百万円（200百万円）】

農薬取締法に基づき、農薬の生活環境動植物等に対するリスク評価及びリスク管理を実施します。

1. 事業目的

- ① 農薬取締法に基づき、新規登録農薬及び既登録農薬について、生活環境動植物等に対する適切なリスク評価を行うとともに、評価結果に応じたリスク管理を実施し、適切に使用された農薬の環境に対する安全を確保する。
- ② 農薬の環境に対する安全性をより一層向上させるよう、新たなリスク評価及び管理手法の確立を図る。

2. 事業内容

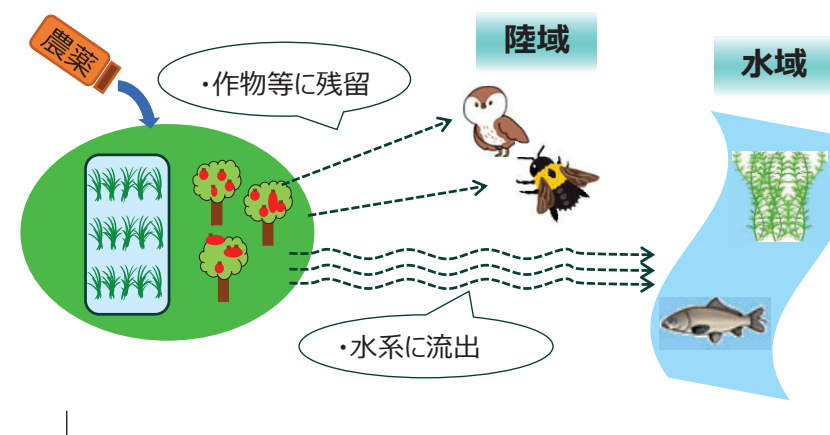
農薬取締法（農林水産省・環境省共管）において、効果があり、人の健康や環境に対して安全と認められたものだけを農林水産大臣が登録し、登録された農薬のみ、製造・販売・使用が可能です。環境省では、農薬の環境に対するリスク評価・管理を行っています。令和3年度からは、農薬の安全性を一層向上させるため、既登録農薬の再評価を開始しました。

- （1）新規登録農薬及び既登録農薬のリスク評価の推進
 - ・農薬の評価に必要な文献データの収集及びリスク評価のための資料作成
- （2）リスク管理の推進
 - ・実環境中の農薬残留やばく露実態に係るモニタリング調査を実施し、リスク管理の実効性の検証や新たな規制の要否の検討に必要なデータを収集
- （3）環境に対するリスク評価・管理の拡充に向けた調査研究
 - ・長期ばく露影響評価等の新たなリスク評価手法の確立・導入に向けた調査研究
 - ・ネイチャーポジティブに資する農薬管理に向けた、先進事例や知見の収集 等

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 研究機関等
- 実施期間 平成17年度～

4. 事業イメージ



- ・ リスク評価・管理による農薬の安全確保
- ・ リスク評価等の拡充に向けた調査研究

浄化槽の整備



【令和9年度要求額 10,713百万円（10,413百万円）】

集合処理から浄化槽への転換・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換・先進的省エネ型浄化槽の導入等を支援します。

1. 事業目的

- ・污水处理施設の最適化や污水处理未普及人口の解消に向け、既存の集合処理施設から浄化槽への転換、特定既存単独処理浄化槽を含む単独処理浄化槽やくみ取り槽の合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、高齢世帯における経済的負担の軽減に向けた支援も必要。あわせて、適正な維持管理を徹底するため、浄化槽台帳の整備や少人数高齢世帯の維持管理費を支援。災害対応・強靱化のため、老朽化した合併処理浄化槽の更新等を支援。
- ・浄化槽分野における脱炭素化の推進に向けて、エネルギー効率の低い既設の中大型合併処理浄化槽について、先進的省エネ型合併処理浄化槽への交換、最新型の高効率機器（高効率プロフ等）への改修を推進することにより、大幅なCO2削減を図る。

2. 事業内容

①循環型社会形成推進交付金 ※廃棄物処理施設整備交付金を含む。

市町村が行う浄化槽事業に対して交付金により支援。※令和9年度では下線部分の助成メニューを拡充。

○環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業（交付率1/2）

・単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽（環境配慮型浄化槽に限る）に事業計画額の5割以上転換する事業

・集合処理（下水道、農集排等）から公共浄化槽等へ転換する事業（交付率1/2）

※集合処理からの転換工事に係る宅内配管工事費を交付対象とする。

※集合処理からの転換工事における付帯工事費の拡充 等

○単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換

○浄化槽災害復旧事業（交付対象事業費の全額が交付金の交付対象（要協議））

○少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業 等（交付期間：5年）

○市町村が定める浄化槽長寿命化計画等に基づく浄化槽の改築・更新事業

○浄化槽整備効率化事業（浄化槽台帳整備、計画策定・調査等）

②先進的省エネ型浄化槽（中・大型槽）推進事業

○既設の中大型合併処理浄化槽から先進的省エネ型浄化槽への交換

・交換によって既設浄化槽のCO2排出量を30%以上～46%未満削減するもの（補助率1/3）

・CO2排出量46%以上削減するもの（補助率1/2）

○既設の中大型合併処理浄化槽に係る高効率機器への改修

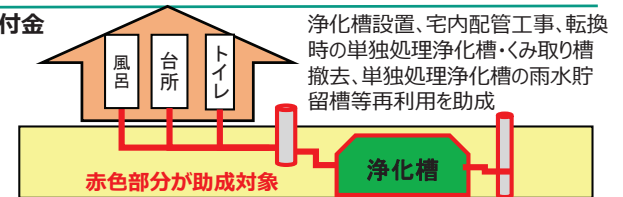
・改修によって当該機器のCO2排出量を20%以上削減するもの（補助率1/2）

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①交付金（交付率1/3、1/2）、②間接補助事業（補助率：1/3、1/2）
- 請負先/交付対象 ①地方公共団体、②民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 ①平成17年度～、②令和9年度～令和13年度

4. 事業イメージ

①循環型社会形成推進交付金



○費用負担・交付率

浄化槽設置整備事業（個人設置型）

単独処理浄化槽・くみ取り槽から合併処理浄化槽への転換、新規設置

個人	市町村(2/3or1/2負担)	国(1/3or1/2交付)
負担割合6/10		負担割合4/10

※浄化槽災害復旧事業については交付対象事業費の全額が交付金の交付対象（要協議）

浄化槽設置整備事業（一定の要件のもとで、公共関与により実施する集合処理からの転換に限る）

市町村(1/2負担)	国(1/2交付)
------------	----------

特定既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換（一定の要件を満たす場合に限る）

個人	市町村(1/2負担)	国(1/2交付)
負担割合1/3		負担割合2/3

公共浄化槽等整備推進事業

単独処理浄化槽・くみ取り槽・集合処理から合併処理浄化槽への転換、新規設置

市町村(2/3or1/2負担)	国(1/3or1/2交付)
-----------------	---------------

②先進的省エネ型浄化槽（中・大型槽）推進事業



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 電話：03-5501-3155



【令和9年度要求額 9,113百万円（8,613百万円）】

集合処理から浄化槽への転換・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換・維持管理の向上等を支援します。

1. 事業目的

- ・現在でも全国で未だに約780万人が単独処理浄化槽やくみ取り槽を使用しており、生活排水が未処理となっている状況。
- ・污水处理施設の最適化や污水处理未普及人口の解消に向け、既存の集合処理施設から浄化槽への転換、特定既存単独処理浄化槽を含む単独処理浄化槽やくみ取り槽の合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、高齢世帯における経済的負担の軽減に向けた支援も必要。あわせて、適正な維持管理を徹底するため、浄化槽台帳の整備や少人数高齢世帯の維持管理費を支援。
- ・災害対応・強靱化のため、老朽化した合併処理浄化槽の更新とともに浄化槽の被災状況の迅速な把握と早期復旧を図る台帳システム整備を支援。

2. 事業内容

市町村が行う浄化槽事業に対して交付金により支援。

※令和9年度では下線部分の助成メニューを拡充。

○環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業（交付率1/2）

・単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽（環境配慮型浄化槽に限る）に事業計画額の5割以上転換する事業

・集合処理（下水道、農集排等）から公共浄化槽等へ転換する事業（交付率1/2）

※集合処理からの転換工事に係る宅内配管工事費を交付対象とする。

※集合処理からの転換工事における付帯工事費の拡充 等

○単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換

特定既存単独処理浄化槽（法に基づく維持管理を実施している少人数高齢世帯に限る）から合併処理浄化槽への転換に対する交付金基準額の増額 <R11までの時限措置>

○浄化槽災害復旧事業

○少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業 等（交付期間：5年）

○市町村が定める浄化槽長寿命化計画等に基づく浄化槽の改築・更新事業

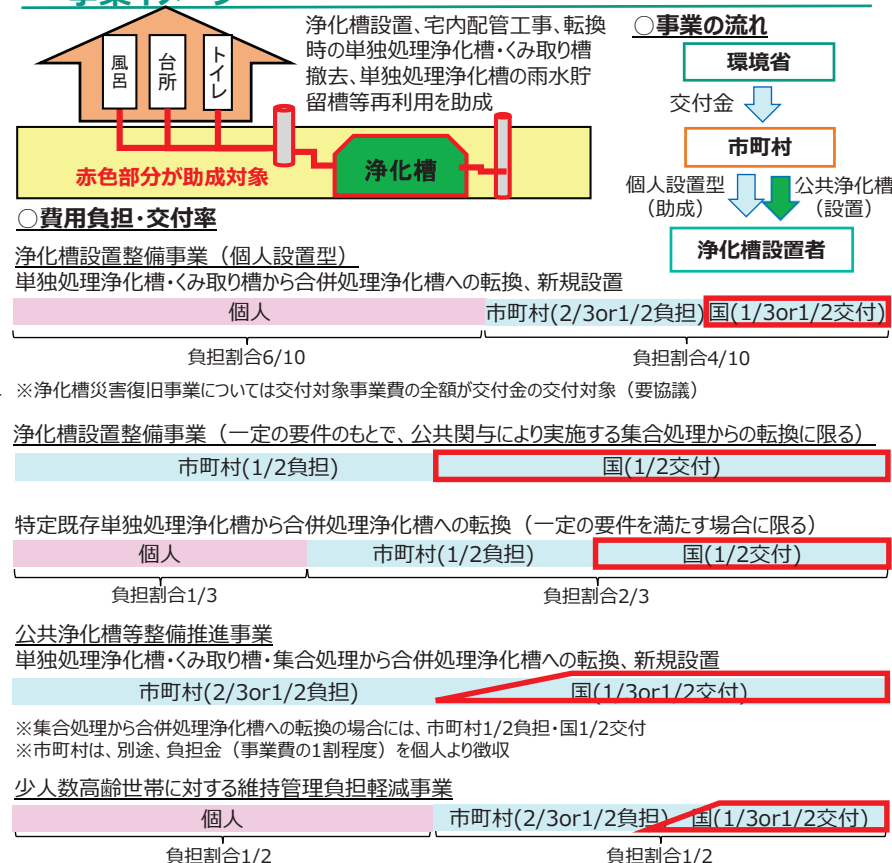
○浄化槽整備効率化事業

浄化槽台帳整備（浄化槽の被災状況等をオンライン等で把握・情報集約する台帳システム整備含む）、計画策定・調査（集合処理施設から浄化槽への転換の計画策定に係る調査を含む）等

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（交付率1/3、1/2）
- 請負先/交付対象 地方公共団体
- 実施期間 平成17年度～

4. 事業イメージ



先進的省エネ型浄化槽（中・大型槽）推進事業



【令和9年度要求額 1,600百万円（新規）】



浄化槽システムの脱炭素化に向けて、エネルギー効率の低い既設中大型浄化槽への先進的省エネ型浄化槽の導入を支援します。

1. 事業目的

浄化槽分野における脱炭素化の推進に向けて、エネルギー効率の低い既設の中大型合併処理浄化槽について、先進的省エネ型合併処理浄化槽への交換、最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修を推進することにより、大幅なCO2削減を図る。

2. 事業内容

中大型（51人槽以上）合併処理浄化槽について、先進的省エネ型浄化槽への交換、最新型の高効率機器への改修を行うことにより大幅なCO2削減を図る事業を支援する。

①既設の中大型合併処理浄化槽から先進的省エネ型浄化槽への交換

- 最新の省エネ技術による先進的省エネ型浄化槽への交換を要件とする。
- 交換によって既設浄化槽のCO2排出量を30%以上～46%未満削減するもの：補助率1/3
- CO2排出量46%以上削減するもの：補助率1/2
- 採択事業の複数年補助

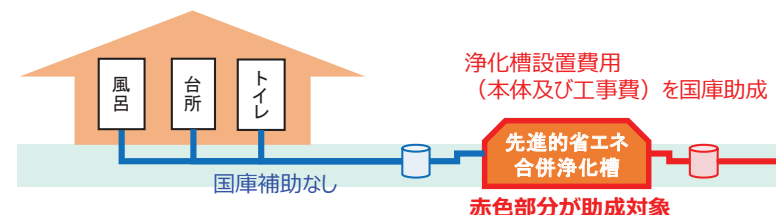
②既設の中大型合併処理浄化槽に係る高効率機器への改修

- 最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修とともにブロワ稼働時間を効率的に削減可能なインバータ及びタイマー等の設置を要件とする。
- 改修によって当該機器のCO2排出量を20%以上削減するもの：補助率1/2

3. 事業スキーム

- 事業形態： 間接補助事業（補助率：1/3、1/2）
- 補助対象： 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間： 令和9年度～令和13年度

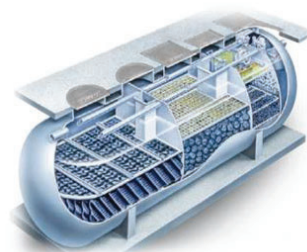
4. 事業イメージ



- 51人槽以上の中大型合併処理浄化槽が補助対象
- 既設浄化槽の撤去・廃棄・処分費用、宅内配管工事費用は補助対象外

浄化槽分野における脱炭素化

先進的省エネ型浄化槽



出典：フジクリーン工業（株）HP

最新型の高効率機器



画像提供：（一社）浄化槽システム協会

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 電話：03-5501-3155

海洋プラスチックごみ総合対策費（うち、海岸漂着物等地域対策推進事業）



【令和9年度要求額 4,835百万円（170百万円）】

海洋ごみ（漂流・漂着・海底ごみ）の回収・処理や発生抑制対策を推進するため、地方公共団体を支援します。

1. 事業目的

近年、海洋ごみによる海岸機能の低下や環境・景観の悪化、船舶航行の妨げ等が懸念されている。都道府県や市町村等が実施する海洋ごみ対策への支援を通じて海洋ごみの削減を図り、もって海洋環境保全に資する。

2. 事業内容

国内外で関心が高まっているプラスチックを始めとする海洋ごみ問題への対策のため、海岸漂着物処理推進法第29条に基づき、都道府県や市町村等が実施する海洋ごみに関する地域計画の策定、海洋ごみ等の回収・処理、発生抑制対策に関する事業に対し、補助金による支援を実施する。補助率は、地域の実情に合わせ、離島や過疎、半島地域等において嵩上げを実施する。

（補助率）

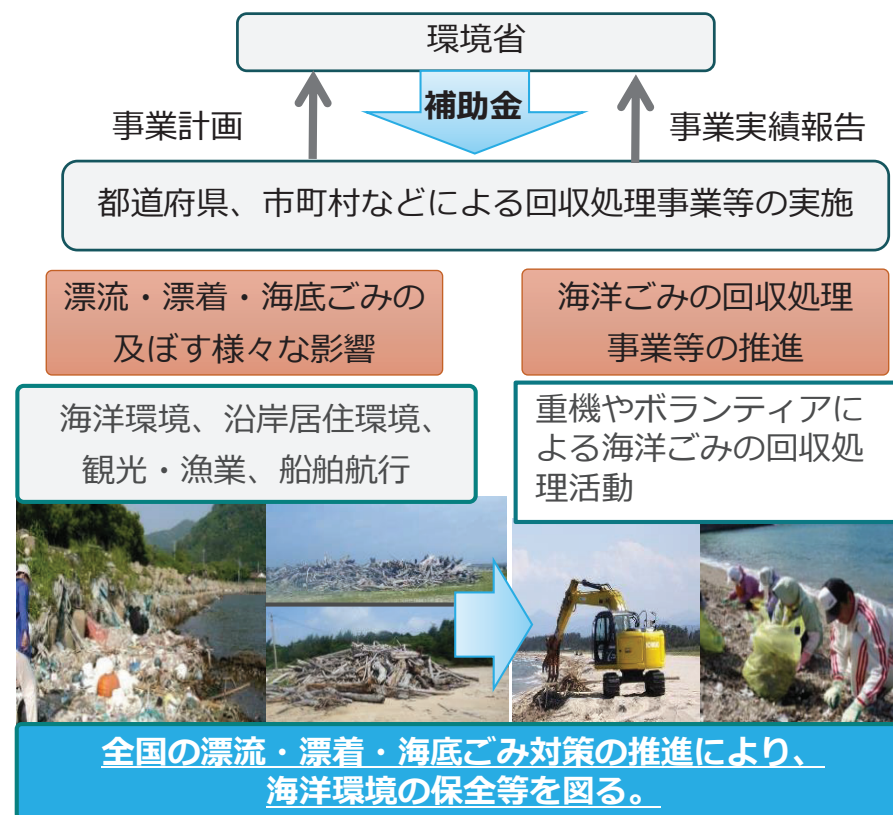
○地域計画策定事業（都道府県のみ）・・・補助率 1/2

○回収・処理事業、発生抑制対策事業・・・補助率 9/10～7/10、定額※
北朝鮮由来の確認漂着木造船については、補助率 9.5/10～8.5/10
※漁業者等が行うボランティアにより回収された海底・漂流ごみの処理を行う場合は10百万円を上限とする補助。

3. 事業スキーム

- 事業形態 補助事業
- 補助対象 都道府県（市町村事業は都道府県を通じた間接補助事業）
- 実施期間 平成27年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 海洋環境課 電話：03-5521-9025

大規模災害に備えた廃棄物処理体制の構築及び大規模災害発生時の復旧支援



【令和9年度要求額 2,606百万円+事項要求（571百万円）】

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を実施し、早期の復旧・復興につながる体制整備・強化を図ります。

1. 事業目的

- ・大規模災害時においても強靱な災害廃棄物処理システムの構築を図る。
- ・災害（降雨、暴風、高潮、地震その他の異常な自然現象により生ずる災害）及びその他の事由により特に必要となった廃棄物の安全かつ適正な処理の支援や、一般廃棄物処理施設等の復旧等を支援することにより、地域住民の生活環境の保全や円滑な廃棄物処理を図ることを目的としている。

2. 事業内容

気候変動の影響による大雨や短時間降雨の発生頻度の増大、さらに首都直下地震や南海トラフ地震等大規模災害の発生が懸念されています。

令和6年能登半島地震等における課題を踏まえ、国土強靱化の観点から抜本的な災害廃棄物処理システムの強靱化に向け、平時からの備えを進めていきます。

また、令和6年能登半島地震等に係る災害廃棄物の処理等を引き続き支援します。

①大規模災害時においても強靱な災害廃棄物処理システムの構築

- (1)地域ブロックにおける災害対応力強化
- (2)発災初期の適切な被害情報把握と現地支援
- (3)災害廃棄物に関する研究・技術開発
- (4)専門支援機関運営事業

②災害等廃棄物処理事業費補助金、③災害等廃棄物処理促進費補助金

災害廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業に要する費用に対する補助等

④廃棄物処理施設災害復旧事業費補助

災害により被害を受けた一般廃棄物処理施設等の災害復旧事業に要する費用に対する補助

3. 事業スキーム

- 事業形態
 - ①請負事業、委託事業
 - ②④直接補助（補助率1/2）
 - ③直接補助（基金）
- 請負・委託先
 - ①民間事業者・団体（請負・委託）
 - ②市町村等
 - ③県
 - ④地方公共団体等
- 実施期間
 - ①平成25年度～
 - ②昭和49年度～
 - ③令和9年度
 - ④平成23年度～

4. 事業イメージ

- ・大規模災害時においても強靱な災害廃棄物処理システムの構築

請負：強靱な体制構築に係る調査等



委託：強靱な体制構築に係る自治体支援等



- ・災害廃棄物の処理に係る支援、一般廃棄物処理施設等の復旧支援



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室 電話：03-5521-8358
 廃棄物適正処理推進課 電話03-5521-8337

①大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討事業



【令和9年度要求額 2,366百万円（331百万円）】

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を実施し、早期の復旧・復興につながる体制整備・強化を図ります。

1. 事業目的

・大規模災害時においても強靱な災害廃棄物処理システムの構築を図る。

2. 事業内容

気候変動の影響による大雨や短時間降雨の発生頻度の増大、さらに首都直下地震や南海トラフ地震等大規模災害の発生が懸念されています。
令和6年能登半島地震等における課題を踏まえ、国土強靱化の観点から抜本的な災害廃棄物処理システムの強靱化に向け、平時からの備えを進めていきます。

大規模災害時においても強靱な災害廃棄物処理システムの構築

- (1) 地域ブロックにおける災害対応力強化
- (2) 発災初期の適切な被害情報把握と現地支援
- (3) 災害廃棄物に関する研究・技術開発
- (4) 専門支援機関運営事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、委託事業
- 請負・委託先 民間事業者・団体（請負・委託）
- 実施期間 平成25年度～

4. 事業イメージ

大規模災害時においても強靱な災害廃棄物処理システムの構築

請負：強靱な体制構築に係る調査等



委託：強靱な体制構築に係る自治体支援等



大規模災害に備えた廃棄物処理体制の構築及び大規模災害発生時の復旧支援のうち ②災害等廃棄物処理事業費補助金



【令和9年度要求額 200百万円＋事項要求（200百万円）】

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を支援します。

1. 事業目的

災害（降雨、暴風、高潮、地震その他の異常な自然現象により生ずる災害）及びその他の事由により特に必要となった廃棄物の安全かつ適正な処理を支援することにより、地域住民の生活環境の保全を図ることを目的としている。

2. 事業内容

（1）ごみ処理

市町村（一部事務組合、広域連合を含む。）が行う、災害その他の事由のために実施した生活環境保全上、特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業に要する費用に対する補助。

（2）し尿処理

市町村（一部事務組合、広域連合を含む。）が行う、特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等により排出されたし尿の収集、運搬及び処分に係る事業（災害救助法に基づく避難所の開設期間内のものに限る。）に要する費用に対する補助。

3. 事業スキーム

- 事業形態 直接補助事業（補助率 1／2）
- 補助対象 市町村等
- 実施期間 昭和49年度～

4. 補助対象



①片付けごみの収集・運搬及び処分



②損壊した家屋等の解体、がれきの収集・運搬及び処分



③仮設トイレのし尿収集・運搬及び処分

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 03-5521-8337

③災害等廃棄物処理促進費補助金



【令和9年度要求額 事項要求】

既存基金制度の枠組みを活用し、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を支援します。

1. 事業目的

令和6年能登半島地震等により特に必要となった廃棄物の安全かつ適正な処理を既存基金制度の枠組みを活用し、被災地における災害廃棄物処理事業を支援する。

2. 事業内容

災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して行う事業について、環境省より被災県に対し基金を造成するための補助金を交付し、被災県は基金を取り崩して市町村へ補助。



4. 補助対象

災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して行う以下の事業について、既存基金制度の枠組みを活用し支援。



①片付けごみの収集・運搬及び処分



②損壊した家屋等の解体、がれきの収集・運搬及び処分



③仮設トイレのし尿収集・運搬及び処分

3. 事業スキーム

- 事業形態 直接補助事業（基金）
- 補助対象 県
- 実施期間 令和9年度

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 03-5521-8337

④廃棄物処理施設災害復旧事業費補助



【令和9年度要求額 40百万円＋事項要求（40百万円）】

被災した廃棄物処理施設の復旧を支援します。

1. 事業目的

災害により被害を受けた一般廃棄物処理施設、浄化槽（市町村整備推進事業）、産業廃棄物処理施設、広域廃棄物埋立処分場及びPCB廃棄物処理施設の復旧を支援をすることにより、円滑な廃棄物処理を図ることを目的としている。

2. 事業内容

地方公共団体等が行う、災害により被害を受けた一般廃棄物処理施設、浄化槽（市町村整備推進事業）、産業廃棄物処理施設、広域廃棄物埋立処分場及びPCB廃棄物処理施設の災害復旧事業に要する費用に対する補助

4. 補助対象

施設全体に被害・運転停止



復旧・運転再開

災害復旧
事業



3. 事業スキーム

- 事業形態 直接補助事業（補助率 1 / 2）
平成 23 年度～
- 実施期間 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 03-5521-8337

お問合せ先： ■ 補助対象

PCB廃棄物適正処理対策推進費



【令和9年度要求額

4,827百万円（217百万円）】



PCB廃棄物の適正処理推進の取組及びPCB廃棄物処理施設の解体撤去のための資金出資等を行います。

1. 事業目的

- ①ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づくPCB廃棄物の適正処理の推進。
- ②中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）により全国5箇所に整備された高濃度PCB廃棄物処理施設が立地する自治体における安全・安心の確保及び、今後新たに発見される高濃度PCB廃棄物の速やかな処理体制の確保。

2. 事業内容

- ①PCB廃棄物の適正処理推進に向けて、以下に示すような取組を進める。
 - ・改正PCB特措法に基づく使用中のPCB使用製品も含めた新たな届け出制度に関する周知及び自治体支援、使用中の低濃度PCB含有製品の処分完了までのトレーサビリティ確保のための自治体支援
 - ・適正処理に資する技術的な対応に係る調査検討
 - ・地方自治体による指導等の実施に係る相談窓口設置や専門家派遣 等
- ②高濃度PCB廃棄物処理施設が立地する自治体における安全・安心の確保への貢献及び、今後の速やかな処理体制の確保のため、以下に示すような事業を行う。
 - ・設備のPCB除去及び原状回復を速やかに実施するためのJESCOへの出資
 - ・JESCO施設の立地自治体が実施する原状回復等が安全かつ確実に行われることを確保するための環境整備等に関する事業に対する補助
 - ・高濃度PCB廃棄物の処理を行う民間事業者への前処理設備設置等に対する補助

3. 事業スキーム

- | | |
|--------|---------------------------------------|
| ■ 事業形態 | ①請負事業、②出資金、直接補助事業(定額)、間接補助事業(1/2) |
| ■ 対象 | ①民間企業等、②JESCO、立地自治体、民間企業 |
| ■ 実施期間 | ①平成13年度～令和17年度（予定） ②平成26年度～令和17年度（予定） |

4. 事業イメージ

＜PCB廃棄物の例＞



＜PCB除去及び原状回復作業状況＞

処理事業を終了した事業所より順次
PCB除去及び原状回復作業を実施



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 環境再生担当参事官付 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室 電話：03-6457-9096

不法投棄等未然防止・事案対策費



【令和9年度要求額 337百万円（92百万円）】



産業廃棄物の不法投棄等の未然防止、拡大防止、原状回復の着実な実施を図ります。

1. 事業目的

産業廃棄物の不法投棄・不適正処理（不法投棄等）の新規発生の未然防止、既存事案に関する行政処分及び原状回復等の着実な実施のために、都道府県及び廃棄物処理法上の政令市（都道府県等）と連携の上、不法投棄等の撲滅を目指す。

2. 事業内容

（1）不法投棄等未然防止・事案対応事業

不法投棄等の実態を調査するとともに、都道府県等による不法投棄等事案の未然防止、拡大防止、原状回復の円滑な実施をサポートするため、原状回復に係る工法、原因者に対する責任追及や資産調査など、各分野に精通した専門家の派遣等を実施。

（2）産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金

①不法投棄等に係る行為者等の資力が乏しい場合や、当該行為者等が不明である場合、都道府県等が行政代執行により原状回復を実施せざるを得ず、負担が大きいことから、当該原状回復費用の一部を支援するため、補助金を基金に拠出。

②特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（産廃特措法）失効後も生活環境保全上の支障又はそのおそれがない状態を継続させるために対策を行う必要がある事案を対象に、都道府県等が実施する水処理及び当該水処理に係る維持管理、モニタリングの費用の一部を支援するため、補助金を基金に拠出。

3. 事業スキーム

- 事業形態 （1）請負事業
（2）直接補助事業（基金）

■請負先・補助対象 （1）民間事業者・団体 （2）都道府県等

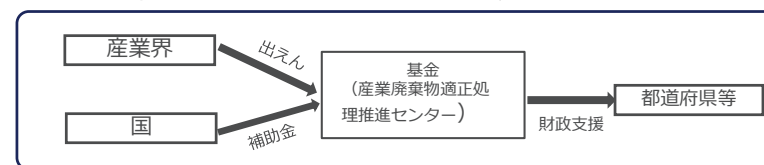
■実施期間 （1）平成15年度～（2）平成10年度～

4. 事業イメージ



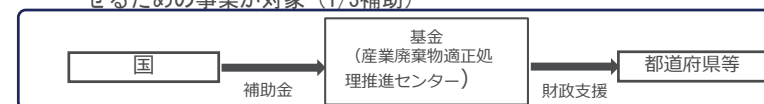
（2）① 基金による原状回復等への支援

・不法投棄等の支障の除去等が対象（最大7/10補助）



② 基金による環境モニタリング、水処理の支援

・産廃特措法失効後も、生活環境保全上の支障等がない状態を継続させるための事業が対象（1/3補助）



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 環境再生担当参事官付 不法投棄原状回復事業対策室 電話：03-6205-4798

動物の愛護及び管理事業



【令和9年度要求額	872百万円（449百万円）】
うち、本省予算	868百万円（445百万円）
うち、地方予算	4百万円（4百万円）



動物取扱業の適正化、犬猫の殺処分数削減、災害時のペット対応への備え、マイクロチップによる犬猫管理、動物虐待等防止、生活環境への被害防止といったペット等が関わる社会課題に対応し、動物を大切にする心豊かな社会づくりを進め、人と動物の共生社会の実現を図ります。

1. 事業目的

- 動物取扱業の適正化、犬猫の殺処分数削減、災害時のペット対応、マイクロチップによる犬猫の管理、動物虐待等防止により、動物愛護の気風を醸成し、動物を適正に取り扱う社会を構築。
- 飼養施設の鳥インフルエンザ対策の強化や危険な動物の管理等、動物からの危害を防止するとともに、動物による生活環境被害を防止。

2. 事業内容

自治体が行う施設整備への補助、災害への備え等の各種対策の実施、課題解決に必要な対策の検討を進めます。

- 法の施行状況調査や、法改正を見据えた対策の検討等。
- 動物取扱業において、動物を適切に取り扱うための基準の策定や検討会の実施、検討に必要な調査、法令遵守の徹底等。
- 災害時対応を含めた自治体設置する動物収容施設の整備費に対する補助、犬猫の譲渡体制強化に係る事業の実施、。
- 動物の適正な飼養管理の基盤データとなるマイクロチップの識別管理の充実化、登録情報の活用、狂犬病予防法との連携等の方策の検討等。
- 愛玩動物看護師制度の着実な運用。
- 災害時のペット対応への備え。法律に基づく、動物の愛護及び管理に係る国民への総合的な普及啓発。
- 動物虐待等事案に迅速かつ適切に対処できる自治体の体制づくりの支援。
- 鳥インフルエンザ等の人獣共通感染症拡大を着実に防止するための自治体の体制強化。

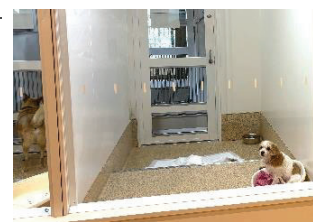
3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、直接補助事業（1/2）
- 請負先 補助対象
 - ①、②、④～⑧民間事業者・団体/非営利団体/大学/研究機関
 - ③都道府県、政令市及び中核市、等
- 実施期間 平成18年度～

4. 事業イメージ

<社会課題>

- 生活環境への支障
- 動物取扱業者による不適正な飼養等
- 迷い犬猫が所有者に返還されない
- 適正飼養の推進
- 動物の虐待
- 犬猫の殺処分
- 災害への対応
- 人への健康被害 等



動物収容施設整備費の補助

【事業の実施】

- 基準等の策定
- 自治体の支援
- 災害時の備えの強化

等



ペット同行避難訓練の支援

<人と動物の共生する社会の実現>

- 動物愛護による動物の取扱いの適正化
- 動物管理による人・生活環境への被害防止

お問合せ先： 環境省 自然環境局総務課 動物愛護管理室 電話：03-3581-3351

特定復興再生拠点整備事業



【令和9年度要求額 6,044百万円（7,242百万円）】



特定復興再生拠点の整備に必要な除染や廃棄物処理事業等を実施します。

1. 事業目的

福島復興再生特別措置法に基づき、特定復興再生拠点区域（避難指示の解除により住民の帰還及び移住等を目指す区域）の復興及び再生を推進する。同法に基づき各町村が作成し内閣総理大臣の認定を受けた特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて、帰還困難区域の特定復興再生拠点区域内における除染・家屋解体等を行う。

2. 事業内容

特定復興再生拠点区域【6,044百万円（7,242百万円）】

※端数処理の関係で下記内訳の合計とは符号しない

- (1) 除染事業 192百万円（720百万円）
仮置場維持管理、搬出完了後の原状回復等
- (2) 廃棄物処理事業 5,763百万円（6,436百万円）
仮置場維持管理等、減容化处理、拠点廃棄物詰替・セメント固型化、不燃物処理等
- (3) その他調査業務、旅費等 88百万円（85百万円）

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成29年度～

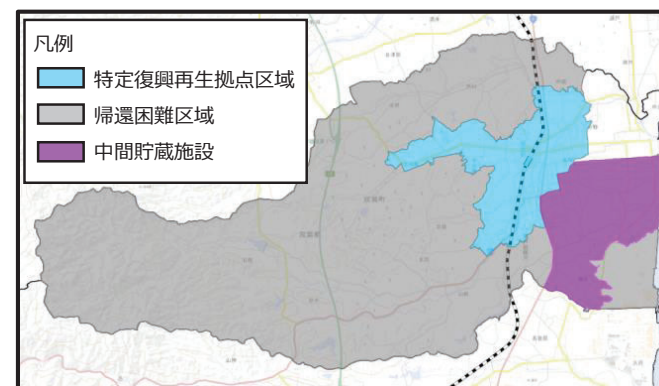
4. 事業イメージ

各市町村が「特定復興再生拠点区域復興再生計画」を作成

内閣総理大臣が復興再生計画を認定

認定復興再生計画に基づく
除染・廃棄物処理事業等を実施

【特定復興再生拠点区域の例（双葉町：避難指示解除済み）】



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 環境再生担当参事官室、電話：03-5521-8830

特定帰還居住区域整備事業



【令和9年度要求額 84,132百万円（48,812百万円）】



特定帰還居住区域の整備に必要な除染や廃棄物処理事業等を実施します。

1. 事業目的

2023年6月に改正した福島復興再生特別措置法に基づき、特定帰還居住区域（避難指示の解除により住民の帰還及び帰還後の生活の再建を目指す区域）の復興及び再生を推進する。同法に基づき各町村が作成し内閣総理大臣の認定を受けた特定帰還居住区域復興再生計画に基づいて、帰還困難区域の特定帰還居住区域内における除染・家屋解体等を行う。

2. 事業内容

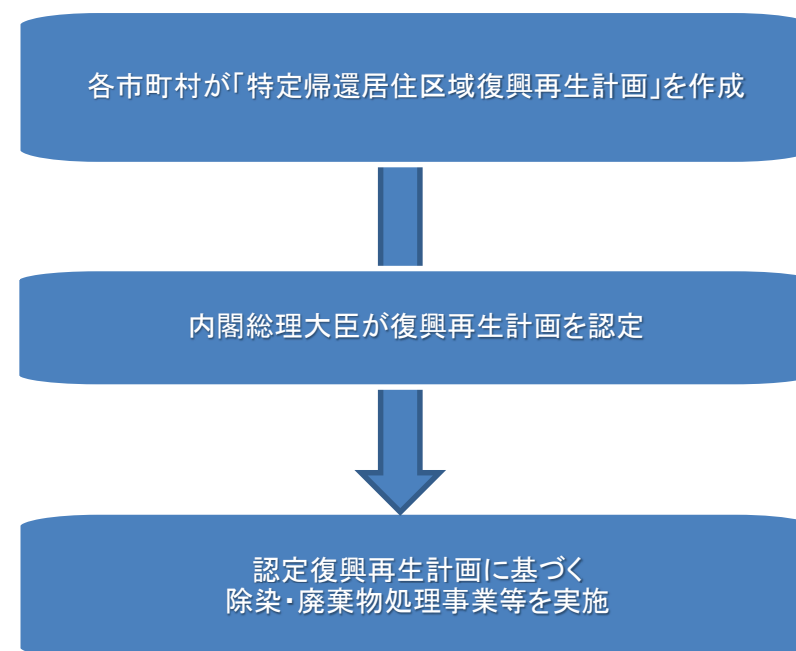
特定帰還居住区域【84,132百万円（48,812百万円）】

- (1) 除染事業 57,653百万円（29,631百万円）
除染工事（フォローアップ除染含む）、仮置場維持管理、
事前調査・同意取得・事後モニタリング等
- (2) 廃棄物処理事業 26,471百万円（19,173百万円）
家屋等解体撤去、減容化、廃棄物詰替・セメント固型化、仮置場維持
管理等、不燃物処理等
- (3) その他調査業務、旅費等 8百万円（8百万円）

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和5年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 環境再生担当参事官室、電話：03-5521-8830

面的除染完了後の事後処理を実施します。

1. 事業目的

除染により生じた除去土壌等の仮置場での適正な管理、中間貯蔵施設に搬出し終えた仮置場の原状回復、除染廃棄物の焼却による減容化等、面的除染完了後の対応を着実に実施する。

2. 事業内容

(1) 除染特別地域における除去土壌等の適正管理・原状回復等

8,761百万円（11,019百万円）

〔仮置場における除去土壌等の管理、搬出完了後の原状回復、減容化等〕

(2) 地方公共団体による除去土壌等の適正管理・原状回復・処分等に対する財政措置

4,001百万円（4,399百万円）

〔仮置場等における除去土壌等の管理、搬出(端末輸送)・搬出完了後の原状回復、減容化、処分、モニタリング等のフォローアップ等〕

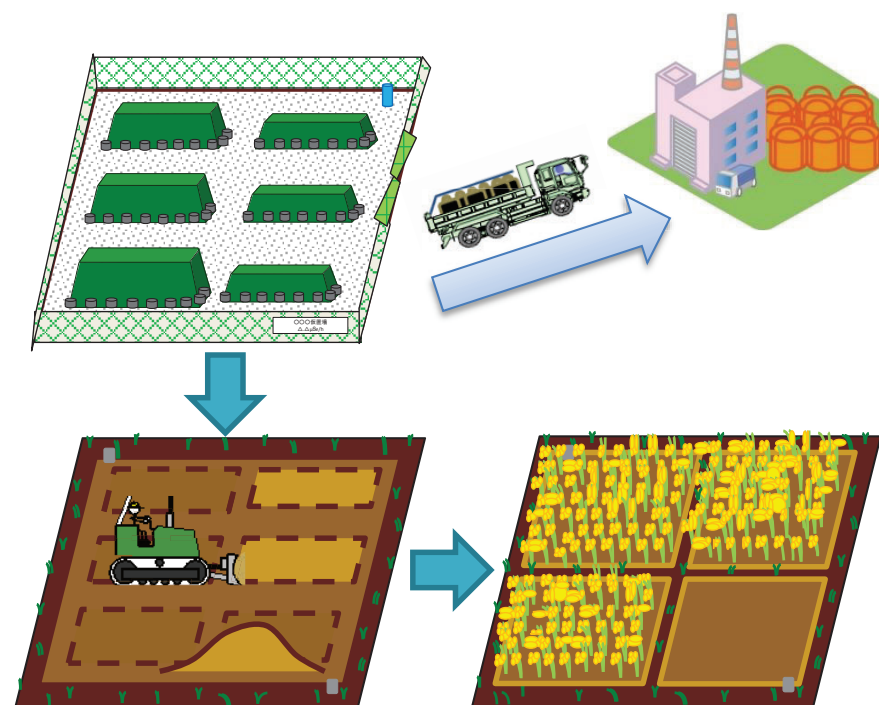
(参考)

令和7年4月末時点で、福島県内の仮置場の総数約1,372箇所のうち約1,363箇所余りが搬出完了。搬出後の仮置場の原状回復及び残りの仮置場の適正な管理を実施。令和7年3月に除去土壌の処分基準及びガイドラインを策定。福島県外において埋立処分等に向けた取組が進捗。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業／直接補助事業／直接補助事業（基金）
- 請負補助対象 民間事業者／地方公共団体／福島県
- 実施期間 平成23年度～

4. 事業イメージ



放射性物質汚染廃棄物処理事業



環境省

【令和9年度要求額 316,945百万円（27,720百万円）】

放射性物質汚染対処特措法に基づき放射性物質汚染廃棄物の処理を着実に進めます。

1. 事業目的

平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減するため、「放射性物質汚染対処特措法」及びその「基本方針」に基づき、特定廃棄物（対策地域内廃棄物及び指定廃棄物）等の処理を着実に推進する。

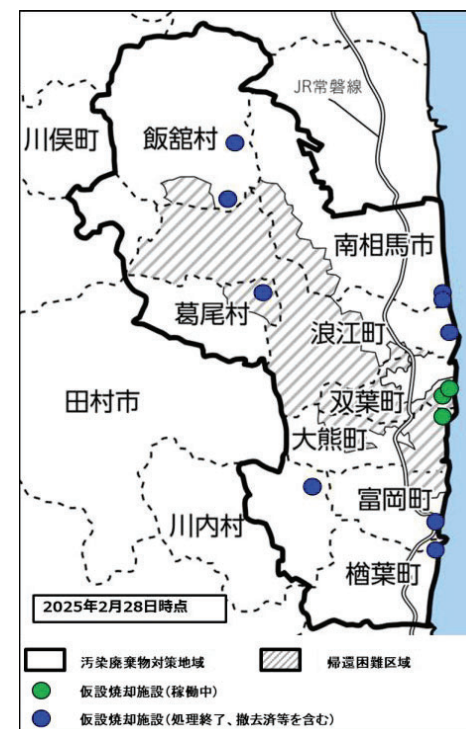
2. 事業内容

- 対策地域内廃棄物の処理 **37億円**
対策地域内廃棄物の仮置場の原状復旧、大型建物の解体、仮設焼却施設における処理等を行う。
- 指定廃棄物の処理 **193億円**
福島県内の指定廃棄物の処理を行う。また、県外の指定廃棄物を集約するための長期管理施設の整備に向けた取組等を推進する。
- 特定廃棄物の埋立処分 **79億円**
既存管理型処分場を活用し福島県内の特定廃棄物の埋立処分等を行う。
- 農林業系廃棄物の処理 **6億円**
農林業系廃棄物処理に要する費用を補助する。
- 廃棄物処理施設モニタリング **2億円**
特定一般廃棄物処理施設等のモニタリング等に要する費用を補助する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、直接補助事業 等
- 請負・委託先、補助対象 民間事業者、地方公共団体 等
- 実施期間 平成23年度～

4. 汚染廃棄物対策地域の状況



双葉町 仮設焼却施設



クリーンセンターふたば



農林業系廃棄物(稲わら、牧草等)

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 環境再生グループ 環境再生担当参事官室 電話： 03-5521-8830

中間貯蔵関連事業



【令和9年度要求額 105,170百万円（99,145百万円）】環境省

中間貯蔵施設の整備・管理運営及び除去土壌等の県外最終処分に向けた取組を進めます。

1. 事業目的

福島県内で発生した除去土壌や廃棄物を中間貯蔵施設において適切に管理するとともに、帰還困難区域のうち、2020年代の帰還に向けて避難指示解除を目指す特定帰還居住区域の除染等により生じた除去土壌等の受入・分別処理や貯蔵を進めるなど、事故由来放射性物質による影響を速やかに低減し、福島復興・再生の加速化に寄与することを目的とする。また、中間貯蔵開始後30年以内（2045年3月まで）に福島県内で発生した除去土壌等の県外最終処分を完了する。

2. 事業内容

福島県内で発生した除去土壌や廃棄物について、中間貯蔵施設において適切に管理するとともに、特定帰還居住区域の除染などで新たに発生する除去土壌等の受入・分別処理や貯蔵に向けた施設の整備等を、地域の理解を得ながら着実に実施する。

また、除去土壌等の県外最終処分の実現に向けて、最終処分量を低減するため、復興再生土の利用（復興再生利用）や中間貯蔵施設からの除去土壌の掘り出しの試行等の取組を推進する。

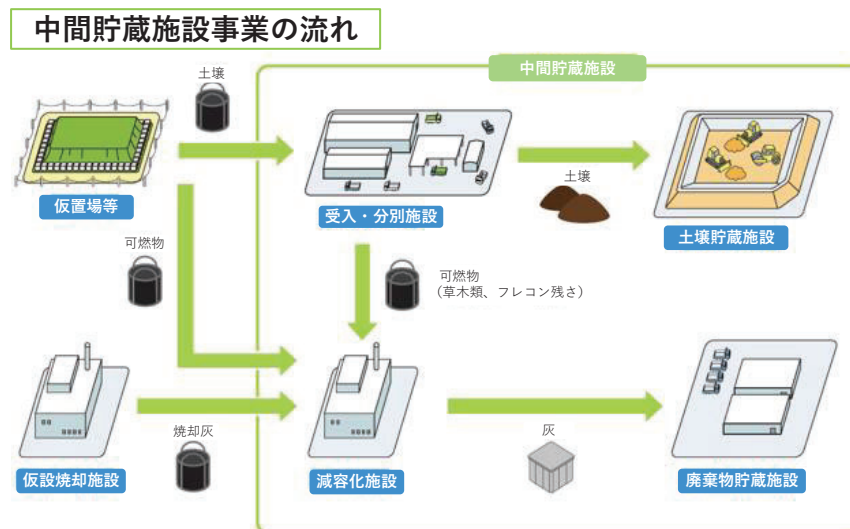
<主な内訳>

- | | |
|-------------------------------------|-------|
| ① 中間貯蔵施設の整備等に必要な調査、用地の取得等 | 6億円 |
| ② 中間貯蔵施設の整備、管理運営、除去土壌等の輸送等 | 971億円 |
| ③ 県外最終処分に向けた除去土壌等の減容技術開発・復興再生利用の推進等 | 65億円 |
| ④ 関係住民等の不安の払拭と理解の醸成を目的とした丁寧な情報提供 | 10億円 |

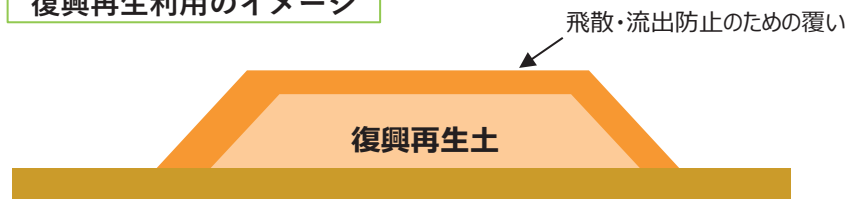
3. 事業スキーム

- | | |
|--------|-------------------------------------|
| ■ 事業形態 | 請負事業（①②③④）、委託事業（②の管理運営、③の技術開発等の一部）等 |
| ■ 請負先等 | 民間事業者・団体等 |
| ■ 実施期間 | 平成23年度～ |

4. 事業イメージ



復興再生利用のイメージ



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 環境再生担当参事官室 電話：03-5521-8830

「脱炭素×復興まちづくり」推進加速化事業



【令和9年度要求額 500百万円（500百万円）】 環境省

福島での「脱炭素社会」と「復興まちづくり」の同時実現を通して着実な復興を支援します。

1. 事業目的

- 震災や原子力災害により大きな影響を受けた福島県内の市町村では、ゼロカーボンシティ宣言を積極的に行うなど、環境に配慮したまちづくりへの取組が進められている。
- 一方、住民の帰還や産業の再建が道半ばであり、今後、脱炭素社会を進めつつ、復興まちづくりの実現を目指すことは容易ではない。
- このため、2050年ネットゼロの実現、「脱炭素」に関連した新しいまちづくりに向け、事業の創出や、地方公共団体、民間事業者等が実施する設備導入等に対する支援を行う。

2. 事業内容

(1) 「脱炭素×復興まちづくり」に資する計画策定、導入等補助

福島県が策定した「再生可能エネルギー推進ビジョン」や自治体等が宣言する「ゼロカーボンシティ」で示された方針に沿って、当該市町村が2040年又は2050年を見据えた再生可能エネルギーの利用促進に関する目標と具体的取組を定めた構想等の策定（又は策定予定）を要件とし、地方公共団体や民間事業者等が行う自立・分散型エネルギーシステムの導入に資する計画策定又は地域と共生した設備導入等に対し補助する。

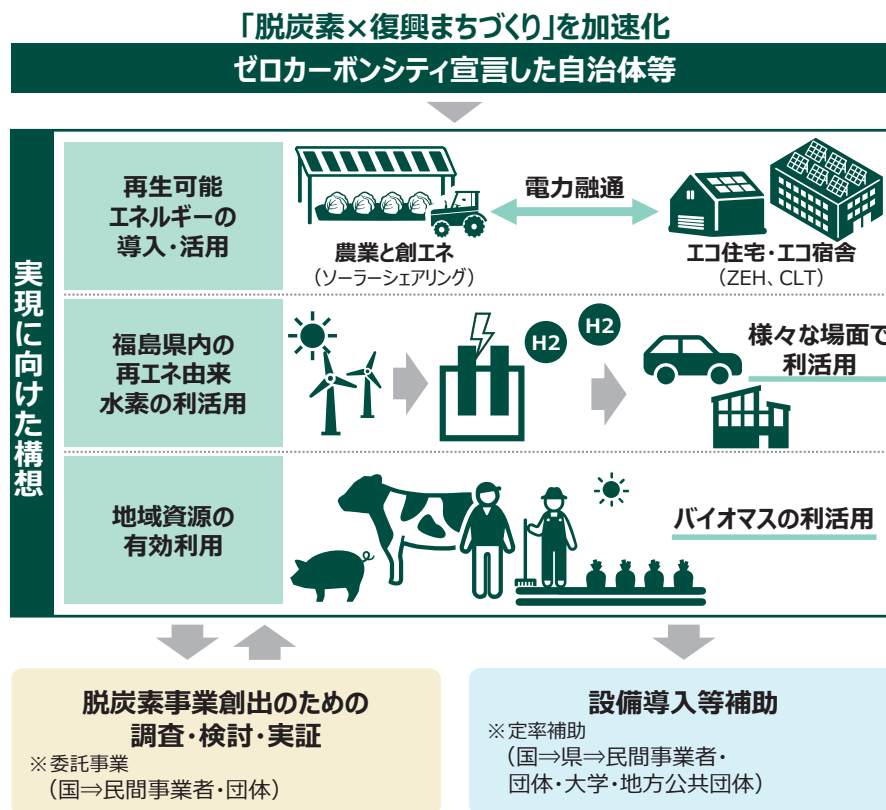
(2) 「脱炭素×復興まちづくり」に資する調査・検討・実証

地方公共団体や民間事業者等によるモデル性のある事業創出に向け、避難指示解除や復興まちづくりの進捗状況に合わせて被災地の地域資源や地域特性等を最大限活用した脱炭素化の取組に資する調査・検討を行う。また、それら調査・検討結果を踏まえ、地域課題解決に資する脱炭素関連技術等の実証事業を支援し、地域に根差した脱炭素事業の創出を図る。

3. 事業スキーム

- 事業形態： (1) 間接補助事業 ①計画策定（2/3 上限1,000万円）②設備導入（1/4～4/5 上限2億円）
(2) 委託事業
- 補助対象・委託先： (1) 福島県（民間事業者・団体・大学・地方公共団体への間接補助）
(2) 民間事業者・団体
- 実施期間： 令和8年度～令和12年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省環境再生・資源循環局福島再生・未来志向プロジェクト推進室 電話：03-3581-2788

東日本大震災被災地における環境モニタリング調査



【令和9年度要求額 830百万円（ 804百万円）】

東日本大震災被災地における放射性物質等の環境モニタリング調査を実施します。

1. 事業目的

東日本大震災に伴う東京電力福島第1原子力発電所から放出された放射性物質に係るモニタリング及びALPS処理水の海洋放出に係る海域環境モニタリングを行い、モニタリング結果を発信することにより、国内外の安心の確保に資する。

2. 事業内容

「総合モニタリング計画」及び「ALPS処理水の処分にに関する基本方針」に基づき水環境に係る以下の調査を実施する。

○発電所事故に伴い放出された放射性物質について①～③を実施。

①公共用水域放射性物質モニタリング調査

・セシウム・ストロンチウムを測定

②地下水放射性物質モニタリング調査

・セシウム・ストロンチウムを測定

③被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査

・セシウムを測定

○ALPS処理水に係るモニタリングとして④を実施。

④ALPS処理水放出に関連する放射性物質モニタリング調査

・トリチウム等を測定

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成24年度(一部23年度補正)～

4. 事業イメージ

■ 調査範囲（地点図は別紙のとおり）・調査頻度

①公共用水域放射性物質モニタリング調査

- ・対象試料：水質・底質、水生生物
- ・調査範囲：福島県及び近隣8都県の河川、湖沼、沿岸
- ・調査頻度：年2～10回

②地下水放射性物質モニタリング調査

- ・対象試料：地下水
- ・調査範囲：福島県及び近隣3県
- ・調査頻度：年1回

③被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査

- ・対象試料：底質
- ・調査範囲：福島県、宮城県、岩手県沖
- ・調査頻度：年1回

④ALPS処理水放出に関連する放射性物質モニタリング調査

- ・対象試料：海水、水生生物
- ・調査範囲：福島県、宮城県、茨城県沖
- ・調査頻度：年4回ほか風評状況に応じて実施

お問合せ先： 環境省水・大気環境局海洋環境課 電話：03-5521-8306

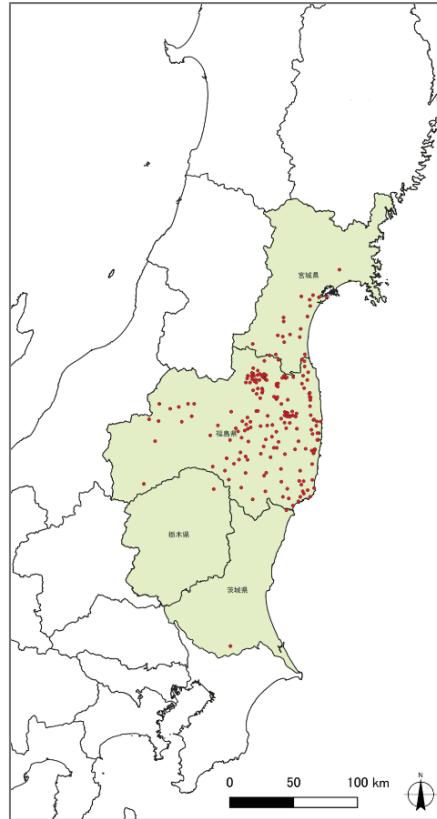
東日本大震災被災地における環境モニタリング調査

モニタリング調査地点図（令和8年度実施事業）

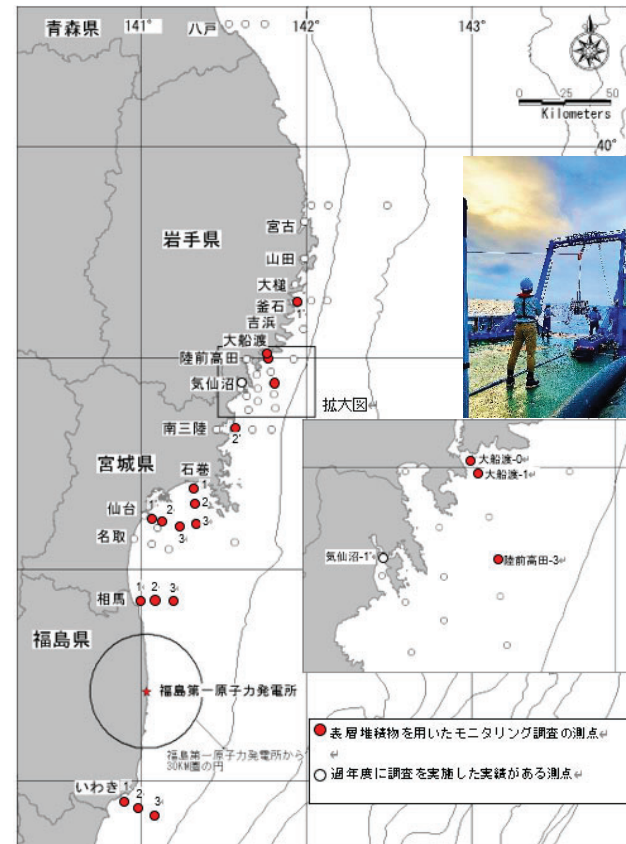
①公共用水域（河川、湖沼、沿岸）



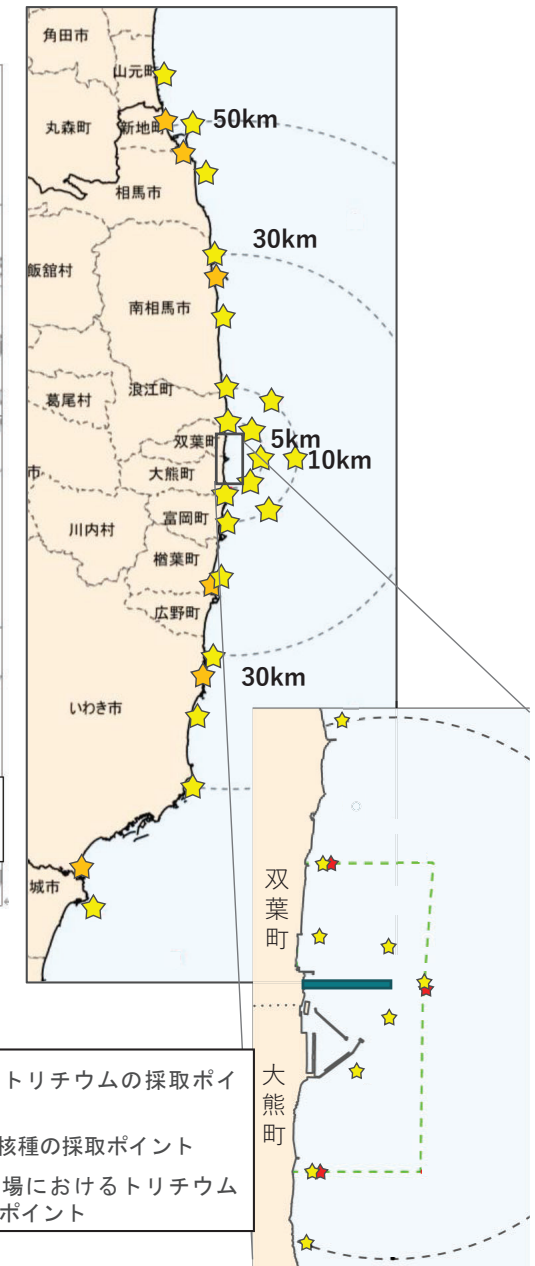
②地下水



③海洋



④ALPS処理水



放射線健康管理・健康不安対策事業費



【令和9年度要求額 970百万円（915百万円）】



研究事業等を通じて、原子力災害被災者に適切な健康管理を講ずるとともに、健康不安の解消を図ります。

1. 事業目的

- ① 放射線の健康影響に係る知見の充実を図る。
- ② 自治体職員や相談員への研修会、車座意見交換会を開催し、放射線健康影響等に関する理解及び不安解消を図る。
- ③ 福島県「県民健康調査」（特に甲状腺検査）の実施体制の充実を図る。
- ④ 放射線健康影響に関する基礎資料の改訂等に加え、正確で効果的な情報発信を行うことで誤解から生じる風評・差別・偏見をなくしていく。

2. 事業内容

- 「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議」の中間取りまとめを踏まえ、①放射線の健康影響に係る調査研究、②特定復興再生拠点区域の避難指示が解除された町村を中心とした、地域における放射線に係る健康不安及び生活上の課題への対応、③福島県の県民健康調査「甲状腺検査」に係る人材育成、④放射線の健康影響等に関する情報収集・対策等を推進しています。
- 令和9年度は情報発信の見直しと強化を図り、従来からの風評払拭に加え、風化対策にも取り組みます。ぐるプロジェクトでは、これまでの成果を踏まえ、『「ふくしまメッセンジャーズ」の活性化』『SNSを駆使した新たな層への発信』『キャラバンを軸としたピッチ型PRへの転換』などを推進します。これらの取組により、正しい理解を促進し、誤解に起因する風評や偏見、差別の防止をさらに進めます。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業/請負事業
- 委託・請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成29年度～

4. 事業イメージ

①【調査研究(公募)】

- ・放射線健康管理に資する線量評価に関する研究
- ・事故に係る身体面・心理面の健康影響及びそのメカニズムに関する研究
- ・事故による放射線不安への対策に資する研究 等

②【リスクコミュニケーション事業】

- ・相談窓口の設置及び相談対応
- ・自治体職員や相談員等の研修
- ・住民セミナー・車座意見交換会・専門家派遣

③【甲状腺検査の充実等】

- ・甲状腺がんを含むサポート体制の充実
- ・甲状腺検査に係る人材育成・検査実施機関への支援

④わかりやすい科学情報を国内外へ発信

基礎資料の改訂と 情報発信



科学情報を
わかりやす
く発信

学びの機会・ 発信の機会の提供



ワークショップの開催等

住民等の
健康管理
不安解消

お問合せ先： 環境省大臣官房環境保健部放射線健康管理担当参事官室 電話： 03-5521-9248

